

法務総合研究所

# 研究部報告

51

来日外国人少年の非行に関する研究

(第2報告)

2013

法務総合研究所

## は し が き

法務総合研究所では、平成24年10月、慶應義塾大学太田達也教授と共同で、研究部報告第47号「来日外国人少年の非行に関する研究（第1報告）」と題し、来日外国人少年の非行実態等を調査した結果をとりまとめて刊行した。同第1報告においては、各種統計資料等に基づき、我が国における外国人を取り巻く現状及び外国人少年による非行・犯罪の特徴や動向を概観した後、少年院在院中の来日外国人非行少年に対する在院時調査の結果に基づき、国籍、在留関係等の属性や非行動機、共犯関係、保護者の状況等から、来日外国人非行少年の非行実態や処遇の状況について分析・検討を加えた。

来日外国人非行少年は、受刑後その多くが退去強制となる来日外国人受刑者と異なり、保護処分等を受けたことだけでは退去強制とはならず、少年院出院後も多くの者が日本に在留することになるため、外国人としての特性を踏まえた再非行防止のための処遇のみならず、その家族関係や交友関係を含めた日本社会への社会復帰に向けた処遇の在り方、永住資格取得等の在留管理を所管する入国管理行政との連携の在り方などについて更に検討を行う必要があった。

そこで、本第2報告においては、第1報告で調査対象となった来日外国人非行少年に対する出院時調査の結果や、少年院、保護観察所、地方公共団体等における実情調査の結果を基に、太田達也教授と共同で、来日外国人非行少年による非行の背景や要因を踏まえた少年院における矯正教育、保護観察における処遇及び地域社会における各種取組の実情と課題並びに我が国における外国人の在留管理制度を踏まえた在留状況、退去強制、永住許可等の実情についての情報を収集し、分析することを試みた。

本第2報告が、来日外国人非行少年の実態の解明の一助となり、その非行防止及び社会復帰に向けた効果的な処遇を検討、実施するための資料としていささかでも活用できるものとなっていれば幸いである。

最後に、今回の調査の実施に際して、多大な御理解と御協力をいただいた関係機関の各位に深甚なる謝意を表する次第である。

平成25年10月

法務総合研究所長 酒 井 邦 彦

# 要 旨 紹 介

## 1 出院時調査等の目的及び方法

少年院を出院する来日外国人非行少年の多くは、退去強制とはならないで、日本に在留するため、少年院・保護観察所等における処遇状況や在留状況を分析するとともに、地域社会における各種取組の実情と課題について情報を収集した上で、来日外国人非行少年の日本社会への社会復帰に向けた処遇の在り方及び入国管理行政との連携の在り方について検討を行う必要がある。

そこで、本研究においては、少年院に在院中の来日外国人非行少年に対する「在院時調査」（主な分析結果は、第1報告で紹介した。調査の対象者は、平成22年6月1日から同年11月30日の間に全国の少年院に在院し、又は新たに収容された外国籍（特別永住者を除く。）を有する少年及び日本国籍を有していても日本語が不自由であるなど日本人少年と異なる配慮を必要とする者（103人）である。）に加え、当該少年の出院に至る処遇状況、出院状況等に関する「出院時調査」を実施した。

出院時調査は、在院時調査の対象者が出院する際、少年院の法務教官が調査票に記入する方式で行ったものであり、出院時調査の対象者（調査対象者）は、在院時調査の対象者103人のうちの90人（調査を終了した平成23年11月30日に在院していた13人を除いている。）である。

そのほか、来日外国人非行少年を比較的多く処遇している多摩、久里浜、瀬戸の各少年院、東京、前橋、名古屋の各保護観察所及び外国人が比較的多く在住している地方公共団体である群馬県太田市、同県邑楽郡大泉町及び愛知県豊田市での聞き取りによる実地調査を実施し、分析に利用した。

## 2 出院時調査等の分析

調査対象者が在院していた少年院の内訳（出院時）は、初等少年院13人、中等少年院75人、医療少年院2人であり、90人中83人（92.2%）が長期処遇であった。

調査対象者の処遇課程は、入出院時ともV<sub>2</sub>（職業能力開発促進法等に定める職業訓練（10か月未満）の履修を必要とする者、又は職業上の意識、知識、技能等を高める職業指導を必要とする者を対象）が最も多く、出院時は過半数を占めており、G<sub>2</sub>（外国人で、日本人と異なる処遇を必要とする者を対象）がこれに次いでいる。G<sub>2</sub>の処遇課程に判定され、同処遇を受けている者については、入院時に、日本語の日常会話が可能な者も一定数いるものの、その主な使用言語は、29人中27人が日本語以外の言語であるなど、日本語能力が大きな判断要素となっていることがうかがわれる。

在院中最も重点を置いて行った指導・教育の上位3つ（「重点的指導」）で多いのは、問題行動指導（73.3%）、基本的生活訓練（66.7%）、職業訓練（43.3%）であり、日本語教

育は16.7%である。処遇課程がG<sub>2</sub>の者で、重点的指導として日本語教育を受けた者のほとんどが、問題行動指導を併せて重点的指導として受けている。

日常会話ができない群は、大半の少年院在院者と同じく職業補導を重点的指導として受けている割合が高いものの、職業訓練を受けている割合は低かった。日常会話ができない者に対する重点的な指導が、比較的高度な職業訓練ではなく、職業指導等にとどまりがちなのは、指導を受ける前提としての日本語能力の低さが影響していると思われる。

溶接の職業補導を受けた者のガス溶接又はアーク溶接の資格取得の割合が高いなど、一定の職業補導種目については、関連する資格・免許取得の成果がうかがわれた。もっとも、職業補導の種目の受講状況や資格・免許取得状況については、出院者全体と比べて調査対象者に際立った特色が見られない。

調査対象者のほぼ全員が、在院中、日本語の日常会話が可能との水準を維持するか、日本語能力を向上させており、少年院での処遇の成果がうかがわれる。特に、重点的指導として日本語教育を受けた群は、それ以外の群と比べ、日本語能力が出院時に向上している割合が高い。

調査対象者の成績評価に関し、全員、入院時には「2級下」の処遇段階にあったのが、「1級上」で出院している。入院時及び出院時の総合評定で見ると、入院時はC又はDであった者が、いずれも出院時にはC以上の総合評定となっているなど、処遇段階が進むにつれ、段階別到達目標が難しくなっていくことを加味すると、総じて、出院時には、入院時からの改善が見られることが読み取れる。また、重点的指導として日本語教育を受けた群は、それ以外の群と比べ、五つの共通項目のうち学習態度の項目で、入院時は不良(c)以下と評価された者が多いのに対し、出院時の評価に有意差はない。また、規範意識、対人関係の項目については、入院時では有意差がないのに対し、出院時では、重点的指導として日本語教育を受けた群に良好(b)以上が多い。重点的指導として日本語教育を受けた者については、学習態度、規範意識、対人関係といった他の共通項目の指導においても、処遇効果が上がっていることがうかがわれる。

出院時の引受人を在留資格(出院時)別に見ると、永住者の9割以上が父又は母を引受人としており、家庭環境が比較的安定していることがうかがわれる。

入国管理局に引渡しになる者以外のほとんどが、出院後の進路は、日本で就職又は就学(希望を含む。)であり、おおむね、出院後も日本に在住する者と言える。

調査対象者の中で、在院中に何らかの資格・免許を取得した73人のうち、就職が決定した者は9人とどまった。在院中に何らかの資格・免許を取得し、進路が日本での就職決定若しくは希望の者に占める就職決定者の割合は、調査対象者群がこれを除く出院者全体群より有意に低い。一般に、少年院での資格・免許取得等は、そこに至る職業補導等の処遇効果を含めて就労につながりやすいと考えられるが、来日外国人非行少年の場合、日本での就労を目指し、職業補導等を受講して資格・免許を取得した場合でも、出院時まで

就職が決まりにくい現状にあることがうかがわれる。

### 3 少年院処遇

#### (1) 来日外国人非行少年の少年院処遇実務

少年院では処遇の個別化の要請に基づき分類処遇が実施されているが、来日外国人非行少年特有の処遇課程として、平成5年に生活訓練課程の一つとしてG<sub>2</sub>が設けられ、12年にG<sub>2</sub>の処遇課程を実施する施設数が増加し、現在の13施設となった。G<sub>2</sub>の処遇課程を実施する少年院では、日本語教育の実施や言語に頼らない教育環境の配慮などを行うことで、効果的な矯正教育を実施してきている。来日外国人非行少年が少年院に入院する場合には、G<sub>2</sub>以外にV<sub>2</sub>やその他の処遇課程の対象者にも分類されるが、いずれの場合も他の少年と一緒に生活しており、矯正教育上の必要に応じて個別の対応を実施している。

#### (2) 来日外国人非行少年の収容状況

来日外国人非行少年の少年院入院者は、平成15年の104人をピークに近年減少傾向にあり、G<sub>2</sub>の処遇課程に判定され、同処遇を受けている来日外国人非行少年の割合も近年低下傾向にある。G<sub>2</sub>の処遇課程に判定され、同処遇を受けている者は、20年までブラジル国籍が7～9割を占めていたが、最近は多国籍化の傾向にあり、特徴として、年長少年、不良集団関係なし、共犯者あり、無職、中学校中退などの割合が若干高く、不安定な要因を多く抱えていることが分かる。

#### (3) 処遇ケースに見る処遇のポイント

来日外国人非行少年の処遇ケースを見ると、問題行動指導、基本的な生活訓練、日本語教育、職業補導、生活環境の調整及びその他の場面において、次のような処遇の必要性や意義がうかがわれる。

① 問題行動指導は、文化の相違を踏まえながら、計画的に、規範意識を培うことに向けた指導等を行うことが重要である。

② 基本的な生活習慣の違いから誤解を招くようなことが散見されるため、基本的な生活訓練は、基本的なしつけ指導を行うことが重要である。出院後は、日本での生活を希望する割合が多いことに鑑みれば、日本での生活習慣様式を学習することは、少年にとって有益である。

③ 日本語教育は、非行に対する内省を進めていく手段としても必要かつ有効である。

④ 来日外国人非行少年は、少年院入院前に無職の者の割合が高いこと、出院後の就職が困難であることがうかがわれること、また、出院後も日本に在留できるかの見通しが立たず、安定就労に向けた考慮にまで思いが至らないことも珍しくないことなどから、少年の出院後の状況を見据え、これに適した職業補導を充実させる必要がある。

⑤ 出院後は、保護者の都合で、元のコミュニティに戻って生活することも多く、交友関係、就労、学業等の問題が解決することはそう多くない。生活環境の調整に当たっては、

保護観察所と少年院が連携し、十分な情報交換に基づく個別的な配慮が必要である。

⑥ その他に、母国語を話す外部協力者の活用や宗教上の配慮等が行われているが、このような個別の特性に配慮した処遇を行うことが、少年の心身の安定等につながると考えられる。

#### 4 保護観察処遇

来日外国人非行少年の保護観察開始人員は、保護観察処分少年・少年院仮退院者ともに平成に入った頃から平成15年頃まで大きく増加したが、ここ数年は、日本人と同じく減少傾向にある。外国人の居住状況の違いから、来日外国人非行少年の保護観察が多く係属する保護観察所とほとんど係属しない保護観察所がある。外国人が集住する地域において来日外国人非行少年を担当する保護司の多くは、保護司以外の立場から外国人の支援等に関わっている人が多く、保護司の地域性・民間性が発揮されている。各保護観察所には、外国人保護観察対象者向けに、多言語の関係書類が整備されているほか、通訳のための予算措置がされている。

来日外国人非行少年の保護観察が多く係属する保護観察所（東京、名古屋及び前橋）における事例調査及び来日外国人非行少年を担当している保護観察官と保護司に対するインタビュー調査によれば、非行化の原因として、学業不振、両親の離婚等の家庭的負因、不良交友など日本人少年の場合と共通する要因が見られたが、これらの要因が形成される過程や改善更生に向けての処遇において、来日外国人非行少年に特有の問題点や障壁が見られる。保護観察処遇において外国人定住者向けの各種支援サービスを社会資源として活用していくことや、文化・価値観の違い等を踏まえた上で、通訳も活用しつつ丁寧に保護者への働き掛けを行い、協力を求めていくことが必要であると言える。

#### 5 地域社会における外国人との共生に向けた取組

我が国に在留する外国人が増加する中で、平成2年（1990年）に出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律が施行されて以降、東海地方や北関東地方の製造産業等を中核とする地方工業都市において、特定の地域に多くの外国人が集住し、コミュニティを形成していくという現象が生じた。これらの地域の地方公共団体における外国人との共生に向けた先駆的な取組事例や課題解決に向けた要請等を受けつつ、政府においても、外国人が暮らしやすい地域社会づくり、外国人の子供の教育の充実、外国人の労働環境の改善、外国人の在留管理制度の見直し等外国人の定住関連施策が順次検討、実施されてきている。本研究において実地調査を行った群馬県邑楽郡大泉町及び愛知県豊田市においては、外国人との共生に向けた取組が早くから行われており、その内容は、日本語教育の充実、児童の教育の機会の確保や学習支援、就労支援並びに住居、コミュニティ及び生活等に関する各種支援や共生のためのルール作り等多岐にわたっている。

## 6 在留期間の更新及び退去強制の状況

調査対象者90人のうち、日本国籍取得者3人、永住者38人及び在留資格未取得者（日本で出生したが、在留資格の取得申請をしないまま在留していた者）2人を除く47人（「出院非永住者」）を分析対象として、調査できた範囲で、少年院入院後の在留期間の更新許可の有無や退去強制手続該当の有無を見た。出院非永住者の国籍等は、調査対象者全体と異なり、フィリピンやタイの比率が高く、ブラジルやペルーの比率が相対的に低くなっているが、これは前者の永住者の割合が低く、後者の永住者の割合が高いためである。在留資格は、大半が定住者であり、これに日本人の配偶者等が約1割で続いている。

少年院在院中に在留期間の更新申請を行ったことが確認できた20人について、来日（日本出生の者は出生）から少年院入院日までの期間の平均をとると、在留期間の更新が許可された者は4,123日（約11.3年）であるのに対し、不許可となった者は2,636日（約7.2年）であった。非行類型で見ると、有意差はなかったものの、強盗・同致死傷、強姦・同致死傷、覚せい剤取締法違反といった重大犯では、7人中4人（57.1%）が在留期間の更新が不許可になっているのに対し、それ以外の非重大犯では、13人中1人（7.7%）のみであった。

出院非永住者47人のうち、退去強制手続が執られたか否かが確認できなかった者を除く29人を分析対象として、退去強制手続が執られたか否かを見ると、「重大犯」と「非重大犯」では、重大犯の方が退去強制手続の執られている割合が有意に高い。また、来日時年齢を日本出生、乳幼児期来日、小学校期来日、中学校期来日、高校期来日の5類型に分けて退去強制手続が執られた者の有無を見ると、日本出生と乳幼児期に来日した者では退去強制手続が執られた者は見られず、高校期に来日した者に退去強制手続が執られる割合が有意に高かった。

在院時調査対象者103人のうち、日本国籍取得者4人を除く99人を分析対象として、永住許可の状況を見た。永住者は、日本で出生した者（日本出生型）11人と出生後日本に来日した者（来日型）33人の計44人（44.4%）である。出身地域ごとの永住者の割合を見ると、南米出身の者で有意に高く、東南アジア出身の者で有意に低い。日本出生型の永住許可時の平均年齢は9.0歳、来日型は同12.6歳で、日本出生型の方が有意に許可年齢が低い。他方、日本出生型は、出生から永住許可までの平均年数は9.0年、来日型は、来日から永住許可までの平均年数は6.0年であり、日本出生型は、出生から10年以上15年未満が経過した後には永住を許可された者の割合が有意に高い。日本出生型の場合、日本で生まれているため、自ずと永住許可時の年齢は低い者が多くなり、来日型は年齢が高くなりがちであるが、永住許可時までの滞在期間で見ると、来日型は日本出生型より短期間で永住許可される者が多いと言えそうである。

初回の家庭裁判所への送致時の処分決定日が不明の者を除く36人の永住者のうち、初回処分決定日以前に永住許可を受けた者が33人（91.7%）と大半を占めた。同33人について、

永住許可日から初回処分決定日までの期間を見ると、平均期間は5.0年で、永住許可を受けてから2年を経過していない者も21.2%見られた。

## 7 まとめ

少年院に在院する来日外国人非行少年は、日本で出生したり、幼少期から日本で育った者も少なくなく、大半が少年院出院後も引き続き日本に定住すると見込まれる。そのため、もはや母国への早期の帰国を前提とすることは実情に合わないのであって、彼らが少年院を出院した後の再非行防止は、我が国における刑事政策上の課題であると言える。

来日外国人非行少年は、日本語能力、教育状況、就労状況、生活状況等を見ても、少年院に在院している日本人少年と比べ、更生に向けてのハンディキャップが大きいと言える。また、日本人少年以上に不良交友が非行の重要な背景になっていることもうかがわれるほか、家庭環境が複雑で不安定な者も少なくなく、保護者の監護・生活環境の調整等の面でも問題が認められる。これらを再非行のリスクと考えると、来日外国人非行少年の再非行防止については、日本人少年と共通の配慮に加え、これとは異なる視点からの処遇や支援が求められる。

来日外国人非行少年に対する日本語教育を含む教育・処遇に関しては、

- ・ 少年院において、地方公共団体による教科教育指導等の成果を取り入れつつ、就職にも役立つような、読み書きを含めた日本語教育の一層の充実を図り、中でも高い年齢で来日した少年などに対しては、充実した日本語教育を始めとする各種教育を改善・向上すること
- ・ ある程度の日本語能力を有する少年については、日本での生活の在り方や社会常識を体得させる観点からも、少年院において、日本人少年と一緒に処遇を積極的に実施すること
- ・ 少年院、保護観察所及び公共職業安定所が連携して、早期の段階から長期的なビジョンによるキャリア形成が可能となるような職業補導・就労支援を実施すること
- ・ 少年院及び保護観察所において、地域の教育実施主体や学習支援教室、日本語教室、就労支援活動等といった社会資源への橋渡しができるように地方公共団体や地域社会との連携を強化すること

等の対策が有効であると考えられる。

また、不良交友離脱や保護者の監護力の強化及び帰住環境の整備に向けては、

- ・ 少年院在院中から少年院、保護観察所及び保護司の間で、少年の抱える問題や帰住先となる地元の状況等について十分な情報交換をし、これを活用した積極的な生活環境の調整や保護者・本人に対する働き掛けを行い、さらに、居住外国人の生活環境の改善の取組等を実施している地域社会ともよく連携すること
- ・ 日本語を理解できない保護者や少年向けの母国語による説明書類の整備や通訳等、処

遇における環境整備を推進した上で、交友関係、就労、学業等について、地元の状況や文化・価値観の違い等を踏まえ、保護者への丁寧な働き掛けを行い、その際には、外国人集住地域で外国人住民と交流等を行うなどしている保護司の地域性・民間性を活用すること

- ・ 少年院及び保護観察所において、入国管理局との連携を強化し、在留資格等を把握し、出院後の見通しを踏まえた上での指導や生活環境調整を行うこと等の対策が有効であると考えられる。

研究部長 関 隆 男

## 来日外国人少年の非行に関する研究（第2報告）

総括研究官	石原香代
総括研究官	宇戸午朗
研究官	田島秀紀
研究官	守谷哲毅
入国審査官	久米輝幸
研究官補	小谷久実子
神戸刑務所分類教育部長（前研究官）	櫛山昇
保護局総務課主任（前研究官補）	藤原志保
共同研究者 慶應義塾大学法学部教授	太田達也

# 目 次

はしがき	i
要旨紹介	ii
第1章 出院時調査等の分析	1
第1節 出院時調査及び分析対象者の概要	1
1 本研究における出院時調査等の目的及び方法	1
2 本報告における分析の概要	1
3 本報告における分析対象	2
第2節 調査対象者の基本属性等	2
第3節 調査対象者の処遇状況等	8
1 在院期間・収容継続事由	8
2 処遇課程	10
3 指導内容等	13
4 日本語能力	20
5 賞票・懲戒	21
6 保護者の面会状況	22
7 成績評価	23
第4節 調査対象者の出院状況	28
1 引受人	28
2 帰住先	30
3 出院後の進路	31
第2章 来日外国人非行少年の処遇	35
第1節 少年院処遇	35
1 来日外国人非行少年の少年院処遇実務	35
2 来日外国人非行少年の収容状況	43
3 来日外国人非行少年の処遇ケース	64
第2節 保護観察処遇	70
1 保護観察処遇の概況	70
2 来日外国人非行少年に対する保護観察処遇事例	71
3 来日外国人非行少年の保護観察処遇上の問題点及び対応策	78

第3節	地域社会における外国人との共生に向けた取組	79
1	はじめに	79
2	外国人集住地域の形成並びに地方公共団体及び国による対応策の展開	80
3	地方公共団体における取組例	82
第3章	出入国管理制度の概況	88
第1節	出入国管理業務及び所管部局等	88
第2節	出入国管理基本計画	88
第3節	外国人の出入国管理に関する制度	89
1	我が国の出入国管理制度の沿革	89
2	出入国管理制度の概要	91
3	来日外国人非行少年に係る制度の概要	99
第4節	来日外国人非行少年の退去強制と永住許可	105
1	分析の目的	105
2	分析対象者の概要	105
3	在留期間とその更新	107
4	退去強制の状況	114
5	永住許可	121
第4章	おわりに	130
参考資料		
1	在留資格一覧表	140
2	永住許可に関するガイドライン	144
3	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき同法別表 第2の定住者の項の下欄に掲げる地位を定める件	145
4	在留資格の変更，在留期間の更新許可のガイドライン	148
5	在留特別許可に係るガイドライン	151
巻末資料		
1	少年院における外国人少年に関する調査票①〈在院時調査票〉	154
	少年院における外国人少年に関する調査票②〈出院時調査票〉	161
2	単純集計表①〈在院時調査〉	165
	単純集計表②〈出院時調査〉	182

# 第1章 出院時調査等の分析

## 第1節 出院時調査及び分析対象者の概要

### 1 本研究における出院時調査等の目的及び方法

外国人少年は、保護処分到处せられただけでは、出入国管理及び難民認定法上の退去強制事由に該当しない。そのため、少年院送致となった来日外国人非行少年でも、多くが出院後も退去強制とならないで日本に在留している。そこで、来日外国人非行少年については、単に、外国人としての特性に応じた適切な処遇の在り方を検討するのみならず、家族関係や在留状況等を踏まえた上での日本社会への社会復帰に向けた処遇及び入国管理行政との連携の在り方を模索することが肝要である。そして、そのためには、在留期間更新、退去強制、永住許可等を含めた在留状況、来日外国人非行少年の非行の背景や要因を踏まえた少年院における矯正教育や保護観察所等における処遇、さらには、地域社会における各種取組の実情と課題について、情報を収集し分析することが求められる。

そこで、本研究においては、少年院に在院中の来日外国人非行少年に対する「在院時調査」に加え、当該少年について、出院までの処遇状況、出院状況等に関する「出院時調査」を実施した。在院時調査の主な分析結果は、研究部報告47「来日外国人少年の非行に関する研究（第1報告）」（以下「第1報告」という。）で紹介したとおりであり、その対象者は、平成22年6月1日から同年11月30日の間に全国の少年院に在院し、又は新たに收容された外国籍（特別永住者を除く。）を有する少年及び日本国籍を有していても日本語が不自由であるなど日本人少年と異なる配慮を必要とする者（103人）である。そして、出院時調査の対象者は、在院時調査の対象者103人のうち、調査終了時点（平成23年11月30日）で在院していた13人を除く90人である。

出院時調査は、在院時調査の対象となった者が出院した際、少年院の法務教官が、出院時調査票（巻末資料1「少年院における外国人少年に関する調査票②〈出院時調査票〉」参照）に記入する方式で行った。

これらの調査のほか、来日外国人非行少年を比較的多く処遇している多摩、久里浜、瀬戸の各少年院、東京、前橋、名古屋の各保護観察所及び外国人が比較的多く在住している地方公共団体である群馬県太田市、同県邑楽郡大泉町及び愛知県豊田市における聞き取りによる実地調査等を実施して実情と課題について情報を収集し、分析に利用した。

### 2 本報告における分析の概要

第1報告で紹介した「在院時調査」の主な分析結果を踏まえ、本報告では、主として、出院時調査の分析及び在院時調査で得られた在留状況等に関するデータの分析を実施した。

すなわち、本報告では、第1報告で明らかにした少年院に在院している来日外国人少年等の特性や非行の背景を踏まえて、矯正教育の状況や在院中及び出院後の出入国管理の実情等を分析した。

### 3 本報告における分析対象

前記のとおり、本研究における調査の対象は、平成22年6月1日から同年11月30日の間に全国の少年院に在院し、又は新たに収容された、①外国籍を有する少年（特別永住者を除く。）、②日本国籍を有していても、日本語が不自由であるなどして日本人少年と異なる配慮を必要とする少年であり、第1報告では、この要件を充たす103人が分析対象となったが、本報告では、そのうち、初めに仮退院した者の出院日である22年6月2日から調査終了時点である23年11月30日までに仮退院又は退院により出院した90人（うち、仮退院が89人、退院が1人）を分析対象（以下「調査対象者」という。なお、入出院時の状況を対比させる場合や在院時調査における調査項目に関する分析の場合等、出院時調査の対象から外れた13人を含めて「調査対象者」とする場合もあり、必要に応じてその旨を明示する。）とした。なお、調査対象者90人中、日本国籍を有する者は3人であった。

また、少年矯正統計調査要領に基づく出所（院）者調査票からデータを得られる項目については、分析対象者の出院時期と重なる平成22年6月から23年11月に少年院を出院した者全て（以下「出院者全体」という。）、又は、これから調査対象者を除いた者を参考値として計上した。なお、出院者全体については、国籍等のデータがとれないため、その中には、22年12月1日以降に入院し、23年11月30日までに出院した外国籍等を有する者が、調査対象者以外にも若干名いると思われ、この点に留意する必要がある。

分析に当たり、クロス表分析<sup>1</sup>やウェルチの検定を実施したが、これらの統計的な検定を実施した場合には、本文中にその旨及び検定結果を示した。

なお、用語遣い、来日時年齢類型や非行名の分類等は、基本的に、第1報告第4章の例によることとする。

## 第2節 調査対象者の基本属性等

調査対象者の基本属性は、**1-2-1表**のとおりである。

---

<sup>1</sup>  $\chi^2$ 検定における期待度数が5未満の項目が全体の20%以上ある場合又は期待度数に1未満の項目がある場合は、フィッシャーの正確確率検定又はモンテカルロ法によった。また、クロス表分析で有意差が見られた場合は、残差分析の結果により検定結果の解釈を行っている。

1-2-1表 調査対象者の基本属性

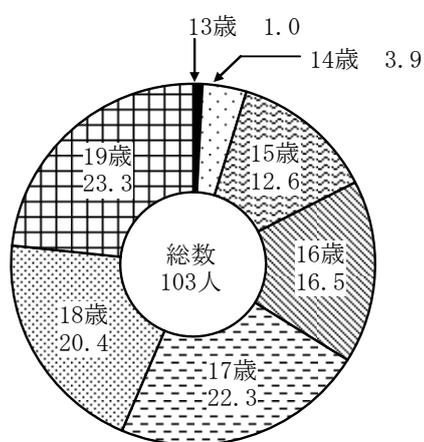
区 分	人 員
総 数	90 (100.0)
性別 男	82 (91.1)
女	8 (8.9)
出院時年齢 15歳	3 (3.3)
16歳	14 (15.6)
17歳	15 (16.7)
18歳	17 (18.9)
19歳	18 (20.0)
20歳	21 (23.3)
21歳	1 (1.1)
22歳	1 (1.1)

注 1 法務総合研究所の調査による。  
2 ( ) 内は、区分別の構成比である。

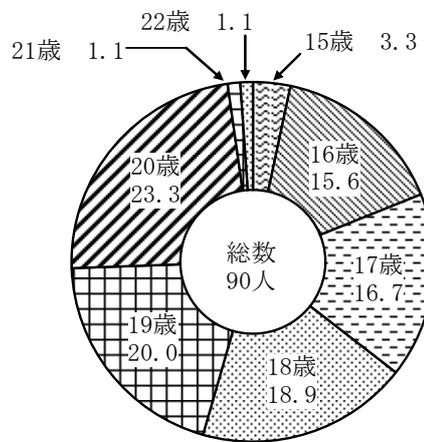
調査対象者の年齢は、1-2-2図及び1-2-3図のとおりである。

1-2-2図 入院時・出院時の年齢別構成比

① 入院時

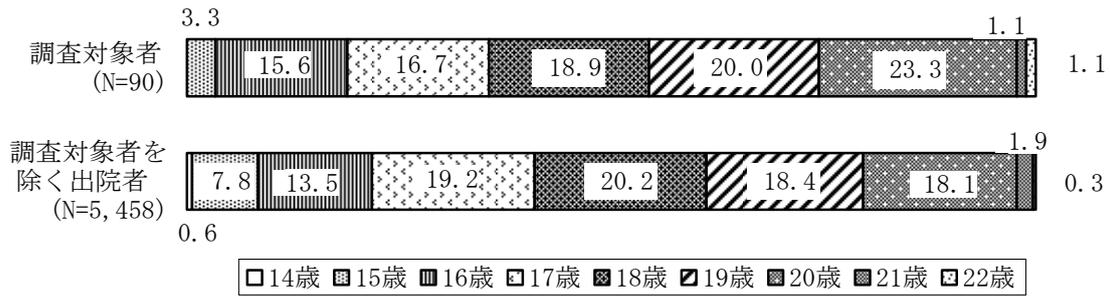


② 出院時



注 法務総合研究所の調査による。

1-2-3 図 出院時年齢別構成比



注 法務総合研究所の調査及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。

調査対象者の出院時における少年院の種類及び処遇区分は、1-2-4表のとおりである。調査対象者のほとんどが長期処遇（92.2%）である。

1-2-4 表 少年院の種類・処遇区分

① 少年院の種類

区 分	出 院 時	(参考) 入 院 時
総 数	90 (100.0)	103 (100.0)
少年院の種類		
初等	13 (14.4)	16 (15.5)
中等	75 (83.3)	85 (82.5)
医療	2 (2.2)	2 (1.9)

② 処遇区分

区 分	人 員
総 数	90 (100.0)
短期処遇	7 (7.8)
一般短期	5 (5.6)
特修短期	2 (2.2)
長期処遇	83 (92.2)
処遇勧告なし	77 (85.6)
処遇勧告あり	6 (6.7)
相当長期	2 (2.2)
比較的短期	1 (1.1)
医療措置後は中等少年院に移送相当	2 (2.2)
特修短期	1 (1.1)

- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 ( ) 内は、区分別の構成比である。  
 3 長期処遇における特修短期の処遇勧告は、医療上移送により医療少年院から出院した者である。

ところで、平成22年に、家庭裁判所が一般保護事件で少年院送致決定をした3,323人<sup>2</sup>のうち、一般短期処遇相当の処遇勧告がなされた者は745人（22.4%）、特修短期処遇相当の

<sup>2</sup> 司法統計年報の数値は、年ごとに計上されているところ、年単位では、平成22年に家庭裁判所で終局処理された群（同年の年報に掲載）が、調査対象者と在院時期が重なる者を最も多く含むと考えられる。

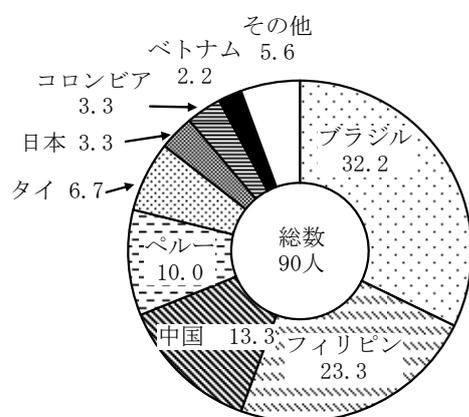
処遇勧告がなされた者は29人（0.9％）であった（司法統計年報による。）。一般に、入院時の処遇課程は、その決定に当たり、家庭裁判所による処遇勧告が最大限尊重される実務を前提とすると、調査対象者は、入院者全体より長期処遇の割合が高いことがうかがわれる。

なお、調査対象者のうち、出院時の少年院の種別が入院時から変更となっている者は、3人であり、それぞれ、初等少年院から中等少年院、医療少年院から中等少年院、中等少年院から医療少年院へ変更されている。

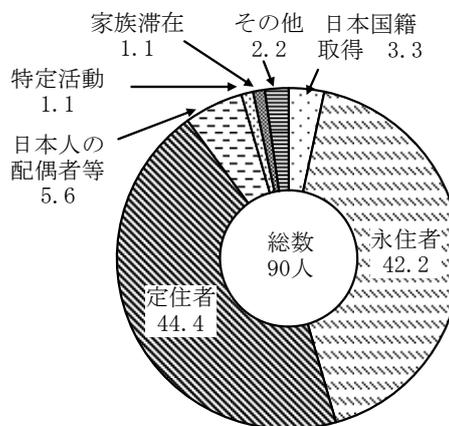
調査対象者の出院時の国籍等及び在留資格は、**1-2-5図**、来日時年齢類型（日本で出生した者は「日本出生者」、外国で出生後來日した者のうち、来日時年齢が0～5歳の者を「乳幼児期」、6～11歳を「小学校期」、12～14歳を「中学校期」、15～17歳を「高校期」としている。以下同じ。）は、**1-2-6図**、主たる非行名は、**1-2-7図**のとおりである。調査対象者は、在院時調査時とほぼ重複する者のため、在院時の調査結果とほぼ同様の特色が見られる（第1報告第4章第2節、第4節及び第5節参照）。

## 1-2-5 図 国籍等・在留資格の状況

### ① 国籍等別構成比



### ② 在留資格別構成比



### ③ 国籍等別在留資格

区分	定住者	永住者	日本人の配偶者等	日本国籍取得	特定活動	家族滞在	その他	全体
ブラジル	13 (44.8)	16 (55.2)	-	-	-	-	-	29 (100.0)
ペルー	3 (33.3)	5 (55.6)	-	-	1 (11.1)	-	-	9 (100.0)
コロンビア	-	2 (66.7)	-	-	-	-	1 (33.3)	3 (100.0)
中国	5 (41.7)	7 (58.3)	-	-	-	-	-	12 (100.0)
フィリピン	14 (66.7)	4 (19.0)	2 (9.5)	-	-	-	1 (4.8)	21 (100.0)
ベトナム	-	2 (100.0)	-	-	-	-	-	2 (100.0)
タイ	3 (50.0)	-	3 (50.0)	-	-	-	-	6 (100.0)
日本	-	-	-	3 (100.0)	-	-	-	3 (100.0)
その他	2 (40.0)	2 (40.0)	-	-	-	1 (20.0)	-	5 (100.0)
<b>全体</b>	<b>40</b> <b>(44.4)</b>	<b>38</b> <b>(42.2)</b>	<b>5</b> <b>(5.6)</b>	<b>3</b> <b>(3.3)</b>	<b>1</b> <b>(1.1)</b>	<b>1</b> <b>(1.1)</b>	<b>2</b> <b>(2.2)</b>	<b>90</b> <b>(100.0)</b>

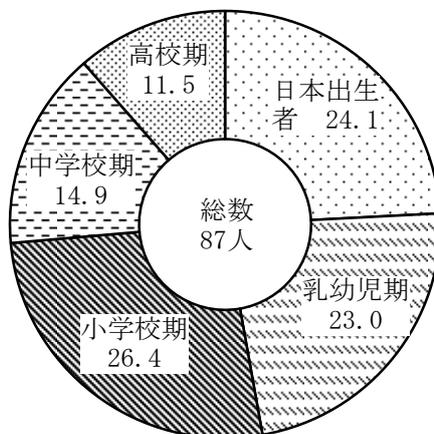
注 1 法務総合研究所の調査による。

2 ①の「その他」は、トルコ、イラン、ボリビア、アメリカ、コンゴ民主共和国が各1人である。

3 ( )内は、構成比である。

## 1-2-6 図 来日時年齢類型の状況

### ① 来日時年齢類型別構成比



### ② 国籍等別来日時年齢類型

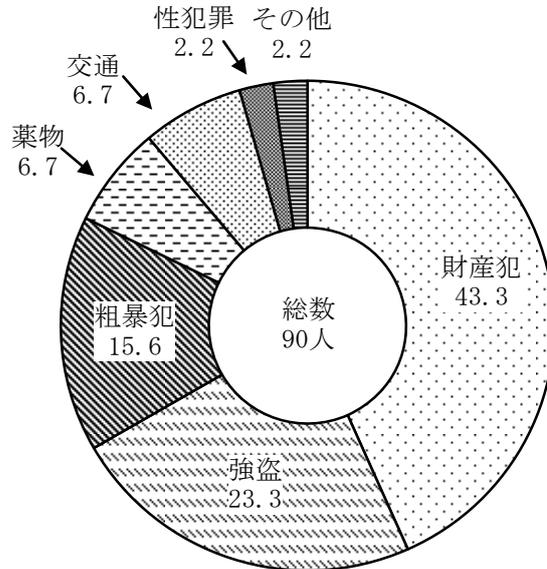
区分	日本出生者	乳幼児期	小学校期	中学校期	高校期	全体
ブラジル	3 (10.3)	10 (34.5)	11 (37.9)	1 (3.4)	4 (13.8)	29 (100.0)
ペルー	3 (33.3)	1 (11.1)	3 (33.3)	2 (22.2)	-	9 (100.0)
コロンビア	1 (33.3)	-	2 (66.7)	-	-	3 (100.0)
中国	4 (33.3)	2 (16.7)	1 (8.3)	3 (25.0)	2 (16.7)	12 (100.0)
フィリピン	4 (19.0)	4 (19.0)	5 (23.8)	6 (28.6)	2 (9.5)	21 (100.0)
ベトナム	1 (50.0)	-	-	-	1 (50.0)	2 (100.0)
タイ	4 (66.7)	1 (16.7)	-	-	1 (16.7)	6 (100.0)
その他	1 (20.0)	2 (40.0)	1 (20.0)	1 (20.0)	-	5 (100.0)
全体	21 (24.1)	20 (23.0)	23 (26.4)	13 (14.9)	10 (11.5)	87 (100.0)

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 ( ) 内は、構成比である。

## 1-2-7図 主たる非行名の状況

### ① 主たる非行名別構成比



### ② 国籍等別主たる非行名

類型	非行名	ブラジル	ペルー	コロンビア	中国	フィリピン	ベトナム	タイ	日本	その他	全体
財産犯	窃盗	12	5	2	6	8	1	1	1	1	37
	詐欺				1					1	1
	横領・背任				1						1
強盗	強盗	2	2		1			1	1	1	8
	強盗致死傷	5	1			4			1	2	13
粗暴犯	傷害	3		1		6		2			12
	恐喝	1						1			2
薬物	覚せい剤取締法	4				1					5
	毒劇法				1						1
交通	自動車運転過失致死傷				1						1
	道路交通法	1	1		1	1	1				5
性犯罪	強姦・同致死傷					1		1			2
その他	児童福祉法				1						1
	ぐ犯	1									1
総数		29	9	3	12	21	2	6	3	5	90

注 法務総合研究所の調査による。

## 第3節 調査対象者の処遇状況等

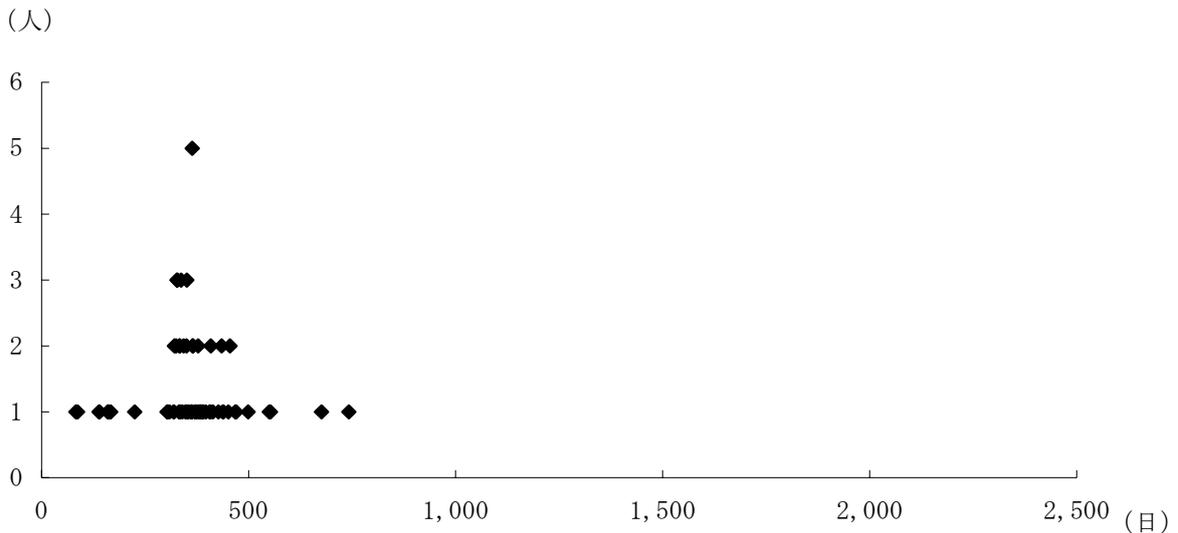
### 1 在院期間・収容継続事由

調査対象者の在院期間の散らばりを示したのが **1-3-1-1図** である。出院者全体では、140日前後と364日前後の2か所を中心に分布が集中し、かつ、70日間から2,005日間の相当広範囲にわたって散らばりが見られるのに対し、調査対象者では、364日前後の1か所を中心に、83日間から742日間で散らばっている（なお、調査対象者には平成23年11月までに出院しなかった13人が含まれないため、在院期間が非常に長期間にわたる者がい

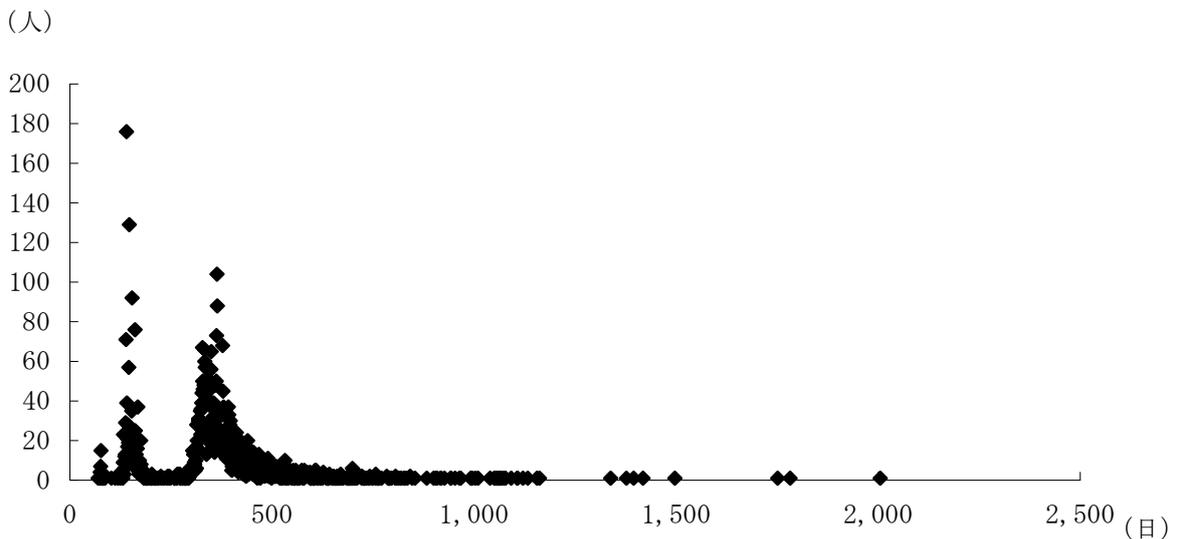
ないのはむしろ当然である。もっとも、当該13人中10人は、22年6月以降の入院者である<sup>3</sup>)。このような在院期間の散らばりの特色の違いは、調査対象者について、9割以上が長期処遇であることが影響していると思われる。

### 1-3-1-1図 在院期間の状況

#### ① 調査対象者



#### ② 出院者全体



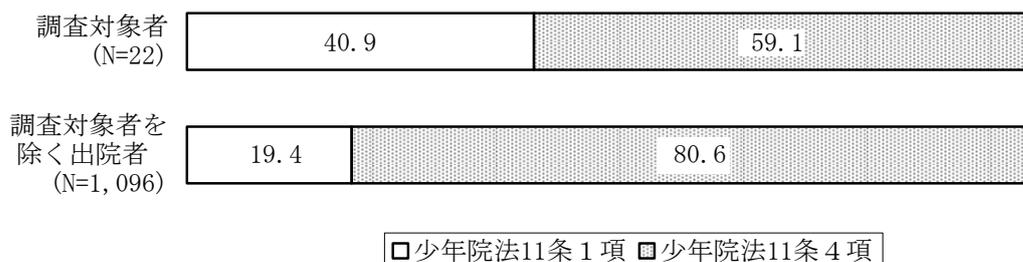
区 分	平均値	中央値	最頻値	標準偏差	最 小	最 大
調査対象者	357.9	355.0	364.0	100.0	83.0	742.0
出院者全体	337.6	349.0	140.0	145.0	70.0	2,005.0

注 法務総合研究所の調査及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。

<sup>3</sup> 最も早く入院した者の入院日は平成21年9月3日である。

少年院在院者は、20歳に達したときに退院するのが原則（少年院法11条1項本文）であるが、少年院の長は、少年院送致後1年を経過しない場合は、送致から1年間に限り収容継続できる（同項ただし書）。また、在院者の心身に著しい故障があり、又は犯罪的傾向がまだ矯正されていないため退院させるに不適當な状況にある場合は、少年院の長の申請に基づき、家庭裁判所が23歳を超えない限度で期間を定めて収容継続を決定する（同条4項）。調査対象者で、同条1項ただし書又は4項の規定により、20歳を超えて少年院に収容継続された者（20歳を超えて現に少年院に在院していた者に限る。）は、22人であったが、その収容継続事由（二つ以上の事由がある場合は、最後の決定に係る事由で計上している。）は、**1-3-1-2図**のとおりである。調査対象者を除く出院者全体では、収容継続事由が家庭裁判所の決定（同条4項）である場合が8割を超えるのに対し、調査対象者では22人中13人（59.1%）にとどまる。

**1-3-1-2図 最終決定収容継続事由別構成比**



- 注 1 法務総合研究所の調査及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。  
 2 実際に収容継続された者に限る。  
 3 1項と4項のいずれの決定も受けた場合については、4項に計上している。

## 2 処遇課程

調査対象者の入院時（出院時調査の対象ではない13人を含む。）及び出院時の処遇課程の構成比は、**1-3-2-1図**のとおりであり、出院時処遇課程の構成比について、調査対象者を除く出院者全体と対比させたのが、**1-3-2-2図**である。入院時、出院時とも、V<sub>2</sub>（職業能力開発促進法等に定める職業訓練（10か月未満）の履修を必要とする者又は職業上の意識、知識、技能等を高める職業指導を必要とする者を対象とする処遇課程）、G<sub>2</sub>（外国人で、日本人と異なる処遇を必要とする者を対象とする処遇課程）<sup>4</sup>の割合が高いが、出院時では、V<sub>2</sub>が過半数に達している。なお、当然のことであるが、調査対象者を除く出院者全体と比べ、G<sub>2</sub>の占める割合が高い。

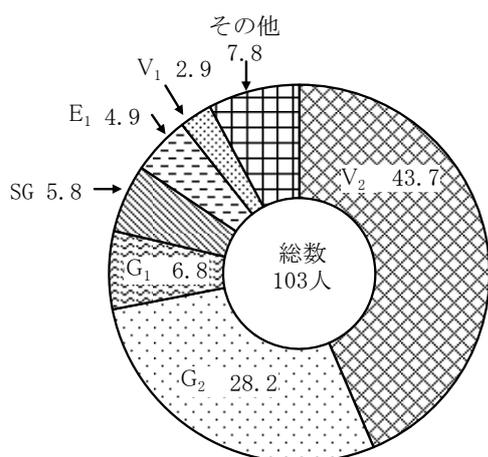
実地調査を実施したある少年院の法務教官からの聞き取りによれば、日本語が全くでき

<sup>4</sup> G<sub>2</sub>、V<sub>2</sub>以外の処遇課程の対象者等については、第2章第1節1項（1）ア（ウ）2-1-1-2表を参照。

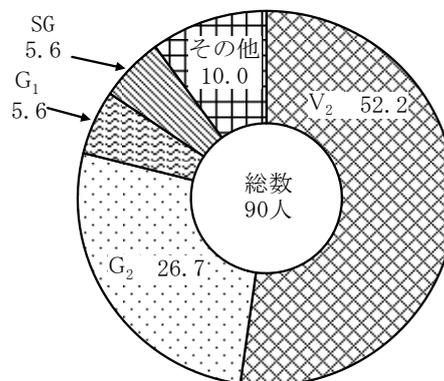
ない来日外国人非行少年が減少してきており、ある程度の日本語能力がある少年は、日本人と一緒に処遇をすることによって実践的に日本語能力を向上させるケースが近年増えているとの所感があり、調査対象者の処遇課程において、 $G_2$ ではなく、 $V_2$ が最も多いのは、こうした実務の実情を反映したものと思われる。

1-3-2-1図 入院時・出院時の処遇課程別構成比

① 入院時

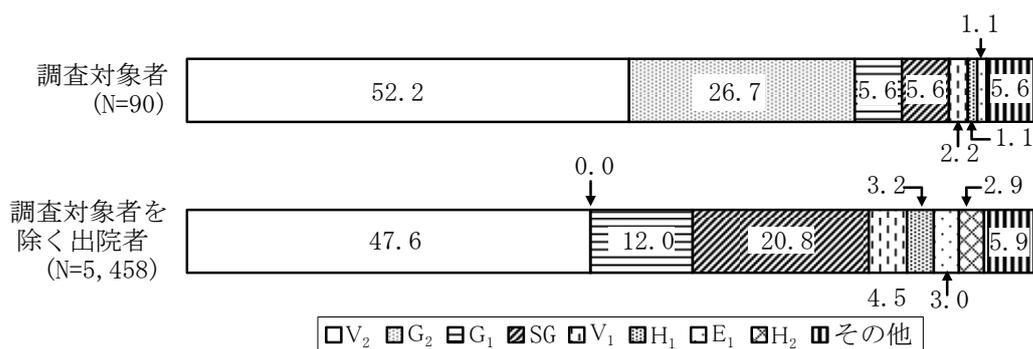


② 出院時



- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 ①の「その他」は、 $G_3$ 、 $H_1$ 及び $P_1$ がそれぞれ2人、 $O$ 及び $H_2$ がそれぞれ1人であり、②の「その他」は、 $O$ 、 $V_1$ 及び $P_1$ がそれぞれ2人、 $E_1$ 、 $E_2$ 及び $H_1$ がそれぞれ1人である。  
 3  $V_1$ 、 $E_1$ 、 $SG$ 等は処遇過程であり、詳細は2-1-1-2表参照。

1-3-2-2図 出院時処遇課程別構成比



- 注 1 法務総合研究所の調査及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。  
 2 調査対象者の $H_2$ 該当者は0人であった。

在院時調査の対象者（出院時調査の対象ではない13人を含む。）のうち、入院時の処遇課程が $G_2$ 又は $V_2$ の者の来日年齢等及び日本語能力の状況は、1-3-2-3表のとおりである。

### 1-3-2-3表 入院時の処遇課程がG<sub>2</sub>・V<sub>2</sub>の者の来日年齢・日本語能力

#### ① 来日年齢等

区 分	G <sub>2</sub>	V <sub>2</sub>
総 数	29 (100.0)	45 (100.0)
日本出生	1 (3.4)	14 (31.1)
乳幼児期来日	3 (10.3)	12 (26.7)
小学校期来日	7 (24.1)	12 (26.7)
中学校期来日	7 (24.1)	5 (11.1)
高校期来日	8 (27.6)	2 (4.4)
日本国籍	3 (10.3)	-

#### ② G<sub>2</sub>の者の入院時の日本語能力（主な使用言語別）

区 分	日本語以外の言語を使用	日本語を使用
総 数	27 (100.0)	2 (100.0)
日常会話可	12 (44.4)	2 (100.0)
簡単な会話なら可	7 (25.9)	-
片言の会話のみ可	2 (7.4)	-
会話ほぼ不可	6 (22.2)	-

- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 在院時調査の対象者についての表である。  
 3 ( )内は、区分別の構成比である。

日本国籍を取得した者を除いて、来日年齢で見ると、入院時の処遇課程がG<sub>2</sub>の者の26人中22人が、小学校期以降来日であるのに対し、V<sub>2</sub>の者の過半数（45人中26人）は、日本出生又は乳幼児期に来日した者である（**同表①**）。

入院時の処遇課程がG<sub>2</sub>の者の日本語能力は、「日常会話可」の者が相当数いるものの、「簡単な会話なら可」が7人（「簡単な会話なら可」の者は、全体（103人中）では11人）、「片言の会話のみ可」及び「会話ほぼ不可」は、2人及び6人（同各レベルに該当する全員に当たる。）であるほか、G<sub>2</sub>の29人中27人が入院時に日本語以外の言語を主な使用言語としている。日本語を主な使用言語とし、かつ、日常会話可の2人のうち1人<sup>5</sup>は、日本語の理解が不十分であり、両親ともほとんど日本語を理解できない者であり、日本語教育指導が、在院中最も重点を置いて行った指導・教育の上位三つ（「以下「重点的指導」という。後記3項（1）参照）の一つになっていた者である。これらのことから、入院時にG<sub>2</sub>と判定された場合は、日本語能力が大きな判断要素となっていることがうかがわれる。なお、入院時の処遇課程がG<sub>2</sub>の者のうち5人（出院時調査の対象ではない者を含む。）は、在院時調査時点で日本語教育を実施していないが、このうち出院時の処遇課程もG<sub>2</sub>であった3人<sup>6</sup>については、入出院時とも日常会話可能な水準に達している者であった（当該3人の

<sup>5</sup> 他の1人は、出院時調査の対象ではないため、重点的指導項目等は不明である。

<sup>6</sup> 残りの2人のうち1人は、出院時調査の対象ではない者であり、もう1人は出院時までにV<sub>2</sub>に変更している。

重点的指導の内容には、職業訓練、進路指導及び基本的な生活訓練が含まれ、最上位は（いずれも職業訓練であった。）。

1-3-2-4図のとおり、調査対象者には、入院時と出院時の処遇課程が異なる者が散見される。処遇課程がE<sub>1</sub><sup>7</sup>からV<sub>2</sub>に変更された4人は、いずれも、14,15歳の比較的低年齢で初等少年院に入院した者であり、在院中に年齢が上がったことに伴い、教科教育中心から職業補導中心の処遇課程に変更されたものと思われる。処遇課程がG<sub>2</sub>からV<sub>2</sub>に変更された2人は、いずれも、日本語以外の言語を主な使用言語とする者であるが、1人は、入院時より出院時の日本語能力が向上して「日常会話可」になった者であり、もう1人は、入院時、出院時とも「日常会話可」であった者である。

1-3-2-4図 処遇課程の変動

入院時		出院時	
V <sub>2</sub>	40人	V <sub>2</sub>	47人
E <sub>1</sub>	4人		
G <sub>2</sub>	2人		
P <sub>1</sub>	1人		
G <sub>2</sub>	23人	G <sub>2</sub>	24人
V <sub>2</sub>	1人		
S G	4人		
V <sub>2</sub>	1人	S G	5人
G <sub>1</sub>	5人		
O	1人	O	2人
S G	1人		
P <sub>1</sub>	1人	P <sub>1</sub>	2人
S G	1人		
V <sub>1</sub>	2人	V <sub>1</sub>	2人
E <sub>1</sub>	1人	E <sub>1</sub>	1人
H <sub>1</sub>	1人	H <sub>1</sub>	1人
V <sub>2</sub>	1人	E <sub>2</sub>	1人

注 法務総合研究所の調査による。

### 3 指導内容等

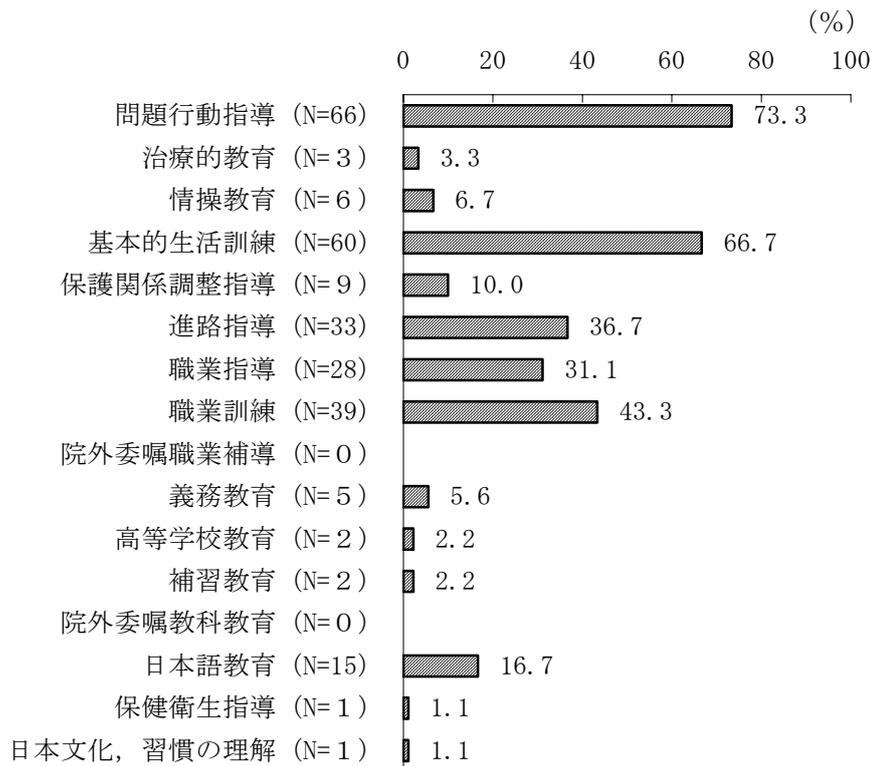
#### (1) 重点的指導の内容

##### ア 調査対象者の重点的指導の内容

調査対象者の重点的指導の内容は、1-3-3-1図のとおりである。

<sup>7</sup> 義務教育課程の履修を必要とする者のうち、12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を対象とする処遇課程である。

1-3-3-1 図 重点的指導の内容別該当者の比率



注 1 法務総合研究所の調査による。

2 「重点的指導」は、上記指導内容の中から各調査対象者が重点的に受けた指導のうち上位3つを選択したものであり、1～3位までそれぞれ計上している。

3 各重点的指導を受けた者の比率である。

4 ( )内は、実人員である。

調査対象者の特性から、必然的に、日本語教育該当者が多いのが特色である。ただし、日本語教育が重点的指導となっている者は、出院時の処遇課程がG<sub>2</sub>の者24人中11人とどまり、V<sub>2</sub>の者では47人中4人のみである。

なお、日本語教育を重点的指導とする15人中9人の最上位の重点的指導は、問題行動指導であり、日本語教育を最上位の重点的指導としている者はG<sub>2</sub>の1人のみであった。また、出院時の処遇課程がG<sub>2</sub>で、日本語教育が重点的指導に含まれる11人中10人が他の重点的指導として問題行動指導を受けている。実地調査における少年院法務教官からの聞き取りでも、日本語教育を実施する少年には、問題行動指導、基本的生活訓練及び職業指導を実施するケースが多い印象があるとの所見が得られた。G<sub>2</sub>の問題行動指導は、「非行に関する問題について、個別の事情等に配慮して指導する」とされている<sup>8</sup>ところ、日本語教育を必要とする者については、単なる言葉の問題があるだけでなく、その辺縁の、それ

<sup>8</sup> 平成8年11月27日付け矯教第2952号矯正局長通達「少年院における教育課程の編成、実施及び評価の基準について」による。なお、V<sub>2</sub>の問題行動指導は、同通達上、「同じ問題を有する在院者の集団を編成し、その固有の問題について集中的に指導する」ものとされている。

ぞれの文化や環境その他社会生活に適応する上での「個別の事情等」が存在することから、両者が共に重点的指導となっていることが考えられる。

### イ 重点的指導と日本語能力

入院時に日常会話が可能なレベルにないなど、日本語能力に課題があった者が相当数おり、指導内容との関係を見るために、入退院時それぞれの日本語能力を、「日常会話可」とそれ以外とに二分<sup>9</sup>した上、各重点的指導の該当の有無との関係についてフィッシャーの正確確率検定をしたところ、幾つかの重点的指導で有意差が見られた。

まず、入院時に日常会話ができない群及び退院時に日常会話ができない群は、いずれも、日本語教育指導の該当割合（入院時40.0%、退院時41.7%）が高い（入院時 $p < .05$ 、退院時 $p < .05$ ）。重点的に日本語教育指導を受けた者15人のうち、退院時に日常会話可能な水準に達していない者は5人であり、内訳は、処遇課程が $G_2$ の者が4人、 $V_2$ の者が1人である。もっとも、 $G_2$ の者のうち3人は、入院時の「会話ほぼ不可」から、退院時に「簡単な会話なら可」に向上している。

なお、主な使用言語が日本語であるにもかかわらず、重点的指導として日本語教育を受けた者が4人いるが、いずれも、保護者の日本語能力が十分ではない（「簡単な会話可」2人、「会話ほぼ不可」2人）。それぞれの内訳は、処遇課程が $V_2$ の者が2人、 $E_1$ の者が1人、 $G_2$ の者が1人である。

他に、入院時又は退院時に日常会話ができない群いずれについても、日常会話ができない群の該当割合が高かった重点的指導は、情操教育（入院時 $p < .01$ 、退院時 $p < .01$ ）及び職業指導（同 $p < .01$ 、同 $p < .01$ ）である。これに対し、職業訓練の該当割合は、入院時では明らかな差は見られなかったものの、日本語能力の向上を踏まえた退院時で見ると、日常会話ができない群で低い（ $p < .05$ ）。少年院在院者の大半が職業補導（職業訓練か職業指導のいずれか又は両方）を受ける実情からすると、日常会話ができない者に対する重点的な指導内容が、職業訓練ではなく職業指導等が多いのは、指導を受ける前提としての日本語能力が影響していると思われる。実際、実地調査を実施した少年院の法務教官からの聞き取りによれば、職業訓練の実施にはある程度以上の日本語能力が必要とのことであり、また、日常会話ができない群に多かった情操教育の一例として、植物の栽培や熱帯魚等の生き物の飼育等、言語能力をそれほど必要としない指導が実施されているとのことであった。

そのほか、基本的な生活訓練（ $p < .05$ ）及び進路指導（ $p < .01$ ）は、入院時に日常会話ができない群の該当割合が低く、問題行動指導（ $p < .05$ ）は、退院時に日常会話ができない群の該当割合が高い（日本語教育と問題行動指導等との関係について前記ア参照）。

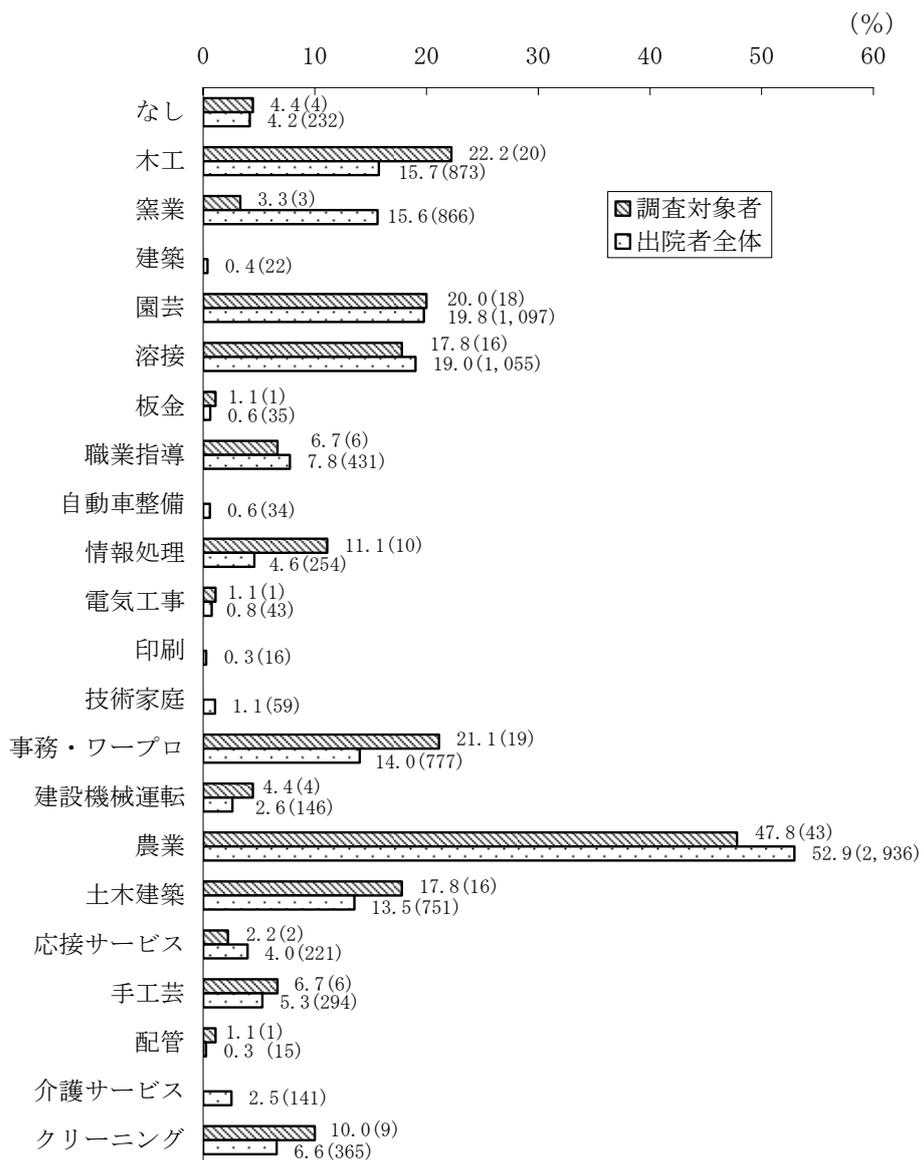
---

<sup>9</sup> 退院時では、「日常会話可」と「簡単な会話なら可」の者に分かれ、これ以外の「片言の会話のみ可」又は「会話ほぼ不可」の者はいなかった（後記4項参照）。

## (2) 職業補導

調査対象者の職業補導の内容は、1-3-3-2図のとおりである。出院者全体とは、計上方法が若干異なるため、単純に対比することはできないが、調査対象者に際立った特色は見られないことがうかがわれる。

1-3-3-2図 職業補導の内容別該当者の比率



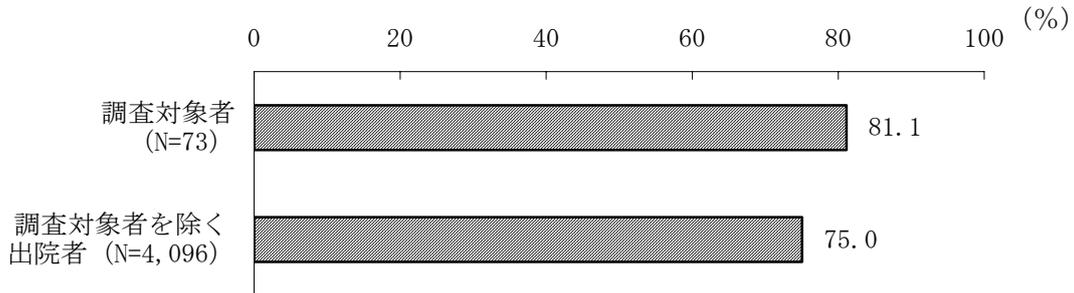
- 注 1 法務総合研究所の調査及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。  
 2 調査対象者については、複数選択をしており、出院者全体については、主たるもの3つまでを選択している。  
 調査対象者において、1人で4つの職業補導を受けた者は9人であり、他は3つ以下である。  
 3 各職業補導を受けた者の比率である。  
 4 ( )内は、実人員である。

### (3) 資格・免許取得状況

調査対象者の資格・免許の取得状況は、**1-3-3-3図**のとおりである。いずれかの資格・免許の取得の有無（**同図①**）について、 $\chi^2$ 検定を実施したところ、調査対象者とこれを除く出院者全体との間に有意差は見られなかった。**同図②**は、調査対象者と出院者全体それぞれについて、取得した資格・免許の状況（複数計上）を見たものであるが、出院者全体については、取得した資格・免許を最大三つまで計上し、かつ、受講した職業補導の種目との関連の有無によって分けて計上しているのに対し、調査対象者では、取得した全ての資格・免許を受講した職業補導の種目との関連の有無にかかわらず合わせて計上している。計上方法が異なるため、資格・免許取得状況の統計的な比較はできないが、それぞれの計上方法の違いを前提に同図を見る限り、両者の間に顕著な違いは見られないことがうかがわれる。

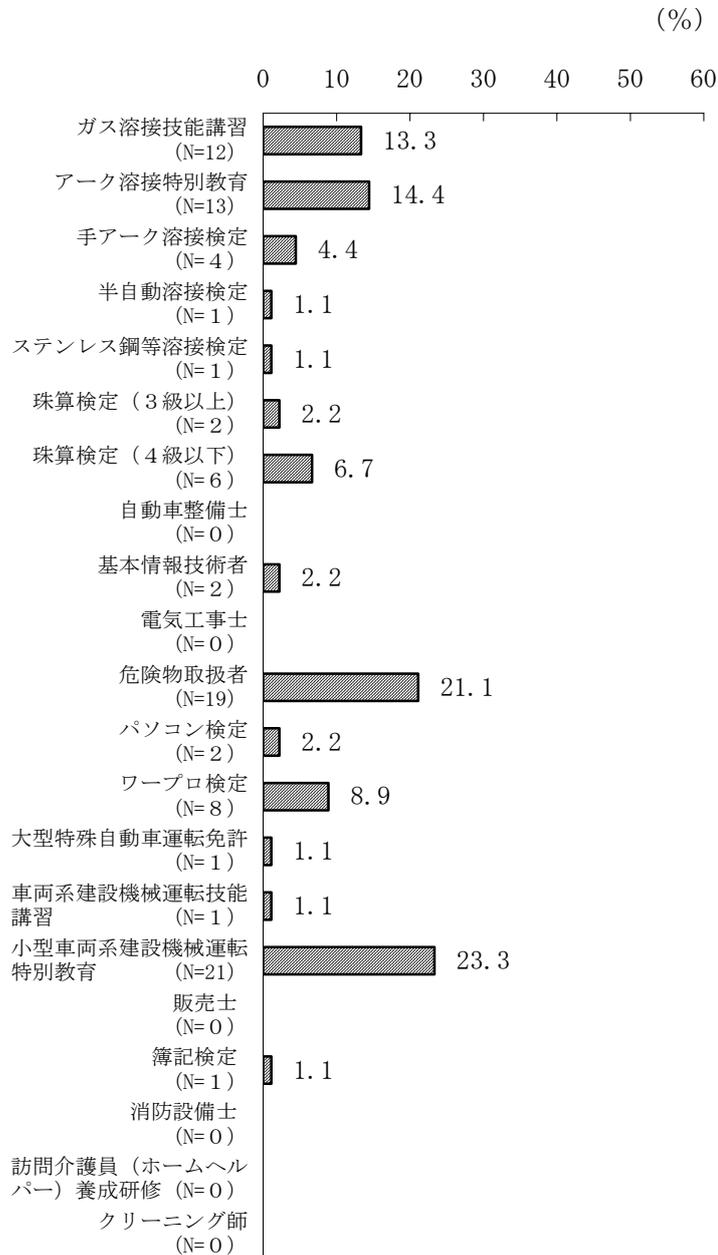
### 1-3-3-3 図 資格免許取得者の比率

#### ① いずれかの資格免許取得率



#### ② 各資格免許の取得率

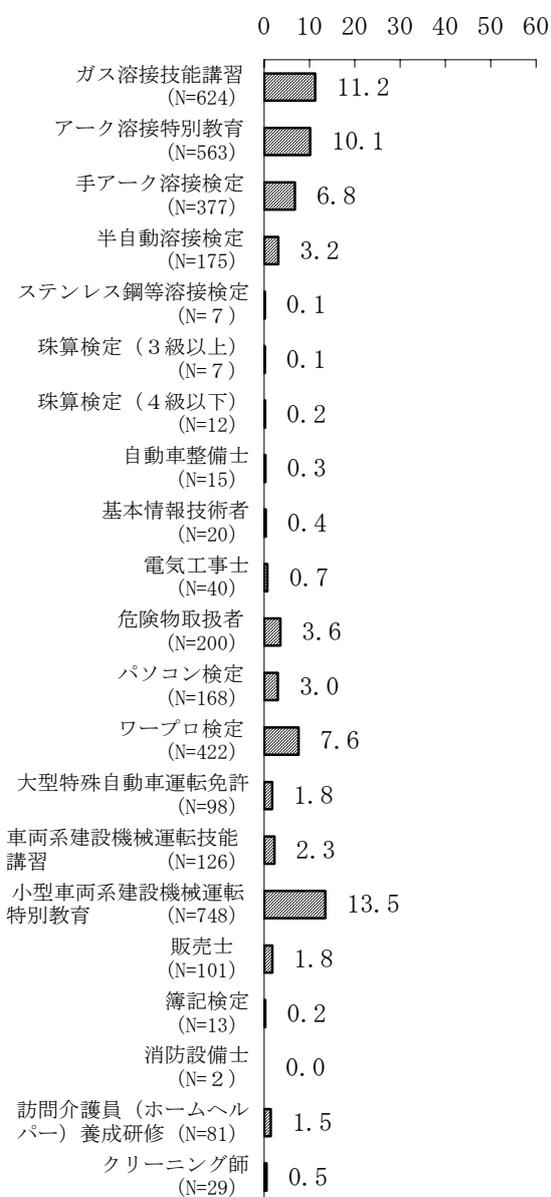
##### ア 調査対象者



(参考)

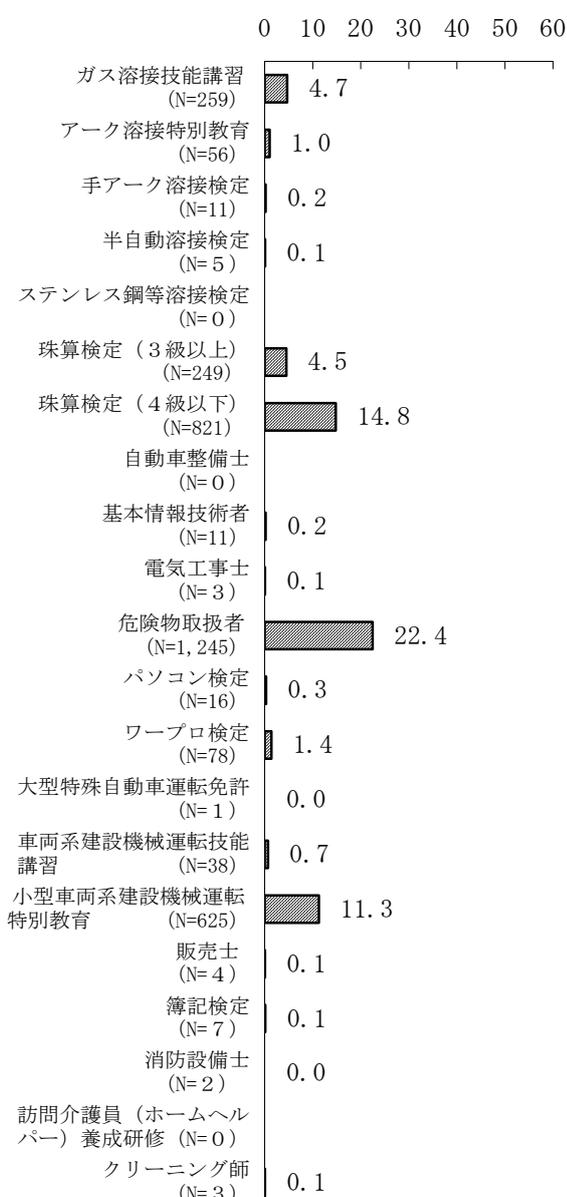
イ 出院者全体(職業補導に関連のあるもの)

(%)



ウ 出院者全体(職業補導に関連のないもの)

(%)



- 注 1 法務総合研究所の調査及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。  
 2 ②のアについては、複数選択をしており、同イ及びウについては、主たるもの3つまでを選択している。調査対象者において、1人で4つの資格・免許を取得した者は2人、7つを取得した者は1人であり、他は3つ以下である。  
 3 各資格・免許を取得した者の比率である。  
 4 ( )内は、実人員である。

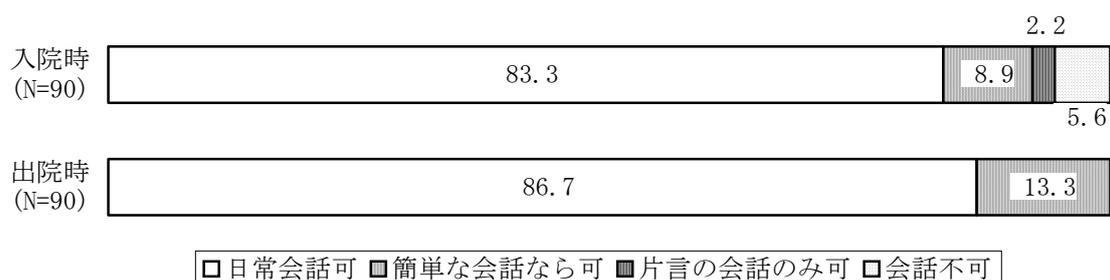
調査対象者について、職業補導の内容と関連する資格・免許取得との関係を見るため、溶接の職業補導の受講とガス溶接資格の取得の関係といった、職業補導の各種目の受講の有無とその内容が関連する資格・免許の取得の有無の関係について、フィッシャーの正確確率検定を実施した。溶接の職業補導を受けた者のガス溶接 ( $p < .01$ ) 又はアーク溶接

( $p < .01$ ) 取得, 建設機械運転 ( $p < .05$ ) 又は土木建築 ( $p < .01$ ) の職業補導を受けた者の小型車両系建設機械運転取得, 事務・ワープロの職業補導を受けた者のワープロ検定取得 ( $p < .01$ ) の割合がいずれも高いなど, 一定の職業補導種目については, 関連する前記資格・免許取得に向けた一定の成果がうかがわれた。一方, 例えば, 情報処理の職業補導を受けた者について, 同種目と関連するワープロ検定取得割合は高いものの ( $p < .01$ ), 同じく関連する資格・免許である基本情報技術者やパソコン検定取得には同種目の職業補導を受けた者との間に有意差が見られないなど, 職業補導と関連する資格・免許取得状況に関係性が見られないものもあつた。もつとも, 職業補導は, 職業に関する教育活動であつて, 勤労を重んずる態度を育成し, 勤労の習慣を体得させようとするものでもあり, 必ずしも特定の資格・免許の取得自体を主目的としているものではない。

#### 4 日本語能力

調査対象者の入院時と出院時の日本語能力を対比したのが, **1-3-4-1図**である。入院時と異なり, 出院時は, 日本語能力向上の結果, 「片言の会話のみ可」又は「会話ほぼ不可」のレベルの者がいない上, 調査票の自由記述の記載等から把握し得る状況を併せ考慮すると, ほぼ全員が, 在院中に, 日本語能力を向上させ, 又は, 「日常会話可」以上の水準を維持している。少年院での処遇の成果として, 調査対象者の日本語能力が向上していることがうかがわれる。さらに, 重点的指導として, 日本語教育を受けた群は, それ以外の群と比べ, 日本語能力が出院時に向上している割合が高かつた (フィッシャーの正確確率検定による。  $p < .05$ )。

**1-3-4-1図 入院時・出院時の日本語能力別構成比**

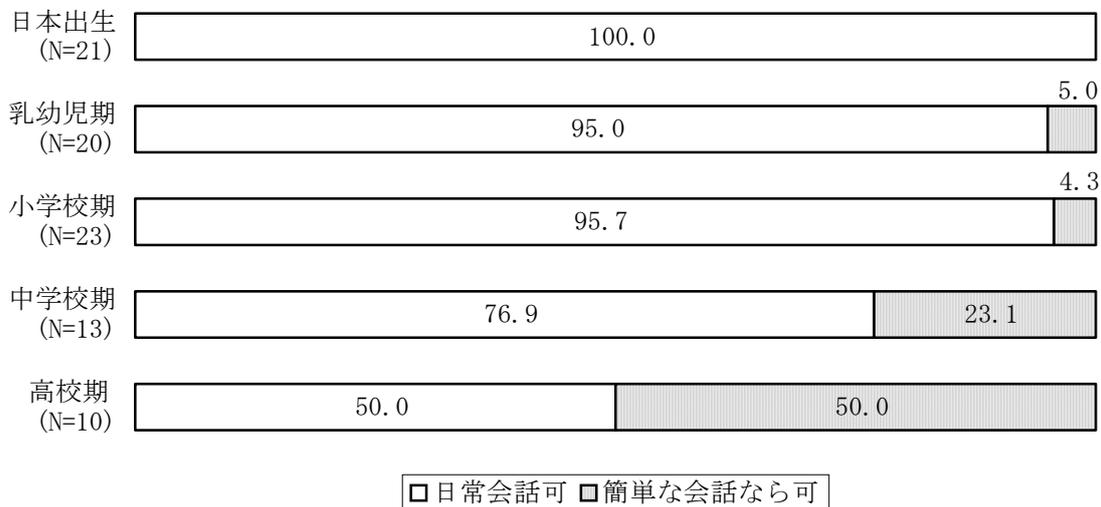


- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 出院時は, 「片言の会話のみ可」及び「会話不可」の者は0人であつた。  
 3 ( )内は, 実人員である。

調査対象者のうち日本国籍を有している者3人を除いた87人の出院時における日本語能力を来日時年齢類型別に見ると, **1-3-4-2図**のとおりである。全体としては, 向上が見られるものの, 出院時に日常会話可能な水準に達しなかつた者は, 中学校期以降に

来日した者が23人中8人、高校期に来日した者に限ると10人中5人に上り、入院時に見られた日本語能力の差と同じく、来日時期が遅いの方が処遇を経た出院時点でも日本語能力に課題を残しやすいことがうかがわれる。

1-3-4-2図 出院時の日本語能力別構成比（来日時年齢別）



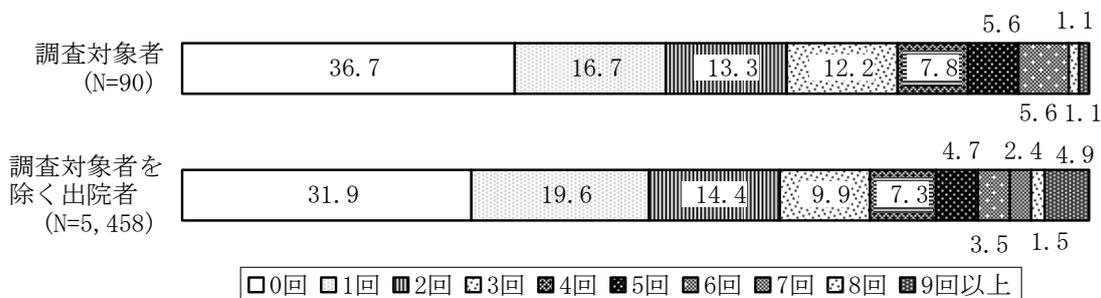
- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 日本国籍の者を除く。  
 3 ( ) 内は、実人員である。

## 5 賞票・懲戒

### (1) 賞票

調査対象者の在院期間中の賞票回数は、1-3-5-1図のとおりである。なお、在院期間の長短にかかわらず、賞票回数を計上しているため、調査対象者を除く出院者全体の状況と対比させて見る場合は、それぞれの在院期間の分布の違いを加味する必要があることに留意すべきである。

1-3-5-1図 在院期間中の賞票回数別構成比（比較）

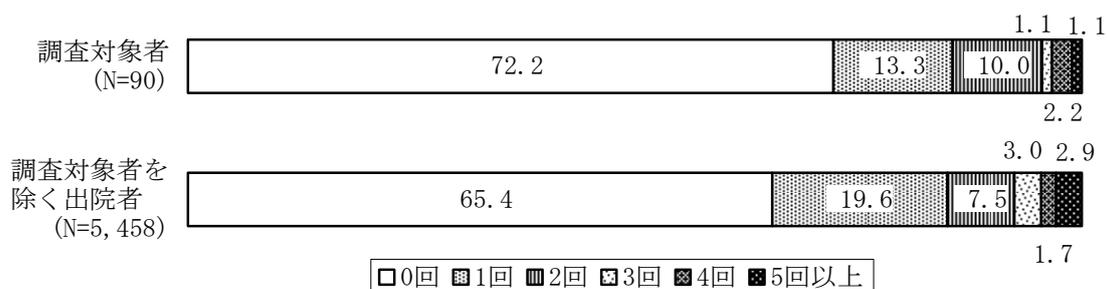


注 法務総合研究所の調査及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。

## (2) 懲戒

調査対象者の在院期間中の懲戒回数は、**1-3-5-2図**のとおりである。ここでも、調査対象者を除く出院者全体の状況と対比させて見る場合は、それぞれの在院期間の分布の違いを加味する必要があることに留意すべきである。

**1-3-5-2図 在院期間中の懲戒回数別構成比（比較）**



注 法務総合研究所の調査及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。

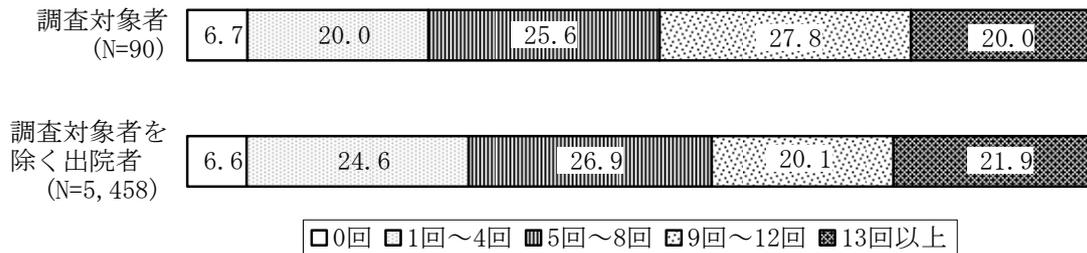
生育環境による影響を見るために、調査対象者について、保護者の養育態度が「虐待的・暴力的」、「養育拒否」又は「ネグレクト」（以下まとめて「虐待的養育態度」という。）の者とそれ以外の者（同「虐待的養育態度なし」という。）で二分し、懲戒の有無との関係について、フィッシャーの正確確率検定をしたところ、「虐待的養育態度」の者の方が懲戒を受けた割合が有意に高かった ( $p < .05$ )。

また、調査対象者について、不良集団関係の有無によって懲戒の有無に有意差は見られなかったが（フィッシャーの正確確率検定による。 $p = .083$  n. s), それぞれの群における月平均懲戒回数の平均値の差について、ウェルチの検定を実施したところ、不良集団関係があった者の方が月平均懲戒回数が有意に多かった ( $t(81.357) = 2.152$   $p < .05$ )。

## 6 保護者の面会状況

調査対象者の在院期間中の家族・親族による面会回数は、**1-3-6図**のとおりである。調査対象者を除く出院者全体の状況と対比させて見る場合は、ここでも、それぞれの在院期間の分布の違いを加味する必要があることに留意すべきである。

1-3-6 図 在院期間中の親族の面会回数別構成比（比較）



注 法務総合研究所の調査及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。

次に、調査対象者の保護者の養育態度によって面会頻度に違いがあるかを見るために、「虐待的養育態度」の有無と家族・親族による月平均面会回数の関係について、ウェルチの検定を実施したところ、「虐待的養育態度」の者の方が、月平均面会回数が有意に少なかった ( $t(18.396) = 2.318$   $p < .05$ )。

出身地域による特色を見るために、調査対象者（日本国籍の3人を除く。）の国籍等を、ブラジル、その他南米（ペルー、コロンビア、ボリビア）、中国、フィリピン及びその他に五分し、家族・親族の面会頻度（月平均面会回数が多い順に並べ、各群の度数が等しくなるように三分割して、各群を、月平均面会回数が多い順に、「高」、「中」及び「低」として分析した。）との関係を見たところ、その他南米について、面会頻度が高い者の割合が有意に高かった（モンテカルロ法による。 $p < .05$ ）。

## 7 成績評価

少年院での成績評価は、個人別に評価すべき事項（個人別項目）に加え、規範意識、基本的な生活態度等の五つの共通に評価すべき項目（共通項目）で実施され、さらに、両方の項目の評価結果を総合的に審査した総合評定がなされる。いずれも、在院者について、処遇段階（級）ごとに、aないしe（個人別項目及び共通項目の場合。aが最も良く、eが最も悪い。）の評定又はAないしE（Aが最も良く、Eが最も悪い。）の総合評定で評価される（成績評価の方法等については、第2章第1節1項（1）イ参照）。

成績評価は、在院者ごとに定められた評定尺度に従った、いわば絶対評価であるが、各人の教育目標の達成度及び教育課程における努力の度合いによって評価者により総合的に判断されるものである。加えて、そもそも各人に設定される個人別教育目標及びこれに基づく段階別到達目標が異なる上、それぞれ、処遇段階（級）が進むごとに段階別到達目標が変わる。そのため、調査対象者間の厳密な比較や各人の成績の向上度等の視点からの詳細な統計分析を試みることは、必ずしも適切な実態分析につながらないことに留意する必要がある。

ここでは、この点に留意しつつ、調査対象者の成績評価の状況を概観し、可能な範囲で

分析を加える。

調査対象者については、全員、入院時に「2級下」の処遇段階にあり、「1級上」で出院している。入院時及び出院時の総合評定の状況は、**1-3-7-1表**のとおりである。総合評定で見ると、入院時はC又はDであった者が、いずれも出院時にC以上の総合評定となっている。処遇段階が進むにつれ、段階別到達目標は難しくなっていくことから、調査対象者については、総じて、出院時に、入院時からの改善が見られることが読み取れる。実地調査における少年院の法務教官からの聞き取りでも、来日外国人非行少年について、総じて、処遇による改善効果があることがうかがわれた。

**1-3-7-1表 入院時・出院時の総合評定の状況**

区 分	入院時（初回成績）		出院時（最終成績）	
級 別	2級下		1級上	
総 数	90 (100.0)		90 (100.0)	
成 績	D	15 (16.7)	C	11 (12.2)
			B	4 (4.4)
	C	75 (83.3)	C	49 (54.4)
			B	25 (27.8)
		A	1 (1.1)	

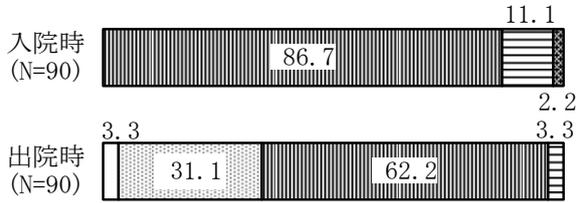
- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 ( )内は、構成比である。

調査対象者の入院時及び出院時の五つの共通項目の評価状況は、**1-3-7-2図**のとおりである。総合評定と同様に、おおむね、出院時に、入院時からの改善が見られることが読み取れる。また、c評価は「普通」であり、実務上、標準的な評価とされているところ、出院時には、これより良いb評価の占める割合が各項目とも相応に目立ってきていることから、出院時における改善の状況がうかがわれる。

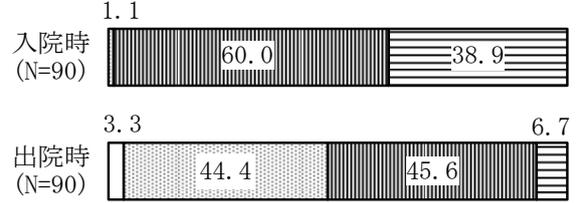
1-3-7-2 図 入院時・出院時の成績評価別構成比・評価の変化（評価項目別）

① 入院時・出院時の成績評価別構成比

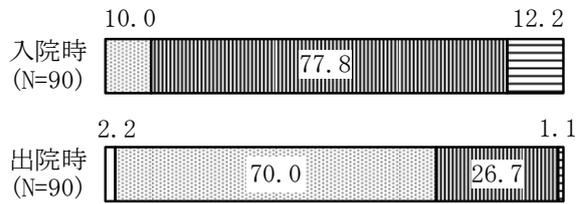
ア 規範意識



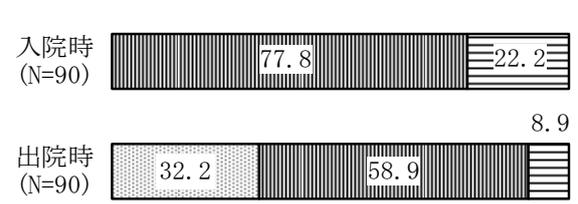
イ 基本的な生活態度



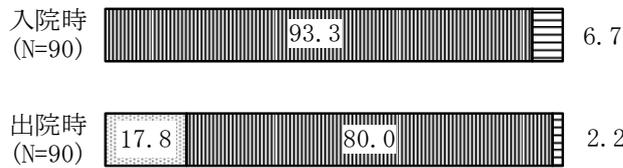
ウ 学習態度



エ 対人関係



オ 生活設計



② 成績評価の変化

ア 規範意識

区分	入院時 (初回成績)		出院時 (最終成績)	
級別	2級下		1級上	
総数	90	(100.0)	90	(100.0)
成績	e	2 (2.2)	c	2 (2.2)
	d	10 (11.1)	c	6 (6.7)
			b	4 (4.4)
	c	78 (86.7)	d	3 (3.3)
			c	48 (53.3)
b			24 (26.7)	
a	3 (3.3)	a	3 (3.3)	

## イ 基本的生活態度

区分	入院時（初回成績）		出院時（最終成績）	
級別	2級下		1級上	
総数	90 (100.0)		90 (100.0)	
成績	d	35 (38.9)	d	3 (3.3)
			c	20 (22.2)
			b	11 (12.2)
			a	1 (1.1)
	c	54 (60.0)	d	3 (3.3)
			c	20 (22.2)
			b	29 (32.2)
			a	2 (2.2)
	b	1 (1.1)	c	1 (1.1)

## ウ 学習態度

区分	入院時（初回成績）		出院時（最終成績）	
級別	2級下		1級上	
総数	90 (100.0)		90 (100.0)	
成績	d	11 (12.2)	d	1 (1.1)
			c	3 (3.3)
			b	6 (6.7)
			a	1 (1.1)
	c	70 (77.8)	c	17 (18.9)
			b	53 (58.9)
	b	9 (10.0)	c	4 (4.4)
			b	4 (4.4)
	a	1 (1.1)		

## エ 対人関係

区分	入院時（初回成績）		出院時（最終成績）	
級別	2級下		1級上	
総数	90 (100.0)		90 (100.0)	
成績	d	20 (22.2)	d	3 (3.3)
			c	12 (13.3)
			b	5 (5.6)
	c	70 (77.8)	d	5 (5.6)
			c	41 (45.6)
			b	24 (26.7)

## オ 生活設計

区分	入院時（初回成績）		出院時（最終成績）	
級別	2級下		1級上	
総数	90 (100.0)		90 (100.0)	
成績	d	6 (6.7)	c	6 (6.7)
	c	84 (93.3)	d	2 (2.2)
			c	66 (73.3)
			b	16 (17.8)

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 成績評価がeの者は、①及び②のアの入院時以外にはいなかった。

3 ( )内は、①が実人員で、②が構成比である。

入院時・出院時における総合評定に関し、調査対象者の属性や処遇状況等の別による明らかな特色は見られなかった。

共通項目に関し、入退院時の評価の分布状況を踏まえ、入院時の評価については、2級下のc以上とd以下（言わば、「普通以上」と「不良以下」）とに、出院時の評価については、1級上のb以上とc以下（言わば、「良好以上」と「普通以下」）とにそれぞれ二分し、一定の属性又は処遇状況による違いを見た。分析に当たっては、 $\chi^2$ 検定又は正確確率検定を実施しているが、前記のとおり、分析対象となる成績評価が、厳密な比較分析には必ずしもなじまないという前提に留意をした上で、結果を考察する必要がある。

まず、属性の違いによる各項目評価の関係を見た。前記のとおり、厳密な比較まではできないものの、属性の違いによる差が見られる場合は、その属性を有する者について、当該項目に係る指導に対する姿勢の一端をうかがうことができると思われる。

来日時年齢類型（日本国籍を有する者を除いた上、日本出生、乳幼児期及び小学校期、中学校期以降に三分）で見ると、基本的な生活態度の項目において、入院時、不良以下（d以下）に日本出生者が多く（ $\chi^2(2)=8.084$   $p < .05$ ）、対人関係の項目でも、入院時、不良以下に日本出生者が多い（ $\chi^2(2)=7.462$   $p < .05$ ）。さらに、同項目については、出院時、良好以上（b以上）の者に日本出生者が少ない（ $\chi^2(2)=8.278$   $p < .05$ ）。

主な使用言語で見ると、基本的な生活態度の項目で、日本語を主な使用言語とする者がそれ以外の者と比べ、入院時は不良以下が多く（ $\chi^2(1)=4.659$   $p < .05$ ）、出院時は良好以上が少ない（ $\chi^2(1)=6.299$   $p < .05$ ）。規範意識の項目でも、日本語の者に、出院時評価が良好以上が少ない（ $\chi^2(1)=4.063$   $p < .05$ ）。

後記のとおり、日本語教育を通じた日本語能力の向上が処遇に好影響を与えると考えられる一方、日本語能力そのものが、処遇における教育目標の達成度や努力の度合いを高めることには直結していないことが、日本語能力が高いはずの日本出生者や日本語を主な使用言語とする者の成績評価から見て取れる。

保護者の養育態度による違いを見ると、保護者に「虐待的養育態度」が見られた者は、対人関係の項目で、入院時に不良以下が多い。さらに、保護者に「虐待的・暴力的」養育態度が見られた者に限って見ると、それ以外の者と比べて学習態度の項目で出院時の良好以上が少ない（いずれもフィッシャーの正確確率検定による。いずれも $p < .05$ ）。

懲戒の有無による違いを見ると、入院時の規範意識及び対人関係の評価が不良以下の者は、いずれも懲戒ありの割合が高い（いずれもフィッシャーの正確確率検定による。規範意識  $p < .01$  対人関係  $p < .05$ ）。

次に、処遇状況の別による成績評価の状況を見た。処遇によって変わることはない属性と異なり、処遇状況は、調査対象者の改善を促したり、教育・指導に対する姿勢を良好にするなどの影響を与え得るものであることを念頭に置いてその特色を考察する必要がある。

処遇状況で特色が見られたのは重点的指導としての日本語教育該当の有無である。重点

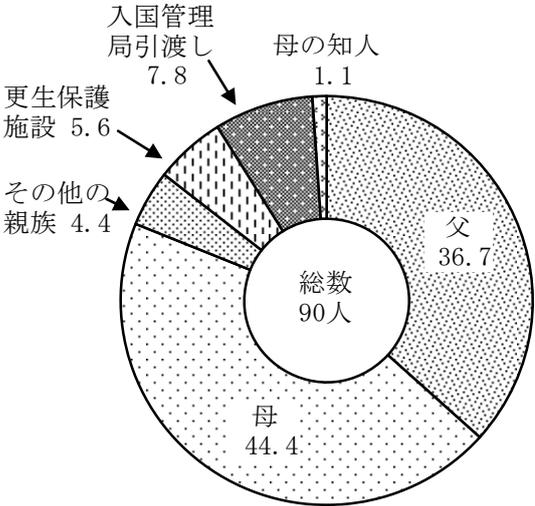
的指導として日本語教育を受けた群は、それ以外の群と比べ、学習態度の項目で、入院時は不良以下と評価された者が多いのに対し（フィッシャーの正確確率検定による。p<.05）、出院時の評価に有意差はない。また、規範意識、対人関係の項目についても、入院時では有意差がないのに対し、出院時には、重点的指導として日本語教育を受けた群に良好以上が多い（前同。p<.05）。重点的指導として日本語教育を受けた者については、全体以上に日本語能力の向上が見られたが（前記4項参照）、学習態度、規範意識、対人関係の指導においても、処遇効果が上がっていることがうかがわれる。実地調査を実施したある少年院の法務教官からの聞き取りでも、日本語学習が進むに従って非行に対する内省が深まるとのことであり、重点的指導としての日本語教育やこれと組み合わせられて実施されている各種指導の成果として、日本語能力の向上にとどまらず、より広範囲にわたって処遇効果が上がっていると考えられる。

### 第4節 調査対象者の出院状況

#### 1 引受人

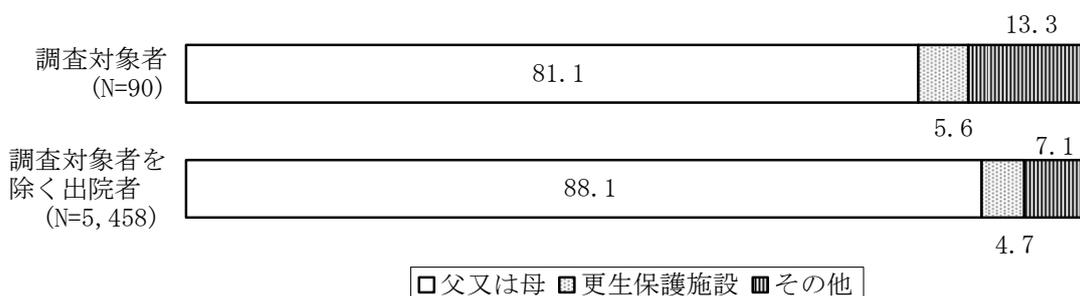
調査対象者の出院時の引受人の状況は、1-4-1-1図及び1-4-1-2図のとおりである。

1-4-1-1図 出院時の引受人別構成比



注 法務総合研究所の調査による。

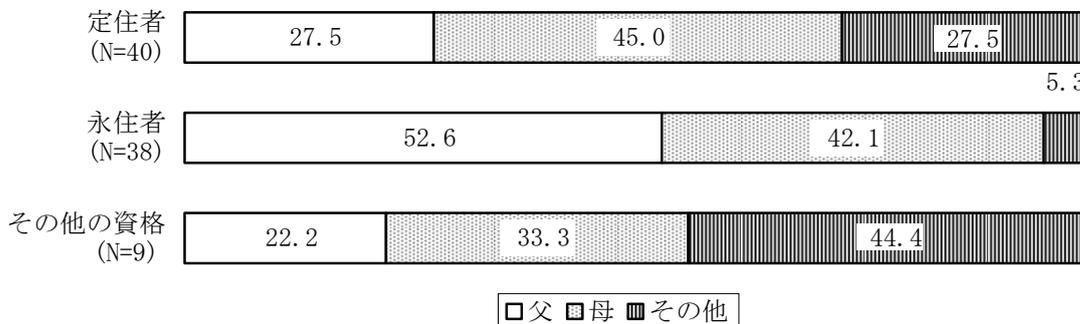
1-4-1-2 図 出院時の引受人別構成比（比較）



- 注 1 法務総合研究所の調査及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。  
 2 調査対象者の「その他」には、入国管理局への引渡等を含む。  
 3 調査対象者を除く出院者の「その他」には、雇主等を含む。  
 4 ( ) 内は、実人員である。

これを在留資格（出院時）別に見ると、1-4-1-3 図のとおりである。永住者のほとんどが父又は母を引受人としており、家庭環境が比較的安定していることがうかがわれる。

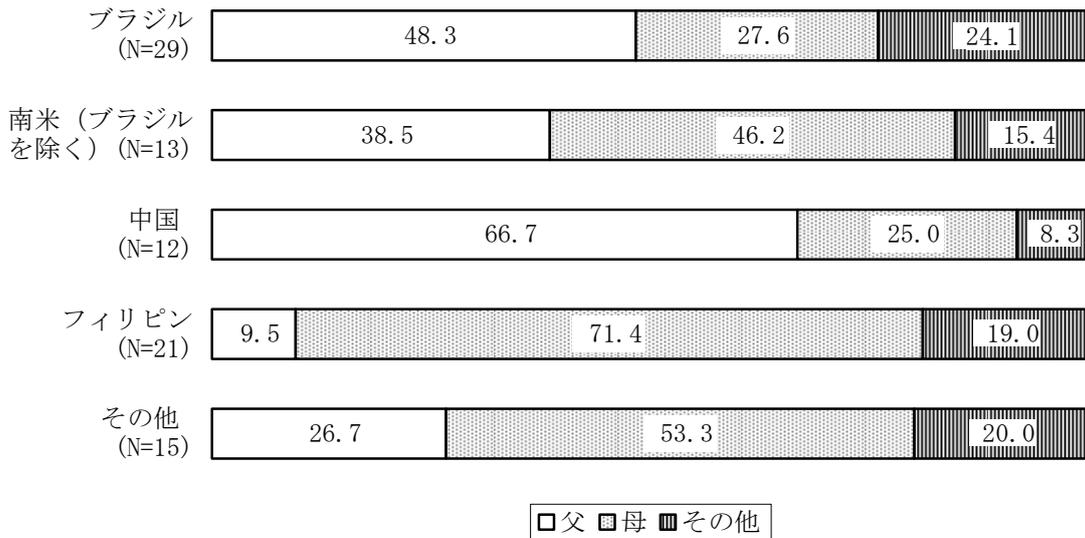
1-4-1-3 図 出院時の引受人別構成比（在留資格別）



- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 日本国籍の者を除く。  
 3 引受人の「その他」は、入国管理局引渡し、更生保護施設等である。  
 4 ( ) 内は、実人員である。

国籍等別に見ると、1-4-1-4 図のとおりである。

1-4-1-4 図 出院時の引受人別構成比（国籍等別）

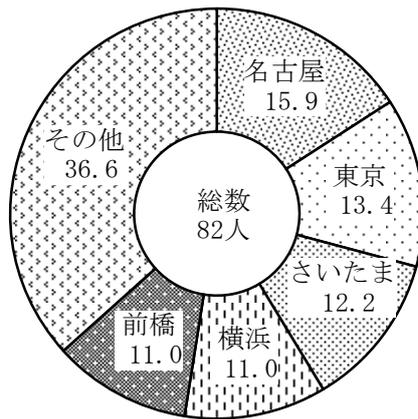


- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 引受人の「その他」は、入国管理局引渡し、更生保護施設等である。  
 3 ( ) 内は、実人員である。

## 2 帰住先

調査対象者の帰住先の状況（入国管理局に引渡しの者及び満齢による退院の者を除く。管轄する保護観察所で計上している。）は、1-4-2-1 図のとおりである。

1-4-2-1 図 帰住先を管轄する保護観察所別構成比



- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 入国管理局引渡しの者及び満齢による退院の者を除く。

これを国籍等別に見ると、1-4-2-2 表のとおりである。

1-4-2-2表 国籍等別帰住先を管轄する保護観察所

区分	東京	横浜	さいたま	前橋	名古屋	その他	合計
ブラジル	-	1 (4.0)	-	5 (20.0)	7 (28.0)	12 (48.0)	25 (100.0)
ペルー	1 (14.3)	1 (14.3)	2 (28.6)	-	1 (14.3)	2 (28.6)	7 (100.0)
コロンビア	-	1 (33.3)	1 (33.3)	-	-	1 (33.3)	3 (100.0)
中国	3 (27.3)	1 (9.1)	1 (9.1)	-	1 (9.1)	5 (45.5)	11 (100.0)
フィリピン	4 (19.0)	4 (19.0)	4 (19.0)	-	4 (19.0)	5 (23.8)	21 (100.0)
ベトナム	-	-	-	1 (50.0)	-	1 (50.0)	2 (100.0)
タイ	-	-	-	2 (40.0)	-	3 (60.0)	5 (100.0)
日本	-	1 (33.3)	2 (66.7)	-	-	-	3 (100.0)
その他	3 (60.0)	-	-	1 (20.0)	-	1 (20.0)	5 (100.0)
全体	11 (13.4)	9 (11.0)	10 (12.2)	9 (11.0)	13 (15.9)	30 (36.6)	82 (100.0)

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 入国管理局引渡しの際及び満齢による退院の者を除く。

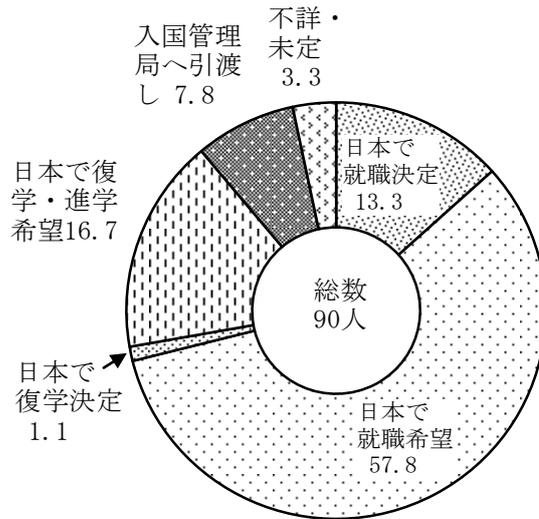
3 ( ) 内は、構成比である。

### 3 出院後の進路

#### (1) 進路

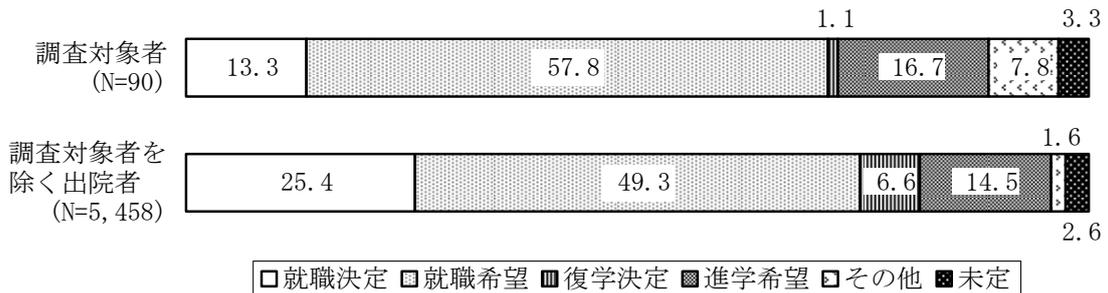
調査対象者の出院後の進路は、1-4-3-1図及び1-4-3-2図のとおりである。入国管理局に引渡しになる者以外のほとんどが日本での就職又は就学を希望しており、おおむね、出院後も日本に在住する者と言える。

1-4-3-1 図 出院後の進路別構成比



注 法務総合研究所の調査による。

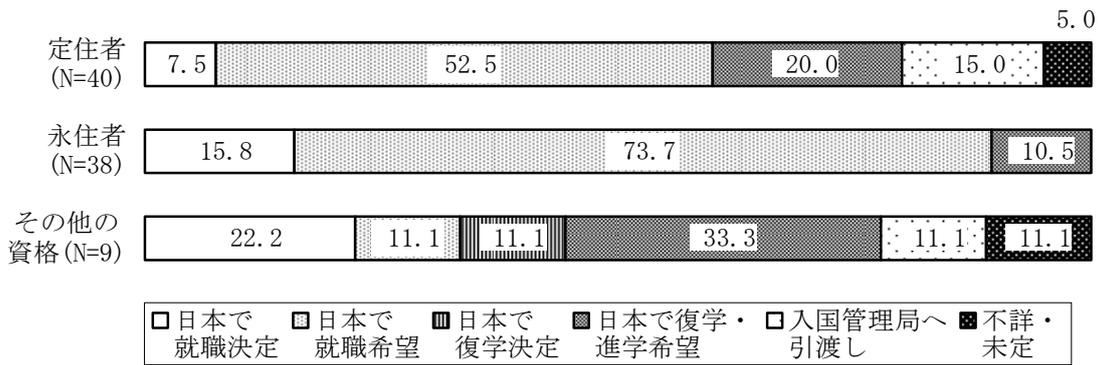
1-4-3-2 図 出院後の進路別構成比（比較）



- 注 1 法務総合研究所の調査及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。  
 2 調査対象者の「その他」は、全て入国管理局への引渡しである。  
 3 調査対象者の「未定」には、不詳の者を含む。  
 4 ( ) 内は、実人員である。

これを在留資格別に見たのが、1-4-3-3 図である。日本での就職決定者及び就職希望者については、長期間の日本在住を希望している場合が多いと考えられるところ、在留資格を定住者、永住者、その他の資格に三分して、入国管理局に引渡しの者を除いた上、日本での就職決定又は希望（以下この項において「就職等」という。）の者とそれ以外の進路の者について、 $\chi^2$ 検定を実施したところ、永住者に就職等の者が有意に多かった ( $\chi^2(2)=7.283$   $p < .05$ )。

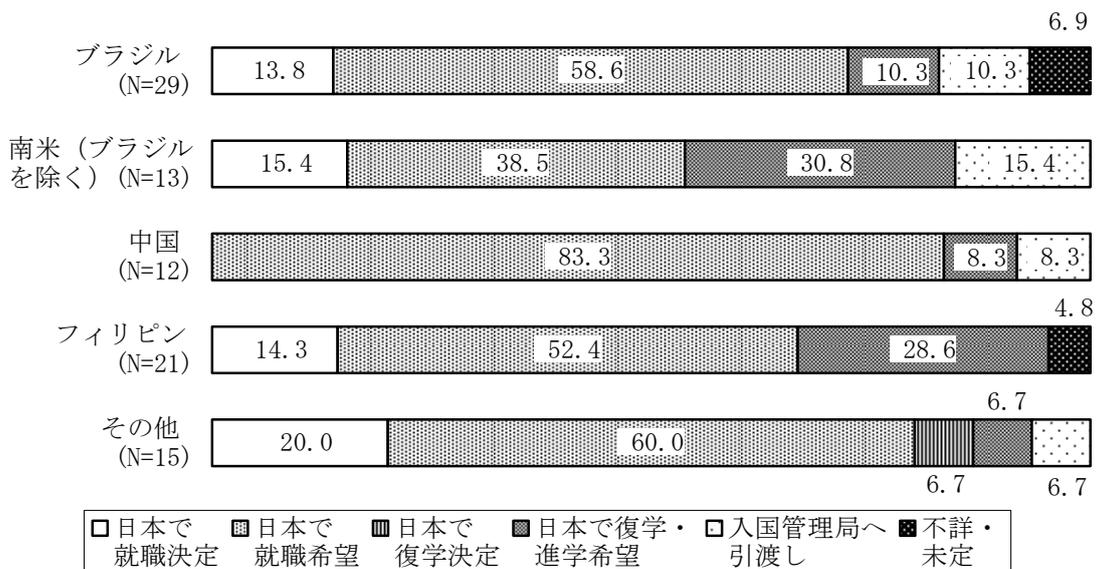
1-4-3-3 図 出院時の進路別構成比（在留資格別）



注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 日本国籍の者を除く。  
 3 ( ) 内は、実人員である。

国籍等別に見たのが、1-4-3-4 図である。

1-4-3-4 図 出院時の進路別構成比（国籍等別）



注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 ( ) 内は、実人員である。

## (2) 資格・免許取得と就職状況

調査対象者のうち入国管理局に引き渡された7人を除いた、出院後も日本に滞在する予定の者83人のうち、進路が就職等の者は64人（77.1%）である。

ところで、調査対象者の中で、在院中に何らかの資格・免許を取得した73人のうち、就職が決定した者は9人とどまった。在院中に何らかの資格・免許を取得し、進路が日本での進学・復学決定若しくは希望（以下この項において「復学等」という。）の者及び就職

等の者に占める就職決定の割合について、調査対象者群（14.3%）とこれを除く出院者全体群（27.2%）とを比較すると、調査対象者群の就職決定の割合が有意に低い（フィッシャーの正確確率検定による。p<.05）<sup>10</sup>。進路が就職等の者に限って見ると、更にこの傾向が顕著である（前同。p<.01 調査対象者群17.6%、これを除く出院者全体群36.6%）。一般に、少年院での資格・免許取得等は、そこに至る職業補導等の処遇効果を含めて就労につながりやすいと考えられるが<sup>11</sup>、来日外国人非行少年の場合、日本での就労を目指し、職業補導等を受講して資格・免許を取得した場合でも、出院時までに就職が決まりにくい現状にあることがうかがわれる。なお、就職が決定した9人が取得した資格・免許は、ガス溶接（3人）、アーク溶接、危険物取扱者（各2人）、手アーク溶接、パソコン検定、小型車両系建設機械運転（各1人）等である<sup>12</sup>。

---

<sup>10</sup> 調査対象者については、入国管理局に引渡しの際の割合が高く、調査対象者を除く出院者全体との比較においては、その影響を強く受けると考えられることから、これを除いて、就職等又は復学等の者に限定して正確確率検定を実施したものである。

<sup>11</sup> 平成23年版犯罪白書における特別調査結果（第7編第3章第3節（7-3-3-1-9図））を参照。

<sup>12</sup> 複数の資格・免許を取得している者もいる。

## 第2章 来日外国人非行少年の処遇

### 第1節 少年院処遇

少年院は、少年の健全育成という目標を達成するための行政機関であり、その活動の在り方については少年院法が制定されているが、少年の処遇に関する個別具体的な運用に関しては、訓令・通達等で規定されている。本節においては、来日外国人非行少年の少年院処遇を明らかにするに当たり、少年院の処遇制度、収容状況及び処遇ケースを概観する。

なお、今回の研究に当たっては、多摩、久里浜、瀬戸各少年院においてはG<sub>2</sub>の処遇課程に判定され、同処遇を受けている少年について、多摩、瀬戸各少年院においてはV<sub>2</sub>の処遇課程に判定され、同処遇を受けている少年について、それぞれ処遇の実務担当者から聞き取り調査を実施した。

#### 1 来日外国人非行少年の少年院処遇実務

##### (1) 処遇制度の概要

###### ア 分類処遇

少年院における分類処遇は、個々の少年の特性及び教育的必要性を正確に把握した上で、対象者に共通する処遇内容等に応じた適切な処遇集団を編成し、最も効果的な処遇を行うものであり、矯正施設収容による悪風感染等のマイナスの影響を未然に防ぐとともに、処遇の個別化を実現するための基本的制度とされている。

以下に、分類処遇の制度を構成する少年院の種類、処遇区分、処遇課程及び処遇計画について説明する。

###### (ア) 種類

少年院の種類は、少年院法2条において、初等少年院、中等少年院、特別少年院及び医療少年院を定めた上で、収容対象者を、おおむね12歳から26歳未満までとしている<sup>13</sup>。なお、少年院の入院は、家庭裁判所の送致決定書及び矯正管区長の指定書又は移送書その他適法文書による<sup>14</sup>。

- ① 初等少年院 心身に著しい故障のない、おおむね12歳以上おおむね16歳未満の者
- ② 中等少年院 心身に著しい故障のない、おおむね16歳以上20歳未満の者
- ③ 特別少年院 心身に著しい故障はないが、犯罪的傾向の進んだ、おおむね16歳以上

---

<sup>13</sup> ただし、20歳を超過した者については、収容継続がなされたり、保護観察期間が継続していたりすることにより、20歳に達している者であっても家庭裁判所に審判権が存在しているときに限定される。1-2-2図、1-2-3図を参照。

<sup>14</sup> 少年院処遇規則7条

23歳未満の者。ただし、16歳未満でも、少年院収容受刑者は収容することができる。

- ④ 医療少年院 心身に著しい故障のある、おおむね12歳以上26歳未満の者  
なお、初等少年院は、規定された年齢から主に中学生の少年を収容している。

### (イ) 処遇区分

少年院における処遇は、通達<sup>15</sup>において処遇区分が定められており、長期処遇と短期処遇に分けられ、さらに、短期処遇は、一般短期処遇と特修短期処遇に分けられる。

初等少年院及び中等少年院における処遇は、短期処遇又は長期処遇として、特別少年院及び医療少年院における処遇は、長期処遇として実施されており、それぞれの処遇区分の対象者は、以下のとおりである<sup>16</sup>。

#### ① 短期処遇

##### [1] 一般短期処遇

早期改善の可能性が大きいと見られるため、短期間の継続的、集中的な指導と訓練により、その矯正と社会復帰を期待できる者（収容期間は原則として6月以内）<sup>17</sup>

##### [2] 特修短期処遇

[1] に該当する者であって、非行の傾向がより進んでおらず、かつ、開放処遇に適するもの（収容期間は4月以内）<sup>18</sup>

#### ② 長期処遇

短期処遇になじまない者（収容期間は原則として2年以内）<sup>19</sup>

家庭裁判所は、少年審判規則38条2項により保護処分決定の際に、必要があると認めるときは、少年の処遇に関して勧告をすることができる。少年院送致決定に係る処遇勧告は、一般短期処遇、特修短期処遇、比較的長期、相当長期、医療措置終了後の送致先少年院の種類指定等があり、少年院はその処遇勧告を尊重する運用がなされている。

### (ウ) 処遇課程

少年院において、意図的、計画的な教育を行う体制を確立し、より効果的な矯正教育を実施するために短期処遇を実施する少年院に二つ、長期処遇を実施する少年院に五つの処遇課程が定められている。少年院では、処遇の個別化と収容期間の弾力化を図るとともに、対象者の教育上の必要性に沿った矯正教育を実施している。

処遇区分と処遇課程の対応は、**2-1-1-1**図に示すとおりである。

---

<sup>15</sup> 平成3年6月1日付け矯教第1274号矯正局長依命通達「少年院の運営について」

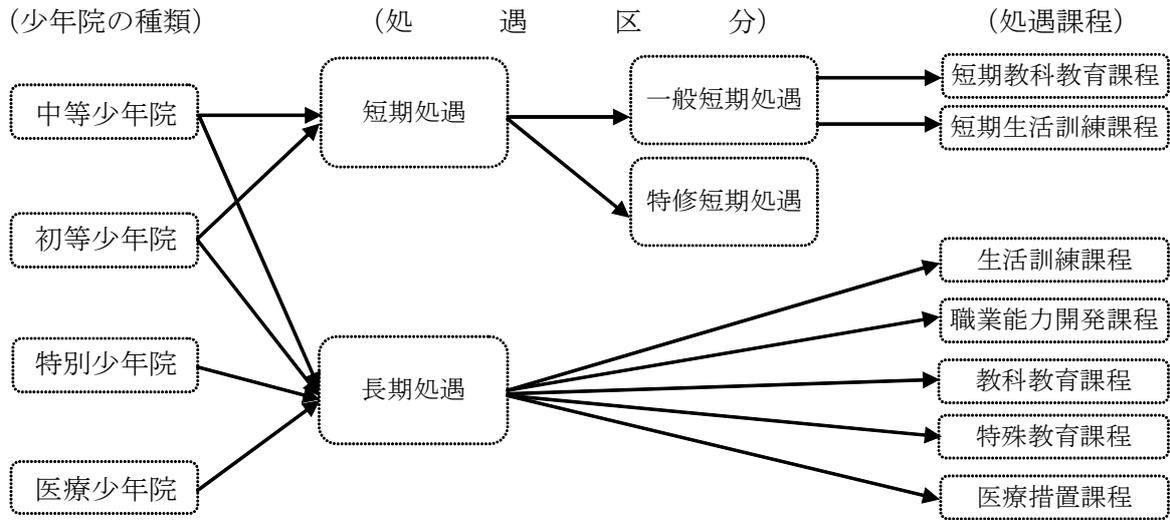
<sup>16</sup> 2-1-1-2表を参照。

<sup>17</sup> 平成23年仮退院者の平均在院日数は、151日であった（矯正統計年報Ⅱによる）。

<sup>18</sup> 平成23年仮退院者の平均在院日数は、81日であった（矯正統計年報Ⅱによる）。

<sup>19</sup> 平成23年仮退院者の平均在院日数は、394日であった（矯正統計年報Ⅱによる）。

2-1-1-1 図 少年院の種類、処遇区分及び処遇課程



長期処遇における各処遇課程には細分があり，処遇課程とその細分の詳細及び平成23年における少年院入院者の処遇課程別の人員は，**2-1-1-2表**の人員欄に示すとおりである。来日外国人非行少年に特有の処遇課程としては，生活訓練課程における処遇課程の細分においてG<sub>2</sub>が規定されている。

2-1-1-2表 処遇課程等及び少年院入院者の処遇課程等別人員

(平成23年)

処遇区分	処遇課程	処遇課程の 細分	対 象 者	人 員
一般短期 処 遇	短期教科 教育課程 (S E)	—	義務教育課程の履修を必要とする者又は高等学校教育を必要とし、それを受ける意欲が認められる者	161 (4.6)
	短期生活 訓練課程 (S G)	—	社会生活に適応するための能力を向上させ、生活設計を具体化させるための指導を必要とする者	750 (21.5)
特修短期 処遇 (O)	—	—	一般短期処遇の対象者に該当する者であって、非行の傾向がより進んでおらず、かつ、開放処遇に適するもの	44 (1.3)
長期処遇	生活訓練 課程	G <sub>1</sub>	著しい性格の偏りがあり、反社会的な行動傾向が顕著であるため、治療的な指導及び心身の訓練を特に必要とする者	310 (8.9)
		G <sub>2</sub>	外国人で、日本人と異なる処遇を必要とする者	8 (0.2)
		G <sub>3</sub>	非行の重大性等により、少年の持つ問題性が極めて複雑・深刻であるため、その矯正と社会復帰を図る上で特別の処遇を必要とする者	2 (0.1)
	職業能力 開発課程	V <sub>1</sub>	職業能力開発促進法等に定める職業訓練(10か月以上)の履修を必要とする者	108 (3.1)
		V <sub>2</sub>	職業能力開発促進法等に定める職業訓練(10か月未満)の履修を必要とする者、又は職業上の意識、知識、技能等を高める職業指導を必要とする者	1,498 (43.0)
	教科教育 課程	E <sub>1</sub>	義務教育課程の履修を必要とする者のうち、12歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したもの	306 (8.8)
		E <sub>2</sub>	高等学校教育を必要とし、それを受ける意欲が認められる者	5 (0.1)
		E <sub>3</sub>	義務教育課程の履修を必要とする者のうち、12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの	—
	特殊教育 課程	H <sub>1</sub>	知的障害者であって専門的医療措置を必要とする心身に著しい故障のないもの及び知的障害者に対する処遇に準じた処遇を必要とする者	121 (3.5)
		H <sub>2</sub>	情緒的未成熟等により非社会的な形の社会的不適応が著しいため専門的な治療教育を必要とする者	96 (2.8)
	医療措置 課程	P <sub>1</sub>	身体疾患者	20 (0.6)
		P <sub>2</sub>	肢体不自由等の身体障害のある者	—
		M <sub>1</sub>	精神病患者及び精神病の疑いのある者	52 (1.5)
		M <sub>2</sub>	精神病質者及び精神病質の疑いのある者	5 (0.1)

注 1 矯正統計年報による。

2 人員の欄の( )内は、構成比である。

来日外国人非行少年の処遇制度については、少年非行の多様化の一環として、平成5年9月に生活訓練課程の細分に、G<sub>2</sub>が設けられ、来日外国人非行少年の処遇を実施する施設として、全国で男子は久里浜少年院、女子は榛名女子学園の2庁が指定を受けた。5年の収容開始から5年間は入院者も少なく、個人の問題性に対応したきめ細かい処遇が十分できていたが、10年から処遇課程がG<sub>2</sub>の者の急増が見込まれたことから、分類規程が改められ、12年1月からG<sub>2</sub>の処遇課程を実施する施設を新たに11施設増やし、計13施設となった。その際、新たな収容規程が設けられ、久里浜少年院及び榛名女子学園のG<sub>2</sub>は、「外国人で、日本人と異なる処遇を必要とし、かつ特別な配慮を要する者」を対象とした。こ

の「かつ特別な配慮を要する者」とは、以下のいずれかに該当する者である。

- ① 日本語の理解力又は表現力が劣る者、すなわち、片言の日本語による意思表示にも支障があるか、又は平易な日本語による指導にも困難を来す者
- ② 日本人と著しく異にする風俗習慣を有する者
- ③ 大使館又は領事館等関係機関との緊密な連絡調整を必要とする者
- ④ 犯罪傾向が進んでいる者

G<sub>2</sub>の処遇課程を実施する他の11の少年院は、「外国人で日本人と異なる処遇を必要とする者（特別な配慮を要する者を除く。）」を対象者とした<sup>20</sup>。

今回、聞き取り調査を実施した多摩、久里浜、瀬戸各少年院においては、複数の言語に対応した少年院のしおりを準備したり、独自に日本語教育の教材を作成するなどの工夫を行ったり、また、日本語教育を円滑に導入させるために、新入時教育では、サッカー等スポーツを通じ、あるいは日本の日常生活を題材にしたマンガなどを使用するなどして段階的に課題に取り組めるように配慮していた。同時に、日本語教育は、日常会話のみならず、読み書きも含めて日本語学習のテキストを体系的に用いており、日記を日本語で記載させたり、日本語が書けない場合は、ローマ字によって記載させたり、本人の進度に合わせて毎日一定程度の宿題が出されていた。その他に、小学生新聞を毎日読ませて、1週間で最も興味を持った内容を日本語で発表させたり、夜間は、補習教育として、ビデオ視聴、集会指導（いわゆる意見発表会）を実施するなど、日本での生活に必要な基本的知識を付与することも含め、体系的に日本語学習を実施しており、通信や面会を通して保護者及び保護司から日本語学習の成果が上がっていることに驚かれることが多いとのことであった。

ある少年院では、処遇課程がG<sub>2</sub>の者に対して、情操教育の一環として熱帯魚や植物を育てる、施設内で図示を多用するなど、言語以外の手段によってもコミュニケーションができるようにするほか、職員が、語学研修を受けたり、海外の文化を学ぶことを意識するなど、日本語教育の時間のみならず、教育環境の充実についても、矯正教育を円滑に実施できるよう配慮している。また、ある少年院では、処遇課程がV<sub>2</sub>の者に対して、心情理解及び心情の安定を図るため、来日外国人非行少年を対象にして外部協力者である篤志面接委員による母国語での面接指導を実施している。この面接指導では、母国語で自由に会話できることから、熱心に話す少年が多いとのことであった。

なお、来日外国人非行少年であっても、G<sub>2</sub>の分類基準に該当しない場合、つまり、日本人と異なる処遇をする必要がない少年については、家庭裁判所の指定する少年院の種類において、矯正管区長が、矯正管区分類規程に基づいて送致する少年院を指定する<sup>21</sup>。これによりG<sub>2</sub>以外の処遇課程に判定された少年は、日本人と異なる処遇をする必要がない

---

<sup>20</sup> 麻生由一、2003、「少年院における来日外国人少年の処遇の実情」、家庭裁判所月報 55巻12号

<sup>21</sup> 本調査の処遇課程別構成比は、2-1-2-1図を参照。

とされているが、日本人と異なる文化背景があることや、また、職業補導を実施する上での専門的日本語教育が必要となるなど、集団の中での個別的対応が必要とされる場合がある。また、ある少年院では、G<sub>2</sub>以外の処遇課程において、日本語能力をある程度有し、日本人と異なる処遇をする必要がないとされた来日外国人非行少年に対して日本人と共に矯正教育を実施しているが、このことは、少年に平等かつ公平に各自の目標に向かっていくことを実感させ、安定した環境で課題に取り組ませることにつながるため有意義とのことであった。

### (エ) 処遇計画

少年院では、分類処遇を実施していることから、基本的処遇計画を作成し、その施設が行おうとする処遇を処遇課程ごとに明らかにしている。同計画は、処遇内容の特色、教育目標、教育過程（新入時、中間期、出院準備期）、教育期間、教育過程別教育目標、教育内容・方法等から構成されている。また、教育目標を達成するために在院者に取り組ませる教育内容を通達<sup>22</sup>により標準化し、次のとおり、指導領域を生活指導領域、職業補導領域、教科教育領域、保健・体育領域及び特別活動領域の五つに分けている。

#### ① 生活指導領域

在院者の個別的な問題の改善並びに健全なものの方、考え方及び行動の仕方の育成を図る領域

#### ② 職業補導領域

勤労意欲の喚起並びに職業に関する知識及び技能の習得を図る領域

#### ③ 教科教育領域

学校教育法に定める各学校の教科又はそれに準じる教科についての学習意欲の喚起及び学力の向上を図る領域

#### ④ 保健・体育領域

心身の健康の回復・増進及び体力の向上を図る領域

#### ⑤ 特別活動領域

在院者に共通する一般的な教育上の必要性により、主として集団で行われる他の指導領域に含まれない領域

少年院での処遇計画を編成するに当たり、通達<sup>23</sup>において、各処遇課程に対応して「処遇課程等ごとの特色化を図る教育目標等」及び「処遇課程等ごとの特色化を図る上で配慮すべき指導領域の細目」が定められており、G<sub>2</sub>の指導領域の細目では、以下のように規定されている。

---

<sup>22</sup> 平成8年11月27日付け矯教第2952号矯正局長通達「少年院における教育課程の編成及び評価の基準について」

<sup>23</sup> 同上

① 問題行動指導（生活指導領域）

非行に関する問題について、個別の事情等に配慮して指導する。

② 基本的な生活訓練（生活指導領域）

健全な社会生活を営む上での基本的な生活習慣の習得を図る。

③ 補習教育（教科教育領域）

日本語学習指導を行う。

④ 進路指導（生活指導領域）

帰住問題を含め、出院後の生活設計について早期の段階から考えさせるよう配慮する。

少年院は、分類処遇により共通した問題等を有する少年を収容しているが、個々の少年の非行原因及び今後伸ばすべき長所は異なっている。そこで、各少年院では、基本的処遇計画に基づき、個々の少年に応じた個別的処遇計画を作成している。

個別的処遇計画は、本人の特性、教育上の必要性等に応じて作成され、G<sub>2</sub>の対象者が「外国人で、日本人と異なる処遇を必要とする者」であることに鑑みると、個別的な問題の改善はもとより、日本語教育、帰住先を踏まえた進路指導等などが個別的処遇計画に記載される内容であると考えられる。また、G<sub>2</sub>に該当しない来日外国人非行少年についても、他の日本人少年と同様、個別の問題性を踏まえた教育内容が記載されることとなる。

### イ 段階処遇

段階処遇は、在院者の処遇に段階を設けて、段階ごとに優遇と責任を付与し、改善、進歩等の程度に応じて順次に段階を引き上げ、自立的・自発的な改善を促していく処遇制度を示す。また、段階処遇は、在院者の向上意欲を喚起し、自発的な努力によって自己の改善進歩の効果を挙げさせ、その結果として、なるべく早く矯正の目的を達しようとするものであり、その内容は、1級、2級及び3級があり、さらに、1級及び2級をそれぞれ上下に分けている。昇進及び降下は、個別的処遇計画に基づき、定期的実施される在院者の平素の成績を審査して決定される。

成績評価は、個別的処遇計画に基づく在院者の教育目標の達成度を確認するとともに、教育内容及び方法の妥当性を検証して個別的処遇計画の効果的な運用を図り、在院者に自己の進歩改善の度合いを理解させて、社会復帰への動機付けを図ることを目的としている。

成績の評価項目は、次のとおり、①個人別に評価すべき事項（以下「個人別項目」と言う。）及び②共通に評価すべき事項（以下「共通項目」と言う。）があり、個人別項目及び共通項目の評価結果を総合的に審査し、③総合評定が行われる<sup>24</sup>。

① 個人別項目は、在院者の非行と密接に関連している問題性、教育可能性、保護環境上の問題性等を踏まえており、おおむね3項目程度設定される。評価は、文章表現に

---

<sup>24</sup> 平成3年6月1日付け矯教第1276号矯正局長通達「少年院成績評価基準について」

よるが、必要があるときは、共通項目の評定尺度を使用することができる。

② 共通項目は、次の5項目による。

・規範意識

規範意識の覚醒度及び規範に従った行動様式の習得程度

・基本的生活態度

健全な社会生活を営む上での基本的な生活習慣の習得程度

・学習態度

生活指導，職業補導，教科教育，保健・体育及び特別活動への参加態度

・対人関係

保護者，職員，他の在院者等に対する態度

・生活設計

将来の生活設計に対する心構え及び態度

共通項目の評価は、項目ごとの目標達成度及び努力の度合いを、おおむね以下の評価尺度に基づいて行う。

a 特に良好    b 良好    c 普通    d 不良    e 特に不良

③ 総合評定は、個人別項目及び共通項目の評価を、少年院における処遇審査会において総合的に審査し、次の評価尺度により決定される。

A 目標をおおむね達成している。又は、達成は不十分であっても顕著に努力している。

B 目標をかなり達成しているが不十分である。又は、達成半ばであってもかなり努力している。

C 目標を半ば達成している。又は、達成は少しでも普通に努力している。

D 目標を少ししか達成していない。又は、余り努力をしていない。

E 目標を全く達成していないし、また、全く努力もしていない。

評価の結果は、在院者に対して、個別に告知をしており、その都度適切な指導を加え、進歩向上の意欲を高めるように努めている<sup>25</sup>。最近では、成績評価を効果的に活用するために、少年院における保護者との面会において、成績評価を保護者に伝えるなどの試みがなされている。

## (2) 来日外国人非行少年に係る諸手続

### ア 領事機関への通報

領事関係に関するウィーン条約36条1 (b) 及び通達<sup>26</sup>に基づき、外国籍を有する少年が少年院に入所した場合には、少年院長は、少年に領事機関への通報の意思を確認し、通

<sup>25</sup> 平成3年6月1日付け矯教第1276号矯正局長通達「少年院成績評価基準について」

<sup>26</sup> 平成19年5月29日付け矯成第3334号矯正局長通達「矯正施設における領事関係条約に関する事務について」

報の要請がなされたときは、領事機関にその旨通報を行う。また、領事関係に関するウィーン条約に加入している場合のほか、外国と二国間の領事関係条約を締結している場合には、事項ごとに領事官の派遣国にとって有利な取扱いをしている。

#### イ 地方更生保護委員会及び入国管理局との連携

少年院長は、出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）24条による被退去強制手続外国人及び在留特別許可又は特別永住許可を受け、被退去強制手続外国人でなくなった少年について、身上調査書等を地方更生保護委員会に送付する場合には、退去強制及び特別永住許可の状況を付記するとともに、被退去強制手続中の来日外国人非行少年について、仮釈放等を許すべき旨の申出をする際には、入国管理局にその申出書等を送付している<sup>27 28</sup>。

少年院長は、入管法62条3項及び5項により、外国人少年を退院させるときは、直ちに所轄の入国審査官又は入国警備官に通報し、同法64条2項により、収容令書又は退去強制令書の発付があったときは、退院又は仮退院によりその者の収容を解除する際に、釈放と同時に入国警備官に引き渡さなければならない。

#### ウ 通訳・翻訳等の共助

少年院長は、来日外国人非行少年の外国語による面会及び信書の発受等の円滑な実施を図るために、国際対策室等が設置されている刑事施設に対して、通訳共助、翻訳共助及び応援派遣の依頼をすることができる<sup>29</sup>。

## 2 来日外国人非行少年の収容状況

本項では、来日外国人非行少年の少年院入院者について、各種統計資料等に基づき、その属性や生活状況等に関し、処遇分類を比較しながらその動向や国籍別の傾向等を見ることとする。なお、韓国・朝鮮籍の来日外国人非行少年については、第一報告と同様に特別永住者であることが多いほか、平成8年から23年までにG<sub>2</sub>に判定された少年がいないために、除外している。また、反対に、日本国籍を有していても、外国から来日したため日本語が不自由であり、日本人と異なる配慮を必要とする少年は、G<sub>2</sub>に判定される場合（本調査では8人）があるが、その場合は、本研究の目的に照らして来日外国人非行少年に含めている。

---

<sup>27</sup> 平成20年5月29日付け保観第445号矯正局長・保護局長・入国管理局長通達「出入国管理及び難民認定法による退去強制の手続を受けている外国人被収容者又は在院者の釈放及び保護観察について」

<sup>28</sup> 入国管理局への通報及び引渡しは、第3章第3節3（3）参照。

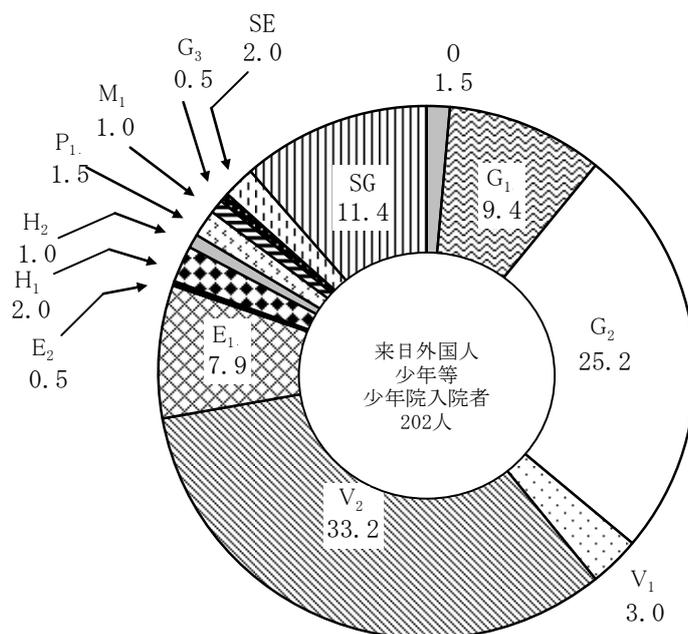
<sup>29</sup> 平成18年5月23日付け矯成第3363号矯正局長通達「矯正施設における通訳、翻訳等の業務及びその共助について」

### (1) 処遇課程

来日外国人非行少年の少年院入院者について、平成21年から23年を累計した処遇課程別構成比は、**2-1-2-1図**のとおりである。処遇課程がV<sub>2</sub> (33.2%) の者が最も高く、G<sub>2</sub>の者 (25.2%)、SGの者 (11.4%)、G<sub>1</sub>の者 (9.4%)、E<sub>1</sub>の者 (7.9%) の順である。G<sub>2</sub>とV<sub>2</sub>の者の対象者割合は、全体の6割弱を占めていることから、以降、来日外国人非行少年全体を処遇課程がG<sub>2</sub>、V<sub>2</sub>及びその他<sup>30</sup>の者に3分類して分析を行う。

**2-1-2-1図 処遇課程別構成比**

(平成21~23年の累計)

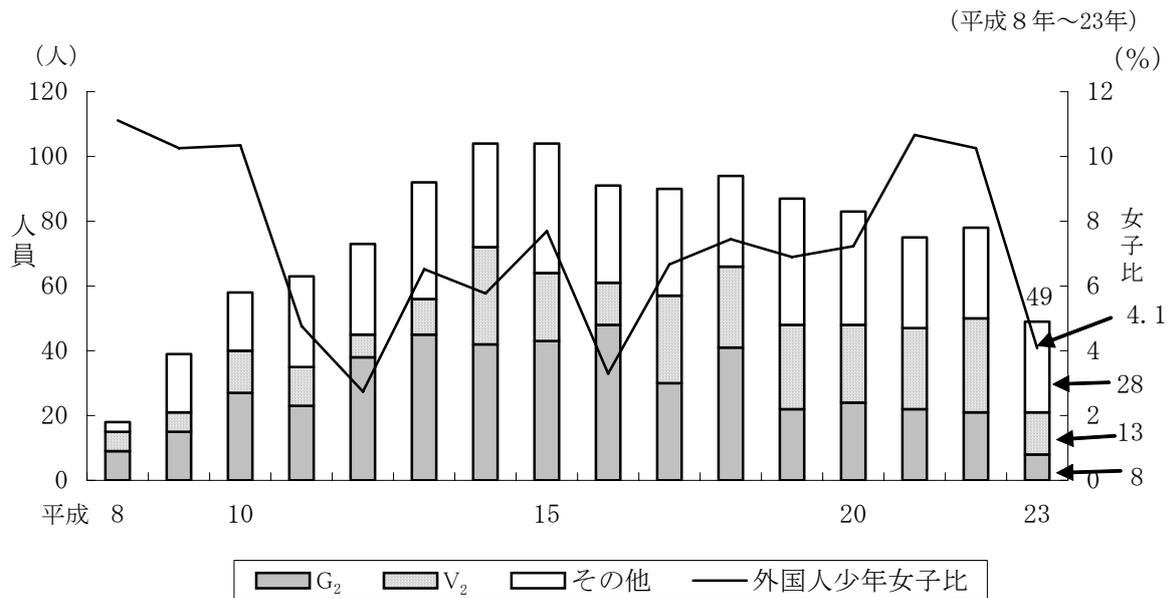


- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。  
 2 朝鮮・韓国籍の者を除く。  
 3 日本国籍でG<sub>2</sub>に分類された者を含む。

来日外国人非行少年の少年院入院者について、処遇課程別人員及び女子比の経緯について見たのが、**2-1-2-2図**である。来日外国人非行少年の入院人員は、平成8年以降、15年(104人)まで増加し、その後は、おおむね減少傾向にあり、23年は49人であった。来日外国人非行少年の女子比は、おおむね1割以下で推移している。

<sup>30</sup> SE, SG, O, G<sub>1</sub>, G<sub>3</sub>, V<sub>1</sub>, V<sub>2</sub>, E<sub>1</sub>, E<sub>2</sub>, E<sub>3</sub>, H<sub>1</sub>, H<sub>2</sub>, P<sub>1</sub>, P<sub>2</sub>, M<sub>1</sub>及びM<sub>2</sub>全てを含む。

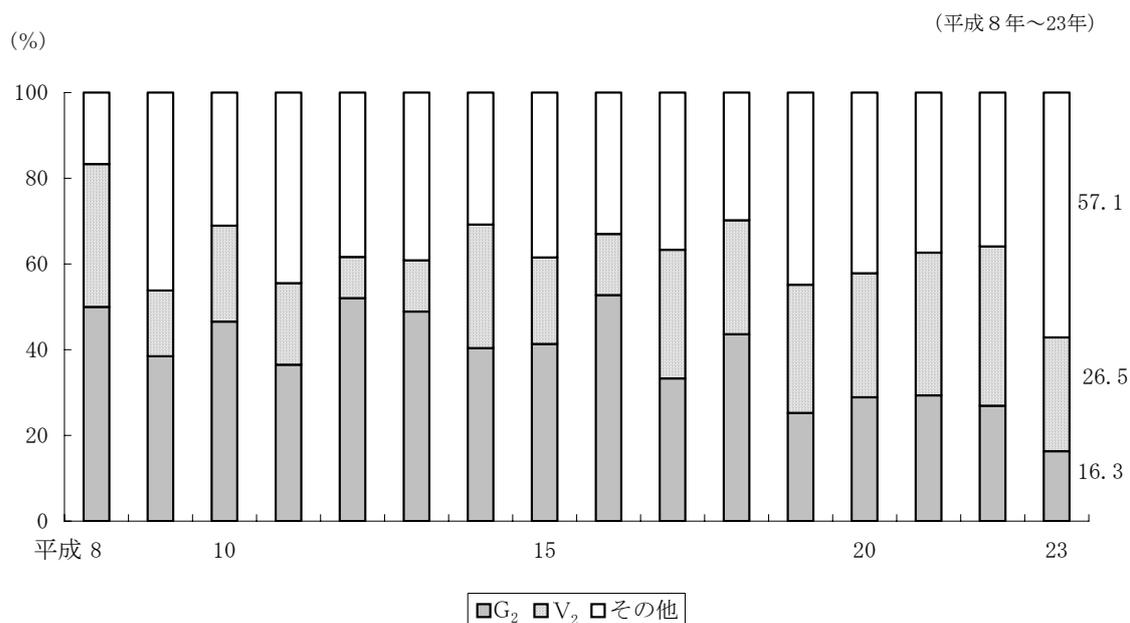
2-1-2-2 図 来日外国人非行少年の処遇課程別入院者人員・女子比の推移



来日外国人非行少年の少年院入院者（本稿においては、少年院送致の決定により新たに入院した者をいい、矯正統計年報における「新収容者」に相当する。）について、処遇課程別構成比の推移を見たのが、2-1-2-3 図である。処遇課程がG<sub>2</sub>の者の構成比は、平成8年から16年までは約4～5割でおおむね安定していたが、16年（52.7%）をピークに低下傾向にあり、19年以降は3割以下で推移し、23年（16.3%）は最も低い水準である。

また、V<sub>2</sub>の者の割合は、平成12年（9.6%）に最も低い水準であったが、17年以降に約3割の水準を推移し、23年は26.5%となっている。

## 2-1-2-3 図 処遇課程別構成比の推移

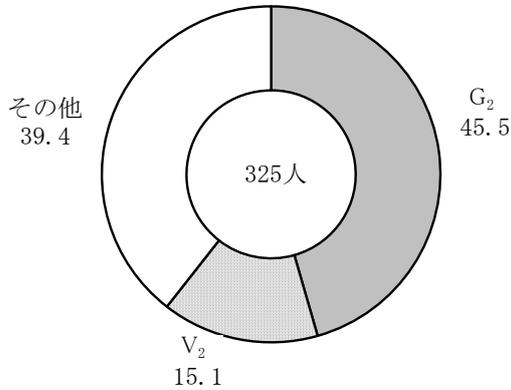


- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。  
 2 朝鮮・韓国籍の者を除く。  
 3 日本国籍でG<sub>2</sub>に分類された者を含む。

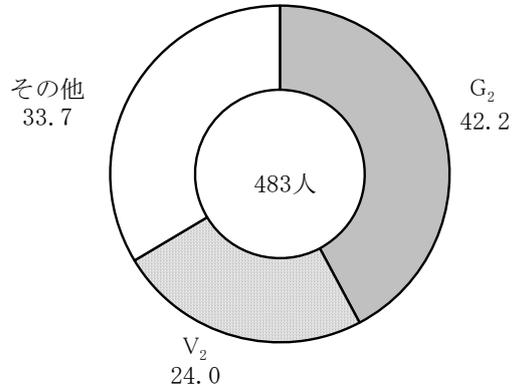
来日外国人非行少年の少年院入院者について、処遇課程別構成比を5年ごとの累計で見たのが、**2-1-2-4 図**であり、平成9年～13年、14～18年、19年～23年となるにつれて、処遇課程がG<sub>2</sub>の者の構成比は45.5%、42.2%、26.1%と下降傾向に、一方、V<sub>2</sub>の者の構成比は15.1%、24.0%、31.5%と上昇傾向にある。

2-1-2-4 図 処遇課程別構成比

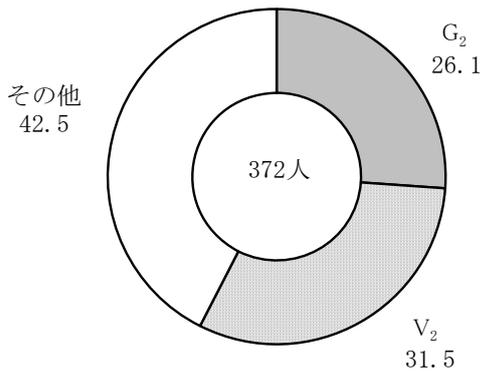
① 平成9年～13年(累計)



② 平成14年～18年(累計)



③ 平成19年～23年(累計)



注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。  
 2 朝鮮・韓国籍の者を除く。  
 3 日本国籍でG<sub>2</sub>に分類された者を含む。

(2) 国籍等

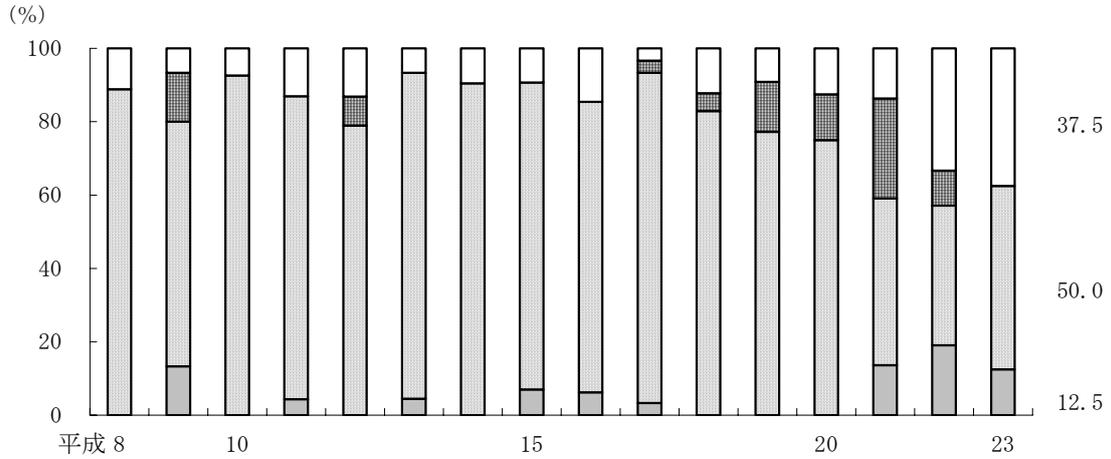
来日外国人非行少年の少年院入院者について、処遇課程の別に、国籍等別構成比の推移を見たのが、2-1-2-5 図①～③である。処遇課程がG<sub>2</sub>の者におけるブラジルの構成比は、平成8年以降20年まで約7～9割で推移していたが、21年以降の構成比は5割以下と減少傾向にある(2-1-2-5 図①参照)。

また、処遇課程がその他の者に中国、ブラジル及びフィリピンが占める割合は、平成9年～13年、14～18年、19年～23年となるにつれて、55.5%、66.3%、75.9%と増加傾向を示している。

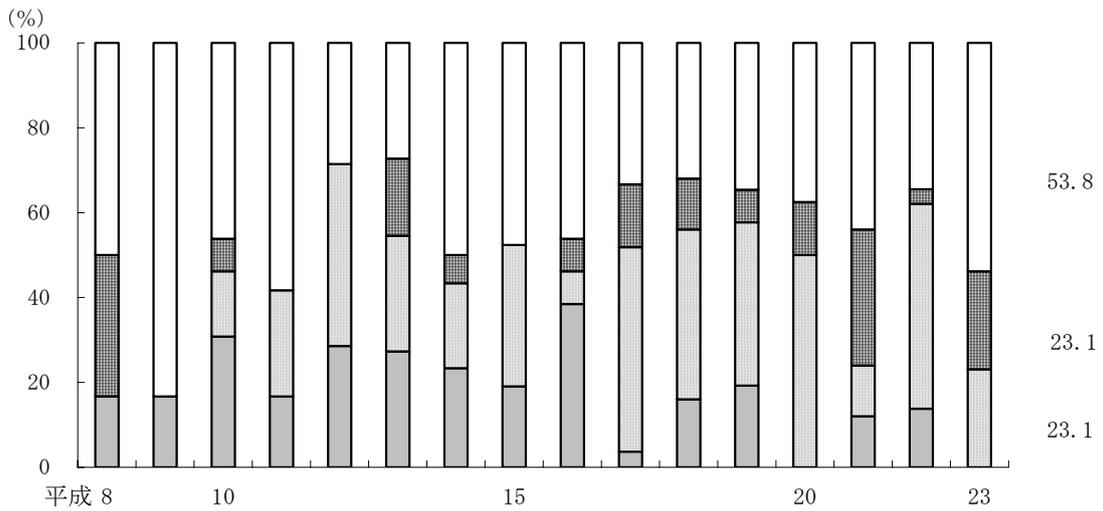
2-1-2-5 図 国籍等別人員の推移（主な国籍等別）

① G<sub>2</sub>

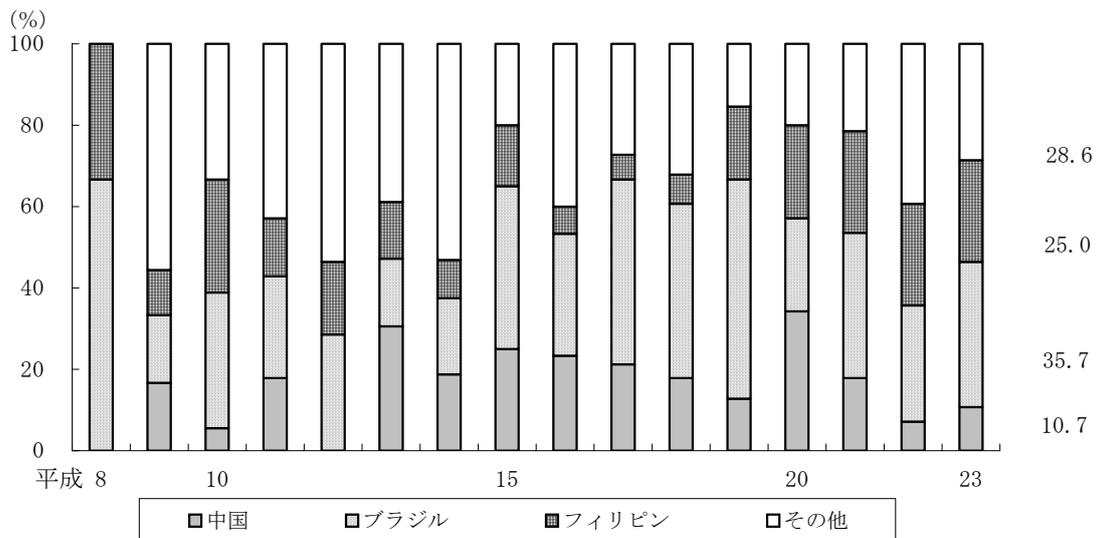
（平成8年～23年）



② V<sub>2</sub>



③ その他



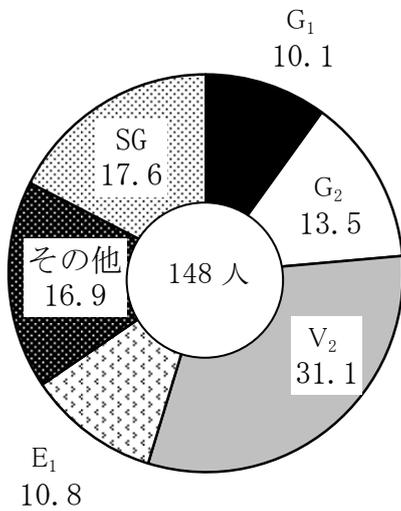
注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。  
 2 朝鮮・韓国籍の者を除く。  
 3 日本国籍でG<sub>2</sub>に分類された者を含む。

来日外国人非行少年の少年院入院者について、主な国籍等ごとに、平成8年から23年までの累計で処遇課程別構成比を見たのが、**2-1-2-6図**であり、国籍等ごとに異なる傾向を示している。国籍等ごとに高い割合を占める処遇課程について見ると、中国は処遇課程がV<sub>2</sub>の者(31.1%)、SGの者(17.6%)、G<sub>2</sub>の者(13.5%)、ブラジルはG<sub>2</sub>の者(60.4%)、V<sub>2</sub>の者(15.0%)、SGの者(10.0%)、フィリピンはV<sub>2</sub>の者(25.2%)、E<sub>1</sub>の者(18.1%)、G<sub>2</sub>とSGの者(各17.3%)、その他はV<sub>2</sub>の者(37.0%)、G<sub>2</sub>の者(16.7%)、SGの者(15.4%)の順であった。

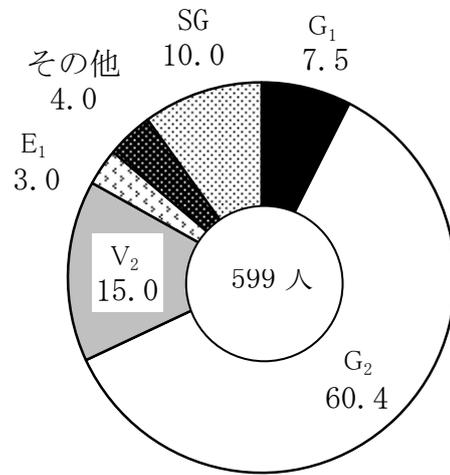
**2-1-2-6図 処遇課程別構成比（主な国籍等別）**

(平成8年～23年の累計)

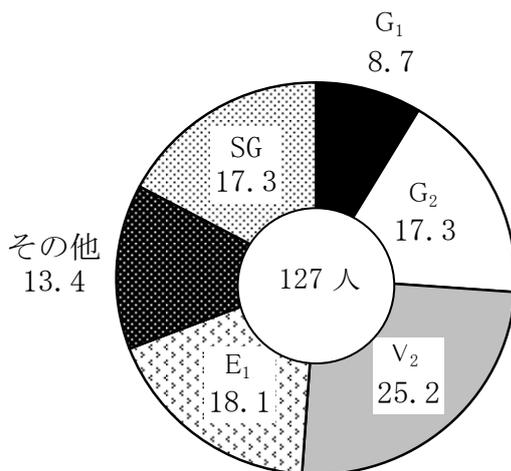
① 中国



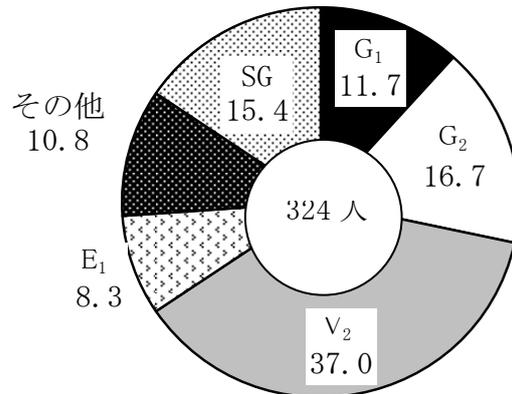
② ブラジル



③ フィリピン



④ その他

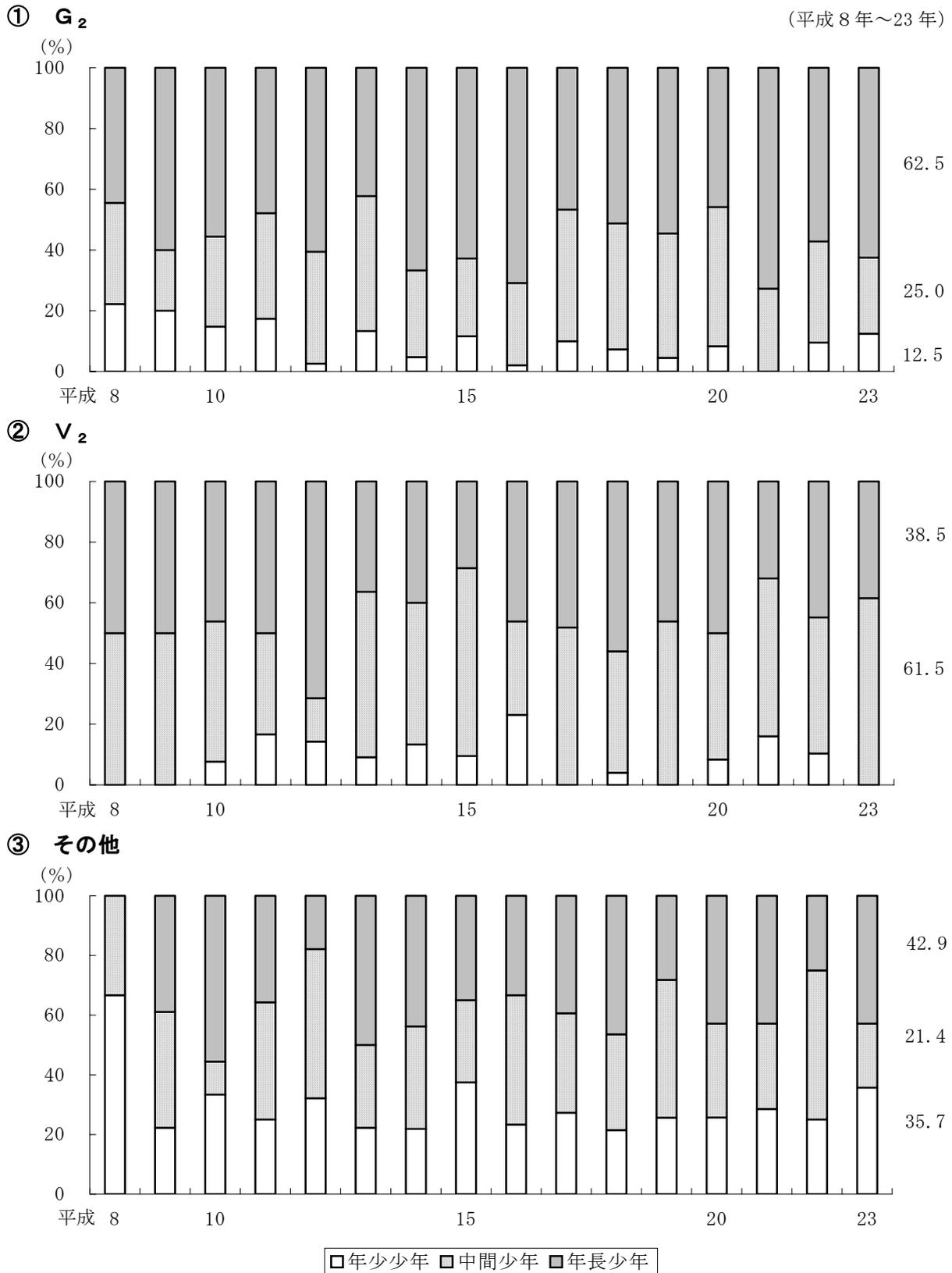


- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。  
 2 朝鮮・韓国籍の者を除く。  
 3 日本国籍でG<sub>2</sub>に分類された者を含む。  
 4 その他は、タイ、ベトナム、アメリカ、日本国籍でG<sub>2</sub>に判定された者、その他を示す。

### (3) 年齢層別

来日外国人非行少年の少年院入院者について、処遇課程の別に、年齢層別人員構成比の推移を見たのが、**2-1-2-7図**である。処遇課程がG<sub>2</sub>及びV<sub>2</sub>の者における構成比は、年少少年がおおむね2割以下で推移しており、その他が約2から3割であるのに比較するとやや低い傾向にある。また、G<sub>2</sub>の年長少年の割合が、約4割から7割と、V<sub>2</sub>及びその他の年長少年に比較して若干高水準である。

2-1-2-7図 年齢層別構成比の推移

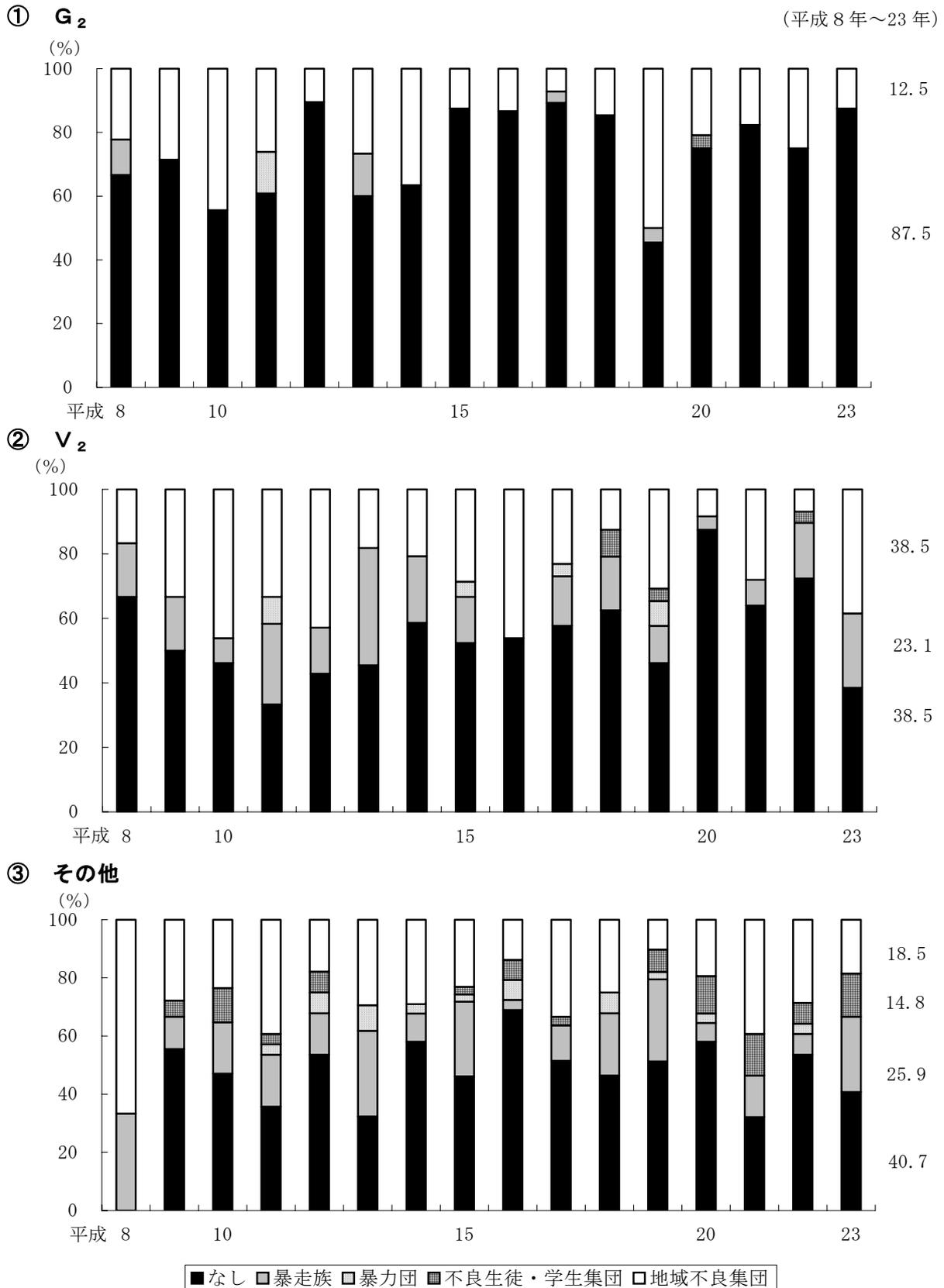


注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。  
 2 朝鮮・韓国籍の者を除く。  
 3 日本国籍で $G_2$ に分類された者を含む。  
 4 年齢は入院時であり、「年少少年」は16歳未満、「中間少年」は16歳以上18歳未満、「年長少年」は18歳以上の者をいう。

#### (4) 不良集団関係別

来日外国人非行少年の少年院入院者について、処遇課程の別に、不良集団関係別構成比の推移を見たのが、**2-1-2-8図**である。処遇課程がG<sub>2</sub>の者は、不良集団関係「なし」の占める割合がV<sub>2</sub>及びその他の者と比較して高い一方、暴走族、暴力団、不良生徒・学生集団及び地域不良集団の割合は、V<sub>2</sub>及びその他の者と比較して比較的低い水準で推移している。

2-1-2-8図 不良集団関係別構成比の推移

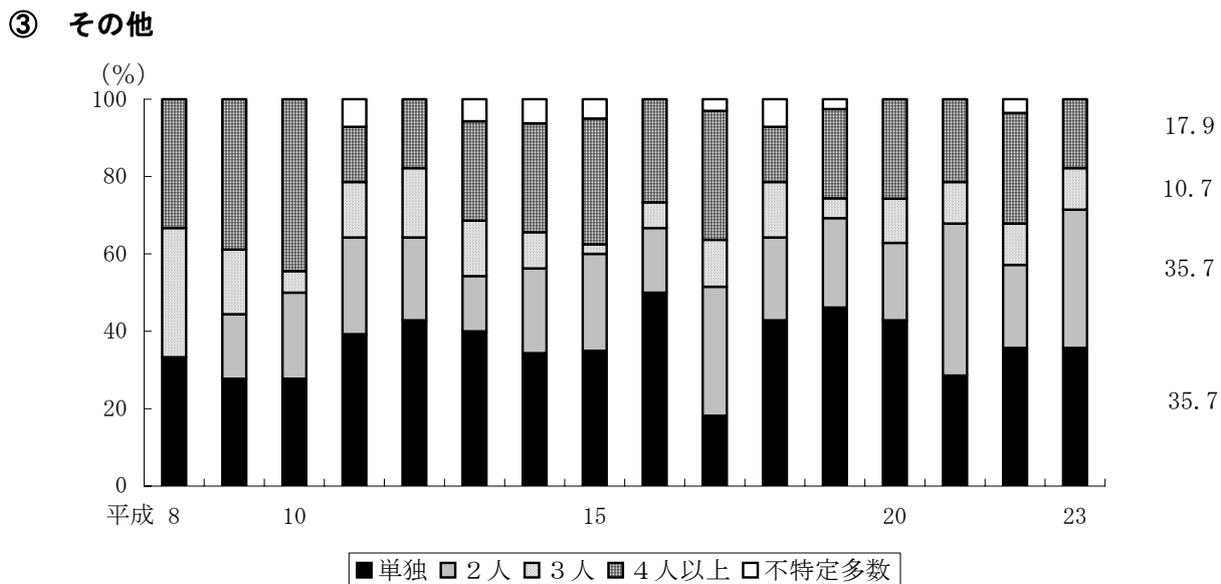
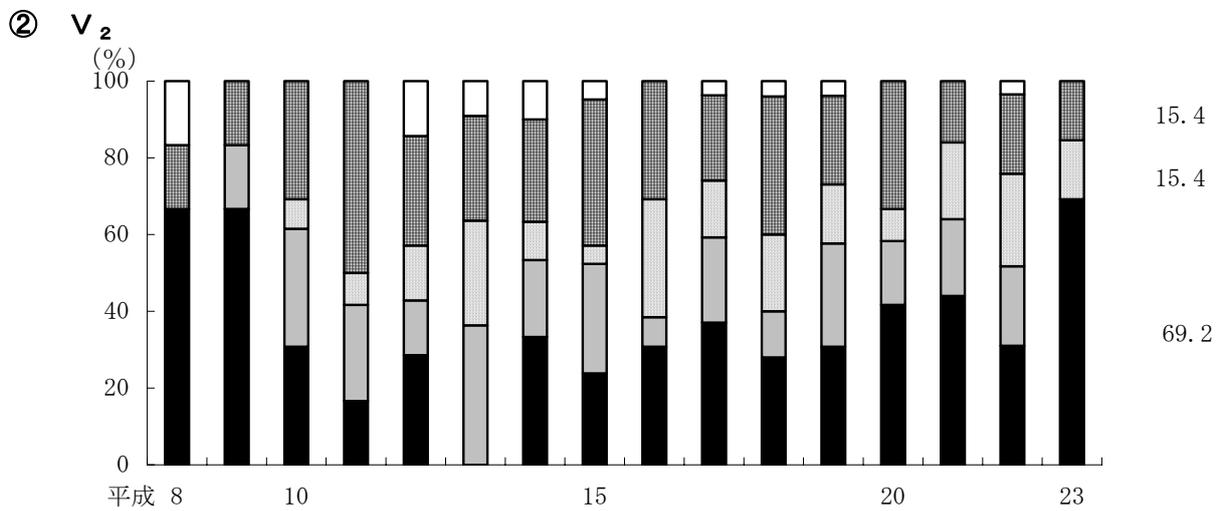
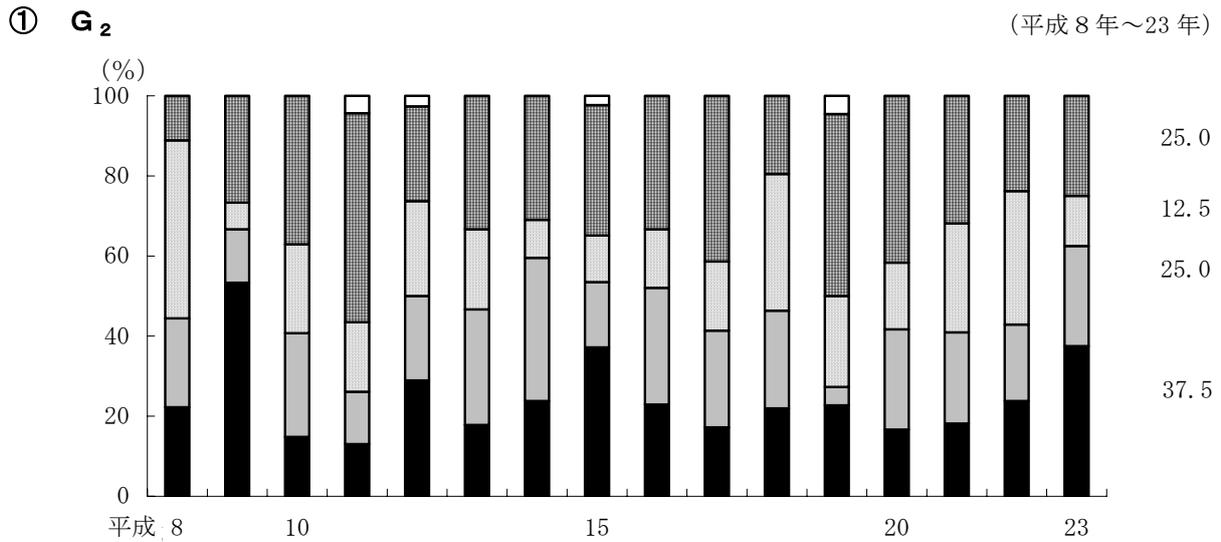


注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。  
 2 朝鮮・韓国籍の者を除く。  
 3 日本国籍でG<sub>2</sub>に分類された者を含む。  
 4 不良集団関係が不詳の者を除く。

### (5) 共犯関係

来日外国人非行少年の少年院入院者について、処遇課程の別に、共犯数構成比の推移を見たのが、**2-1-2-9**図である。処遇課程がG<sub>2</sub>の者で共犯がある者の割合は約5割から9割であり、V<sub>2</sub>及びその他の者に比較して、おおむね高い水準で推移している。

2-1-2-9図 共犯数構成比の推移



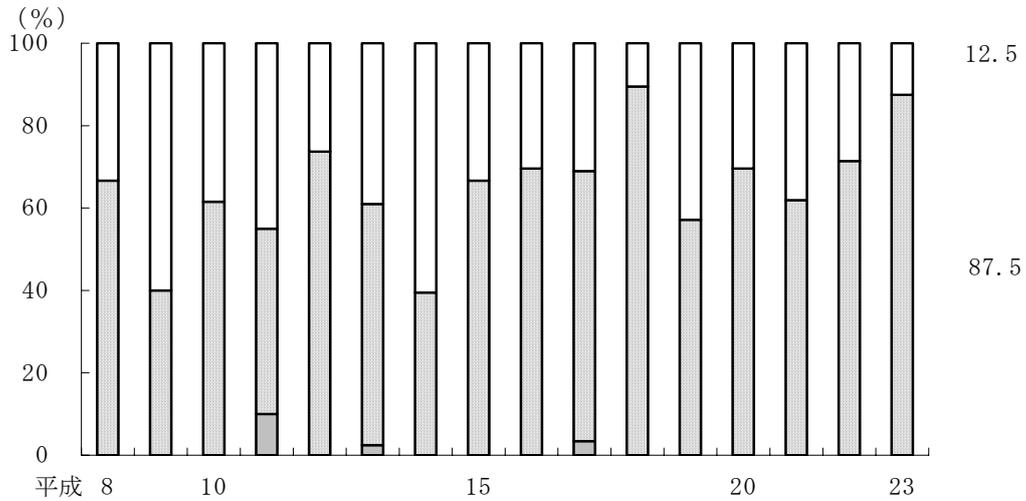
注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。  
 2 朝鮮・韓国籍の者を除く。  
 3 日本国籍で $G_2$ に分類された者を含む。  
 4 共犯状況が不詳の者を除く。

## (6) 生活程度別

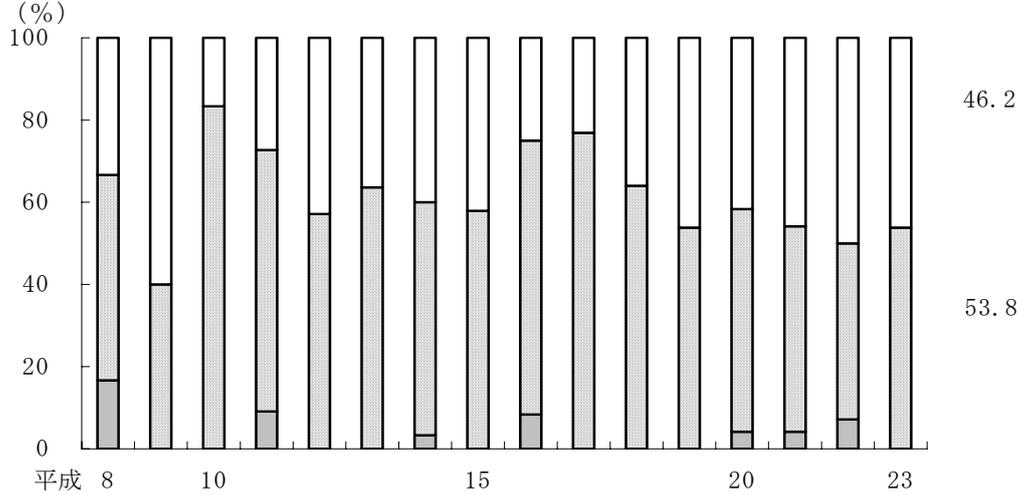
来日外国人非行少年の少年院入院者について、処遇課程の別に、生活程度別構成比の推移を見たのが、**2-1-2-10**図である。いずれも普通がおおむね50%以上を占めており、富裕の割合は極めて低い水準で推移している。

2-1-2-10図 生活程度別構成比の推移

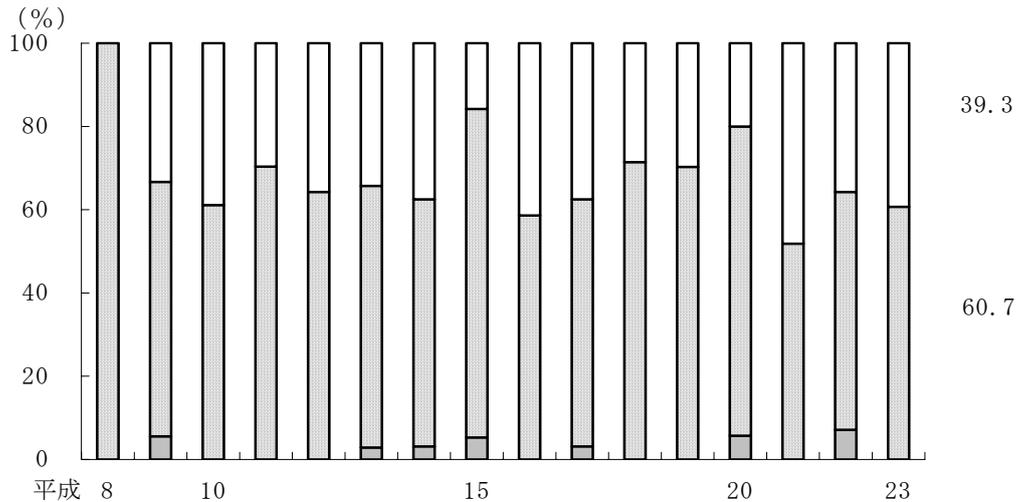
①  $G_2$  (平成8年～23年)



②  $V_2$



③ その他



■ 富 裕 □ 普 通 □ 貧 困

- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。  
 2 朝鮮・韓国籍の者を除く。  
 3 日本国籍で $G_2$ に分類された者を含む。  
 4 生活程度が不詳の者を除く。

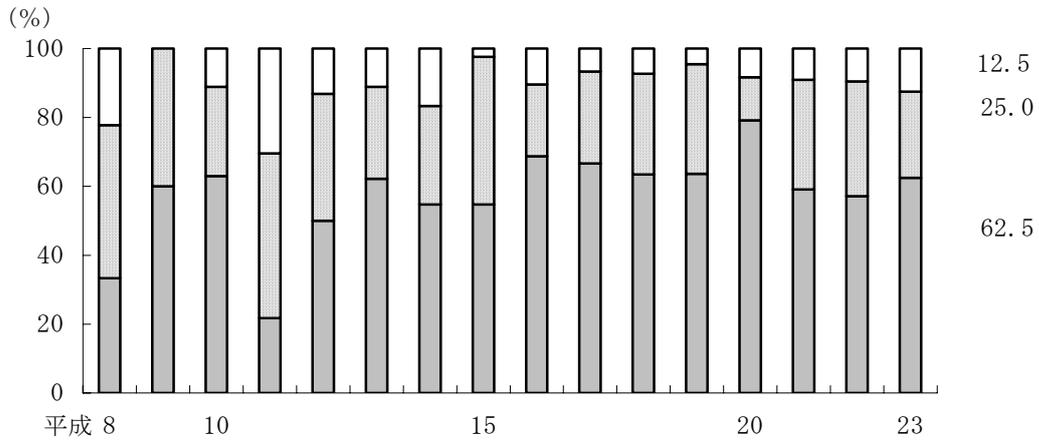
### (7) 居住状況別

来日外国人非行少年の少年院入院者について、処遇課程の別に、居住状況別構成比の推移を見たのが、**2-1-2-11**図である。処遇課程がG<sub>2</sub>の者における家族と居住の構成比は、V<sub>2</sub>及びその他の者に比較して若干低く、平成23年は62.5%であり、また、G<sub>2</sub>の者におけるその他居住先ありの構成比は、V<sub>2</sub>及びその他の者に比較して若干高く、23年は25.0%を示している。

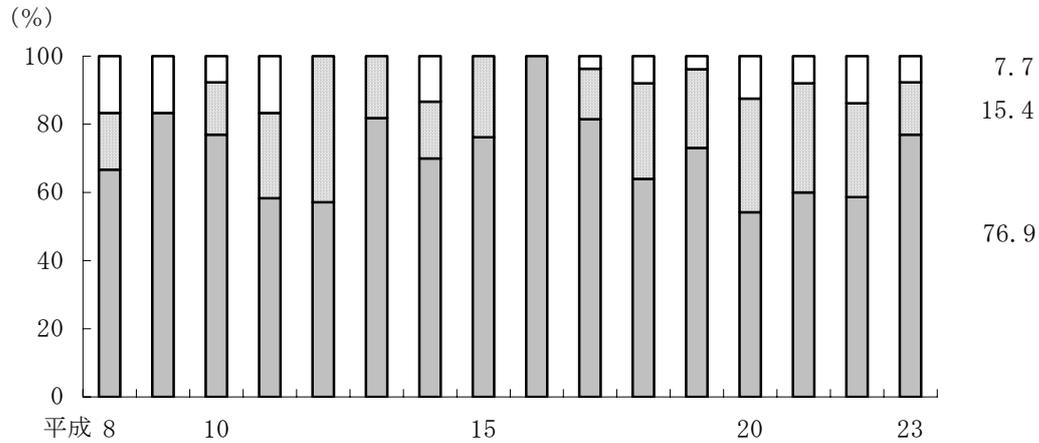
2-1-2-11図 居住状況別人員の推移

① G<sub>2</sub>

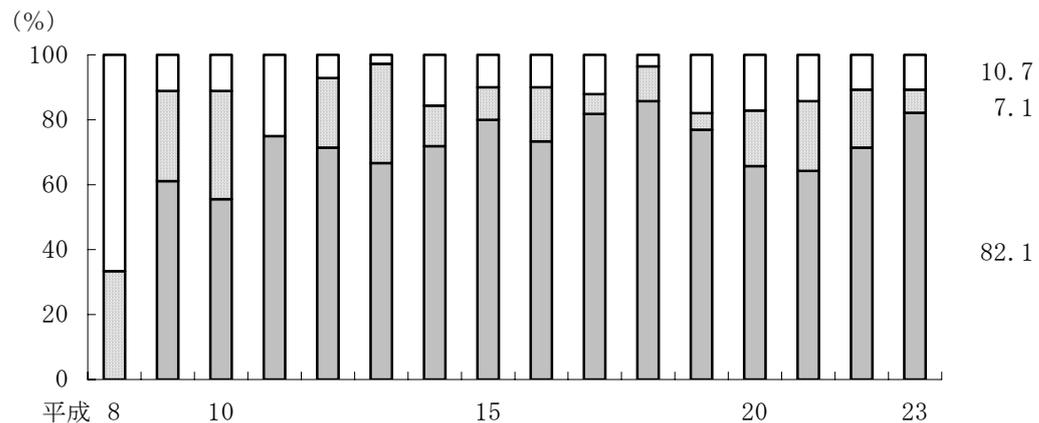
(平成8年～23年)



② V<sub>2</sub>



③ その他



■家族と居住 □その他居住先あり □浮浪不定

- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。  
 2 韓国・朝鮮籍の者を除く。  
 3 日本国籍でG<sub>2</sub>に分類された者を含む。  
 4 「その他居住先あり」は、同棲、アパート等に居住、知人宅に居住、施設等に居住等である。  
 5 「浮浪不定」は、不良者の居所に居住していた者を含む。  
 6 居住状況が不詳の者を除く。

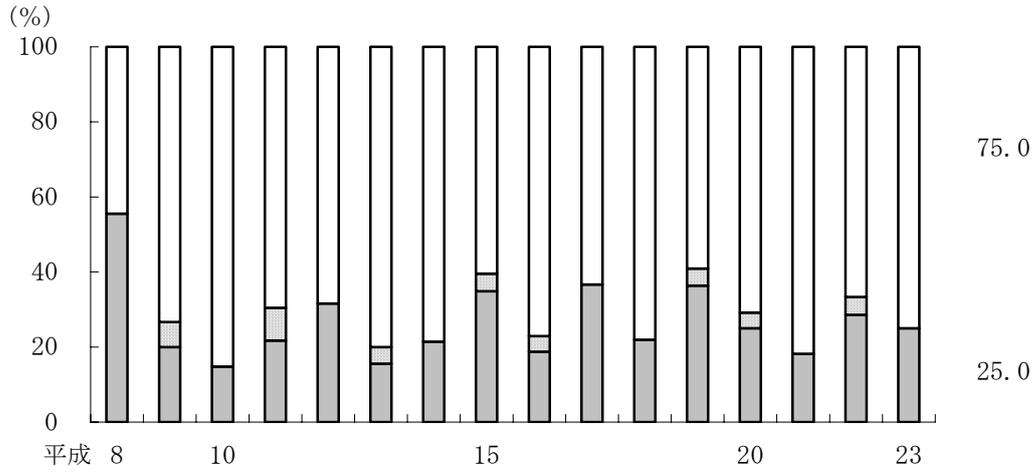
#### (8) 就学・就労状況別

来日外国人非行少年の少年院入院者について、処遇課程の別に、就学・就労状況別構成比の推移を見たのが、**2-1-2-12図**である。処遇課程がG<sub>2</sub>の者の構成比において、平成9年以降は、無職が約6～8割を占めており、高い水準で推移している。また、その他の者における学生・生徒の割合は、G<sub>2</sub>及びV<sub>2</sub>の者に比べて、比較的高い水準を示している。

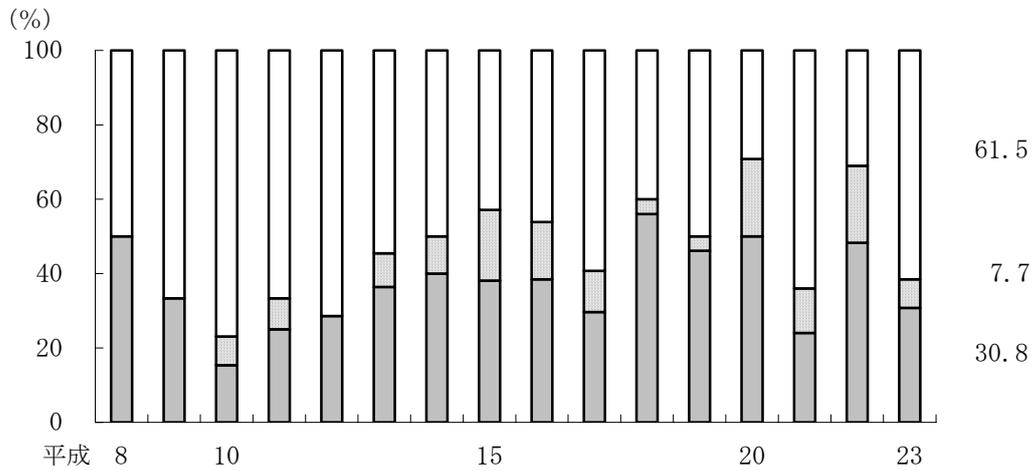
2-1-2-12図 就学・就労状況別人員の推移

① G<sub>2</sub>

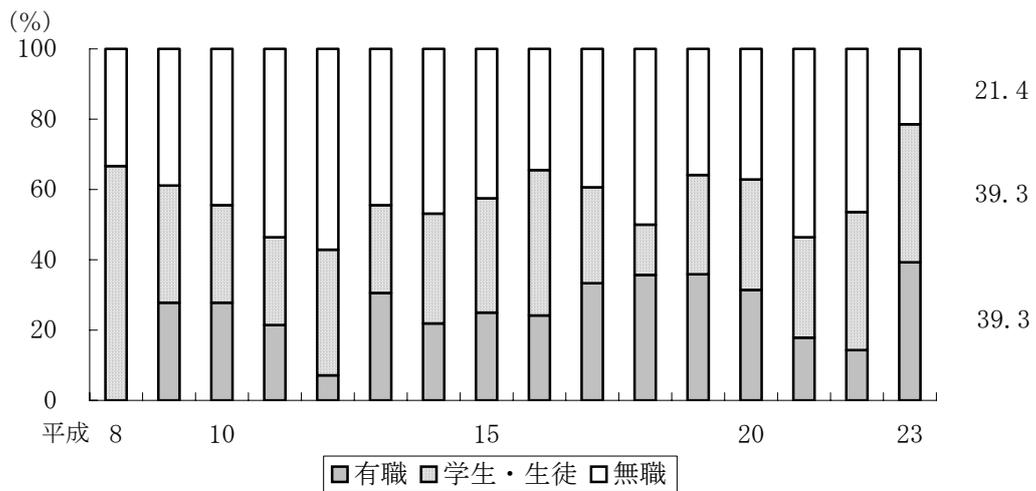
(平成8年～23年)



② V<sub>2</sub>



③ その他



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。  
 2 朝鮮・韓国籍の者を除く。  
 3 日本国籍でG<sub>2</sub>に分類された者を含む。  
 4 就学・就労状況が不詳の者を除く。

### (9) 教育程度別

来日外国人非行少年の少年院入院者について、処遇課程の別に、教育程度別構成比の推移を見たのが、**2-1-2-13**図である。

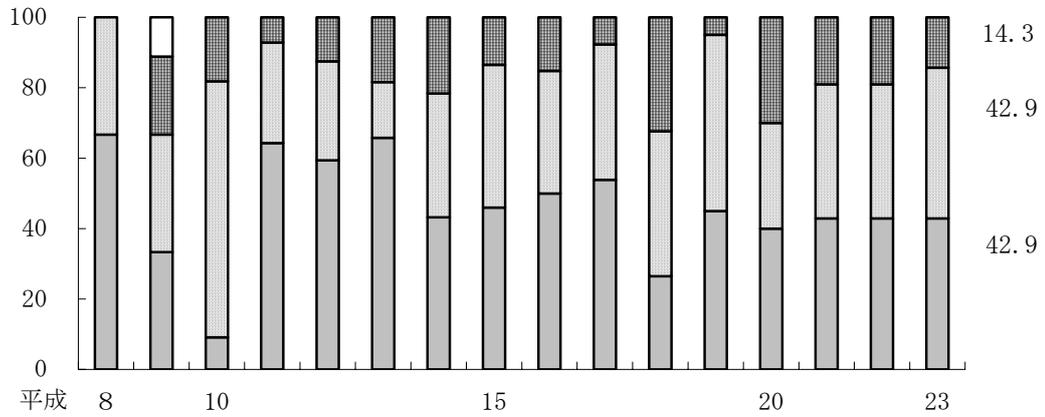
処遇課程がG<sub>2</sub>の者の中学中退は、V<sub>2</sub>及びその他の者に比べて比較的高い割合で推移し、平成19年以降は4割以上であった。

2-1-2-13図 教育程度別人員の推移

① G<sub>2</sub>

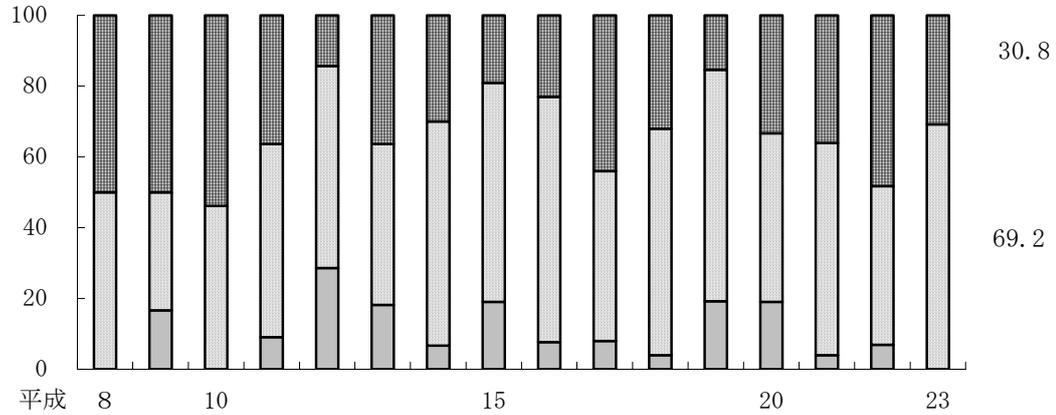
(平成8年～23年)

(%)



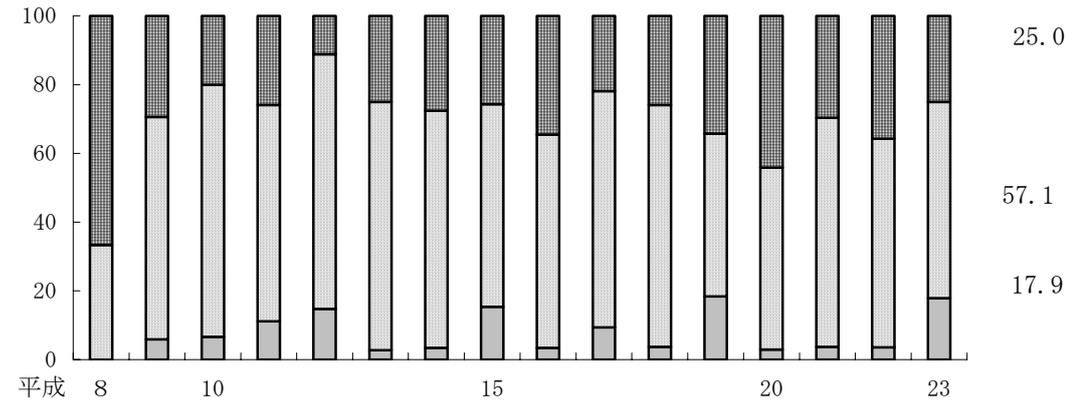
② V<sub>2</sub>

(%)



③ その他

(%)



■ 中学中退 □ 中学卒業 ■ 高校卒業 □ その他

- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
- 2 朝鮮・韓国籍の者を除く。
- 3 日本国籍でG<sub>2</sub>に分類された者を含む。
- 4 中学中退は、小学卒業等を含む。
- 5 中学卒業は、中学在学を含む。
- 6 高校卒業は、高校在学及び高校中退を含む。
- 7 教育程度が不詳の者を除く。

### 3 来日外国人非行少年の処遇ケース

少年院における矯正教育は、保護処分の実行として在院者に社会適応性を付与するために行う意図的、計画的な活動であり、来日外国人非行少年に対しても同様に実施されている。ただし、処遇課程がG<sub>2</sub>の対象者が「外国人で、日本人と異なる処遇を必要とする者」とされており、同教育課程の目標編成時の問題行動指導において配慮すべきこととして、「非行に関する問題について、個別の事情に配慮して指導する」とされていることから、来日外国人非行少年には、より一層、処遇の個別化の理念に基づいた処遇が要請されていると考えられる。来日外国人非行少年で、日本人と異なる処遇を必要とするG<sub>2</sub>の対象者はもとより、例えばV<sub>2</sub>など他の処遇課程に編入した場合であっても、個別の必要性に応じた矯正教育が実施される。

これまで、属性や処遇内容等から多面的に分析を実施してきたが、出院時調査では、処遇上の課題、処遇の成果についても調査しており、少年院での聞き取り調査と併せて質的な面から来日外国人非行少年の矯正教育を捉え、問題行動指導、基本的生活訓練、日本語教育、職業補導、生活環境の調整及びその他の各場面における処遇ケースについて、その特徴を紹介しつつ、処遇に当たって有益な方法等の考察を試みる。なお、紹介するケースの内容は、プライバシー保護のため、問題の本質を変えない程度に修正を加えてある。

#### (1) 問題行動指導

問題行動指導は、非行に関わる意識、態度及び行動面の問題に対する指導を内容としている。来日外国人非行少年の特性に鑑みると、性・異性問題、薬物、交通、不良交友、家族問題、被害者等あらゆる指導の場面において、文化の相違、来日前後における本人の状況等を踏まえた上で指導を実施する必要がある。そのためには、家庭裁判所が作成する社会調査記録はもとより、少年鑑別所が作成する鑑別結果通知書を参考にしつつ、少年院入院後には、本人及び保護者からの意見を参酌し、本人を取り巻く状況を新入時教育段階で把握して個別的処遇計画として処遇に反映させる必要がある。

#### 〈事例1 規範意識〉

処遇課程がG<sub>2</sub>のある者にとっては、母国で生活していた際には、その国の社会情勢から窃盗は身近な行為であり、大したことがないと捉えていたため、日本での非行事実について罪障感は深まらず、少年院入院当初は規律を守らなくてもよいとする姿勢が見られた。非行を行っていた時期も、家族から母国と日本の文化の違いを指摘されていたが、あえてその指摘に反発することが自分自身の存在を主張できるよりどころとなっていた。少年院においても新入時教育当初は同様の対応をしていたが、少年院において、文化の違いがあっても社会での規律を守ることや自他を尊重することの大切さに違いはないことを日常生活に即して繰り返し指導したところ、日本語学習の進度に比例して、規範を守ることを受

け入れる姿勢になった。本人は、次第に非行の原因を母国と日本の文化の違いではなく、自らの取組姿勢であると考えようになった。

#### 〈事例2 被害者に対する意識〉

処遇課程がG<sub>2</sub>のある者は、少年院に入ったことで、被害者に対する償いは済んでいると捉え、自分は積極的に何かをする訳ではなく、ただ少年院にいただけでよいと考えていた。保護者も同様な考えであり、少年に対して少年院に入っている期間を過ごすことが大切だと面会でも話していた。これに対し、少年院では、そのような少年院での消極的な取組姿勢を被害者が知ったらどんな気持ちになるか考えてみるようにと本人に繰り返し指導した。犯した非行は、新入時教育時点で被害者等通知制度の対象になっていなかったが、本人は、新入時教育でその概要を学ぶ機会があり、それまで考えたこともなかった被害者の存在について少しずつ意識するようになっていった。本人の被害者に対する理解の度合いを確認しつつ、矯正教育を実施したところ、少年院での生活に前向きに取り組むようになり、次第に被害者に対する意識が変わっていった。

#### 〈事例3 来日前後の問題状況を踏まえた処遇〉

来日する前の母国においても非行があった処遇課程がG<sub>2</sub>のある者は、幼少時からの非行の問題及び来日による言語の問題があった。非行と言語という二重の問題を抱えた来日外国人非行少年にとっては、日本語教育だけではなく、新入時教育に、少年院が安心できる環境であることを理解させることが重要であると考えられた。そこで、新入時教育の導入において、段階的に日本語教育を実施しつつ、少年院の生活要領及び権利義務関係についても配慮して指導を行ったところ、母国での文化を職員が理解していたこともあり、処遇期間の経過とともに職員に対する信頼が高まり、日本語の学習及び非行に関する指導について計画的に進めることができた。

#### 〈事例4 来日前後の本人の変化を踏まえた処遇〉

処遇課程がG<sub>2</sub>のある者は、母国では高校を卒業し安定した生活を営んでいたものの、保護者の都合で来日し、社会での不適応から短期間で非行に陥った。少年院入院当初は日本語がたどたどしかったが、その能力の高さから、短期間で日本語の基礎を習得したため、少年院では本人の能力を踏まえた処遇プログラムを実施した。本人は、少年院から自分の過去を踏まえた課題が出されており、以前の非行をしていなかった自分を認めてもらったことを意識し、来日後の自分の生活に問題があったことを素直に受け入れていった。行った非行については、背景に文化の違いがあったものの、自分自身の判断及び行動が問題であったことを意識して課題に取り組んでいった。

## （２）基本的生活訓練

基本的生活訓練は、基本的生活習慣、順法的・自律的生活態度及び対人関係に関する指導であり、具体的には、非行に関わらないしつけ指導、対人関係訓練などをその内容としている。基本的生活習慣の違いから誤解を招くようなことも散見されるため、基本的なしつけ指導を行うことは重要であり、問題行動指導と同じく文化の違いへの配慮が必要であるものの、指導内容は、生活するために必要な極めて基礎的な事項である。日本社会での生活様式を学習することは、日本での生活を希望し、在留を継続する大半の者にとって、出院後、地域社会に根付いて生活することにつながり、再非行抑止にも有効と考えられることから、基本的生活訓練の充実は来日外国人非行少年にとって意義があると考えられる。

### 〈処遇５ 対人関係や他者への配慮〉

処遇課程がG<sub>2</sub>のある者は、家族から叱られた経験が少なく幼少時から放任されていたため、しつけが十分になされていなかった。学校の同級生等との間で対人関係のトラブルが以前からあったほか、少年院でも、話している人と人との間を平気で通るなど、生活場面で社会常識に欠ける部分が散見された。非行も対人関係によることが主な原因であったため、少年院では、他人との間合いに配慮して行動するよう日常生活の場面で繰り返し指導した。指導の内容が、少年院内で完結して終わらないようにするために、現在どのような指導を行い、現状ではどのような成果と課題があるのかを、面会に来た保護者に計画的に伝えていた。このように繰り返し指導を実施した結果、本人は次第に他者に配慮した言動が身に付いていき、自らの非行等を内省的に捉えられるようになった。

### 〈処遇６ 日常生活場面における振る舞い〉

処遇課程がG<sub>2</sub>のある者は、SST（社会生活技能訓練）を実施する中で、少年院内については、保護観察官面接の受け方等を、社会での生活については、トイレの使い方、ゴミの捨て方、お風呂の入り方など日常生活に関係する内容を学習してきた。当初本人にとっては、それらはあくまで少年院内の指導であり、社会に戻った後の生活とは全く関係のないことだと考えていた。そのため、矯正教育実施中も漠然と皆に合わせて行動していたが、本人は、出院後、将来にわたって家族と共に日本で生活することを希望していたため、日本文化の在り方や日常生活の在るべき姿などを良く知っておくべきだと考えるようになった。これらを具体的に意識して学習し始めると、少年院内での周囲との関係が良くなり、また、保護者と具体的な出院後の相談が出来るようになっていった。本人は、少年院での生活を通して日常生活と非行の問題は関連しているのではと考えるに至り、次第に非行に対する内省が深まっていった。

### (3) 日本語教育

在院時調査の対象者について日本語能力を見ると、日常会話可の者が81.6%、簡単な会話なら可の者が10.7%であった（第1報告第4章第7節参照）が、来日外国人少年については、日常会話ができても、職業補導及び資格取得のため、少年院在院中に日本語を学習することは実務上よく行われている。また、少年院の実地調査における法務教官からの聞き取りによれば、「入院当初は、日本語が分からないことで誤解する場合があるが、日本語教育が進んでいくにつれて、職員の意図を理解するようになり、指導の中身を理解するようになっていく。」「日本語を学習することは、自分の中にある新しい部分を受け入れていくことである。つまり、これは、他人を受け入れることであり、日本語学習が進むに従って、結果として非行に対する内省が進んでいく。」とのことであった。日本語教育の意義は、この言葉が示すとおりであり、職員は、来日外国人非行少年にとって日本語の理解が進むようにするために、スポーツなど興味を抱きやすい内容の教材を手作りで作成し、これを利用して日本語を学習させたり、来日外国人少年の日本語習得のレベルに合わせて、母国語、ローマ字及び日本語を段階的に併用して日記を書かせる指導をしたり、コミュニティにおけるゴミの捨て方などの日常生活場面や、非行に陥りやすい場面に対処する方法等に関するSSTを日本語で段階的に実施している。これらは、来日外国人非行少年の言語に対する苦手意識を減少させるとともに、職員への信頼につながると考えられる。ある実務研究では、少年院の日本語教育を経て日本語能力を向上させた来日外国人少年について、「日本語で考え、日本語を話すことが身に付いてくるとともに、非行への反省が深まって行くのは、日本語又は日本文化への帰属意識と、職員への信頼感が高まったことによる」などと指摘しており<sup>31</sup>、日本語教育は来日外国人非行少年の処遇において重要な要素と考えられる。

#### 〈事例7 日本語教育〉

処遇課程がG<sub>2</sub>のある者は、保護者と共に日本で定住することを希望していたものの、在留期間が少年院入院中に満了することで入国管理局の調査があったことから、退去強制になるかもしれないという不安を抱えながら、少年院で生活をしていた。入院当初、本人は、日本語の日常会話はできるという自負があったことから、少年院の日本語教育を受けることに意義を見出せないでいた。しかし、本人は、保護者や職員から就職に関する情報を集める中で、母国に帰っても日本に在留しても、日本語ができると仕事があり、相応の給料をもらえることを知り、どうせやるなら、本腰を入れて勉強しようという気持ちになっていった。本人は、日本語を勉強する目的が明確化した後は、出院後に日本にいられる

<sup>31</sup> 遠藤英明・横田正巳・北村修司，2002，「久里浜少年院における外国人処遇について」，第38回日本矯正教育学会大会発表論文集

のかどうかといったことに捉われず、日本語の勉強に精を出すようになり、少年院での生活も安定していった。

#### 〈事例8 漢字学習〉

処遇課程がG<sub>2</sub>のある者は、入院当初職員に反発するなど少年院での生活にやや不適応を起こしており、生活全般が低調で、毎日行われるG<sub>2</sub>のプログラムの日本語教育にも消極的姿勢で取り組んでいた。本人は、ある授業で漢字の成り立ちを学び、漢字が象形文字であることを理解すると日本語に対する興味と関心が高まり、積極的に日本語を学ぶようになった。その後、俳句、論語などにも自ら進んで取り組み、他の来日外国人非行少年の日本語学習にも協力するなどした。

#### (4) 職業補導

職業補導は、少年院在院者の円滑な社会復帰を図るため、出院後の職業生活に必要な知識、技能及び態度を付与するための指導であり、出院に向けては、当然のことながら、帰住先を踏まえた職業補導を行うべきであるが、日本での在留を希望する来日外国人非行少年には、日本国内に帰住し、引き続き在留できるかの見通しが立たず、長期的なビジョンを持ってどの職種に就くか、どの場所で働くかといった安定就労に向けた考慮に思いが至らない者も少なくない。そのため、帰住先や在留の見通しを立てる意味でも保護者との調整が特に重要となる。また、来日外国人の少年院入院者は日本人に比べて無職の割合が高く<sup>32</sup>、資格・免許を取得しても就職が決まりにくい現状がある（第1章第4節3項（2）参照）ことから、出院後の在留の見通しを見据えながらも、出院後の安定した就労につながるような効果的な職業補導を実施する必要がある。

#### 〈事例9 資格取得〉

処遇課程がG<sub>2</sub>のある者は、仮退院後に日本で就労して在留することを希望し、そのためにはどんな仕事でもやる意向であった。希望する職業補導の種目はなかったが、木工科に編入され、日本語も上達していったこともあり、「小型フォークリフト運転特別教育」の修了証を取得することができた。これは、本人が手にした初めての資格であった。他に受験したローラーの運転特別教育、高所作業車特別教育の資格取得はできなかったが、地道に頑張れば資格を取得することができたことは、本人にとって有意義な体験となった。

#### 〈事例10 就労支援〉

処遇課程がV<sub>2</sub>のある者は、日本語での日常会話に問題がなく、就労支援の対象となる

<sup>32</sup> 第1報告 4-9-1-1図を参照。

条件を満たしていたことから、保護者の同意などの手続を経て、少年院在院中に就労支援対象者となった。本人は、ハローワーク担当者と何度も面接を実施したが、本人の希望と求人とが合わずに、就職先未決定のまま仮退院することになった。

### （５）生活環境の調整

出院後の引受人は親又は保護者に準ずる者になることが多い（第１章第４節１項参照）。ほとんどの来日外国人非行少年は、日本において生活することを希望しているが、家庭環境が不安定であったり、生活が安定しなかったりする状況が散見され、結局は、親又は保護者に準ずる人、あるいはコミュニティに依存して生活するしか選択肢がない状況になることが多い。出院後は、経済的事情等の保護者の都合により、元のコミュニティに戻り生活することが多いため、保護観察所に地元の状況を確認してもらい、また、保護司及び保護者が面接・面会に来た際にも地元の情報収集に努めているが、交友関係、就労又は学業などの問題が円滑に解決することはそう多くない。少年院在院中は、本人も法務教官、特に担任の教官を信頼することが多いと思われ、担任との面接の中では、本人から交友関係の悩みなど本音が出ることがある。現在でも、少年院は、必要に応じて、少年が作成した課題作文を帰住先を管轄する保護観察所に送付するなどしているが、こうした少年院と保護観察所との間の情報交換を緊密に行うことが望まれる。これらの情報をもとにして、保護司や保護観察官との面接時に問題解決のための目標を具体化するなど、少年院と保護観察所が協力し、保護者を含めた形で積極的に生活環境の調整を行い、居住するコミュニティに問題を多く抱える来日外国人非行少年の課題等に対処することが望まれる。

#### 〈事例11 帰住先〉

処遇課程がG<sub>2</sub>のある者は、入院前に住んでいた同国人コミュニティに非行時の共犯者も居住しているなどの事情があり、同コミュニティへの帰住があまり適切とは思われなかった。しかし、引受人となる保護者が、仕事探しも居住するコミュニティの人間関係に頼るなどコミュニティに依存した生活をしており、そこへの帰住以外事実上選択肢がなかった。さらに、保護者及び本人も仕事はあるものの、その就労状況は不安定であるなどの問題も見られた。在院中に保護司が面接に来るなど、可能な限り調整を行った上で、最終的には、少年院入院前に住んでいたコミュニティに戻るようになったが、本人は不安な気持ちを抱えたままでの仮退院となった。

#### 〈事例12 保護者〉

処遇課程がV<sub>2</sub>のある者は、保護者の日本語能力に問題があったため、少年院では、処遇及び仮退院を含む保護観察の制度を理解してもらうために、保護者会において個別に保護者に説明する機会を設けた。また、上記保護者面会以降においても保護者との面会の際

には、日本語のできる本人の兄弟や部外協力者、あるいは保護司の同席を求め、保護者と円滑にコミュニケーションをとることにより、保護者は上記制度等を理解するに至った。

## (6) その他

来日外国人非行少年だけではないが、少年院では、矯正教育上の必要に応じて、外部協力者等の様々な人が関わりを持ち、宗教上忌避すべき食品の代替品を準備するなどの対応を実施している。

### 〈事例13 外部協力者（母国語）による個別面接〉

処遇課程がV<sub>2</sub>のある者は、入院当初から日本の生活習慣の違いや日本人少年に対する不満を職員に述べるが多かったが、部外協力者の協力により母国語での面接指導を行ったところ、当初は生活上の不満を述べていたものの、面接回数を重ねるごとに、母国語の発音についての悩み、仮退院後の生活のこと、家族のことなどを真剣に相談するようになり、心情の安定につながり、生活全般に意欲的に取り組むようになった。

## 第2節 保護観察処遇

### 1 保護観察処遇の概況

第1報告で見たとおり、我が国への外国人入国者数は増加傾向にあり、これに伴い、来日外国人非行少年の保護観察開始人員は、保護観察処分少年・少年院仮退院者ともに平成に入った頃から平成15年頃まで大きく増加した。ここ数年は、日本人と同じく減少傾向にあるが、減少の程度は日本人より小さい（第1報告第3章第4節の1参照）。他方、保護観察所によって、来日外国人非行少年の保護観察が多く係属する庁とほとんど係属しない庁がある。

平成23年における全国の少年の保護観察開始人員（保護観察処分少年と少年院仮退院者の合計）18,905人のうち、特別永住者を除く外国籍の少年は273人であった。その係属庁を見ると、多い順に上位5庁は、横浜（36人）、名古屋（32人）、静岡（27人）、東京（24人）、さいたま（23人）であった。来日外国人非行少年の保護観察開始人員がなかった保護観察所は23庁あり、全国50庁のうち約半数を占めた。なお、日本人少年と来日外国人非行少年の合計に占める来日外国人非行少年の比率で見ると、全国の比率が1.4%のところ、来日外国人非行少年の比率が高い上位5庁は、静岡（6.7%）、前橋（5.7%）、甲府（5.2%）、大津（3.3%）、名古屋（2.9%）であった（法務省大臣官房司法法制部の資料による。）。

これら来日外国人非行少年の保護観察が多く係属する保護観察所が所在する都県は、そもそも外国人が多く居住する都県であり（第1報告2-1-1-6表参照）、外国人人口の多さを反映していることが最大の要因と考えられる。付け加えると、本章3節で詳述する

ように、これらの都県には外国人が多く居住する地方公共団体があり、さらにその中には外国人が集住する特定の地域を抱える地方公共団体もある。すなわち、来日外国人非行少年の保護観察の係属が多いことからその処遇に留意を要する庁と、必要性の少ない庁があること、さらに来日外国人非行少年が多い庁も、管内全体に来日外国人非行少年が散在しているのではなく、一部の地方公共団体や特定の地域に集中する傾向がある。

今回の研究に当たり、外国人の保護観察が多く係属する保護観察所のうち東京、名古屋、前橋の各庁を訪問し、来日外国人非行少年を担当している保護観察官と保護司にインタビュー調査を実施した。

このうち、名古屋及び前橋保護観察所には、管内に外国人が多い地方公共団体や集住する特定の地域がある。保護観察官や保護司の話によると、集住地域に居住する外国人保護観察対象少年については、同じ地域内や隣接する地域に居住する数人の保護司に担当が集中すること、来日外国人非行少年を担当する保護司の多くは、保護司以外のボランティアとして、あるいは行政の施策に協力する地域住民の立場から、外国人集住地域との文化交流、日本語教育、外国人子女に対する教育支援等に大なり小なり関わっていること、したがって、地域特有の状況を熟知し、地域にある種々の社会資源を活用しながら処遇活動を行っている、とのことであった。来日外国人非行少年の保護観察の場合においても、保護司の地域性・民間性が発揮されている状況が認められた。

他方、東京の場合、集住地域は見られないとのことだった。ただし、来日外国人非行少年の家庭の多くは貧困世帯で生活保護を受給しており、居住地域は、その多くが同様の状況にある日本人少年の保護観察が多く係属している地域と重なる一方で、来日外国人非行少年では、一部裕福な家庭の子女が保護観察になるケースがあるとのことだった。東京の場合は、大都会型とっていいものと考えられる。

なお、全国の保護観察所には保護観察の説明書のほか、遵守事項通知書や住居届出書、転居許可申請書等保護観察対象者に示し、あるいは記入させる書類について、日本語を解することができない外国人保護観察対象者やその保護者等のために、その母国語、すなわち、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、ペルシャ語等で書かれた書類が備えられている。また、日本語による会話が困難な場合に備えて、通訳を依頼することができるよう保護観察所には通訳謝金の予算措置がされている。外国人対象者が多く係属する保護観察所の中には、幾つかの言語について、ある程度日本の保護観察制度について理解し、適切に説明することができる通訳人をあらかじめ確保し、リスト化している庁がある。

## 2 来日外国人非行少年に対する保護観察処遇事例

本項では、本研究の調査対象者が少年院を仮退院した後、帰住先においてどのような生活を送り、どのような処遇が行われていたかなどについて、実際のケース記録に基づいて

その過程をたどることにより、来日外国人非行少年に対する社会内処遇上の課題等を考察する。本研究における出院時調査の対象90人のうち、仮退院で出院した89人について、帰住先が多かった保護観察所の中から、少年の国籍及び帰住先の地域性等を考慮して前記3か所の保護観察所を選定し、調査を実施した。当該保護観察所を訪問し、転居等により他の保護観察所に記録が移送されていたケースを除く31事例について、少年院在院中に係る生活環境調整事件記録及び仮退院後の保護観察事件記録を閲覧し、仮退院期間中の生活状況及び保護観察処遇の状況を調査した。ここでは、その中から特に来日外国人非行少年の処遇という観点から特徴的な事例を選定し、保護観察の経過及び処遇上の特記事項等を記述した上で考察を行う。保護観察開始時の段階別処遇<sup>33</sup>による処遇段階の編入状況及び類型別処遇<sup>34</sup>による類型の認定状況も示す。なお、事例の概要については、個人情報への配慮のため、当該事例の本旨を大きく変えない範囲で修正している部分がある。

〈事例1 就労を継続しながら地域の学習支援教室に通い高校に合格して退院許可となったケース〉

#### （事例の概要）

少年の実父母は南米日系人であるが、少年は日本で出生し母国での生活経験は無い。両親は不仲で実父は別居しており、兄弟にも非行による少年院入院歴があるなど家庭環境は良くなかった。中学校入学後から不良交友、バイクの窃盗や万引き等の非行が始まり、本件非行（窃盗）により初等少年院送致となった（処遇課程はV<sub>2</sub>）。なお、家庭裁判所からは、本人の家庭環境の悪さや母親の監護能力の問題等を理由として、本人の更生により適した帰住先の確保も視野に入れて早期の段階から帰住先の調整を行うよう生活環境の調整の措置が要請されている。

本人が少年院に入院した後の生活環境の調整の段階において実母と協議・調整した結果、引受人であった実母は本人の交友関係改善のため、本人が仮退院となる前に転居することを決断した。遵守事項として就労の継続や共犯者との交際の禁止が設定され、本人は当該住居地を帰住先として仮退院し、保護観察が開始された。開始時の処遇段階はB段階で、無職等対象者の類型認定を受けている。

保護観察処遇においては、早期の就労とその継続、定時制高校への入学等により、将来

<sup>33</sup> 段階別処遇とは、処遇の難易に応じて保護観察の処遇に、S段階、A段階、B段階及びC段階の四つの段階を設け、再犯可能性、改善更生の進捗及び補導援護の必要性を的確に把握して保護観察対象者を各段階に編入し、問題性の深い保護観察対象者に対しては、より重点的に保護観察を実施するものである。

<sup>34</sup> 類型別処遇とは、保護観察対象者の問題性その他の特性を、その犯罪・非行の態様等によって類型化して理解し、各類型ごとに共通する問題性等に焦点を当てた効率的な処遇を実施することにより、保護観察の実効性を高めるもので、類型の区分として、①シンナー等乱用対象者、②覚せい剤事犯対象者、③問題飲酒対象者、④暴力団関係対象者、⑤暴走族対象者、⑥性犯罪等対象者、⑦精神障害等対象者、⑧中学生対象者、⑨校内暴力対象者、⑩高齢対象者、⑪家庭内暴力対象者、⑫無職等対象者及び⑬ギャンブル等依存対象者が定められている。

の目標設定を確立させることが目標とされた。本人は仮退院後すぐに自動車関連会社への就職が決まり就労を開始している。本人が高校への進学を希望したため、受験準備のため地元のNPO法人が開催する基礎学習支援教室に通うこととなった。本人の就業先は、賃金はそれほど高くなかったものの、人間関係に恵まれ労働環境も良好だったことから、保護司は本人に対して、転職等を考えずに地道に勤務を続けるよう励まし続けた。仕事と勉強を両立させながら受験の準備を行った結果、本人は無事に夜間部の高校に合格し、その後も安定した生活を続け、退院許可決定により保護観察は終了した。

(考察)

本件は、家庭裁判所から帰住先の生活環境についての環境調整命令が発せられるなど少年の生育環境的には難しいケースであったと言えるが、無事に退院へと至った事例である。生活環境の調整の段階で引受人が本人の交友関係を危惧して転居することを決断したことや、仮退院後から保護司の的確な励まし等もあって就労を継続していること、また、本人が進学を希望した際、外国人少年向けの学習支援教室等の社会資源も活用され得る環境にあり、本人も努力を重ね高校へ入学できたことなどが少年の生活が安定していった要因と考えられる。また、保護観察官は面接の中で、本人が外国人であることをどのように受け止め感じてきたかについてその心情を丁寧に傾聴しているが、小学校の時にいじめられた経験があったが少年院では誰もが日本人と同じように平等に扱われてうれしかったこと、就業先でも同僚や先輩が受け入れてくれて本人を馬鹿にしたりしなかったため就労を継続できたこと等を述べている点は、来日外国人非行少年の処遇を考える上で参考になるものと考えられる。

## 〈事例2 不良交友の再開により再非行に至ってしまったケース〉

(事例の概要)

少年は日本で出生した南米系の日系人であり、小学校低学年までは外国人学校に通学していたが、授業料が高かったことから小学校4年生で公立小学校に転入した。中学校入学後本件共犯者ら(日本人)と遊ぶようになり、夜遊び等で補導され、中学校を退学となった。両親とも仕事中心の生活で本人の監護が余りできない中、不良仲間と非行を続けるうちに、いわゆるオヤジ狩り(強盗致傷・傷害)を仲間とともに惹起し、初等少年院送致の決定を受けて入院した。

本人は日本出生であるものの、公立小学校に転校した後によりやく本格的に日本語を勉強し始めたこともあり、入院時においても小学校低学年程度の読み書きしかできなかった(入院時の処遇課程はG<sub>2</sub>)。しかしながら、少年院において集中的な日本語教育を受け、本人から保護司に宛てた手紙の中でも整った漢字が書けるようになるなど一定の日本語能力を身に付け、少年院在院中に中学校卒業証明書を取得した。同居する実父母は日本語を余り話せなかったことから、少年の仮退院前の生活環境の調整段階では、保護司は母国語

で記載された書類及び通訳を利用して両親に制度の説明を行い、仮退院後の本人の生活等について話し合っている。

特別遵守事項として、共犯者との接触の禁止や深夜徘徊の禁止が定められた上で仮退院となり、両親の元に帰住して保護観察が開始された（開始時の処遇段階はC段階。類型の認定はない。）。本人は高校進学を希望しており、仮退院後、アルバイトをしながら高校進学に向けて準備を開始したが、しばらく経ってから、不良仲間からの連絡や接触があったため指導を受けている。保護司が往訪した際に母親に本人の生活状況を確認したところ、夜は夜勤のため本人の状況は分からないと述べていた。本人はアルバイトをしながら公立高等学校（単位制）への入学を目指して勉強したが、合格には至らなかった。そのような生活を送る中で、不良仲間の家で非行の自慢話をするうちにエスカレートし、日本人2人とともに本件と同様のいわゆるオヤジ狩り事件（強盗致傷）を惹起し、警察に逮捕された。当該再非行により本件保護処分は取消しとなり、再度中等少年院への送致が決定された。

（考察）

本件は、仮退院後の保護観察期間中に不良交友が再開し、再度本件と同様の再非行に至った事例である。本人は日本で出生したものの、小学校3年生までは外国人学校に通い、両親も家庭においては母国語を使用していた。中学生で少年鑑別所に入所した際にも、幼少時に適切な言語教育を受けていないことから、母国語は日常会話のみ、日本語も日常会話と小学校低学年程度の読み書きしかできず、論理的な思考力や理解力に乏しい点が指摘されている。仮退院後は、ある程度の勉強を重ねている様子もあったが、高校に合格するまでには至っていない。本件非行は、両親が夜勤のため目が行き届かずに不良交友が急速に進む中で、共犯少年らと同調して事件を起こしたものであるが、仮退院後の再非行事件も全く同様の構造を有している。一般的に不良交友のある少年の場合、親による適切な監護、就学や就労、部活動等の適切な余暇時間の利用、場合によっては転居による生活環境の変化等が更生に向けての一つの転機となることも多いが、本事例については、仕事中心で監護が期待できない親の事情や、当該地域において本人が活用できる社会資源についても限りがあったなど、本人が外国人であることにより、再非行を防ぐための手段や働き掛けが限定されていたケースであったと言える。

〈事例3 いじめをきっかけに不良交友から非行に走ったが、仮退院後は就労が安定し、退院に至ったケース〉

（事例の概要）

少年は、アジア系の国籍を有する実父母の間に、母国で出生した。家族は他に兄がいる。2歳時に来日後、13歳の時に永住の許可を受けた。

本人は、小学校2年生頃から、外国人ということで仲間外れにされたり、スポーツの得意な兄と比べられたりして、小学校卒業までいじめが続いた。加えて、授業中落ち着きが

なく、勉強についていけず、家出や怠休を繰り返していた。中学入学後は、授業妨害、教師への暴言等が始まり、喫煙、飲酒等の非行を行うようになった。2年生ころからは他生徒とけんかや暴力行為を起こす一方で、他校卒業生（日本人）と深夜徘徊を繰り返す中、バイク盗、仮睡盗をしていた。その後、定時制高校へ入学したが、学校にはほとんど登校せず、不良仲間と万引き、仮睡盗、原付盗、無免許運転などを行っていた。そのような中で、自宅に帰らない日が続いていたところ、本件強盗致傷（オヤジ狩り）、窃盗事件を不良仲間と共に起こし、中等少年院送致の決定を受けた（処遇課程はV<sub>2</sub>）。

少年院在院中の生活環境の調整については、両親共に日本語が不得手であったため、日本語が話せる兄が通訳となって、調整が進んだ。

遵守事項として就労の継続や共犯者との交友の禁止が設定され、仮退院後、父母の元に帰住した。保護観察開始時の処遇段階はB段階であった。仮退院後すぐに就労を始め、その後、勤勉に就労を継続した。毎月の被害弁償も確実に履行しており、順調な生活を送っていた。保護観察開始後、数か月が経過したところで、新たな友人関係ができない寂しさからかつての共犯者と街中で偶然出会ったことをきっかけに自宅に泊めてしまい、不良交友の再開が懸念された。しかし、保護観察官や保護司の指導を受ける中で、今までの自分の頑張りや少年院生活の中で学んだ家族の大切さを思い、その後、会う約束をすることはなく、街中で出会っても、関わりを持つことはなかった。仮退院後10か月で退院許可決定を受けるに至った。

#### （考察）

本件は、外国人であることを理由に受けたいじめや学業不振に加えて、何かと兄と比べられる劣等感をきっかけに、他者から馬鹿にされまいと派手な行動や刹那的な遊びを求めていく中で、家庭内での不遇感を感じている不良仲間との結び付きを強め、非行に至ったが、勤勉に就労を継続し、被害弁償を履行していく中で、早期の退院へと至った事例である。

両親は日本語が不得手であり、生活環境の調整の段階では保護司との意思疎通は兄が通訳者の役割を果たしたが、本人と両親との意思疎通は母国語を通じて十分に行われていた。加えて、少年院での指導や保護観察官・保護司の指導を受ける中で、本人は家族から受けていた愛情に気付き、不良交友の再開が危惧された時期も心のブレーキとなった。

かつて感じていた学業不振等による自信のなさは、就労すること自体の大切さを認識し、また、被害弁償の履行という目的意識を持って就労を継続していく中で周囲にも認められ、自ら解消した。

本人自身の力、家族の協力、少年院や保護観察官・保護司による指導が上手く結実した事例である。

〈事例4 生活環境の調整，保護観察の各段階で，来日外国人非行少年特有の問題がうかがわれる中で，再非行に至ったケース〉

(事例の概要)

少年の実父母はアジア系の外国人であるが，少年は日本で出生した。3歳時に1度帰国するが，4歳時に再び来日し，その後は日本で生活している。7歳時に実父母が1度離婚し，母に引き取られ，一時，生活保護を受けていた。そのような中，本人は，10歳ころから万引きを始めた。13歳ころに両親が再婚し，貧困は解消されたが，その後もバイク盗等を繰り返す中で，中学卒業後，児童福祉法違反事件を起こし，中等少年院送致の決定を受けた（処遇課程はV<sub>2</sub>）。

少年院在院中，生活環境の調整をしている際に，本人の在留資格（定住者）の更新期限が迫っていたが，両親共に日本語能力が不十分で，少年の代理手続きができず，両親とも困っているばかりという状況で，保護司が間に入って調整し，在留期間を更新した。

遵守事項としては，就労の継続が設定され，仮退院後，父母の元に帰住した。保護観察開始時の処遇段階はC段階で，無職等対象者の類型認定を受けている。帰住先では，少年院入院前から交際をしていた日本人である内妻も同居していたが，保護観察開始後1か月ほどで，内妻が本人の母に対して，「外国人だから，日本人と生活の仕方が違って，一緒に生活するのが耐えられない。」と不満を述べ，内妻は両親の元へ帰った。その後，一度は再び同居するも，すぐに別居し，以後，同居と別居を繰り返していた。仕事については，保護観察開始後4か月ほどで就職するも，就労先の営業状況が厳しく開店休業状態であり，他への転職もしないまま，実態はほとんど働いていない状況で，同国人の不良仲間と知り合って夜遊びを繰り返し，再非行（無免許運転）に至った。

(考察)

本件は，非行に至るまでの経緯については，比較的日本人少年との共通の負因（保護者間の不和，一時的な貧困等）が見られる一方で，生活環境の調整，保護観察と，各段階で来日外国人非行少年に特有と思われる問題が見られ，再非行に至った事例である。

生活環境の調整の段階では，両親の日本語能力が不十分であり，かつ，そのことを何らかの代替手段で補って対処することもできず，少年の在留資格の更新が危ぶまれ，両親の問題解決能力の不足が認められた。

保護観察開始後の段階では，実家で同居していた内妻が，本人の母に対して，本当の理由は他にあった可能性はあるが，本人の家族が外国人であり生活様式が異なることに不満を述べて出て行き，その後，別居と同居を繰り返す不安定な状況となった。加えて，仕事についても，一応就職をするも，職場の事情があったとは言え，ほとんど働くことなく，転職について検討・努力することもなかった。そのような生活状況の中で，同じ国籍を有する不良仲間と知り合い，夜遊びを繰り返すようになった結果，無免許運転に至った。

家庭生活や就労の不安定さ自体は日本人少年にも該当するケースが多く見られるが，そ

の背景に来日外国人非行少年に特有の問題がうかがわれるケースであると言える。

〈事例5 在留期間が切れると同時に国外退去となったケース〉

(事例の概要)

少年は、実父母とも高学歴で、裕福な家庭で生育した。一家は東アジアにある国の出身で、実父母は雑貨の輸出入業を自営し、生活の拠点は日本に置きつつ、父又は母のどちらかが仕事の関係で1～2年の帰国を繰り返す生活を長年続けている。本人は母国で出生し、3歳時に来日して以降、数回の帰国はあったがほとんど日本で成育し、日本の公立小中学校に通った。兄2人がいる。父母の子供に対する監護力はもともと普通にあったと思われるが、仕事優先の生活で子供たちは放任されて育ち、兄たちも児童期の学業は優秀だったが、少年と同様に長じて生活に乱れが生じている様子がある。本人は中学に進んだ頃から成績が落ち、日本人の不良仲間と夜遊びを繰り返すようになった。私立の高校に進学したが、ほとんど登校せず、生活態度を注意する母親に反発して家に寄り付かず、不良仲間と遊び回るうちに金に困り、遊ぶ金欲しさから、仲間と一緒に路上でひったくりを繰り返して少年院送致となった(処遇課程はV<sub>2</sub>)。

少年院仮退院時の家族の状況は、父と長兄が母国で生活し、母と次兄はそれぞれ日本で単身生活をしていた。引受人は母である。開始時の処遇段階はC段階で、類型の認定はなかった。仮退院後は高校復学を目標にしたが、少年はすぐに外泊を繰り返すようになり、母と激しく対立した。父母は相談を重ね、少年を日本で生活させても更生は期待できないので、母国に帰国させ、父親の下で仕事を手伝わせ、兵役に行かせるのがよいとの結論になった。しかし、本人は、兵役を忌避したい気持ちが強く、帰国に対して激しく抵抗した。そうした状況が続くうち、少年の在留期間が切れる時期になり、母は、入国管理局に対して少年の在留期間を延長しないよう申し出た。少年は異議の申出も考えたが、保護司と保護観察官にも説得され、在留期間経過後に国外退去の形で母国に帰国した。

(考察)

本件は、本人が幼少時に両親に構ってもらえなかった寂しさから、中学進学以降に不良交友が深まり、非行化したものと考えられる。特徴としては、遊興志向が強く、同じような傾向のある日本の友人と都会の繁華街で遊び歩く傾向が顕著なことである。本人の日本語は完璧で、母国語はほとんどできず、日本人としてのアイデンティティを持ち、母国に帰ることは全く考えていないようだった。彫りの深い顔立ちで、幼少時から周囲から褒められることはあってもいじめられた経験はなく、自分の容姿に自信を持ち、日本で水商売に関連した仕事で成功できると思い込んでいる。本人は「母国より日本が好き。」と言うが、本人にとって日本は遊興的な面での魅力が大きく、母国にその点で魅力を感じないこと、かつ、日本の歓楽街で生きていくしか道がないように思っていた節がある。本人にとっての課題は、日本にも母国にも遊興以外の魅力があることと、堅実な生活態度はどこの国で

も基本的に必要なことに気付くことと思われる。

### 3 来日外国人非行少年の保護観察処遇上の問題点及び対応策

保護観察記録を調査したところ、まず、来日外国人非行少年の非行化の原因に、学業不振、両親の離婚等の家庭的負因、不良交友等、日本人少年の場合と共通している要因が多く、保護観察の処遇においても、就労の安定、家族関係の安定、交友関係の改善が更生の要因として大きく、来日外国人非行少年の特徴として特筆すべきものは少なかった。不良交友関係についても、今回調査した範囲内の事例は、日本で出生又は乳幼児期に来日したケースが多かったためか、来日外国人非行少年のみでグループを形成しているケースは少なく、日本人の不良仲間が多かった。一方で、日本人の非行少年と比較して、以下のように生育上不利な状況に陥りやすい要素が指摘できる。

例えば、学業に関しては、日本語能力の低さから、小学校低学年の段階で勉強についていけなくなったケースがしばしば見られる。これには、保護者の日本語能力が低く（第1報告4-6-6-1図参照）、家庭内では主に母国語が使われ、日常の生活言語（母国語）と学校での学習言語（国語）が異なることも一因と考えられる。また、文化の違い等による学校不適応、容姿や外国人であることを理由にしたいじめ、母国との行き来による学習環境の不安定さが、中学進学以降の不良交友の遠因にあると推察される事例もあった。前述の事例の中で地域における学習支援教室が活用された例があるように、外国人定住者向けの各種支援サービスを保護観察処遇における社会資源として活用していくことは一つの方法として参考になるものと言える。

親の監護能力という点では、日系ブラジル人等に多く見られるように、母国への送金のために仕事中心となって子供にかまっていられない状況や、親は母国語で話し、子供は日本語で話す中で生じるコミュニケーションのギャップが挙げられる。さらに、来日外国人非行少年は、親の意向によってその生活環境が大きく変動することがあり（例えば母国と日本の往来、外国人コミュニティでの居住、転職のための転居等）、少年もその影響を大きく受ける。

親の監護については、子供の成長に関する考え方の違いも考えられる。保護観察官や保護司へのインタビューからは、少年たちは10代後半から大人扱いされるようになり、日常の行動については本人の責任ということで、親が細かく口出ししない反面、保護観察に対する協力も得にくいとのことである。

不良交友も来日外国人非行少年の非行の原因の一つとなっていると考えられるところ（第1報告第4章第10節参照）、保護観察処遇において不良交友の改善を図るためには、保護者の監護能力は大きな要因となり得る。前述の事例の中でも、通訳等を介して保護司が両親と十分なコミュニケーションを取った結果、保護者の協力が得られ、また、保護観察官及び保護司から本人に対して不良交友に対する適切な指導がなされて、不良交友が再開

することなく良好に推移したケースがあった。一方で、家庭内の不和により保護者の不在が見られたり、また、仕事のため保護者の夜間の監護が不十分であったりする中、不良交友が再開して再非行に至ってしまったケースも見られた。保護者の就労環境等の厳しさや文化・価値観等の違いもあり、保護観察処遇だけでは解決が難しい部分もあるが、特に少年の場合には不良交友を改善するためには保護者の役割が大きいと見られるため、保護観察処遇においても、文化・価値観の違い等を踏まえた上で、通訳も活用しつつ丁寧に保護者への働き掛けを行い、本人の更生にとって何が必要なのかを話し合い、協力を求めていくことが必要であると言えよう。

以上のことから、来日外国人非行少年の社会内処遇の進め方としては、少年に対する処遇で必要となる要素は日本人少年に対するそれと大きく違いはない（適切な教育、安定した就労、家庭環境の改善、不良交友の断絶等）が、それを実現する過程にはより多くの困難が生じがちであり、これを克服するための方策が必要であると言える。

### 第3節 地域社会における外国人との共生に向けた取組

#### 1 はじめに

非行少年等の改善更生は、彼らが地域社会において社会を構成する一員として生きていく中で実現されるものである。来日外国人非行少年は、第1報告及び本報告のこれまでの章で見てきたとおり、自らの母国とは異なる言語・文化環境、社会制度の中で生活しているのであり、コミュニケーション上の障害や複雑な家庭環境、転居等による不安定な生活環境、アイデンティティの確立の難しさといった、日本の非行少年とはまた異なる特有の問題を抱えている。そこで、外国人が我が国において定住生活を送る上でどのような問題点が生じ、また、それに対して国や地方公共団体がどのような取組を行っているのかを見ることは、来日外国人非行少年による非行や犯罪をより広義の文脈から理解し、社会内処遇における社会復帰支援及び再非行防止策を検討する上でも有益であると言えよう。

このような観点から、本節においては、本研究の調査対象者を含め、外国人が多く居住するいわゆる外国人集住地域を有する地方公共団体について、どのような経緯を経て当該コミュニティが発達してきたか、その際どのような問題が生じ、どのように解決を図ってきたのか、また、外国人との共生社会に向けてどのような取組を行ってきたのかについてその概要を見ることとした。

調査に当たっては、住民人口に占める外国人の割合が高い地方公共団体（群馬県邑楽郡大泉町）及び多数の外国人が特定の地域に集中して居住する外国人集住地域を有する地方公共団体（愛知県豊田市）を訪問し、当該地域が発達してきた経緯や、過去及び現在における取組について地方公共団体担当者へのインタビュー及び資料収集を行ったほか、当該地域において外国人非行少年等の処遇に実際に携わった保護観察官及び保護司にもインタ

ビューを行い、外国人の少年保護観察対象者の地域における処遇において考慮すべき点等について聴取した。

## 2 外国人集住地域の形成並びに地方公共団体及び国による対応策の展開

第1報告において我が国における外国人を取り巻く現状を概観したが（第1報告第2章参照）、我が国における外国人人口は近年増加してきている。例えば、我が国における外国人登録者数は、平成2年末では約108万人であったものが、23年末においては約208万人まで増加している。

我が国に在留する外国人が増加する中で、特定の地方公共団体あるいは地方公共団体の中の特定の地域に多くの外国人が集住し、コミュニティを形成していくという現象が生じた。特に、東海地方や北関東地方の製造産業等を中核とする地方工業都市において、ブラジル人やペルー人の集住地域の形成が多く見られている。その背景としては、当時、激しいインフレが生じ、経済環境が著しく悪化していた南米において他国において就労を求める需要があり、一方、日本においては経済が好調であり、特に製造産業等の中小企業では求人需要が高まり企業側も労働力を求めていたこと等が指摘されている<sup>35</sup>。そのような中で、平成2年に出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、ブラジル人、ペルー人等を中心とした日系人について、外国人の有する身分・地位に基づく在留資格のうち定住者の資格が広く与えられ得るようになったことから、日系外国人の急激な増加に至ったものと考えられる。

こうした中、上記のとおり東海地方や北関東地方の工業都市を中心として、外国人が多く住む集住都市が全国に広がっていき、例えば、静岡県浜松市、愛知県豊田市・豊橋市、群馬県太田市・邑楽郡大泉町等が挙げられる。平成13年には、これらの地方公共団体13都市により、「ニューカマーと呼ばれる南米日系人を中心とする外国人住民が多数居住する都市の行政並びに地域の国際交流協会等をもって構成し、外国人住民に係わる施策や活動状況に関する情報交換を行うなかで、地域で顕在化しつつある様々な問題の解決に積極的に取り組んでいくこと」を目的とする外国人集住都市会議が設立され<sup>36</sup>、外国人が居住する上で直面する就労や医療、教育、社会保障等の制度に関する提言を関係省庁等に対して行う動きが活発化した。24年4月1日現在、外国人集住都市会議を構成する地方公共団体は29団体に及んでいる。

このような地方公共団体における取組や要請を受けつつ、政府においても、外国人の定住に関連する施策等が順次検討、実施されてきている。例えば、平成18年には、総務省の

---

<sup>35</sup> 梶田孝道・丹野清人・樋口直人、2005、「顔の见えない定住化 日系ブラジル人と国家・市場・移民ネットワーク」、名古屋大学出版会

<sup>36</sup> 外国人集住都市会議ウェブサイト <http://www.shujutoshi.jp/gaiyou/index.htm>

研究会において「多文化共生の推進に関する研究会報告書」<sup>37</sup>が取りまとめられ、総務省から地方公共団体宛てに同報告書等を参照にした取組の推進について依頼がなされている。同報告書においては、それまで在留管理又は労働力といった視点で捉えられることの多かった外国人を、地域における定住者・生活者という視点で捉えているほか、地域における多文化共生を「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」と定義しており、外国人に係る政策の一つの転換点と見ることができる<sup>38</sup>。同年には、関係省庁から構成される外国人労働者問題関係省庁連絡会議において、「生活者としての外国人」に関する総合的対応策が取りまとめられ、各省庁において、外国人が暮らしやすい地域社会づくり、外国人の子どもへの教育の充実、外国人の労働環境の改善、社会保険の加入促進、外国人の在留管理制度の見直し等を推進していくこととされた。

平成21年には、内閣府に、定住外国人施策の推進に必要となる企画、立案及び総合調整を所掌する定住外国人施策推進室が設けられた。同室は、20年に世界規模で生じた金融市場の不安定化による経済不況後、我が国で生活する定住外国人の雇用に深刻な影響が見られたことを契機に設置されたものであり、関係省庁等が連携した当面の対策として、経済上の問題から外国人学校での就学が困難となった児童・生徒の公立学校での受入れ等の教育に関する緊急対策、定住外国人の雇用の維持・創出等への支援と職業訓練の充実といった雇用対策、離職後の居住の安定を目的とした住宅対策等を内容とする当面の対応策が取りまとめられ、推進することとされた。

平成22年には、関係省庁からなる日系定住外国人施策推進会議において「日系定住外国人施策に関する基本指針」が策定され、翌23年には同指針に基づいた「日系定住外国人施策に関する行動計画」が策定された。これらは、「日本語能力が不十分な者が多い日系定住外国人を日本社会の一員としてしっかりと受け入れ、社会から排除されないようにする」ことを基本的な考え方として、定住外国人が日本語で生活するために必要な施策（日本語教育の標準的カリキュラム案及び教材等のデータベース化・共有化、日本語教育事業の実施等）や子供を大切に育てていくための施策（外国人児童生徒の教育充実策）、安定して働くための施策（就労準備研修や多言語での職業相談の実施）、社会の中で困ったときのための施策（国の制度（教育、年金等）に関する情報の多言語化、公的賃貸住宅等の活用等）を推進することとされている。

そのような状況下において、平成24年7月に従来の外国人登録制度が廃止され、新しい在留管理制度が開始された（第3章参照。）。同制度により把握された、一定期間以上日本

---

<sup>37</sup> 総務省、2006、「多文化共生の推進に関する研究会報告書～地域における多文化共生の推進に向けて～」、[http://www.soumu.go.jp/kokusai/pdf/sonota\\_b5.pdf](http://www.soumu.go.jp/kokusai/pdf/sonota_b5.pdf)

<sup>38</sup> 酒井恵真、『外国人の増加の論理と行政の対応』、小内透編著、2009、「在日ブラジル人の労働と生活」、御茶の水書房

に滞在する外国人の在留状況は、住民基本台帳の一部を改正する法律（以下「改正住基法」という。）により新設された、市区町村の外国人に係る住民基本台帳に反映される。これらにより、福祉・教育等の面において、行政サービスが適切に提供されることが期待されている。

なお、平成24年5月には、「外国人との共生社会」実現検討会議が設置され、日本で生活する外国人との共生社会の実現に向けた環境整備に関する諸問題について、関係省庁の密接な連携の下に総合的な検討を進めるとともに、関連施策について政府全体としての取組を推進することとされた。同年8月には外国人との共生社会の実現に向けた環境整備の意義と必要性、当面の外国人との共生社会に関する施策の推進及び今後の検討課題等について検討した結果を取りまとめた「外国人との共生社会の実現に向けて（中間的整理）」が出されており、今後、外国人との共生社会の実現に向けた環境整備を積極的に推進するとともに、引き続き必要な検討を行っていくこととされている。

### 3 地方公共団体における取組例

本項においては、実際に定住外国人が多く生活する地方公共団体において、具体的にどのような取組がなされているかについて、訪問調査を行った群馬県邑楽郡大泉町及び愛知県豊田市における取組を紹介する<sup>39</sup>。なお、日系定住外国人に関する取組は既に20年以上の歴史があり、また、その取組も様々なものであるところ、本項においては、特に来日外国人非行少年の更生を考える上で重要と思われる日本語教育、教育、就労、住居・コミュニティ等に関する取組を概観することとしたい。

今回訪問調査を行った地方公共団体の概況は以下のとおりである。大泉町は、群馬県の東南に位置しており、同県太田市及び埼玉県熊谷市と隣接している。平成24年10月末日現在での住民人口は約4万1千人であり、そのうち外国人住民の比率は15.4%に上るなど、我が国における地方公共団体の中でも高い率を占めている。外国人のうち、ブラジル国籍の者が68.9%、ペルー国籍の者が13.9%で、南米系の者が多い。同町には家電製品や自動車等の分野において日本を代表する数々の企業の工場等が進出しており、これに関連する中小企業も多く見られ、工業の町として発展を遂げてきているが、南米日系人の多くはこれらの企業での就業を目的として来日している<sup>40</sup>。

一方、豊田市は世界的な規模の大手自動車製造会社が存在する人口40万人強の都市であり、名古屋市の東方に位置している。平野部において内陸型工業地帯が形成されており、多くの自動車製造工場や関連する自動車製品部品工場等が見られる。自動車産業の下請け

---

<sup>39</sup> 取組事例等については、根拠資料が示されているものを除き、大泉町及び豊田市から提供を受けた資料による。

<sup>40</sup> 加藤博恵、『外国人集住率が15%を超える大泉町』、三田千代子編著、2011、「グローバル化の中で生きるとは 日系ブラジル人のトランスナショナルな暮らし」、上智大学出版

企業や業務請負業者等に雇用される日系外国人が多く、外国人住民の割合は3.3%であり（平成24年10月1日現在）、そのうちブラジル国籍の者が42.9%と最も多い。外国人が特定の地域に集中して居住している点に特徴が見られ、当該地域における外国人の比率は5割近く（うち、ブラジル人は9割を超える。）にも上る。

### （1）日本語教育

来日外国人にとって日本語の習得は、日本での生活や仕事の上で重要な要素であり、地方公共団体においても日本語教育に関する様々な取組がなされている。ここでは、主として少年が通う学校における日本語教育の取組及び少年・成人の区別無く地域において提供されている日本語教育に関する取組を紹介する。

大泉町においては、早くから公立小中学校において、日本語教室の設置が進められた。例えば、日系外国人が増加し始めた平成2年には既に町内小学校のうち3校に日本語学級が設置され、4年9月までには町内の小中学校7校全てに設置されている。当該教室は、日本語に不慣れな外国人の生徒に対して、担当教員及びポルトガル語等を用いて指導する日本語指導助手が協力して日本語や生活習慣の指導を行うものであった<sup>41</sup>。

豊田市においても、同様に平成3年度から小中学校に日本語指導員を派遣しており、平成24年度においては52人の指導員がいる。20年度からは、特に外国籍の少年が多い地域の小学校に「ことばの教室」が開設されており、入学や編入後間もない外国人児童生徒に対して4か月程度集中的に日本語指導や適応指導が実施されている。

一方、公立学校だけでなく、地域においても住民を対象とした取組が積極的に行われている。例えば、大泉町においては、平成4年から外国人を対象とする日本語講座が開催されている。

また、豊田市においても平成元年から民間団体への委託事業として地域における日本語講座が開設されていたが、日本語教育に関する新たな取組として、平成20年度から地元の大学や企業、民間団体等と協働して「とよた日本語学習支援システム」を開発し、その普及に努めている。同システムは、外国人が日常生活を送るために最低限必要な日本語能力を習得することを支援する包括的なシステムであり、外国人住民と日本人住民双方が参加することにより相互理解の促進及び双方のコミュニケーション能力の向上を支援することにより多文化共生社会の実現に寄与することを目的としている。

### （2）教育

児童にとって、年齢に応じた教育を受けることは、極めて重要なことである。現行制度においては、外国人の少年は義務教育の対象とされていないが、公立学校への入学を希望

---

<sup>41</sup> 加藤，前掲

する児童については、入学を受け入れるよう文部科学省から方針が示されている。外国人が地域に定住し、母国から子供を呼び寄せたり、あるいは、日本において子供を出生したりする中、外国人児童が多く居住する地方公共団体の教育現場においては、受入れ体制を整備することが喫緊の課題として突きつけられ、解決に向けての取組が続けられてきた。公立小中学校における日本語教育については、既述のとおりであるが、ここでは、地方公共団体が公共の教育機関において取り組んできたことを中心に見る。

児童の不就学は、学習機会そのものが与えられていないという点で大きな問題である<sup>42</sup>。来日外国人の定住化が進展する中で、外国人が多く集住する地方公共団体でこの問題が注目を集めるようになり、平成17年度から18年度にかけて、文部科学省の委託により、複数の外国人集住地方公共団体において調査が実施された。当該調査結果によれば、明確に不就学状態が把握されたのは1.1%であったが、転居・出国その他何らかの事情により連絡が取れなかった者が17.5%に上っている<sup>43</sup>。この中には、不就学の者が一定数含まれている可能性も指摘されており<sup>44</sup>、当該調査や各地方公共団体において実施されてきた各種調査を総合的に勘案して、来日外国人非行少年の約4割程度が公立学校、約3割が外国人学校や私塾等、約2割が帰国・転居等により不明、約1割が不就学と見る意見もある<sup>45</sup>。

大泉町においては、上記の調査に先駆けて平成14年から15年にかけて学齢期外国籍児童生徒の就学状況調査（不就学子どもの実態調査）が実施され、その後も随時行われている。豊田市においても、同様に14年には訪問調査により不就学の実態調査が行われ、その後も随時外国人児童生徒不就学実態調査が実施されている。

これらの不就学状態が判明した生徒児童に対する支援の取組例として、例えば豊田市においては、平成17年から外国人不就学児童生徒サポート事業を開始している。同事業は、NPO法人に委託されており、公立小中学校や外国人学校等に通っていない学齢期の子供を対象として、最低限の教育の保障を提供する試みであり、21年以降も、文部科学省による「定住外国人の子どもの就学支援事業（通称虹の架け橋教室）」として継続されている。

教育に関しては、上記のような不就学状態の解消に向けた取組だけではなく、学校外での学習支援等の取組も行われている。例えば、豊田市においては、平成14年度から、民間団体との協働により、学齢期の児童を対象として、宿題や基礎学力の向上、日本語学習等の支援を実施する「ゆめの木教室」を平日の午後に開催している。なお、来日外国人非行少年の保護観察処遇において学校外での学習支援が活用された例として、少年が仕事をし

---

<sup>42</sup> 佐久間孝正，2006，「外国人の子どもの不就学 異文化に開かれた学校とは」，勁草書房

<sup>43</sup> 文部科学省，「外国人の子どもの不就学実態調査の結果について」，[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/clarinet/003/001/012.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/001/012.htm)

<sup>44</sup> 小内透，『日本における外国人の教育問題の歴史と課題』，小内透編著，2009，「在日ブラジル人の教育と保育の変容」

<sup>45</sup> 佐久間，前掲

ながら学習支援教室に通い、定時制高校に合格して、安定した生活を送る中で少年院の退院許可を受けた例（本章第2節事例1のケース）があった。

これらのほか、どの学校でも一定の対応が可能となるよう、外国人児童生徒の入学・転入から卒業・退学までの一連の対応（支援の仕組みや適応指導、学習指導、進路指導のポイントや評価、帰国時の手続等）をまとめた資料を作成している例や、保護者に対する教育説明会、外国人生徒指導者研修会の定期的な開催等の例も見られた。

なお、豊田市においては、日本語教育や就学支援等の取組が続けられた結果、外国人生徒中学校卒業者のうち、高校進学率は平成12年度において38.2%であったものが、23年度には86.3%となっており、大きく上昇した。

### （3）就労

職業紹介等の実務は厚生労働省の地方支分部局である公共職業安定所（ハローワーク）が行っており、地方公共団体においては、それらの事業に対する協力あるいは就労に向けての基本的な知識や技術（日本語学習を含む。）の習得支援等がなされている。

平成20年に生じた世界的な金融不安定化の影響による不況により、定住外国人の雇用に深刻な影響が見られたことを受けて、厚生労働省が中心となって、多言語による就職相談や日本語能力等に配慮した職業訓練の実施、日系人就労準備研修の推進といった定住外国人が安定して働くための対応策が21年度から実施されている。日系人就労準備研修は、受講者の日本語コミュニケーション能力の向上、労働法令、雇用慣行、労働・社会保障制度等に関する知識の習得を目的としたものであり、大泉町は、その実施に連携協力している。

なお、大泉町においては、経済環境の悪化を受けて、課題を整理し、関連する施策の実施や支援の要請等に用いるため、外国人の実態（就労状況、子供の教育、帰国の意志等）について平成21年1月から2月にかけて緊急調査を実施しているが<sup>46</sup>、同調査によれば、20年末から職の無いものが急激に上昇し、21年2月の段階で無職の者の割合は39.2%に上っている。

豊田市においても同様に、経済情勢の悪化を受けた独自の取組として、大学、民間団体との協働により、平成21年当初から外国人失業者を対象として、求職者のための日本語講座が開催されている。また、独自の外国人就労支援事業として、21年9月から、就労に必要な日本語や、履歴書の書き方や面接の受け方等の技術、日本での就労を継続するために必要な心構え等の習得を目的とした日本語講座及び就労支援セミナーを、NPO法人に委託し開催している。

そのほか、就労に向けての職業教育という観点の取組としては、豊田市においては、NPO法人との協働により、外国人青少年自立支援事業を実施しており、中学就学年齢以上

---

<sup>46</sup> 大泉町、2009、「(南米系)外国人への緊急アンケート調査集計結果」

の児童を対象に、自分を見つめ、自分が就きたい職業について考える機会を提供している例があった。

#### （４）住居，コミュニティ及び生活等

大泉町においては、日系外国人の受入れが始まった当初、地元中小企業団体等が中心となって受入れのための協議会を組織し、雇用の際の労働条件や住居・生活面まで様々な共通事項を定め、アパートや生活必需品等を事前に準備するなどの体制を整えて受け入れていた<sup>47</sup>。公営住宅や市街地の民間アパートに集中したわけではなく、従来から大泉町に住んでいる者が多い農村地帯に建てられた民間アパートに入居した者も多い<sup>48</sup>。もっとも、大泉町のある行政区のアパートごとの外国人比率の調査（平成20年）によれば、100%が日本人世帯というアパートが約45%、8割以上が外国人であるというアパートが約35%程度であり、外国人と日本人の居住環境の分離傾向が見られる<sup>49</sup>。一方で、リーマンショック前は、定住化が進むにつれて、土地を購入し、家を新築するいわゆる「戸建て層」も増えつつあったことが指摘されている<sup>50</sup>。

大泉町は、最も早期から外国人の受入れが始まった地方公共団体の一つであるが、町の理念として「秩序ある多文化共生」を掲げ、行政に関する情報について早期から積極的に提供している。平成3年には役場にポルトガル語の翻訳・通訳業務に従事する嘱託職員の採用や行政サービス等提供資料のポルトガル語併記、ゴミ集積所のポルトガル語表記を始めたほか、平成4年からはポルトガル語の行政情報広報誌を毎月発刊している。19年4月には、「大泉町多文化共生コミュニティセンター」が開設されており、同センターにおいては、各種生活情報の提供、相談及び啓発や、住民の相互交流、日本語及び外国語学習の支援に関する業務が行われており、転入してくる外国人に対して、日本で生活する上で必要となる情報を正確に提供する機能を果たしている。

大泉町役場の担当者や同町在住保護司へのインタビューによれば、ゴミ問題等については、多言語によるルール説明やゴミ集積所のパトロール、苦情がある度に行政関係者等が個別に注意するなどした結果、そこまで大きな問題となっていないという。昭和63年及び平成17年に行われた大泉町の行政区長（町内会長）を対象としたインタビュー調査の時系列比較でも、生活のマナーやルールが段々と守られるようになったという肯定的な評価が見られている<sup>51</sup>。

---

<sup>47</sup> 加藤，前掲

<sup>48</sup> 小内純子，『町内会活動と外国人居住者 大泉町の行政区活動と戸建て層の動向』，小内透編著，2009，「在日ブラジル人の労働と生活」，御茶の水書房

<sup>49</sup> 同上

<sup>50</sup> 同上

<sup>51</sup> 同上

一方、豊田市においては、県や住宅公団（現都市再生機構）によって開発された団地が位置する地区に外国人が集住している点に特徴が見られる。昭和60年代から外国人の入居が始まり、入管法が改正された平成2年以降はブラジル人を中心とする外国人居住者が更に増加した。同団地に居住する外国人の比率は12年には30%超、19年には45%超となっている。同団地においては、ゴミ、違法駐車等の問題が生じたが、多言語によるルールの説明や不法投棄パトロール等の取組、駐車場の整備等が行われた結果、住環境は改善している。

同団地には、平成11年には国際交流センターが設立されており、日本語教室の開催や居住外国人からの各種相談に対応するための拠点となっている。

## 第3章 出入国管理制度の概況

この章においては、来日外国人非行少年の実態を把握するための前提として、我が国における外国人の出入国管理に関する法制度及び施策について、同制度等のうち、本研究の特別調査の対象となった来日外国人非行少年に特に関係の深い箇所を中心に概観するとともに、特別調査の結果に基づき、来日外国人非行少年の在留期間更新、退去強制及び永住許可の状況について分析を行うこととする。

### 第1節 出入国管理業務及び所管部局等

我が国の出入国管理行政は、主として、その基本法である入管法に基づいて行われている。その対象とする業務は、①全ての人の出入国の管理、②外国人に対する在留管理、③外国人に対する退去強制、④難民の認定<sup>52</sup>の四つである。

これらの業務は、法務省入国管理局が所管しており、その下に、平成25年4月1日現在、全国で8か所の地方入国管理局、7か所の同支局、61か所の出張所及び3か所の入国者収容所が設置されている。

出入国管理業務に携わる主な職員には、入国審査官と入国警備官がいる。入国審査官は、上陸や退去強制の審査及び口頭審理並びに出国命令の審査、収容令書又は退去強制令書の発付、仮放免、在留資格の取消しに係る事実の調査や意見の聴取、在留資格審査等に係る業務に従事し、入国警備官は、入国、上陸又は在留に関する違反事件の調査、収容令書及び退去強制令書の執行を受ける者の収容、護送及び送還、入国者収容所、収容場その他の施設の警備等の業務に従事している。このほか、一般行政事務に従事する法務事務官及び医師・看護師等の法務技官がいる。平成24年度末の定員は、3,881人（入国審査官2,050人、入国警備官1,562人、法務事務官・法務技官269人）である。

### 第2節 出入国管理基本計画

出入国管理基本計画は、入管法61条の10に基づき、法務大臣が出入国の公正な管理を図るため、外国人の入国及び在留の管理に関する施策の基本となるべきものを定めるものである。具体的には、我が国に入国・在留する外国人の状況、外国人の入国及び在留の管理の指針となるべき事項その他関係する施策に関し必要な事項を定めることとされている。平成4年、12年及び17年に第3次までの出入国管理基本計画が策定され、22年3月30日に

---

<sup>52</sup> 我が国に在留する外国人から難民認定の申請があった場合に難民の認定・不認定を行う業務である。

現行の第4次出入国管理基本計画が策定された。同計画では、5年程度の期間を想定し、「活力ある豊かな社会」、「安全・安心な社会」、「外国人との共生社会」の実現への貢献という視点に立ち、出入国管理行政上の取組の基本方針を次のとおり定めている。

- ① 本格的な人口減少時代が到来する中、我が国の社会が活力を維持しつつ、持続的に発展するとともに、アジア地域の活力を取り込んでいくとの観点から、積極的な外国人の受入れ施策を推進していく。
- ② 我が国社会の秩序を維持し、治安や国民の安全等を守るため、テロリストや犯罪者の入国を確実に水際で阻止し、また、依然として相当数存在する不法滞在者や今後増加が懸念される偽装滞在者対策等を強力に推進するとともに、法違反者の状況に配慮した適正な取扱いを行っていく。
- ③ 我が国における在留外国人の増加、活動内容の多様化等に対応し、在留外国人の居住・在留状況等を正確に把握等するために導入される新たな在留管理制度を適切に運用し、情報を活用した適正な在留管理を行っていくとともに、地方公共団体における円滑な行政サービスの実施に必要な情報の提供を行うなど、外国人の利便性の向上に努めていく。
- ④ 国際社会の一員として、難民の適正かつ迅速な庇護を推進していく。

そして、以上の基本方針に基づき、当面の5年間を想定し、我が国社会に活力をもたらす外国人の円滑な受入れ<sup>53</sup>、安全・安心な社会の実現に向けた不法滞在者対策等の推進、新たな在留管理制度の円滑な導入と同制度に基づく出入国管理行政の展開、難民の適正かつ迅速な庇護の推進等の施策が掲げられている。

### 第3節 外国人の出入国管理に関する制度

#### 1 我が国の出入国管理制度の沿革

##### (1) 敗戦から「入管法」改正まで

昭和20年の第二次大戦の敗戦により、我が国の出入国管理は、連合国軍最高司令官の指揮監督に服することとなり、連合国軍の軍事行動以外は、一時停止状態となったが、その後、外国人の経済活動に対する制限緩和と我が国への縁故者入国の容認の両面から、入国制限は次第に緩和の方向に向かい、24年に、外務省管理局に入国管理部が置かれ、また、22年に、「外国人登録令」(勅令)が制定された。その後、25年に、入国管理部に代えて、外務省の外局として、外国人の出入国管理、外国人登録、退去強制等を任務とする出入国

---

<sup>53</sup> この具体策の一つとして、日系人の受入れがある。平成20年下半期以降、経済情勢が急激に悪化する中で、派遣・請負など不安定な雇用形態で就労する日系人等の雇用、住居、子女の教育等に係る問題がより深刻化しているところであり、日系人が、我が国社会の一員として、その義務を果たしつつ我が国社会で安定した生活を送っていく観点から、我が国に入国・在留を希望する日系人、特に、我が国に現に在留する日系人の過度な負担とならないよう留意しつつ、入国・在留の要件の見直し等について検討していくこと、また、日系人子女の健全な育成等のために、在留期間更新等の審査において就学年齢にある者が不就学であることが判明した場合は、関係機関と連携し、その就学を促す措置を実施していくこととされている。

管理庁が設置された。さらに、26年に、「本邦に入国し、又は本邦から出国するすべての人の出入国の公正な管理について規定すること」を目的とした「出入国管理令」(政令)が制定され、また、出入国管理庁が入国管理庁と改称された<sup>54</sup>。

昭和27年4月、「日本国との平和条約」が発効し、我が国が主権を回復したことに伴い、「ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く外務省関係諸命令の措置に関する法律」第4条により、出入国管理令は、同条約発効の日以後も、法律としての効力を有するものとして存続させる措置が執られた。他方、外国人登録令については、これに代えて「外国人登録法」が制定された。さらに、同条約において日本国が朝鮮及び台湾等に関するすべての権利、権限及び請求権を放棄する趣旨から、韓国・朝鮮人及び台湾人は、内地に在住している者も含めて全て日本国籍を喪失するものとされたことにより、同条約の発効の日に関し約60万人が日本国籍離脱者となった。また、27年8月、入国管理庁が廃止され、法務省の内局として入国管理局が設置された。

昭和56年6月、出入国管理令は、「出入国管理令の一部を改正する法律」及び「難民の地位に関する条約等への加入に伴う出入国管理令その他関係法律の整備に関する法律」により、「出入国管理及び難民認定法」(入管法)に改められ、その内容も大幅に改正された。

## (2) その後の入管法改正等

1980年代前半頃からは、我が国の経済・社会が発展し、国際交流が活発化するのに従い、我が国に入国・在留する外国人の数が増加したことに伴って、我が国との経済格差等を背景として、主としてアジア諸国から不法就労を目的として入国する外国人が増加し、上陸を拒否される外国人や不法就労等を理由として摘発される外国人も増加した。

このような情勢の変化を受けて、平成元年12月に、在留資格制度を整備し、審査基準の透明性を確保し、入国審査手続の簡易・迅速化を図るとともに、不法就労助長罪の新設等、不法就労問題に対処するための関連規定の整備を図ることを目的として、入管法の改正が行われた。この改正で、活動内容に応じた具体的な在留資格が入管法別表上に一覧で明示されるようになるとともに、「定住者」の在留資格が創設された。

他方、昭和27年4月の平和条約の発効に伴い日本国籍を喪失した者に対しては、その法的地位の安定化を図るための措置が講じられてきたが、平成3年5月、終戦前から我が国に引き続き在留し、同条約の発効により日本国籍を離脱した者及びその子孫について、その法的地位の一層の安定化を図ることを目的として、「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」(以下「出入国管理特例法」という。)が制定・公布された。出入国管理特例法に定める平和条約国籍離脱者及び平和条約国籍離

---

<sup>54</sup> 法務総合研究所研究部紀要38, 1995

脱者の子孫に対しては、原則として同法の規定に基づき特別永住者<sup>55</sup>としての資格を付与することとされた。さらに、平成5年の外国人登録法の改正では、永住者及び特別永住者について、指紋押捺制度が廃止された。

その後の主な入管法の改正としては、平成16年に退去強制手続によらないで不法残留者を出国させるための出国命令制度が創設され、19年には、外国人の入国審査に当たって、原則として個人識別情報（指紋と顔写真）の提供が義務化された。

### （3）新しい在留管理制度の導入

平成21年の入管法の改正により、24年7月9日から、適法な在留資格をもって本邦に中長期間在留する外国人（以下「中長期在留者」という。）を対象にして、法務大臣が在留管理に必要な情報を継続的に把握する新しい在留管理制度が導入された。これに伴って外国人登録法は廃止された。

新しい在留管理制度により、正確に把握された中長期在留者に係る在留状況に関する情報は、改正住基法の施行により新設された外国人の住民基本台帳に反映されるため、外国人住民に対する国民健康保険、児童手当、就学通知等を始めとする市区町村が実施する各種行政サービスが円滑に実施されることが期待される。

## 2 出入国管理制度の概要

外国人の出入国、在留管理等については、入管法に規定されている。なお、入管法上、外国人とは、日本の国籍<sup>56</sup>を有しない者をいう<sup>57</sup>（法2条2号）。

### （1）外国人の出入国及び上陸

入管法上、外国人が我が国の領空又は領海に入るとは「入国」、領土に足を踏み入れることは「上陸」、我が国の領域から出ることは「出国」として取り扱われる。**3-3-2-1 図**は、入国手続の流れの概要を示したものである。

#### ア 入国

入管法は、①有効な旅券等を所持しない者、②入国審査官から上陸許可等を受けないで本邦<sup>58</sup>に上陸する目的を有する者のいずれかに該当する外国人は、本邦に入ってはならな

---

<sup>55</sup> 特別永住者は、出入国管理特例法で定められた法的資格であり、入管法上の在留資格には当たらないが、本邦で永住することができ、退去強制、再入国許可の有効期間等について出入国管理の特例が認められている。

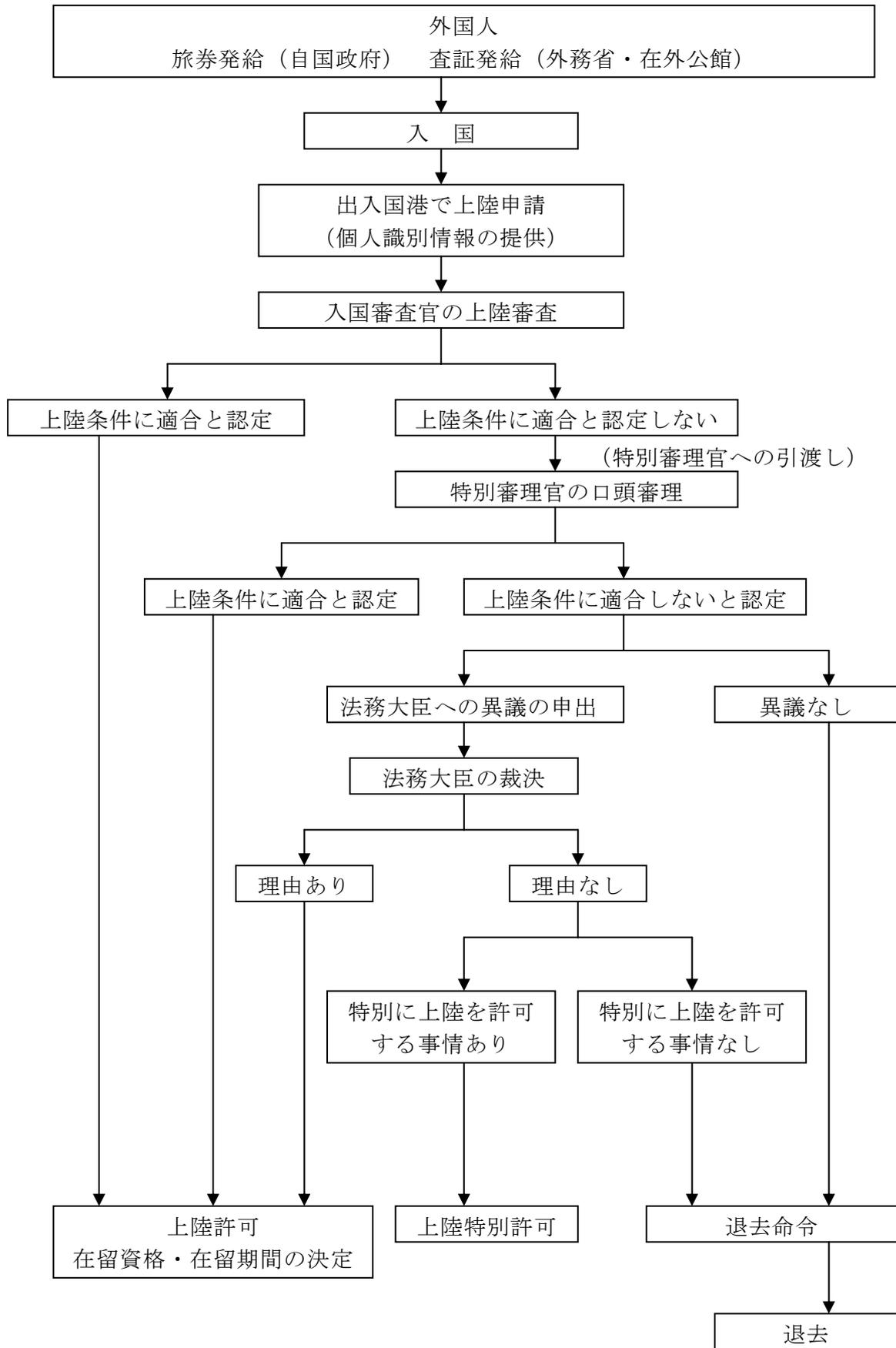
<sup>56</sup> 我が国の国籍の取得、喪失や帰化等については、国籍法が規定しているが、現行の国籍法においては、原則として父母両系血統主義を採用しつつ、補充的に出生地主義を採用し、また、夫婦国籍独立主義及び親子国籍独立主義を採用している。日本国籍取得の主たる原因は、出生と帰化である。

<sup>57</sup> 入管法上、日本国籍を含む重国籍者は日本人、無国籍者は外国人となる。

<sup>58</sup> 本邦とは、日本国の主権が及ぶ場所的範囲、すなわち日本の領域を意味し、具体的には、我が国の領土及びその周囲12海里の領海並びにその上空の領域である。

いと規定している（法3条）。本邦への密入国を企てる外国人の上陸を未然に阻止し，入国段階から規制できるようにするため，これらの事由に該当する者の入国を禁止したものであり，この規定に違反して本邦に入国した外国人は不法入国者として退去強制及び刑事罰の対象となる（法24条1号，70条1項1号）。

3-3-2-1 図 外国人の入国手続の流れ



## イ 上陸

外国人が上陸するに当たっては、日本国領事官等の査証を受けた有効な旅券を所持した上、出入国港として定められた空港、海港において入国審査官に対し上陸の申請をし、入国審査官の上陸審査等において、上陸のための条件に適合するとの認定を受けて上陸許可を得なければならない。

なお、申請をしようとする外国人は、入国審査官に対し、電磁的方式による個人識別情報（指紋、写真）を提供しなければならない（特別永住者、16歳に満たない者等を除く。）。

入管法は、上陸のための条件として、①旅券及び査証（査証を必要とする場合）が有効であること、②申請に係る本邦において行おうとする活動が虚偽のものではなく、入管法別表上の在留資格に定められた活動又は身分若しくは地位を有する者としての活動に該当し、かつ、法務省令で定める上陸許可基準<sup>59</sup>に適合していること、③申請に係る在留期間が法令の定め適合していること、④上陸拒否事由に該当していないことを規定している。

上陸拒否事由は、公衆衛生の保持、犯罪防止、国家利益及び公安の擁護等の見地から、我が国にとって好ましくない外国人の上陸を拒否する事由として、入管法5条に列挙しており、例えば、次のような者が該当する。

- ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に定める感染症の患者
- ・精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者等で、その活動を補助する者が随伴しないもの
- ・貧困者・放浪者等で生活上国等の負担となるおそれのある者
- ・日本国又は日本国以外の国の法令に違反して、1年以上の懲役若しくは禁錮又はこれらに相当する刑に処せられたことのある者（政治犯罪で刑に処せられた者を除く。）
- ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤又は向精神薬の取締りに関する日本国又は日本国以外の法令に違反して刑に処せられたことのある者
- ・売春又はその周旋その他売春に直接に関係がある業務に従事したことのある者
- ・銃砲刀剣類所持等取締法に定める銃砲若しくは刀剣類を不法に所持する者
- ・退去強制後一定期間を経過しない者

入国審査官の審査の結果、当該外国人が上陸のための条件に適合していると認定されたときは、当該外国人の旅券に、在留資格及び在留期間を表示した上陸許可の証印がなされる。

## ウ 出国

外国人が出国するには、出入国港において、入国審査官から出国の確認を受けなければならない。

---

<sup>59</sup> 上陸許可基準とは、入国・在留する外国人が我が国の経済や国民生活に及ぼす影響等を勘案し、上陸を許可する外国人の範囲を調整するため、在留資格該当性に加え、上陸条件として定めるものであり、具体的には、外国人の学歴、実務経験年数、従事する業務内容、報酬額、受入れ機関に関する条件などが定められている。

なお、本邦に在留する外国人が、その在留期間の満了の日以前に、本邦に再び入国する意図をもって出国しようとするときは、その者の申請に基づき、法務大臣は再入国の許可を与えることができる。再入国許可を受けた外国人は、再入国するときは簡便な上陸審査手続で上陸できるとともに、上陸後は従前の在留資格及び在留期間が継続しているものとして扱われる<sup>60</sup>。

## (2) 外国人の在留資格・在留管理

### ア 在留資格

外国人の出入国管理については、入管法において、在留資格制度を採用しており、外国人が我が国に在留中に行うことができる活動又は在留することができる身分・地位を類型化したものを「在留資格」として定め、これを基本として外国人の在留管理を行っている。

また、在留期間は、これらの在留資格に対応して法務省令で定められており、在留資格と併せて決定される。なお、外交、公用及び永住者の在留資格以外の在留資格に伴う在留期間は、5年を超えない範囲とされている<sup>61</sup>。

入管法に定める在留資格は、次の30種類である（参考資料1参照）。

- ① 外国人が行うことのできる活動に基づく在留資格（法別表第1）
  - I 各在留資格に定められた範囲で就労が可能なもの
    - ・外交、公用、教授、芸術、宗教、報道（法別表第1の1）
    - ・投資・経営、法律・会計事務、医療、研究、教育、技術、人文知識・国際業務、企業内転勤、興行、技能、技能実習1号イ、技能実習1号ロ、技能実習2号イ、技能実習2号ロ（法別表第1の2）
  - II 就労できないもの
    - ・文化活動、短期滞在（法別表第1の3）
    - ・留学、研修、家族滞在（法別表第1の4）
  - III 活動の内容が個々に決定されるもの（一定の範囲で就労が認められるものがある。）
    - ・特定活動（法別表第1の5）
- ② 外国人の有する身分・地位に基づく在留資格（活動に制限はない。）（法別表第2）
  - ・永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者

入管法別表第1の2、同別表第1の4及び同別表第1の5の一部の在留資格については、上陸に際して、在留資格の該当性のほか、法務省令で定める上陸許可基準への適合性が上陸条件として求められる。

なお、いわゆる単純労働に従事することを目的とする外国人の入国を認めるための在留

---

<sup>60</sup> 新しい在留管理制度の導入に伴い、有効な旅券及び在留カードを所持する中長期在留者で出国の日から1年以内に再入国する場合には再入国許可手続を原則として不要とするみなし再入国許可制度が導入された。

<sup>61</sup> 新しい在留管理制度の導入に伴い、在留期限の上限が3年から5年に引き上げられた。

資格は、設けられていない。

### イ 在留管理

在留資格と在留期間は、前記のとおり、所持する旅券に付される上陸許可の証印、又は中長期在留者となる者については上陸許可の際に交付される在留カードにこれらが表示されており、外国人は、決定された在留資格と在留期間の範囲内で自由に活動することができる。一方、その範囲を超えて報酬を受ける活動等をし、あるいは滞在を継続すれば、退去強制手続の対象となり得る。また、在留資格の変更、資格外就労活動、永住者への資格変更、在留資格の取得の必要がある場合にも、あらかじめ法務大臣にその旨を申請し、それぞれ、在留資格変更の許可、資格外活動の許可、永住許可、在留資格の取得の許可を受けなければならない。付与された在留期間を超えて在留活動を継続する必要がある場合にも、同様に在留期間更新の許可を受けなければならない。なお、これらの許可等に係る審査は、在留審査と呼ばれている。

### (3) 退去強制

不法に入国又は上陸した者、一度合法的に受け入れた外国人でも我が国にとって好ましくない行状のある者等について、これを強制的に国外へ退去させることを「退去強制」という。

入管法第24条に退去強制事由が列挙されており、例えば、次のような者が該当する。

- ・不法入国者、不法上陸者、不法残留者（在留期間を超えて本邦に在留する者）、資格外活動を専ら行っていると明らかに認められる者等
- ・麻薬及び向精神薬取締法、大麻取締法、あへん法、覚せい剤取締法等に違反して有罪判決を受けた者
- ・少年法に規定する少年で長期3年を超える懲役又は禁錮に処せられたもの
- ・無期又は1年を超える懲役若しくは禁錮に処せられた者（執行猶予の言渡しを受けた者を除く。）
- ・売春又はその周旋その他売春に直接関係がある業務に従事する者
- ・活動に基づく在留資格（法別表第1）をもって在留する者で、一定の犯罪（偽造、窃盗等）により、懲役又は禁錮に処せられたもの

**3-3-2-2**図は、退去強制手続の流れの概要を示したものである。

退去強制手続は、入国警備官が、退去強制事由に該当すると思料される外国人につき、違反調査をすることに始まり、その容疑のある者に対する収容令書に基づく収容と入国審査官への引渡し、入国審査官による審査等を経て、退去強制事由に該当すると認定されると、退去強制令書に基づき送還されることになる。退去強制事由に該当しないと認定された場合は、放免される。

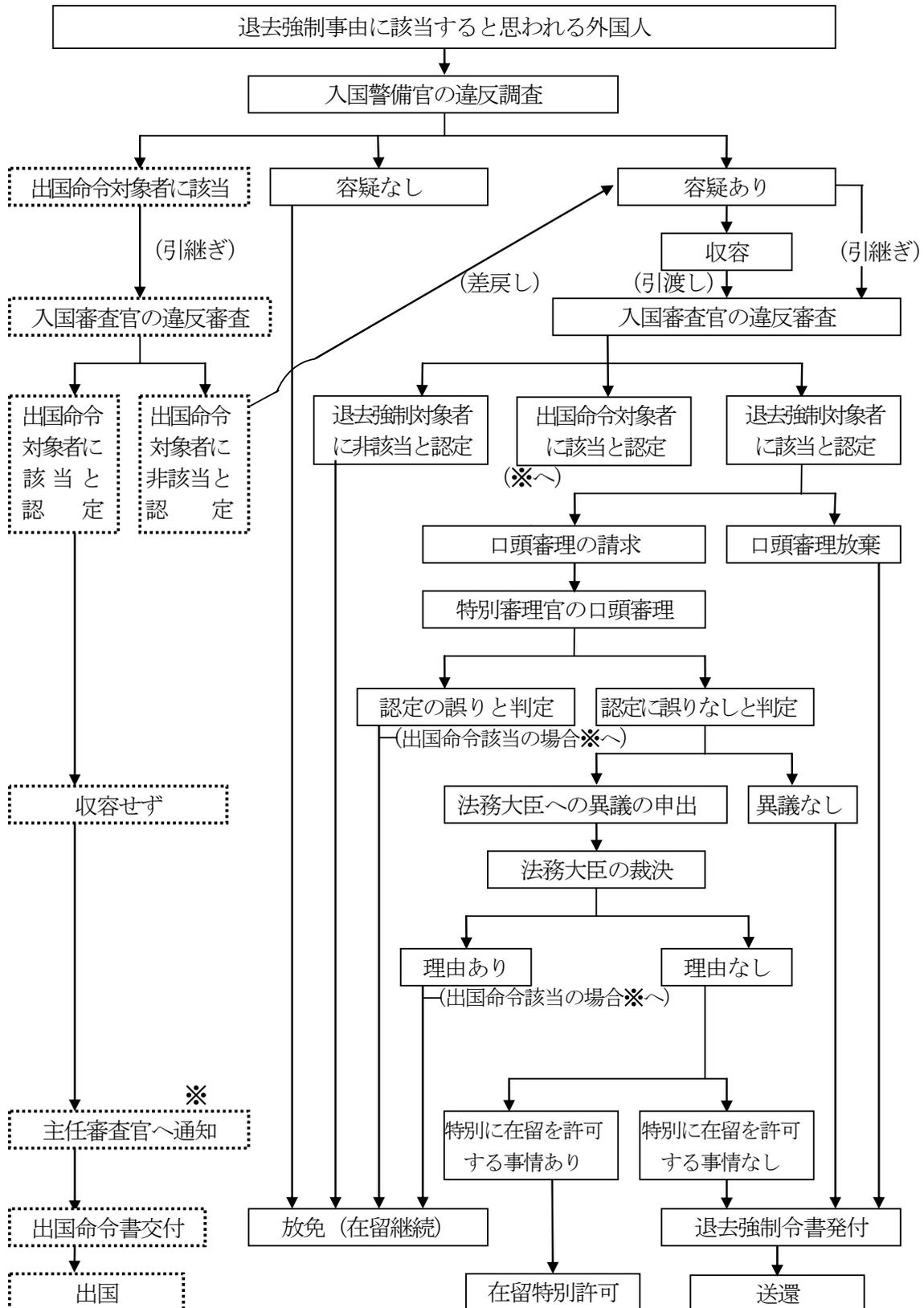
ところで、この退去強制手続は、刑事訴訟、刑の執行、少年院等の在院者の処遇に関す

る法令の規定による手続（以下、本章において「刑事手続」という。）とは別の行政手続であるが、不法入国、不法上陸、不法残留等の入管法70条所定の違反行為は、入管法24条の退去強制事由に該当するとともに、罰則にも該当する。入管法は、これらの行為をした者について、退去強制手続が刑事手続と独立して進行することを前提としつつ、退去強制令書の執行は、原則として、刑事手続が終了した後に行うものと定め（法63条）、また、司法警察員が入管法70条所定の違反行為をした被疑者を逮捕等した場合は、検察官に送致することの例外として、一定の要件の下で、被疑者を入国警備官に引き渡すことを認める（法65条）ことによって、両者の調整を図っている。

また、検察官がこれらの被疑者を不起訴処分にする場合や、矯正施設の長が刑期の満了等により該当受刑者を釈放するなどの場合は、刑事手続から退去強制手続への移行を円滑にするため、収容令書等の呈示をまって、その身柄を入国警備官に引き渡さなければならないとされている（法64条）。

なお、前記1（2）のとおり、平成16年の入管法改正により、出国命令制度が創設された。同制度は、入管法違反者のうち、速やかに出国する意思をもって自ら入国管理官署に出頭したこと、入国後に窃盗等の所定の罪により懲役刑等に処せられていないことその他の要件を満たす不法残留者について、身柄を収容しないまま簡易な手続により出国させるものである。

3-3-2-2図 退去強制手続の流れ（出国命令手続を含む。）



### 3 来日外国人非行少年に関係する制度の概要<sup>62</sup>

#### (1) 在留資格・在留管理

今回の特別調査の対象となった来日外国人非行少年の在留資格は、入管法の別表第2に掲げられている外国人の有する身分・地位に基づく在留資格のうち、永住者、日本人の配偶者等及び定住者が多くを占めることから、ここでは、これらの在留資格に係る部分を中心に述べることにする。なお、この入管法別表第2の在留資格は、日本における就労活動の範囲に制限はないため、単純労働に従事することも可能である。

#### 入管法別表第2

在留資格	本邦において有する身分又は地位
永住者	法務大臣が永住を認める者
日本人の配偶者等	日本人の配偶者若しくは特別養子又は日本人の子として出生した者
永住者の配偶者等	永住者等の配偶者又は永住者等の子として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留している者
定住者	法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者

#### ア 永住者

(ア) 該当する者 法務大臣が永住を認める者

永住許可は、在留資格を有する外国人が永住者への在留資格の変更を希望する場合に法務大臣が与える許可であり、在留資格変更許可の一種と言える。永住者は、在留活動、在留期間のいずれも制限されないという点で、他の在留資格と比べて大幅に在留管理が緩和されており、通常の在留資格の変更よりも慎重に審査する必要があることから、一般の在留資格の変更許可手続とは独立した規定が特に設けられている。

(イ) 在留期間 無期限

(ウ) 永住許可基準について

永住許可を受けようとする外国人は、法務大臣に永住許可申請をしなければならない(法22条)。法務大臣は、①素行が善良であること、②独立の生計を営むに足る資産又は技能を有することの両要件に適合する者(ただし、日本人、永住者又は特別永住者の配偶者又は子については、同要件に適合することを要しない。)であって、その者の永住が日本の利益に合すると認めたとときに限り、永住を許可することができる(同条2項)。

なお、「永住許可に関するガイドライン」が策定(平成18年3月31日)・公表されており、入管法22条2項に掲げる法律上の要件の運用基準を明らかにしている(参考資料2参照)。同ガイドラインでは、法律上の要件のうち、①素行が善良であることについては、法律を遵守し日常生活においても住民として社会的に非難されることのない生活を営んでいるこ

<sup>62</sup> 入国管理局への聞き取り調査による実務の運用等を含む。

と、②独立の生計を営むに足る資産又は技能を有することについては、日常生活において公共の負担にならず、その有する資産又は技能等から見て将来において安定した生活が見込まれることと定めている。そして、「その者の永住が日本国の利益に合すると認められること」の要件適合性を判断するに当たっての要素として、原則として引き続き10年以上本邦に在留していること、罰金刑や懲役刑などを受けていないこと、納税義務等公的義務を履行していること、公衆衛生上の観点から有害となるおそれがないことなどを掲げている。また、この原則として10年以上の在留を求める要件を緩和する特例として、①日本人、永住者及び特別永住者の配偶者の場合、実態を伴った婚姻生活が3年以上継続し、かつ、引き続き1年以上本邦に在留していること、その実子等の場合は1年以上本邦に継続して在留していること、②定住者の在留資格で5年以上継続して本邦に在留していることなどを掲げている。

来日外国人非行少年との関連では、保護処分等を経て社会復帰した後、永住許可を受けようとする際、前記の素行善良要件が問題となるが、例えば、刑罰や保護処分があっても、その後一定期間素行に問題がない場合には、永住許可申請の許否を判断する時点では素行が善良であると認められることもあるなど、個々の事案に応じた判断がなされる。また、親が永住者である子等については、前記のとおり素行善良要件への適合が求められないため、その際は、その者の永住が日本国の利益に合すると認められるかどうかで判断される。

#### イ 日本人の配偶者等

(ア) 該当する者 日本人の配偶者若しくは民法第817条の2の規定による特別養子又は日本人の子として出生した者

来日外国人非行少年との関連では、日本人の子として出生した者（海外で出生した者を含む。）に該当する場合がある。

(イ) 在留期間 5年、3年、1年又は6月

#### ウ 定住者

定住者は、前記1（2）のとおり、平成2年に施行された入管法の改正により、特別な理由により居住を認めるのが相当である外国を受け入れるために設けられた在留資格である。入管法の別表第2では、永住者等の身分及び地位の類型が具体的に定められているが、外国人が我が国において有する身分又は地位は多種多様であり、全てをあらかじめ類型化することは不可能であることから、人道上の理由その他特別な事情がある場合や、我が国の社会、経済等の諸情勢に変化が生じた場合に臨機に対応できるようにするため、定住者の在留資格が設けられたものである。

(ア) 該当する者 法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者

定住者については、あらかじめ法務大臣が告示<sup>63</sup>（**参考資料3**参照）をもって定める一定の地位を有すると認められる者（①）と、それ以外の特別な理由を考慮し認められる者（②）がある。

前者の例として、日系人やその配偶者で素行が善良である者、定住者の被扶養者で未成年かつ未婚の実子、日本人の配偶者等又は永住者の配偶者等の被扶養者で未成年かつ未婚の実子、日本人、永住者又は一年以上の在留期間を指定されている定住者の6歳未満の養子、中国残留邦人やその親族などがあり、後者の例として、日本人や永住者と離婚又は死別後、引き続き在留を希望する者や日本人との間の実子を扶養する者などがある。

#### （イ）在留期間

①は、5年、3年、1年又は6月

②は、5年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間

### （2）在留資格の変更・在留期間の更新等

在留資格の変更及び在留期間の更新は、入管法により、法務大臣が適当と認めるに足りる相当の理由があるときに限り許可することができることとされており（法20条ないし21条）、この「相当の理由」があるか否かの判断は、専ら法務大臣の自由な裁量に委ねられ、申請者の行おうとする活動、在留の状況、在留の必要性等を総合的に勘案して行われている。この判断に当たって考慮する事項については、「在留資格の変更、在留期間の更新許可のガイドライン」が策定（平成20年3月、現行のものは平成24年7月改正）・公表されている（**参考資料4**参照）。同ガイドラインには、後記の7つの事項が掲げられており、そのうち、①の在留資格該当性については、許可する際に必要な要件であり、②の上陸許可基準については、原則として在留審査時にも適合していることが求められ、③以下の事項については、適当と認める相当の理由があるか否かの判断に当たっての代表的な考慮要素（該当しない場合には、消極的判断要素とされるものとして、申請者に予見可能性を与えるために明示されている。）である。なお、これらの事項にすべて該当する場合であっても、全ての事情を総合的に考慮した結果、変更又は更新を許可しないこともある。

同ガイドラインに掲げられている7つの事項は、次のとおりである。

① 行おうとする活動が申請に係る在留資格に該当すること

② 原則として法務省令で定める上陸許可基準に適合していること（法別表第1の2の表、4の表又は5の表の特定活動（ロに限る。）に掲げる在留資格に限る。）

③ 素行が不良でないこと

素行については、善良であることが前提となり、良好でない場合には消極的な要素とし

---

<sup>63</sup> 「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき同法別表第2の定住者の項の下欄に掲げる地位を定める件（平成2年法務省告示第132号）」 現行のものは、平成22年1月25日告示第37号による改正による。

て評価され、具体的には、退去強制事由に準ずるような刑事処分を受けた行為、不法就労をあっせんするなど出入国管理行政上看過することのできない行為を行った場合は、素行が不良であると判断されることとなる。

④ 独立の生計を営むに足りる資産又は技能を有すること

世帯単位で認められれば足り、仮に公共の負担となっている場合でも、在留を認めるべき人道上の理由が認められる場合には、その理由を十分勘案して判断することとなる。

⑤ 雇用・労働条件が適正であること

⑥ 納税義務を履行していること

⑦ 入管法に定める届出等の義務を履行していること

今回の特別調査対象の来日外国人非行少年について、少年院に入院中や出院後に在留期間の更新が必要となった場合、その在留期間更新許可申請の許否においては、特に、素行善良要件に関し、次のような点が考慮されることになる。

素行善良要件が必要的要件となっている告示に定める地位を有する定住者については、申請書の犯罪歴欄の記載の有無にかかわらず、本国への照会、法令に基づく検察庁への前科照会、通達に基づく保護観察所への保護処分歴の照会等がなされるが、それ以外の場合でも、必要に応じて前科照会等がなされる場合がある。また、こうした照会等により把握され得る、現に少年院在院中や保護観察中などといった状況は、消極的判断要素の一つとして考慮される。さらに、過去の在留状況、家族構成、退去強制された場合に本人が置かれる状況等の諸事情が総合的に考慮された結果、法務大臣の相当性の判断がなされる。そのため、例えば、幼少時から日本で育ち、本国に家族もなく、日本語は理解できるが本国の言語は理解できないなど、我が国に在留し続ける必要性が強く認められる場合は、必ずしも素行が善良とは認められない場合であっても、相当性があるとして、在留期間の更新が許可される場合もあり得る。

更新申請については、申請者本人が出頭できない場合、法定代理人や申請取次行政書士等が手続することになる（法第61条の9の3第4項、入管法施行規則第59条の6第3項）。少年院在院中であって申請取次行政書士等が手続をする際は、「その他参考となるべき書類」として、少年院の在所証明書の提出が求められることがある。なお、申請書類は、在留期間の満了日までに提出しなければならず、失念等の理由により期間内に在留資格変更又は在留期間更新の申請をしないまま、この期間を経過して在留した場合は不法残留となり、退去強制事由に該当することとなるが、在留特別許可（後記（4）参照）がなされる場合もあり得る。

### （3）退去強制

外国人少年についても、麻薬及び向精神薬取締法違反等の一定の罪により有罪判決を受けた者、少年で長期3年を超える懲役又は禁錮に処せられた者、無期又は1年を超える懲

役若しくは禁錮に処せられた者（執行猶予の言渡しを受けた者を除く。）等のほか、不法残留者（少年院在院中に在留期間の更新を受けないで、在留期間を超えてしまった者もこれに当たる。）も退去強制事由に該当する（法24条）。

退去強制に該当すると思われる外国人が少年院を退院するときは少年院長が、仮退院の許可決定をしたときは地方更生保護委員会が、それぞれ直ちにその旨を入管当局に通報し（法62条3項、4項）、当該外国人に対する収容令書又は退去強制令書の発付があったときは、少年院長は、その呈示をまって釈放と同時にこれを入国警備官に引き渡さなければならない（法64条2項）。これは（仮）退院と同時に、入国管理局による収容令書又は退去強制令書の執行が確実に行われるようにするためである。

なお、退去強制事由に該当すると思料される外国人非行少年が家庭裁判所送致され、不処分等となる際、家庭裁判所から入管法62条による通報がなされる場合がある。

#### （４）在留特別許可<sup>64</sup>

退去強制対象者は、特別審理官による退去強制事由に該当するとの入国審査官の認定に誤りがないとの判定に対し、法務大臣に異議を申し出ることができるが、これに対して法務大臣が「理由がない」と裁決し、在留を特別に許可しないと決定した場合には、本邦での在留が最終的に否定され、退去強制されることになる。

他方、法務大臣は、裁決に当たって異議の申出に理由がないと認める場合であっても、特別の事情があると認めるときは、自由裁量により、その者の在留を特別に許可することができる。在留特別許可の許否の判断に係る要件は、入管法50条1項1号ないし4号に定められているところ、同許可の透明性・公平性をさらに向上させるため、「在留特別許可に係るガイドライン」が策定（平成18年10月、平成21年7月改訂）・公表されている（**参考資料5**参照）。

同ガイドラインでは、在留特別許可に係る基本的な考え方及び許否判断に係る考慮事項及び許否判断の例が示されている。すなわち、在留特別許可の許否の判断に当たっては、個々の事案ごとに、在留を希望する理由、家族状況、素行、内外の諸情勢、人道的な配慮の必要性、更には我が国における不法滞在者に与える影響等、諸般の事情を総合的に勘案して行うこととされており、その際、考慮する事項として、積極要素と消極要素が例示されている。積極要素としては、「永住許可を受けていること」など入管法50条1項1号ないし3号に掲げられているもののほか、当該外国人が日本人の子又は特別永住者の子であること、当該外国人が入管法別表第2に掲げる在留資格で在留している者の扶養を受けてい

---

<sup>64</sup> 第4次出入国管理基本計画において、安全・安心な社会の実現に向けた不法滞在対策等の推進の具体策として、在留特別許可の適正な運用が掲げられており、今後とも、透明性の向上等に更に取り組み、在留特別許可を受けられる可能性のある者の一層の出頭を促し、在留特別許可の対象となり得る者についてはこれを適正に許可し、その法的地位の早期安定化を図っていくこととされている。

る未成年・未婚の実子であること、当該外国人が本邦での滞在期間が長期間に及び、本邦への定着性が認められることなどが挙げられ、消極要素の例としては、重大犯罪等により刑に処せられたことがあること、出入国管理行政の根幹にかかわる違反又は反社会性の高い違反をしていること、在留資格を偽装して不正に入国したこと、過去に退去強制手続を受けたことがあること、その他の刑罰法令違反又はこれに準ずる素行不良が認められることなどが挙げられている。

また、在留特別許可の許否判断は、この積極要素及び消極要素として掲げている各事項について、それぞれ個別に評価し、考慮すべき程度を勘案した上、積極要素として考慮すべき事情が明らかに消極要素として考慮すべき事情を上回る場合には、在留特別許可の方向で検討することとなり、単に、積極要素が一つ存在するからといって在留特別許可の方向で検討されるというものではなく、また、逆に、消極要素が一つ存在するから一切在留特別許可が検討されないというものでもないとしている。

なお、外国人少年の場合、親に監護・養育されていることが前提となっているため、在留特別許可の許否判断をする場合は、成人とは若干異なる点、例えば、監護する者が日本にいるのか、又は海外で養育できるのかなどの点を含め、慎重に考慮されることになる。

## 第4節 来日外国人非行少年の退去強制と永住許可

### 1 分析の目的

少年院に在院する来日外国人非行少年の在留状況や非行との関係については、第1報告において既に分析を行っている（第1報告第4章第5節）。

ところで、少年院に在院する来日外国人非行少年の中には仮退院又は退院後に退去強制となる者が見られるが、家庭裁判所での処分決定や保護処分そのものは入管法による退去強制事由には該当しないことから、これら来日外国人非行少年の退去強制は基本的には在留期間を経過したことが原因であると考えられる。本調査に際して行った少年院での聞き取り調査でも、在院中に在留期間の更新が不許可となったため在留期間が経過し、（仮）退院後、入国管理局へ引き渡され、退去強制の手続が執られる少年が見られる一方、在院中に在留期間の更新が許可され、（仮）退院後も本邦に在留する少年も見られた。（仮）退院後に引き続き本邦への在留が認められるか否かは、少年の社会復帰にとって極めて大きな意味を持ち、少年院や保護観察所にとっても、少年に対する個別処遇計画や仮退院中の保護観察の実施に関わる重要な要素である。

一方、永住許可を既に受けている来日外国人非行少年は、在留期間の更新は必要ないため、在留期間を経過したことによる退去強制の対象とはならず、また日本での永住を前提として生活していると考えられることから、永住許可の有無は、少年やその家族の人生設計に大きな影響を持つものであり、少年の処遇方針を検討する上でも重要である。

そこで、在院時調査及び出院時調査に基づき、少年院に在院する来日外国人非行少年の在留期間の更新等の状況や（仮）退院時の退去強制の状況、さらに永住許可の状況について分析を行うこととする。

### 2 分析対象者の概要

分析には在院時調査と出院時調査のデータの双方を用いたが、在留期間の更新等の状況については、在院時調査後で出院時調査前の平成23年3月15日時点（以下「確認調査時」という。）での入国管理局の情報により確認調査を行い、退去強制の有無については、出院時に入国管理局に引き渡された者に限って、出院時調査後の24年9月22日、入国管理局に確認の照会を行った。

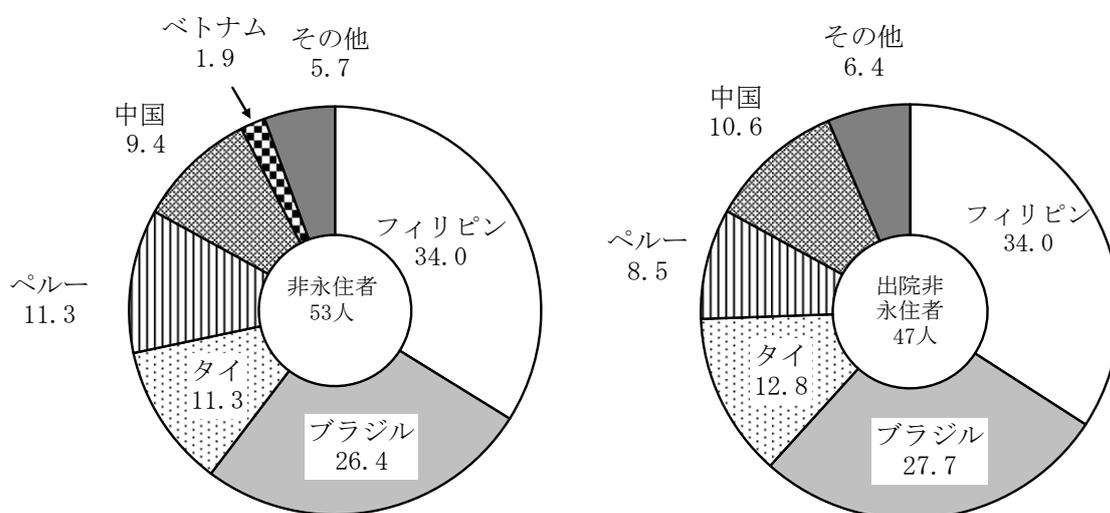
在院時調査では、調査対象者103人のうち、日本国籍取得者4人と在留期間の更新の必要がない永住者44人、それに在留資格未取得者（日本で出生したが、在留資格の取得申請をしないまま本邦に残留していた者）2人を除いた53人を分析対象とし（以下「非永住者」という。）、出院時調査においては、出院者90人のうち日本国籍取得者3人と永住者38人を除き、更に在留資格未取得者2人を除いた47人を分析対象とした（以下「出院非永住者」という。）。また、永住許可の分析においては、在院時調査の調査対象者103人のうち日本

国籍取得者4人を除いた99人を分析対象とした（以下「外国籍少年」という。）。

非永住者と出院非永住者の国籍等は**3-4-2-1図**のとおりである。いずれも、調査対象者103人の場合（第1報告第4章第2節2項参照）と異なり、フィリピンやタイ国籍の比率が高く、ブラジルやペルー国籍の比率が相対的に低くなっているが、これは前者の永住者の割合が低く、後者の永住者の割合が高くなっているためである（本節5項(2)）。

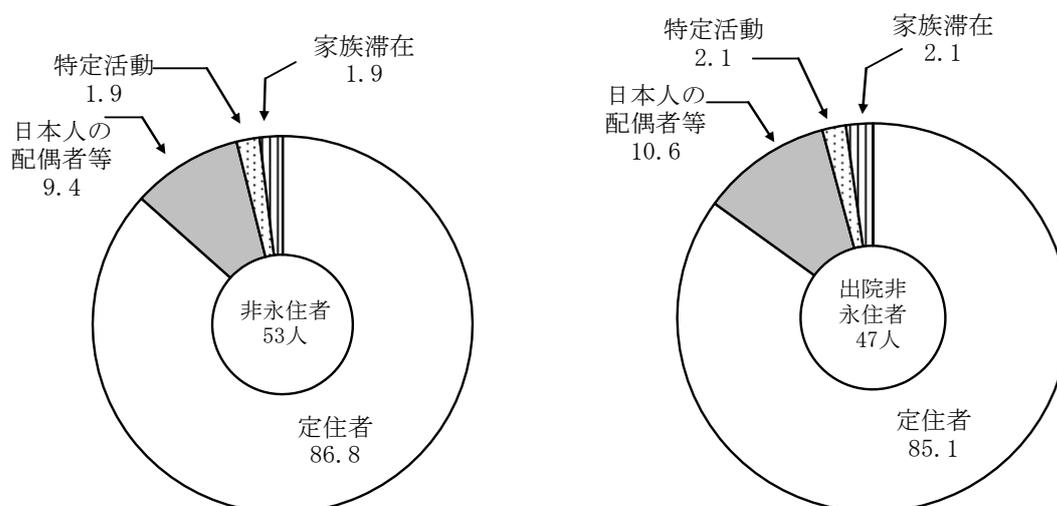
在留資格は、大半が定住者であり、これに日本人の配偶者等が10%前後で続いている（**3-4-2-2図**）。なお、男女比を見ると、男性の比率が非永住者で90.6%、出院非永住者で91.5%であった。

**3-4-2-1図 非永住者と出院非永住者の国籍**



注 法務総合研究所の調査による。

**3-4-2-2図 非永住者と出院非永住者の在留資格**



注 法務総合研究所の調査による。

### 3 在留期間とその更新

#### (1) 入院時からの在留期間

非永住者53人のうち3人が入院時点で既に在留期間が経過していた。入院時に在留期間内の在留であった残り50人について入院時からの残余の在留期間を見たのが、**3-4-3-1 図①**である。これは確認調査時の情報に基づく在留期間を入院日から計算し直したものである。したがって、入院から確認調査時までの間（在院中又は（仮）退院後）に在留期間の更新（在留特別許可があった場合も在留期間の更新許可を受けたとみなして計上しており、以下この節で「在留期間の更新」という場合、特に断らない限り、在留特別許可を含み得る。）が行われている場合、入院日から更新後の新しい在留期間までの期間として計算されている。その意味で厳密な入院時点での在留期間ではないが、入院後の在留期間の更新状況も含めて、在院中の少年がどの程度在留期間があるかおおよその概況を知ることができる。分析結果によると、入院時からの在留期間は平均で603日（1.65年）であり、在留期間が1年未満の者が22.0%を占めている。確認調査時で在留期間の最後の更新が入院前であった者26人だけについて入院時からの在留期間の平均を見ると577日とより短く、これに在院中又は出院後に在留期間の更新許可申請を行ったが不許可になった者、すなわち結果的に入院前にしか在留期間の更新許可を受けることができなかった者6人を含めた32人について入院時からの在留期間の平均を見ると512日となる。

**②表**は、非永住者の処遇区分及び処遇勧告別に入院時からの在留期間を見たものである。ここでは、長期処遇のうち処遇勧告の付いていない非永住者を長期処遇として集計している。収容期間が6か月以内とされる<sup>65</sup>一般短期処遇の非永住者が2人いるが、この2人については、いずれも入院時に6か月以上在留期間が残っているため、少なくとも在院中に在留期間が経過することはない。

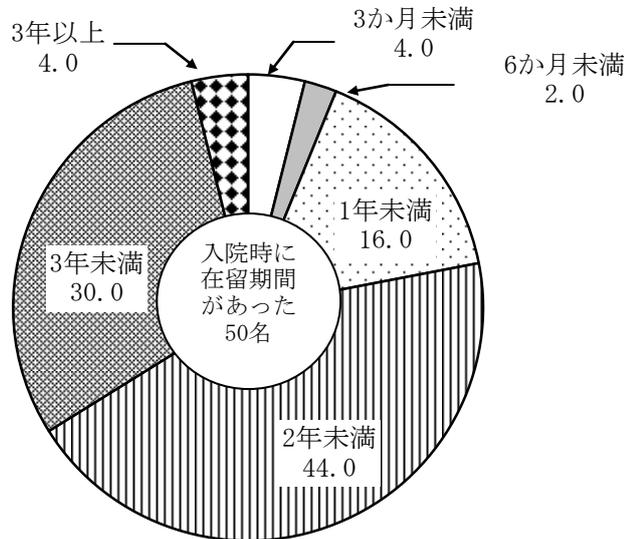
これに対し、長期処遇の少年のうち在留期間が1年未満の者が9人（20.9%）おり、これらの少年は在留期間更新許可申請し、許可されないと、在院中に在留期間を経過してしまう可能性がある。また、比較的長期や相当長期の処遇勧告が付いている少年についても、在留期間が2年未満の者が5人中4人おり、これらの者についても同様である（実際に少年院からの出院時に退去強制の手続が執られたかどうかについては、本節4項を参照）。

---

<sup>65</sup> 平成3年6月1日付け矯教第1274号矯正局長依命通達「少年院の運営について」による。

### 3-4-3-1 図 入院時からの在留期間

#### ① 入院時からの在留期間別構成比



注 法務総合研究所の調査による。

#### ② 処遇区分及び処遇勧告別の入院時からの在留期間

処遇区分	3か月未満	6か月未満	1年未満	2年未満	3年未満	3年以上	人員
一般短期処遇	-	-	1 (50.0)	1 (50.0)	-	-	2 (100.0)
長期処遇	2 (4.7)	1 (2.3)	6 (14.0)	18 (41.9)	14 (32.6)	2 (4.7)	43 (100.0)
長期処遇 (比較的長期)	-	-	1 (50.0)	1 (50.0)	-	-	2 (100.0)
長期処遇 (相当長期)	-	-	-	2 (66.7)	1 (33.3)	-	3 (100.0)
全体	2 (4.0)	1 (2.0)	8 (16.0)	22 (44.0)	15 (30.0)	2 (4.0)	50 (100.0)

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 「医療措置終了後は、中等少年院に送致相当」の勧告がついている者は、長期処遇とした。

3 ( ) 内は、構成比である。

#### (2) 在院中の在留期間の更新状況

次に、少年院を出院した出院非永住者47人の在院中の在留期間の更新状況を見たのが、**3-4-3-2表**である。

このうち、入院時の在留期間の状況、在院中の在留期間の更新状況及び出院時の在留期間の状況については、確認調査時における入国管理局の情報を基にしており、退去強制の有無については、出院時調査における出院時の入国管理局への身柄引渡しの有無の結果(これが無の場合は、出院時点では退去強制事由がない、すなわち、在留期間中であることが認定できる。)及び出院時調査後の入国管理局への照会結果によっている(ただし、入国管

理局への退去強制の有無の照会は、出院時に在留期間が経過していたことにより、入国管理局に引き渡された7人に限られている。そのため、出院時には在留期間が残っていたため入国管理局に引渡しにならなかったが、出院後、在留期間が経過した者については、その後の更新手続の有無や退去強制手続が執られたか否かは未調査であり不明である。)

確認調査時、出院時、在留期間の更新許可日等の関係が前後しているが、相互の関係については、**同表（参考）**に掲げたパターン例を参照されたい。

確認調査を出院時調査の前に実施したため、例えば、**同表（参考）**のパターン例**ア**や**エ**の場合のように、確認調査時に既に出院していた者については、**同表**の記載は、実際の出院時の在留期間の状況を示しているが、**同表（参考）**のパターン例**イ**や**ウ**のように、確認調査時にいまだ出院していなかった者については、あくまで確認調査時で把握した状況に基づく「予測」にすぎない。したがって、**同表**で出院時の在留期間が「無」とされている者でも、確認調査時から出院までの間に在留期間の更新が許可されることがあり得る。出院時の在留期間が「無」となっている者でも、出院時調査の結果によれば出院時に入国管理局に引き渡されず退去強制手続が執られていないと認められる者がいるのはこのためであり、これは、確認調査時から出院時までの間に在留期間の更新が許可されたものと考えられる（例えば、**同表（参考）**パターン例**イ**の場合）。したがって、在院中の在留期間の更新状況や出院時の在留期間の有無も、あくまで確認調査時の状況を示した参考値であることに注意されたい<sup>66</sup>。

**同表**によると、出院非永住者47人のうち、2人の者が既に入院時に在留期間を経過していた<sup>67</sup>。このうち1人は、入院前に在留期間の更新許可申請を行ったが在院中に不許可になっており、結局、出院時に2人とも退去強制手続が執られている。

また、入院時に在留期間が残っている45人のうち一般短期処遇の2人については、在留期間もかなり長く残っていたため、退去強制手続の対象とはならず、そのまま出院している。

入院時に在留期間が残っていた長期処遇の43人のうち24人は、最後に在留期間の更新を許可されたのが入院前であり、かつ、少なくとも確認調査時までは在院中に在留期間の更新許可申請を行っていない。このうち19人は確認調査時でも出院時まで在留期間が残っている（例えば、**同表（参考）**のパターン例**ア**の場合や、**同ア**で出院日が確認調査時より後で在留期間満了日より前である場合）が、5人については、確認調査時の状況に基づく「予測」上は出院時まで在留期間が経過する予定であった。実際、この5人のうち1人につ

---

<sup>66</sup> 同様に、「退去強制の有無」についても、現に出院時に在留期間が経過して入国管理局に引き渡された者（例えば、**同表（参考）**のパターン例**ウ**の場合）のみについての照会結果によっているため、それ以外の者は、例えば、**同エ**の場合のように、出院後に退去強制手続が執られた可能性がある者がいたとしても、「無」となっていることに注意されたい。

<sup>67</sup> 本節3項（1）と入院時に在留期間が経過していた者の人数が異なるのは、本節3項（1）では非永住者を分析対象とし、出院者に限定していないためである。

いては、出院時に入国管理局に引き渡され退去強制の手続が執られている。一方、残りの4人は、出院時調査で入国管理局に引き渡されていないことが確認されていることから、出院時に在留期間内であったと認められるので、確認調査後在留期間の更新許可を申請し、許可されたものと考えられる（例えば、同イで在院中に再度、在留期間更新許可申請し、許可された場合）。

これに対し、長期処遇のうち19人は、確認調査時まで在院中在留期間の更新許可申請を行っており、このうち14人が許可（例えば、**同表（参考）のパターン例イ**で在留期間が出院時までであった場合）となっている。なお、うち1人は一旦不許可となった後、再申請し許可となっている。）、5人が不許可（例えば、**同表（参考）のパターン例エ**で出院日が在留期間満了日より後であった場合）となっている。しかし、在院中に在留期間の更新が許可された14人<sup>68</sup>のうち12人は許可された在留期間が1年となっているが、14人のうち9人は、入院前の直近の更新では、定住者又は日本人の配偶者等の在留資格で3年の在留期間更新が許可されていたにもかかわらず、そのうち7人は、入院後初めの更新許可申請において、在留期間が従前より短い1年で更新が許可されている。残りの5人（定住者又は家族滞在の在留資格）は、入院前の許可でも、入院後の許可でも在留期間は1年であり、結局、3年の在留期間があった者について、入院後の更新許可では1年と短くなる者が散見される状況である。このように在留期間が許可される場合であっても、少年の素行が良好ではないなど、1年後に再度在留状況を確認（審査）する必要があると入国管理局が判断して1年の在留期間を決定することがある。

なお、不許可になった5人のうち4人は出院時に退去強制の手続が執られているが、1人はその後何らかの形で在留が許可されたものと考えられる。

---

<sup>68</sup> なお、確認調査時で把握された、出院後に在留期間の更新が許可された4人も全て1年の在留期間の許可となっている。

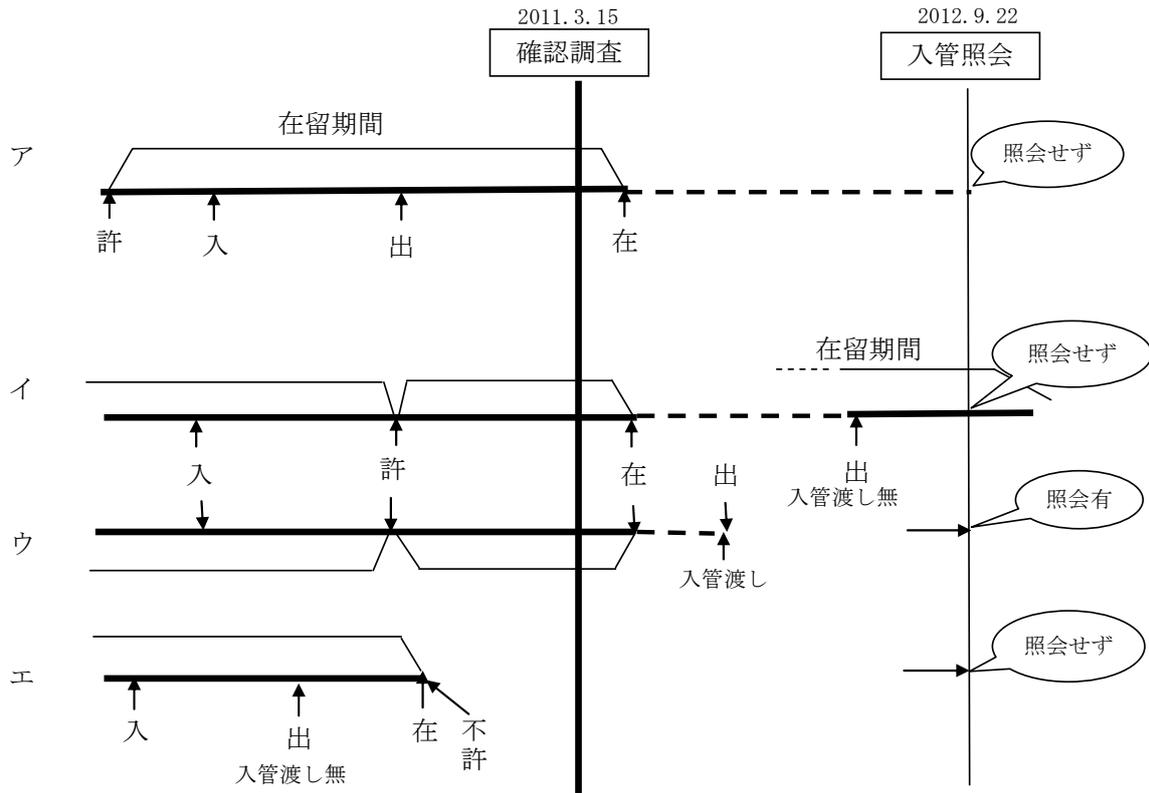
3-4-3-2表 在院中の在留期間の更新状況

入院時の在留期間の有無		処遇区分・処遇課程		在院中の在留期間更新申請の有無		在院中の在留期間更新の可否		出院時の在留期間の有無		出院時の退去強制(手続)の有無	
有	45人	一般短期	2人	無	2人			有	2人	無	2人
		長期	43人	有	19人	許可	14人※2	有	14人	無	14人
						不許可	5人	無	5人	有	4人
				無	24人			有	19人	無	19人
								無	5人	有	1人
		無	2人	長期	2人	有	1人	不許可	1人	無	1人
無	1人							無	1人	有	1人

注 1 これは、在院時調査後で出院時調査前の平成23年3月15日に確認調査を行った時点での在留期間の情報を基に、在留期間の更新状況と出院時の在留期間の有無やその後の出院時調査に基づく出院時の退去強制手続の有無との関係を見たものである。したがって、出院時の在留期間が「無」となっている者でも、確認調査時から出院までの間に在留期間の更新が行われることがあり得る。出院時の在留期間が「無」となっている者でも、出院時に退去強制手続が執られていない者がいるのはこのためである。

- 2 14人の中には、在院中に一旦在留期間の更新が認められず、その後、在院中に在留期間の更新が許可された1人を含む。
- 3 法務総合研究所の調査による。

(参考) 入出院, 確認調査時, 在留期間の更新状況等の関係パターン例



注 「入」は入院日, 「出」は出院日, 「在」は在留期間満了日(確認された最終のもの), 「許」は在留期間更新許可, 「不許」は在留期間更新不許可, 〃は在留期間中, - - は在留期間有無不明, 空白は在留期間経過をそれぞれ示す。

(3) 非行類型と在留期間の更新状況

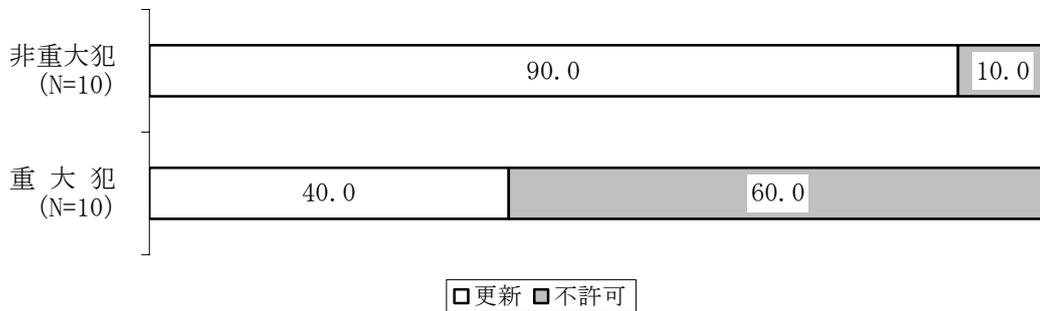
以下では, 少年院在院中に在留期間の更新許可申請を行ったことが確認できた20人について, 在留期間の更新が許可された者13人と不許可になった者7人にどのような属性上の違いが見られるかを分析した。少年院に入院した事実が更新の許否判断に何らかの影響を与え得るのではないかという視点から, 在院中に2回以上の更新許可申請があり, 許可, 不許可の判断が異なる場合は, 初めの決定内容で計上している。その結果, 在院中に在留期間の更新が一度不許可になり, その後在院中に更新が許可された1人については, 不許可の類型に含めてある。

まず, 非行類型を重大犯と非重大犯に分け, 在留期間の更新状況の差を見た。20人の調査対象者に係る非行名のうち, 法定刑も重く, 警察の犯罪統計でも「凶悪犯」と分類される強盗・同致死傷, 強姦・同致傷及び入管法上他の罪名より厳格な退去強制事由が定められている覚せい剤取締法違反<sup>69</sup>を重大犯, それ以外の, 傷害, 恐喝, 窃盗, 詐欺, 道路交通法違反, 児童福祉法違反及びぐ犯を非重大犯と分類した。有意差は見られなかったものの, 重大犯では, 7人中4人(57.1%)が在留期間の更新が不許可になっているのに対し,

<sup>69</sup> 例えば, 同法第24条第4号チとりを対照。

非重大犯では, 13人中 1 人 (7.7%) のみである。(3-4-3-3 図)。

3-4-3-3 図 非行類型と在留期間の更新状況



[P=.057 n. s.]

- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
2 フィッシャーの正確確率検定による。

このほか, 家庭裁判所への送致歴や少年院への送致歴の各有無と在留期間の更新状況との間にはいずれも有意な差は見られなかった<sup>70</sup>。審判不開始や不処分, 保護観察処分などの処分決定については, 家庭裁判所など特定の機関に入国管理局への通報を義務付ける制度こそないものの, 捜査の段階で捜査機関からなされる入国管理局への照会を端緒として, 非行があったことは, 事実上, 入国管理局が把握できる場合が多いとされる。また, 退去強制事由に該当すると思われる少年が少年院に送致された場合, 仮退院や退院時に必ず少年院長又は地方更生保護委員会が入国管理局 (入国審査官又は入国警備官) に通報しなければならないことになっている (入管法62条3項ないし5項)。したがって, 家庭裁判所での処分決定や少年院への送致歴は, 在留期間の更新許可の審査において一つのマイナス材料にはなり得るであろうが, 在留期間の更新状況との間に有意な差が見られない。非行内容の別でも有意差はないものの, 在留期間更新の許否と密接に関連する退去強制手続が執られたか否かというレベルでは有意差が見られたこと (後記4項参照) などから, どちらかと言えば少年が行った非行の内容の方が入国管理局による在留期間の更新許可の審査での総合的な判断において影響を及ぼす要素となる可能性が高いことが推測される。

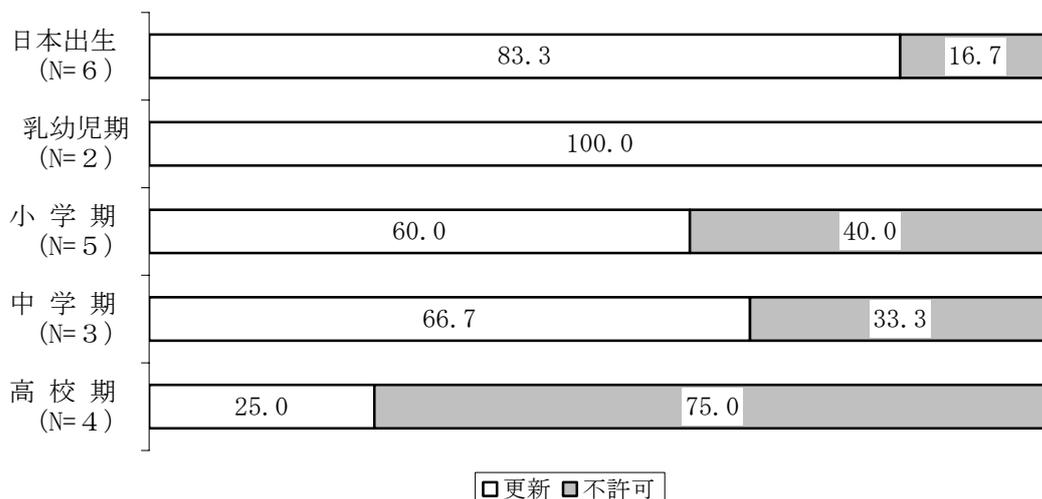
#### (4) 来日時年齢及び滞在期間と在留期間の更新状況

在留特別許可の許否判断において考慮される積極的な要素として, 「本邦での滞在期間が長期に及び, 本邦への定着性が認められること」が挙げられており (参考資料5参照), 通常, 在留期間更新許可の許否判断においても, 本邦への定着性が考慮されている。そこで, 来日時年齢類型による在留期間の更新状況を見たところ, 有意差はなかったが (3-

<sup>70</sup> フィッシャーの正確確率検定による。

4-3-4図), 来日(日本出生の者は出生)から少年院入院日までの期間の平均を見ると, 在留期間の更新が許可された者は4,123日(約11.3年)であるのに対し, 不許可となった者は2,636日(約7.2年)であった。

3-4-3-4図 来日時年齢類型と在留期間の更新状況



[P=.362 n.s]

- 注 1 来日時年齢類型は, 1-2-6図に同じ。  
 2 法務総合研究所の調査による。  
 3 モンテカルロ法による。

このほか, 入院時年齢, 就労状況, 日本語能力, 父母の状況, 父母の国籍による在留期間の更新状況の差を見たが, 特に有意な結果は得られなかった。

## 4 退去強制の状況

### (1) 退去強制の概況

調査対象者90人のうち, 出院時に退去強制事由に該当し, 入国管理局に引き渡された者は7人(7.8%)であった。このうち, 入国管理局への照会時点(平成24年9月22日)で既に退去強制の決定が出され, 退去強制が行われたのは6人であり, 残り1人はまだ手続中であった。

退去強制事由は, 退去強制の決定が既に出された6人全員が在留期間を経過したことであり, その国籍は, ブラジル2人, ペルー2人, 中国1人, タイ1人となっている。

出院日から退去強制処分が行われた日までの日数は平均36日であり, 最も短い者で17日, 最も長い者でも70日であった。

ところで, 非行や少年院への入院の事実が, 在留期間の更新の不許可処分という, いわば退去強制事由を生じさせ得る入国管理局の判断に一定の影響を与えるとしても, 更新の

許否判断は、様々な要素を総合考慮した上で行う行政裁量事項である。そのため、例えば、事情変更に基づく、又は、疎明資料を補完した上での在留期間経過前の再申請や期間経過後の在留特別許可（退去強制手続における法務大臣への異議の申出に対する裁決に当たって法務大臣がこれを許可することができる。本章第3節3項（4）参照）を通じて、在留を許可又は不許可とする判断自体が変更される場合があることは、現に、調査対象者の中にも在院中に在留期間の更新が一旦不許可となったものの、その後許可された例があることから分かる。このように、在院中の在留期間の更新が不許可であっても、例外なく退去強制へ直結する確定的な判断とは言えない。そこで、入院後初めての在留期間の更新の許否とは別に、出院非永住者について、非行内容、処分歴等の違いによって退去強制手続が執られたか否かに差が見られるかを分析することとした。もっとも、退去強制となる者の中には、更新不許可後に再申請し、また、在留特別許可を期待し、退去強制手続で口頭審理の請求や異議の申出をする場合等、複数段階の判断を経て、いわば最終判断の後に退去強制に至る場合もあれば、漫然と在留期間を経過させたのみで退去強制に至る場合もある上、調査対象者につき、それらの手続の有無について調査しておらず不明であること、そのため、本調査における退去強制手続該当の有無のみをもって、非行や少年院入院の事実を踏まえた判断の上の退去強制状況とまでは言えないことに注意が必要である。

## （2）非行と退去強制

出院非永住者47人のうち、出院後、確認調査時まで在留期間の更新が不許可となった者及び入院後確認調査時まで在留期間の更新がなく、かつ、出院時において在留期間が残っていた者<sup>71</sup>を除く29人を分析対象として、非行類型ごとの退去強制の状況を見たのが、**3-4-4-1** である。凶悪犯（強盗・同致死傷）のうち9人中4人（44.4%）に退去強制手続が執られている。薬物犯罪（覚せい剤取締法違反）と性犯罪（強姦・同致死傷）は、それぞれ2人と少ないが、薬物は2人とも、性犯罪の1人に退去強制手続が執られて

---

<sup>71</sup> これらの者を分析対象から除く理由は、退去強制手続が執られたか否かが不明であることによる。すなわち、本調査では、入院前又は在院中に在留期間が経過し、在留特別許可を受けることなく、出院時に入国管理局に引き渡された者については、入国管理局に退去強制の有無を確認している一方、①確認調査時前の最後の許否として、出院後に在留期間の更新が不許可となった者については、退去強制手続が執られた可能性があると思われるものの、確認しておらず、その点不明である（例えば、3-4-3-2表（参考）エの場合）。また、②入院後確認調査時まで在留期間の更新がなく、かつ、出院時において在留期間が残っていた者（例えば、同アの場合）については、現に退去強制手続が執られたかどうかを確認できていないばかりか、入院を経た後の初めての在留期間の更新の許否判断すら不明である。

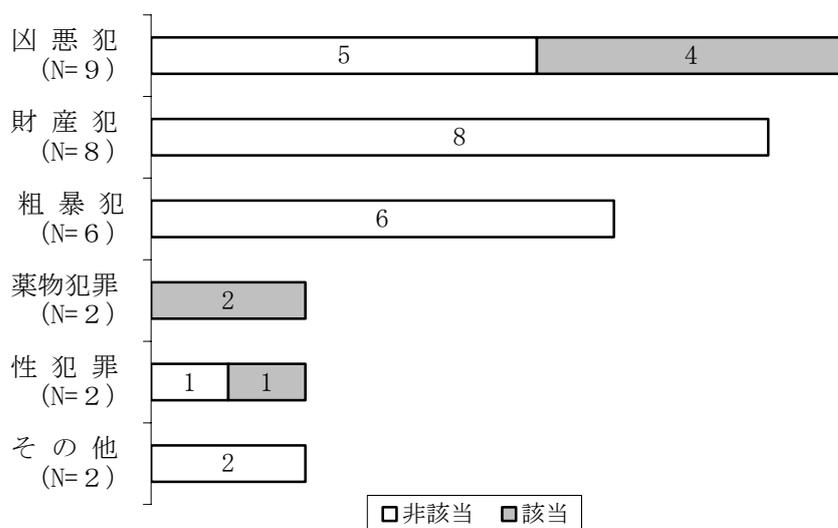
これに対し、①出院後に在留期間の更新が許可された者（例えば、同エで不許可でなく許可とされた場合）や、②入院後に在留期間の更新が許可され、出院時に在留期間が経過していない者（例えば、同イの場合）は、同様に、退去強制手続が執られたかどうかは不明の場合もあるが、少なくとも、少年院入院を経た後に在留期間の更新許可判断がされていることから、少年院送致の事実を含むその時点までの事情を含めて退去強制をしない方向の判断がなされたものとみなした。このことを踏まえ、この類型の者は、分析対象に含め、確認調査時の調査結果からは、入国管理局に引渡しとなった7人について退去強制の有無を調査した平成24年9月22日現在、在留期間が残っているか確認できない者も含めて「退去強制手続が執られなかった者」として分析している。

おり、薬物犯で退去強制手続が執られている者が有意に多い。

また、前項（3）と同様に、「重大犯」と「非重大犯」に二分してフィッシャーの正確確率検定を実施したところ、重大犯に退去強制手続が執られている割合が高い（ $p < .05$ ）。

なお、在留特別許可の許否判断において特に考慮する消極要素として、「重大犯罪等により刑に処されたことがあること」、その他の消極要素として、「刑罰法令違反又はこれに準ずる素行不良が認められること」が挙げられており、在留の許否判断に当たっては犯罪の重大性についても考慮されているところである（参考資料5参照）。

3-4-4-1図 非行類型と退去強制



[ $P = .008$   $P < .01$ ]

- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 モンテカルロ法による。  
 3 数値は、実人員である。

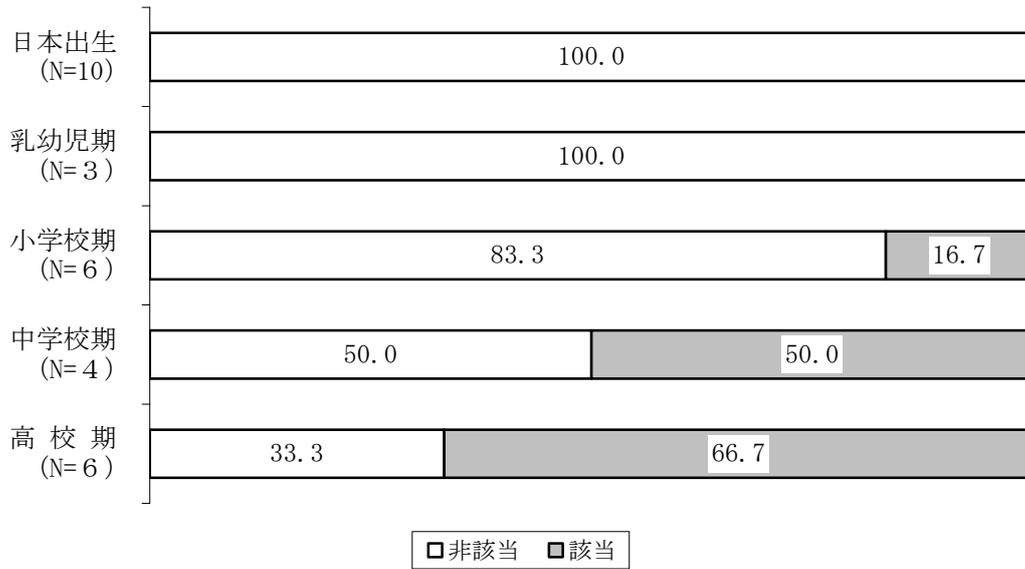
家庭裁判所への送致歴の有無や少年院送致歴の有無との間では、特に有意な差は見られなかった<sup>72</sup>。

### （3）来日時年齢及び在留期間と退去強制

来日時年齢を日本出生、乳幼児期来日、小学校期来日、中学校期来日、高校期来日の5類型に分けて退去強制手続の有無を見ると、日本出生と乳幼児期に来日した者では退去強制手続が執られた者は見られず、高校期に来日した者に退去強制手続が執られる割合が有意に高かった（3-4-4-2図）。

<sup>72</sup> フィッシャーの正確確率検定による。

### 3-4-4-2図 来日時年齢類型と退去強制



[P=.018 P<.05]

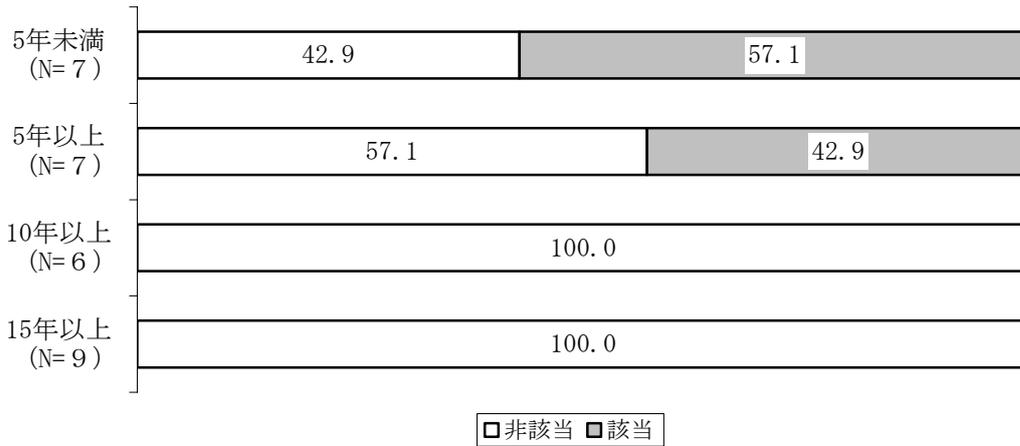
- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 来日時年齢類型は、1-2-6図に同じ。  
 3 モンテカルロ法による。

#### (4) 来日から入院日までの期間と退去強制

来日（日本出生の者は出生）から入院日までの期間ごとに退去強制手続の状況を見ると、滞在期間が5年未満の者について退去強制手続が執られる割合が有意に高くなっている

(3-4-4-3図)。来日（日本出生の者は出生）から少年院入院日までの期間の平均をとると、退去強制手続が執られた者は1,670日（約4.6年）であるのに対し、退去強制手続に該当しなかった者は4,360日（約11.9年）と、退去強制手続が執られた者の方が有意に滞在期間が短い (t検定  $t(27)=3.957$   $p<.01$ )。この結果は、在留特別許可の許否判断において、本邦における滞在期間による本邦への定着性を考慮することとしている在留特別許可に係るガイドライン（参考資料5）とも符合するものである。

3-4-4-3 図 来日から入院日までの年数と退去強制



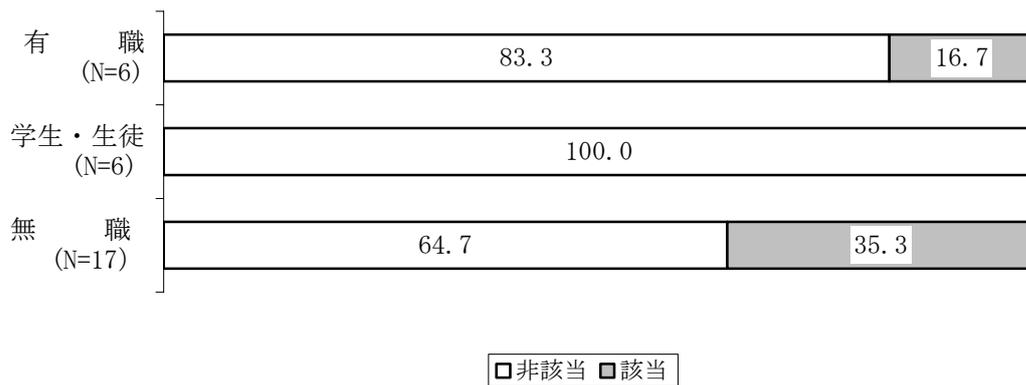
[P=.013 P<.05]

- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 モンテカルロ法による。

(5) 就労状況と退去強制

就労状況ごとの退去強制手続の状況を見たのが、3-4-4-4 図であるが、特に有意差は見られない。無職とそれ以外に二分割して退去強制手続の状況を見ても有意差はなく<sup>73</sup>、この結果による限り、就労も就学もしていないことが在留期間の更新に著しく不利に働いている様子はいかがわれない。

3-4-4-4 図 就労状況と退去強制の状況



[P=.262 n.s.]

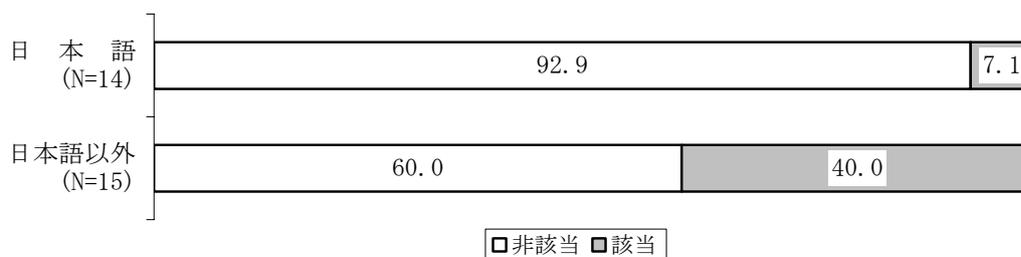
- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 モンテカルロ法による。

<sup>73</sup> フィッシャーの正確確率検定による。

## (6) 日本語能力と退去強制

普段の使用言語と退去強制手続の状況を見たのが、**3-4-4-5図**であるが、退去強制手続が執られているのは、日本語以外を使用言語とする者が15人中6人であったのに対し、日本語の者は14人中1人であった。

**3-4-4-5図 使用言語と退去強制の状況**



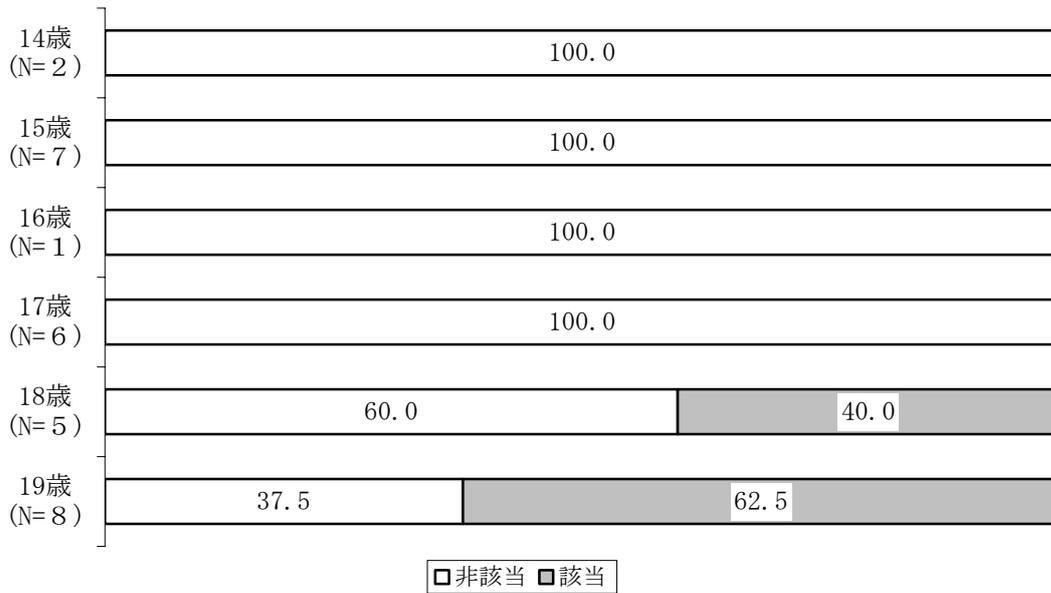
[P=.080 n.s.]

- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
2 正確確率検定による。

## (7) 本件処分時年齢と退去強制

本件処分時の年齢と退去強制手続の状況を見ると、18歳未満では退去強制手続が執られている者はおらず、19歳の者について退去強制手続が執られている者の割合が有意に高い(**3-4-4-6図**)。在留特別許可に係るガイドライン(**参考資料5**)には、在留特別許可の許否判断において考慮される積極的要素の一つとして、入管法別表第2に掲げる在留資格(永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者)で在留する者の「扶養を受けている未成年・未婚の実子であること」が挙げられており、一般的に年長になるほど扶養を受ける必要性は低下すると考えられるところ、当該ガイドラインと分析結果との間には関連の可能性がうかがわれる。もっとも、例えば、高校期に来日した者は、当然に、滞在期間が5年未満の短い者になるが、これらの者は、処分時年齢も高い。このようなことから、年齢そのものよりも滞在期間が上記結果に影響している可能性も考えられる(滞在期間との関係については、前記**3-4-4-3図**参照)。

3-4-4-6 図 処分時年齢と退去強制の状況



[P=.021 P<.05]

- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 モンテカルロ法による。

(8) 保護者の状況と退去強制

在院時調査時に調査対象者の「保護者」とされていた者（そのため、在院時調査時点では日本に在住していた者と推認される。特に断らない限り、以下本節において、単に「保護者」という。）の状況と退去強制手続の状況を見たが、特に有意差は見られなかった（3-4-4-7 図）。少年院に収容されている少年は、少年の保護者が在留期間の更新を行うものと考えられるが、実父母が揃っていることが更新に有利に働いているわけではない様子が見られる。

3-4-4-7 図 保護者の状況と退去強制の状況



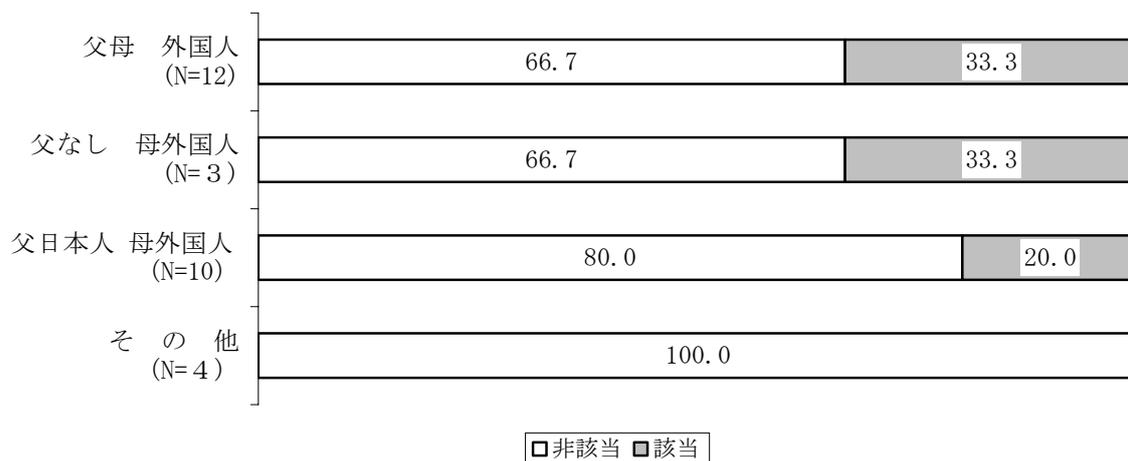
[P=.705 n.s.]

- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 モンテカルロ法による。

### (9) 保護者の国籍と退去強制

保護者の日本国籍の有無による退去強制手続の状況を見たが、有意差は見られなかった(3-4-4-8図)。

3-4-4-8図 父母の国籍と退去強制の状況



[P=.651 n.s]

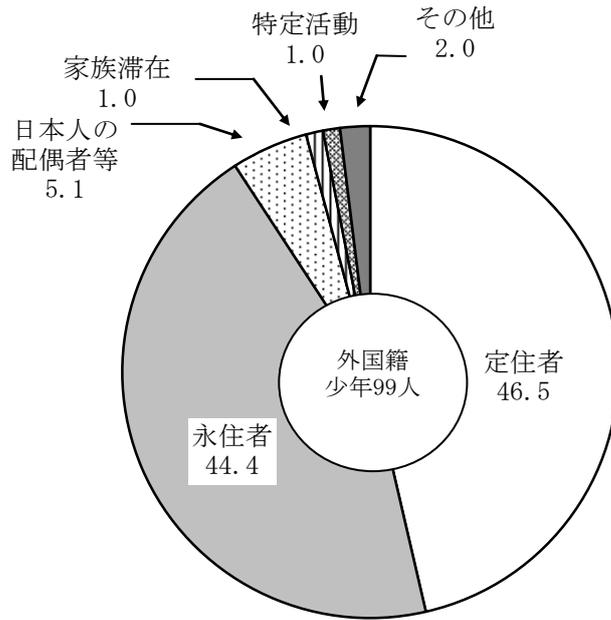
- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
2 モンテカルロ法による。

## 5 永住許可

### (1) 永住許可の状況

以下では、在院時調査の調査対象者の永住許可の状況に関する分析を行う。外国籍少年99人のうち、永住許可を既に受けている者(以下「永住者」という。)は44人(44.4%)である(3-4-5-1図)。

3-4-5-1図 永住許可の状況

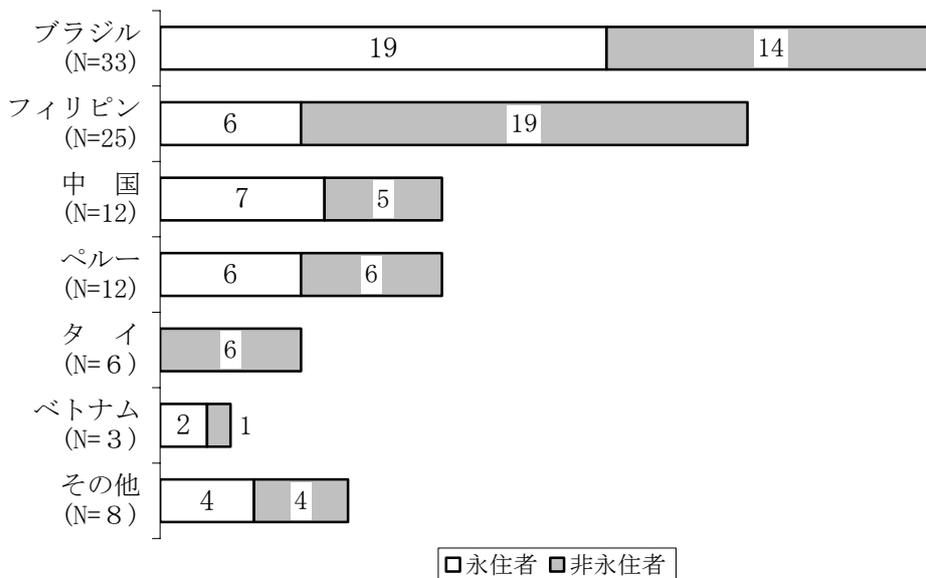


注 法務総合研究所の調査による。

(2) 永住者の国籍等

国籍等ごとの永住許可の状況を見ると、フィリピンとタイ国籍の者で永住者が有意に少ない(3-4-5-2図)。

3-4-5-2図 国籍等と永住許可の状況



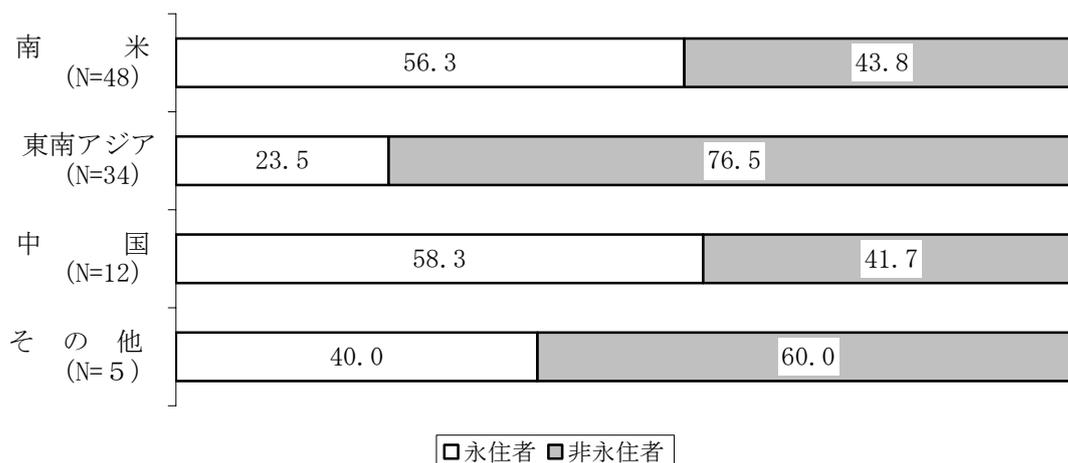
[P=.036 P<.05]

- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 モンテカルロ法による。  
 3 数値は、実人員を示す。

### (3) 永住者の出身地域

永住許可の状況を出身地域ごとに見ると、更にこの傾向が明確になる。南米出身の者の永住許可の取得率が有意に高く、東南アジア出身の者の永住許可の取得率が有意に低い(3-4-5-3図)。

3-4-5-3図 出身地域と永住許可の状況



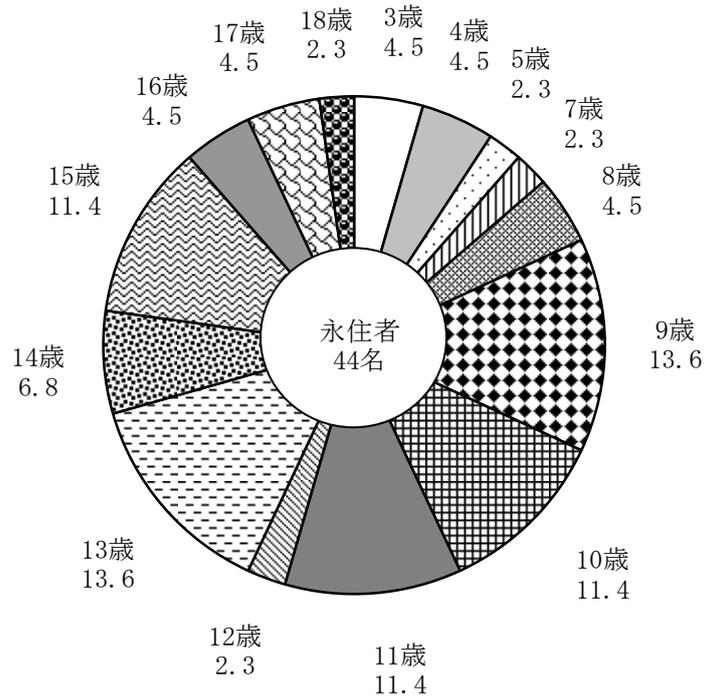
[P=.018 P<.05]

- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
2 モンテカルロ法による。

### (4) 永住許可時の年齢

永住者が永住許可を受けた時の年齢を見たのが、3-4-5-4図である。最も若い3歳の時に取得した者から18歳にまで分散しており、平均年齢は11.7歳である。

3-4-5-4図 永住許可時の年齢

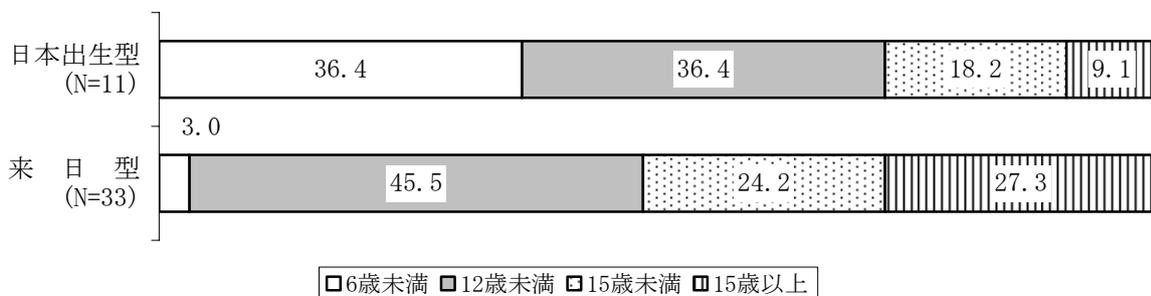


注 法務総合研究所の調査による。

(5) 出生地と永住許可時の年齢

永住者44人は、日本で出生した者（日本出生型）11人と出生後来日した者（来日型）33人とに分かれる。その類型ごとに永住許可時の年齢を見たのが、3-4-5-5図である。日本出生型の者の平均取得年齢は9.0歳，来日型の者は12.6歳で，日本出生型の者の方が有意に許可時年齢が低い（t検定  $t(42)=2.846$   $p<.01$ ）。

3-4-5-5図 永住許可時の年齢



[ $P=.024$   $P<.05$ ]

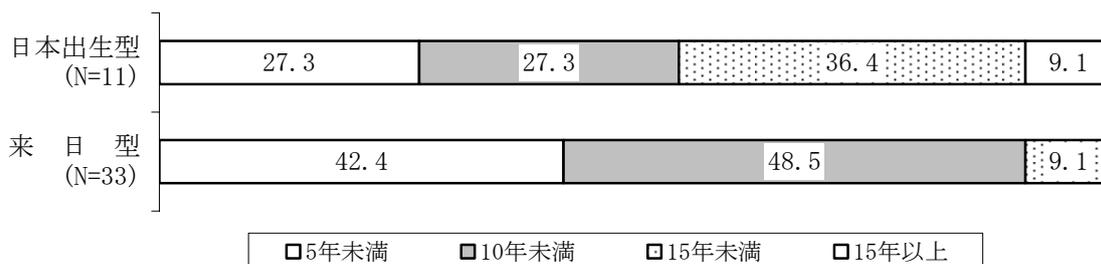
注 1 法務総合研究所の調査による。  
2 モンテカルロ法による。

## (6) 永住許可時までの滞在期間

日本出生型と来日型の類型ごとに出生又は来日から永住許可までの年数を調べたものが、**3-4-5-6図**である。

日本出生型の者は、出生から永住許可までの平均年数は、取得時年齢と同じ9.0年である。最も早い者で3.8年（すなわち3.8歳）、最も遅い者で15.8年（15.8歳）であった。これに対し、来日型の者は、来日から永住許可までの平均年数は6.0年である。最も早い者で1.6年、最も遅い者で12.1年であった。日本出生型の者は出生から10年以上15年未満が経過した後に永住許可を取得した者が有意に多い。日本出生者の場合、日本で生まれているため、自ずと永住許可時の年齢は低い者が多くなり、来日型の者は年齢が高くなりがちであるが、永住許可時までの滞在期間で見ると、来日型は日本出生者より短期間で永住許可を取得する者が多いと言えそうである。聞き取りによれば、保護者が先行して来日し、一定の滞在期間経過後、子の少年が来日するケースは実務上しばしば見られるが、その場合、少年本人の滞在期間が比較的短くても永住許可が与えられるケースは少なからずあるとのことである。ちなみに、永住者の実子の場合、永住許可の要件の一つである原則10年以上の本邦在留歴について特例が認められており、1年以上本邦に継続して在留していることが求められている（**参考資料2**参照）。すなわち、親が永住許可を受けた後に親の扶養を受けるため少年が来日した場合、来日して1年後に永住を許可されることもあり得るということである。来日型に永住許可までの在留期間の短い者が相当割合いるのはこうした実情の表れであると考えられる。

**3-4-5-6図 永住許可時までの滞在期間**



[P=.031 P<.05]

- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
2 モンテカルロ法による。

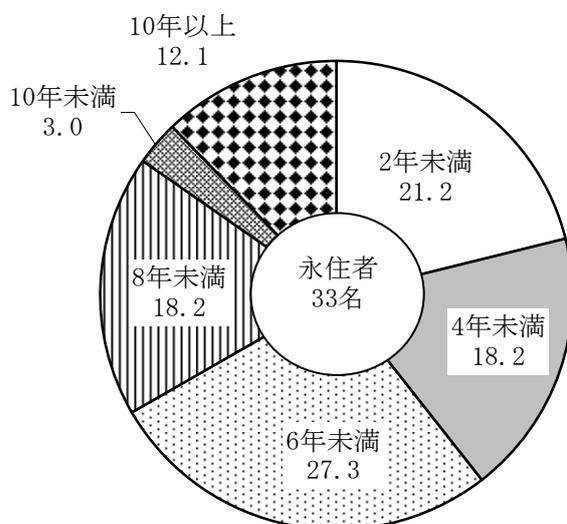
## (7) 永住許可日と初回処分決定日との関係

永住者について、永住許可を受けた日と初めて家庭裁判所で処分決定を受けた日との関係について分析した。ただし、在院時調査では、家庭裁判所への送致歴が本件を含め4回以上ある者が8人おり、これらの者については、3回前とそれ以前の処分決定日が不明（調査せず）であるため、これら8人を除いた36人を分析の対象とした。それによると、これ

らの永住者36人の中で永住許可を受けたのが初回処分決定日以前である者が33人(91.7%)と大半を占め、初回処分決定以後に永住許可を受けた者は3人(8.3%)にとどまった。

初回処分決定以前に永住許可を既に受けていた33人について、永住許可日から初回処分決定日までの期間の分布を示したのが、**3-4-5-7図**である。平均期間は5.0年で、永住許可を受けてから2年を経過していない者も21.2%見られる。永住許可を受ける頃に既に非行が発現していたかどうかは明らかでないが、少なくとも永住許可を受けた後、幾らも経たないうちに非行を行うようになっていくことになる。

**3-4-5-7図 永住許可日から初回処分決定日までの期間**



- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
2 初回処分決定日が不明の家庭裁判所送致歴4回以上の者を除く。

また、初回の処分決定以後に永住許可を受けた者は3人であるが、分析対象から外した送致歴が4回以上ある8人の中にも、初回処分決定後に永住許可を受けた者が1人おり、永住者のうち4人が初回の処分決定以後に永住許可を受けたことになる。当該4人の永住許可日と処分決定の時系列的関係を示したのが、**3-4-5-8表**である。

これによれば、審判不開始・不処分や保護観察処分を受けた後に永住許可を受けていることが分かる。入管法22条2項によれば、永住許可には素行善良要件があるものの、日本人や永住者の子については、この要件が除外されている。審判不開始・不処分や保護観察処分の場合でも捜査機関からの照会等を端緒として入国管理局が非行の事実を把握していることが多いとすれば、審判不開始・不処分や保護観察処分を受けた者でもその後に永住許可を受けているのは、素行が善良であることが要件とされていないことや非行事実の軽微性が関係しているものと推測される。

3-4-5-8表 永住許可日と処分決定日との関係

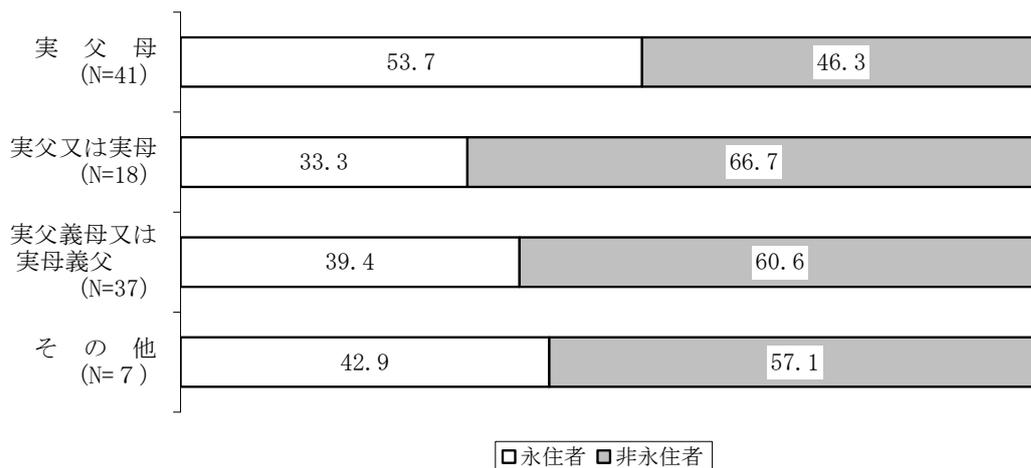
No.	3回前処分 → 前々回処分 → 前回処分 → 今回処分
1	審判不開始・不処分 → 保護観察 → 永住許可日 → 保護観察 → 少年院送致
2	審判不開始・不処分 → 永住許可日 → 審判不開始・不処分 → 少年院送致
3	審判不開始・不処分 → 永住許可日 → 少年院送致
4	審判不開始・不処分 → 永住許可日 → 少年院送致

注 法務総合研究所の調査による。

(8) 保護者の状況と永住許可の状況

保護者の状況<sup>74</sup>と永住許可の状況を見たが、特に有意差は見られなかった(3-4-5-9図)。永住許可は、少年自身が申請を行うというよりも、少年の保護者が家族単位で、又は少年の代理人として申請すると考えられるが、実父母が揃っていない少年の永住許可が有意に低い訳ではないことがうかがわれる。

3-4-5-9図 保護者の状況と永住許可の状況



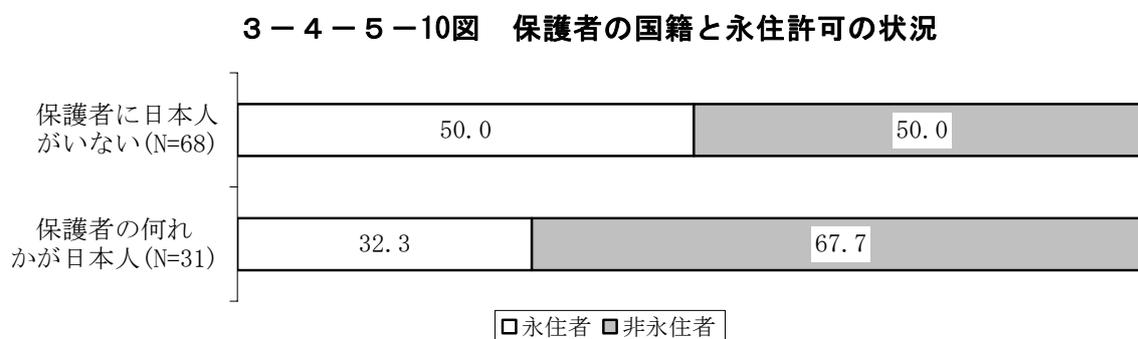
[P=.466 n.s.]

注 1 法務総合研究所の調査による。  
2 モンテカルロ法による。

<sup>74</sup> ここでの保護者の状況は、在院時調査時のものであるため、永住許可を受けた時点での保護者の状況ではないが、保護者の状況がさほど頻繁に変化するものではないので、一応の保護者の状況として分析を試みた。

### (9) 保護者の国籍と永住許可の状況

保護者のいずれかが日本人である場合と、保護者に日本人がいない場合とで永住許可の状況に差があるかどうかを見たが（**3-4-5-10図**）、有意な差は見られなかった。



[P=.128 n.s.]

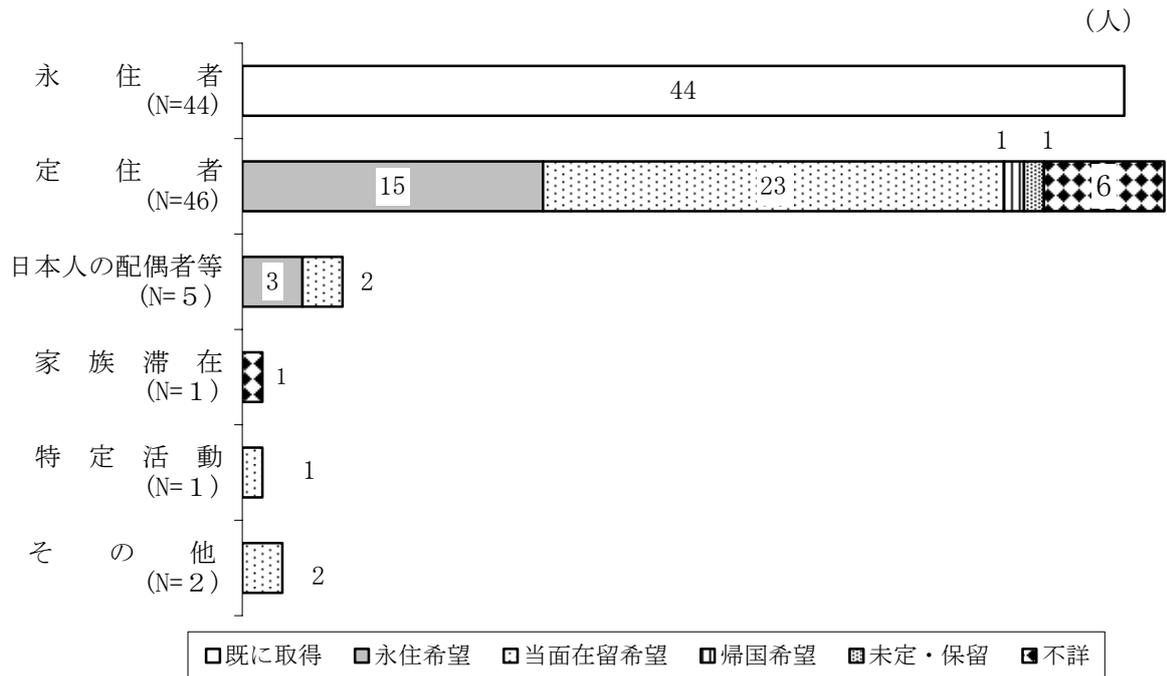
- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
2 正確確率検定による。

### (10) 将来の永住・在留の希望

調査対象者が将来、日本での永住又は在留を希望するかどうかについて、現在の在留資格ごとに見たのが、**3-4-5-11図**である。

定住者の中で永住を希望している者は46人中15人（32.6%）と約3分の1を占め、少なくとも当面は在留を希望している者は23人で半数に及ぶ。帰国を希望している者は全体でも1人しか見られなかった。

3-4-5-11図 現在の在留資格と将来の永住・在留希望



- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 モンテカルロ法による。  
 3 数値は、実人員を示す。

## 第4章 おわりに

少年院に在院する来日外国人非行少年は、日本で出生したり、幼少期から日本で育った者も少なくなく（第1報告4-5-2-1表参照）、幼少期から日本にいる者の多くが日本語を日常言語とする（同4-7-4-3図参照）などの状況もあり、調査対象者の在留資格、出院後の進路等を見ても、その大半が少年院出院後も引き続き日本に定住すると見込まれる（1-2-5図及び1-4-3-1図参照）。そのため、もはや母国への早期の帰国を前提とすることは実情に合わないのであって、彼らが少年院を出院した後の再非行防止については、既に我が国における刑事政策上の課題であると言える。

そして、来日外国人非行少年は、日常生活での日本語に支障のない者はいるものの、幼少期から日本で生活している者の中にすら日本語の読み書きに問題を抱える者が一定数いること（第1報告4-7-4-3図参照）に加え、教育状況、就労状況、生活状況等を見ても、同じく少年院に在院している日本人少年と比べ、更生に向けてのハンディキャップが大きいと言える（同4-8-1-2図、4-9-1-1図及び4-6-5-1図参照）。また、不良集団への帰属、共犯率や共犯事件における非行動機等の状況から、日本人以上に不良交友が非行の重要な背景になっていることもうかがわれるほか（同第5章7項参照）、家庭環境が複雑で不安定な者も少なくなく、養育態度も放任や虐待的なものが相当数に及ぶ（同4項参照）など、保護者の監護・生活環境の調整等の面で問題が認められる。また、例えば日本語能力の問題が教育程度の低さにも無関係ではないことがうかがわれる（同5項参照）など、これらの問題が互いに影響し合っていると思われ、問題は単純ではない。

これらを再非行リスクと考えると、来日外国人非行少年の再非行防止については、日本人と共通の配慮に加え、これとは異なる視点から、日本人以上に少年院在院中の早期から将来に向けた手当が必要であると思われ、さらに、出院後も、保護観察や地域社会において、様々な処遇や各種の手当て、支援策等が求められる。

そこで、本章では、第1報告及び本報告で明らかにされた問題点ごとに、対応の実情と課題をまとめ、将来に向けた方策の在り方を考察することとする。

### 1 日本語能力

調査対象者の少年院入院時の日本語能力を見ると、高校期など高い年齢で来日した少年ほど日本語能力に問題がある割合が高く（第1報告4-7-4-1図及び4-7-4-2図参照）、処遇を経た出院時点でも日本語能力に課題を残しやすい（1-3-4-2図参照）。幼少期に来日した少年でさえも完全な日本語能力を身に付けていない場合もあり（第1報告4-7-4-3図参照）、特に読み書きについて苦手とする者が見られる。また、日本語能力は、学習能力や学校生活への適応との関連もうかがわれ、日本語能力の低い者ほど学

歴は低く（同4-7-5-2図参照）、また、学校において、日本語能力に問題があることに加え、外国人であるという理由からいじめを受け、通学しなくなったケースも見られる（同第4章第12節事例7ないし10参照）。

このような状況に鑑みると、読み書きを含む日本語能力の向上は、来日外国人非行少年の非行防止にとって、極めて重要な課題であると言え、少年院、保護観察所、地域社会において、本報告第2章で述べた様々な取組がなされている。

少年院においては、来日外国人非行少年に対する日本語教育を始めとした各種処遇を行っているが、日本語教育のみを集中して行っている訳ではなく、少年が興味を持って取り組めるような内容の日本語教育の教材を職員が手作りで作成したり、日本語での日記指導等の課題を作成したり、日常生活場面と非行に関するSSTを日本語で実施したりするなど、様々な工夫が凝らされている（第2章第1節3項（3）参照）。また、G<sub>2</sub>の対象者は減少傾向にあり、相応の日本語会話能力のある少年は、日本人と一緒に処遇をするなど、日本語をより実践的に修得しやすい環境に置かれている（下記3参照）。

こうした少年院での処遇により、全般的に少年の日本語能力の向上が図られている（1-3-4-1図参照）。特に、重点的指導として日本語教育を受けた者は、日本語能力の向上が顕著である（第1章第3節3項（1）イ参照）。本研究における調査対象者の保護観察を担当した経験のある保護司へのインタビューにおいても、来日外国人非行少年の日本語能力は、少年院にいる間に集中的に日本語教育を受けることで、日常会話、読み書き能力ともかなりの向上が見られるという意見があった。

また、日本語教育により日本語の理解が進むことで、非行の内省を進めることにつながり、併せて実施されることの多い問題行動指導、基本的生活訓練等における理解も深まり、規範意識の涵養など他の側面での処遇効果も期待できる（1-3-3-1図及び第1章第3節3項（1）ア参照）ほか、一定程度の日本語能力は、各種矯正教育の前提となつていられると思われ（第1章第3節3項（1）参照）、日本語能力の向上を図ることで職業補導の受講へとつなげていくことが可能となる（同第3節3項（1）イ参照）。

少年院においては、その重要性や高い処遇効果に鑑み、読み書きを含めた日本語教育の一層の充実を図ることが求められる。

外国人が集住する地域社会においては、地域に在住する来日外国人少年に対する日本語能力向上のための取組として、一般的な公立学校等において、日本語学級が設置されたり、日本語指導員が派遣されたりしているほか、地元の大学、企業、民間団体が協働して、外国人が最低限必要な日本語能力を習得できる「日本語学習システム」を開発しているケースなどが見られる（第2章第3節3項（1）参照）。これら外国人への日本語能力向上への取組も、外国人の地域社会への適応を促し、ひいては来日外国人少年が非行や再非行に走ることを予防することにつながっていくものと思われる。

一方で、外国人少年に対する日本語教育については、複数の難しい問題が指摘されてい

る。

まず、日本で出生あるいは幼少時に来日した外国人少年は、日本語ができる代わりに、保護者が話す母国語が余り理解できないため、日本語が理解できない親との間でコミュニケーションギャップが生じることが挙げられる<sup>75</sup>（第1報告4-6-6-1図及び第4章第12節事例4参照）。このことは、保護観察の場面でも同様で、過去に行われた外国人保護観察対象少年を対象とした研究においても、保護観察終了後の成り行きに関連して、引受人である保護者の日本語能力が低いと外国人保護観察対象少年の再犯・再非行状況に悪い影響を与えているとの結果が示されている<sup>76</sup>。外国人保護観察対象少年の監護や教育の面で大きな役割を果たす保護者の日本語能力が低いことにより、保護観察官や保護司の保護者に対する働き掛けが困難になることが示唆されているが、外国人保護観察対象少年の保護者世代とのコミュニケーションが難しいとの意見は、保護観察官及び保護司へのインタビュー調査においても多く聞かれた。

このような状況への対応として、外国人集住地域やその近くに居住する保護司の多くは、保護司以外のボランティアあるいは行政の施策に協力する地域住民の立場から、外国人住民との文化交流、日本語教育、外国人子女に対する教育支援等に大なり小なり関わっており、外国人保護観察少年の保護観察においても、保護者への働き掛け等の場面に際し、このような保護司の地域性・民間性が発揮されている状況が認められ、その積極的な活用が望まれる。さらに、全国の保護観察所には、保護観察の説明書のほか、遵守事項通知・誓約書等について、日本語の理解が十分でない外国人保護観察対象少年やその保護者等のために、母国語等で書かれた書類が備えられ、また、日本語による会話が困難な場合に備えて、保護観察所に通訳のための予算措置がされている。処遇における環境整備という観点から、引き続き多様な取組を検討・推進する必要があるものと思われる（第2章第2節1項参照）。

そのほかの問題として、例えば、外国人少年に対し、母国語が確実に定着する前に第2言語を教えても、思考言語は習得されにくく、生活言語までしか到達できないとする指摘もある<sup>77</sup><sup>78</sup>。ブラジル滞在経験があり、日本語講師としてボランティア活動を行っている保護司へのインタビュー調査においても、小学校高学年で来日した外国人少年は、ある程度母国語による抽象的な概念等を習得しているため、日本語教育の場面において母国語を利用することですぐに理解が進み習得も早いですが、母国語の習得が不完全な状況だと日本語

---

<sup>75</sup> 吉田多美子、『外国人子女の教育問題－南米系外国人を中心に－』、2008、「人口減少社会の外国人問題」、国立国会図書館

<sup>76</sup> 染田恵・岡田和也・吉田里日・石井智之、2002、「外国人保護観察対象者に係る処遇上の問題点と対応策」、法務総合研究所研究部報告17

<sup>77</sup> 小内透、『日本における外国人の教育問題の歴史と課題』、小内透編著、2009、「在日ブラジル人の教育と保育の変容」、御茶の水書房

<sup>78</sup> 吉田、前掲

の習得に時間を要するとの経験も語られた。

この点、文部科学省において第2外国語としての日本語教育指導プログラム等の開発や統一的な日本語能力を測定する手法の開発等が進められ、また、地方公共団体によっては日本語と母国語の双方を活用した教科教育指導等が進められているところ、これらの取組の行方が注目される。少年院においても、外国人少年一般に向けた関係省庁や地方公共団体の新しい取組の成果を日本語教育の場面で採り入れ、また、少年院、保護観察所とも、必要に応じ出院後そうした取組の実施主体による教育指導へ橋渡しできるよう、関係部署・地方公共団体、そして地域社会との情報交換や連携を強化していくべきであろう。

## 2 教育

調査対象者の教育状況を見ると、日本国内の一般学校を最終学歴とする者の割合が約7割であるが、日本人少年にはほとんど見られない小学校卒業のほか、中学校中退の者が1割近く存在しており、不就学の問題が存在することがうかがわれ、また、中学校卒業までの者の割合も6割を超えるなど、決して良いとは言えない状況にある（第1報告4-8-1-1図参照）。一般に、不就学に限らず、教育程度の低さは、外国人少年、日本人少年に関わらず、将来の非行とも密接に関係するリスク要因であると言えるものであり、調査対象者の生育環境を見ると、複雑な家庭環境にある者が多く、また、母国と日本との往来あるいは親の就労環境の厳しさなどの影響で将来への明確な生活設計が立てにくいことなどを考えれば、十分な教育を受けるだけの環境が必ずしも整っておらず、また、学習を継続するための強い動機を維持することも困難であろうことが推測され、実際に学校への不適応から非行に走ったケースも散見される（同第4章第12節事例9参照）。来日外国人非行少年の更生を考える上で、長期的に見れば進学という進路は大きな意味を持つと考えられるが、現実的には、その実現には相当の困難が伴うものと思われる。

このような状況に対して、少年院では、教科教育課程E<sub>1</sub>において義務教育未修了者に対する義務教育を実施し、同E<sub>2</sub>において必要に応じ定時制高校に編入するなど高等学校教育を実施しているところであり、来日外国人非行少年の少年院入院者（平成21～23年の累計）ではE<sub>1</sub>又はE<sub>2</sub>を処遇課程とする者が約1割いた（2-1-2-1図参照）。ただし、来日外国人非行少年の処遇課程は、G<sub>2</sub>とV<sub>2</sub>が多くを占めており、近年ではG<sub>2</sub>の割合が低下し、V<sub>2</sub>の割合が上昇してきている（2-1-2-3図参照）。このように、少年院では、G<sub>2</sub>以外の処遇課程が主となりつつあるところ、G<sub>2</sub>の対象者を収容する少年院の実地調査によれば、G<sub>2</sub>の対象者が増加していた時期は、集団が安定せず不適応を起こす少年もいたが、現在では、G<sub>2</sub>の対象者が減少しつつある分、しつけや非行のことなどについて細かく指導できるようになったとのことであり、その意味では、少年院において、G<sub>2</sub>の対象者に対する指導環境が整いつつあり、高校期など高い年齢で来日した少年などに対して、充実した日本語教育を始めとする各種教育の改善・向上が期待される。

また、来日外国人非行少年の保護観察処遇において、学習支援に効果が見られた事例として、少年が居住する地域において行政サービスが提供する学習支援教室に工場勤務後通い、定時制高校に入学して、多忙ながらも充実した生活を送る中で、少年院退院許可を受け保護観察が終了した事例（第2章第2節2項事例1参照）があり、これは、本人の改善更生に向けた取組において、外国人定住者向けの支援がうまく活用されたケースであると言え、一つの参考となろう。

地域社会においては、外国人児童の不就学の問題があり、その要因の一つに外国人登録制度において就学適齢期にある外国人児童の居住地を行政側が適切に把握できていないという点の指摘があり、外国人集住都市会議等でも外国人の居住を正確に把握するための制度を求める提言がなされたほか、教育研究者からも同趣旨の指摘がなされていた<sup>79 80</sup>。これに対しては、外国人労働者問題関係省庁連絡会議での検討を経て、平成24年7月に外国人登録法が廃止されるとともに、外国人の新しい在留管理制度が導入された（第3章第3節1項（3）及び同2項（2）参照）。これにより、適切な居住実態の把握に基づいて、来日外国人少年の不就学の解消に向けた働き掛けが進んでいくことが期待される。

### 3 処遇等

前記のように、来日外国人非行少年の処遇課程は、 $G_2$ と $V_2$ が多くを占め、特に近年では $G_2$ の割合が低下し、 $V_2$ の割合が上昇してきているが、このことは、来日外国人非行少年の中には日本語能力に問題のある者がいる一方、平成2年の定住者の在留資格の導入を契機として、家族で日本に定住する外国人が増加したことに伴い、幼少時から日本に住み、ある程度の日本語能力を有する者が増加したことと、そのような者は日本人と一緒にして処遇するという実務が背景にあると思われ、この点、現在の処遇は実情に適ったものと言えよう。

また、少年院においては、日本語能力をある程度有し、日本人と異なる処遇をする必要がないとされた外国人少年は、多くの場合、日本人少年と同じ集団で矯正教育が行われており、外国人少年、日本人少年の双方に様々な良い影響を与え、有意義であることがうかがわれる。これは、ともすれば社会から疎外されがちであった来日外国人非行少年にとって、少年院においては平等かつ公平であり、自分だけが特別な存在ではなく、矯正教育あるいは少年院での日常生活を通じて、日本人少年と同じ土俵にあるということを実感できると思われるからである。特に、基本的な生活訓練等の場面においては、日本での生活の在り方や社会常識を真に理解するのもにも資するものと思われ、これは社会復帰後の日本社会への適応に役立つものであり、ひいては、地域社会における日本人と外国人の共生にもつ

---

<sup>79</sup> 吉田，前掲

<sup>80</sup> 佐久間孝正，2006，「外国人の子どもの不就学 異文化に開かれた学校とは」，勁草書房

ながっていくものと思われ、このような処遇が今後も積極的に実施されることが期待される。

また、来日外国人非行少年の出院後の生活設計を考える上では、永住許可の有無、在留期間更新の許否及び退去強制の見込み等が重要な要素の一つとなる。保護処分が付されたことは入管法による退去強制事由には該当しないが、今回の調査結果では、非行内容が在留期間の更新及び在留特別許可の許否の判断要素として考慮され、その一方、我が国での滞在期間の長さがこれらの積極判断要素として考慮されていることがうかがわれた。そのため、少年院及び保護観察所は、入国管理局ともよく連携し、在院者の在留資格や在留期間、退去強制事由の有無の正確な把握に努め、今後の見通しにも留意する必要がある。その上で、少年の指導や生活環境の調整を進めることが望まれる。

#### 4 就労

来日外国人非行少年を取り巻く就労環境は総じて厳しいと言える。調査対象者の出院後の進路として日本で就職が決定している者及び日本で就職を希望している者の割合は7割を超えているが（1-4-3-1 図参照）、調査対象者のうち非行時に無職であった者の割合は約6割（日本人入院者は約4割）と高かった（第1報告4-9-1-1 図参照）。

特に平成20年秋以降の世界的な不況において、業務請負業者を介した間接雇用の比率が高い外国人就労者の多くが、雇用の調整のために失業する深刻な事態が生じたことから、国及び地方公共団体において緊急的な対応策が実施されてきた。しかし、日本語が理解できない外国人は、やはり就労が困難であることが指摘されており、また、地方公共団体担当者へのインタビューにおいてもそのような意見が出された。

この点、前記のとおり、少年院において、工夫を凝らした日本語教育が行われたり（第2章第1節3項（3）参照）、各種の資格・免許等の取得に向けて職業補導がなされていたり（1-3-3-3 図参照）することは、極めて厳しい就労状況の中でも、来日外国人非行少年の就労の可能性を少しでも高めていくものとして評価できよう。

その一方で、来日外国人非行少年は、少年院での職業補導等を通じ、日本人を含む出院者全体と比べて遜色のない程度に資格・免許を取得できていることがうかがわれた（1-3-3-3 図参照）ものの、それが直ちには就職につながらないばかりか、同じように資格・免許を取得した出院者全体と比べても出院後の就職決定につながりにくいという厳しい現状がうかがわれる（第1章第4節3項（2）参照）。こうした就職における困難の要因が、日本社会への不適応や日本語能力の不足といった外国人特有の問題に起因するのか、他の理由があるのかは必ずしも明らかではないが、一般に、就労の安定が再非行抑止につながり、もう一つの課題である不良交友離脱の鍵となり得ることを考慮すれば、引き続きその要因を探りつつ、対応策を検討する必要がある。考えられる要因の一つとしては、来日外国人非行少年は無職の割合が高い一方で、調査対象者の処遇ケース（第2章第1節3

項（５）参照）からも分かるように、少年にとっては、どの職種につくか、どの場所で働くかということよりも、まず日本に在留すること、次に、どこに住むのかが当面する先決問題であることが多い。少年であることから、出院後は大半の者が保護者と共に生活することになるため、本来であれば、職業適性や本人の興味及び関心を踏まえて就労支援を行うべきであろうが、その前に、保護者のもとへの帰住の調整をいかに早く適切に整えるかが重要となる（下記６参照）。また、前記のとおり、来日外国人非行少年の場合、資格・免許を取得しても就職が決まりにくい現状がうかがわれることから、少年院在院中の早期の段階から、生活環境の調整を含め、一層の就労支援の推進が望まれるほか、日本語能力の問題が就職にハンディとならないよう、日本語教育においても、就職に結び付けて効果を上げられるような内容の充実が望まれる。加えて、少年の就労支援においては、保護者の同意があることが条件で手続が進んでいくが、本人及び家族は母国でない場所での就労であることから、就職面接の際には、一部の少年院で実施されているように、保護者同伴で採用面接に望むことは、本人の就労だけでなく本人を取り巻く環境に周囲の大人も含めて関係を構築するという点で有意義であると思われる。

他方、保護観察官や保護司へのインタビューにおいて、外国人保護観察対象少年の中には、頻りに勤務先を変えるものの、同国人のネットワーク情報等を活かしながら、生活するために最低限の就労を継続しているケースも多いとの意見があった。ある事例では、刑務所出所者等就労支援事業の一環として、少年院仮退院前から公共職業安定所への就労支援を依頼していたが、同所での相談、面接等の日程調整に時間を要したことから、少年自らが同国人の経営する人材派遣会社を利用してすぐに就労先を確保していた。

しかしながら、このような就労先は、業務の内容によっては、時期によって仕事がないなど就労環境が不安定であるケースも見られるほか、元々本国から数年間出稼ぎし、その後は帰国することが前提とされている請負業者の仲介による就労という形態などもあり、来日外国人の定住化が進む中で改めて問題が生じてきているように思われる。

来日外国人非行少年は、不安定な環境下において自らの人生設計を行うことを迫られており、自分の興味関心や適性等を考えながら将来的に職業を思い描き、それに向けて必要な知識や経験を積んでいくといった長期的ビジョンに基づくキャリア形成は極めて困難な状況にあることが推察される<sup>81</sup>。来日外国人非行少年の保護観察を担当した経験のある保護司からも、少年にとって進学や就職の選択肢が極めて限られるという現状の問題点や、彼らが将来の目標や夢を持つことの重要性についての指摘があったが、少年の改善更生や再非行防止を検討する際に重要な視座であると考えられる。そこで、少年院、保護観察所、公共職業安定所は、こうした視座を踏まえつつ、より連携を密にして就労支援を行い、将

---

<sup>81</sup> 入院時・出院時調査における成績評価において、他の共通項目に比べて、将来設計については入院時から出院時にかけて評価が向上した者の割合が低い（１－３－７－２図参照）こともこのような背景を示唆しているものと考えられる。

来のキャリア形成が可能となるような支援を行うとともに、早期に就労が確保されるよう努めていく必要がある。

## 5 不良交友

調査対象者の不良交友の状況を見ると、地域の不良集団を中心とする不良集団に所属する者が6割を超え、特に日本で出生した者や乳幼児期に来日した者については、7割前後に及ぶ（第1報告4-10-1-1図及び4-10-1-3図参照）。また、調査対象者の共犯率は約7割であり、共犯がある場合の共犯者の4割以上は、不良集団に属する仲間である（同4-10-4図及び4-10-5図参照）ほか、共犯等への服従迎合が非行動機となっている者も2割を超え、不良集団への所属等の不良交友が非行の重要な背景になっていることがわかる。

これに対し、来日外国人非行少年に対して、日頃の矯正教育で、例えば問題群別指導で不良交友を断つためのSSTを実施するなどした上で、担任教官による面接指導を実施し、必要に応じて帰住先がある保護観察所に少年院から課題作文を送付するなど、個々の問題を解決するよう積極的に働き掛けを行っているが、少年院出院後、外国人コミュニティの生活に戻ることが多い彼らの帰住先の状況については十分に把握することが困難である。そこで、社会内処遇や社会復帰へ円滑に橋渡しするために、少年院在院中から少年院、保護観察所及び保護司の間で情報交換し、これを活用した積極的な生活環境の調整や保護者及び本人への働き掛けを行っていく必要がある。その上で地域社会を加えた十分な連携体制を構築していくことが望まれる。

また、来日外国人非行少年については、保護者の就労環境等の厳しさや文化・価値観等の違いもあり、保護観察処遇だけでは必ずしも十分な解決に至らないこともあり得るが、特に少年が不良交友を断つためには保護者の果たす役割が大きい。保護観察処遇においても、文化・価値観の違い等を踏まえた上で、通訳制度等も活用しつつ、丁寧に保護者への働き掛けを行い、少年の更生にとって何が必要なかを十分に話し合い、理解を深め協力を求めていくことが必要であると言えよう。

そのほか、来日外国人非行少年の不良交友を断つための直接的な働き掛けとは言えないが、地域社会での取組として、例えば、群馬県邑楽郡大泉町では、日系外国人に対する住居、生活面までを含めた受入れ体制を整備し、「秩序ある多文化共生」を理念として掲げており、また、愛知県豊田市では、国際協力センターを設立し、日本語教室の開催や居住外国人からの各種相談に対応する拠点とするなど、地域での生活環境の改善に努めており（第2章第3節3項（4）参照）、このような取組を進めることで、地域に在住する来日外国人少年等に対して不良交友に代わる場を与えることにつながり、ひいては、非行や再非行の防止にも資するのではないかと思われる。

## 6 保護者の監護・帰住環境

調査対象者の保護者の状況を見ると、義父実母の家庭が3割を超えており、母親のほとんどは外国人であるが、義父の3分の2強が日本人である（第1報告4-6-1-2図、4-6-2-1図、4-6-2-3図参照）。実父母共に外国人である場合、日本での在留期間が長くても日本語能力が低い（同4-6-6-1図参照）。また、親がいても、国外にいる場合もある。調査対象者が非行に至る背景を見ても、実母が日本人と再婚して来日したり、逆に離婚して帰国したりするケースも見られ、家庭環境は複雑かつ不安定である。父親の無職率は1割を超え、貧困家庭の者の割合が4割を超えている（同4-6-5-1図参照）。保護者の養育態度は、放任が半数近くに及び、虐待や養育拒否の保護者も6分の1の家庭で見られ、少年の更生を図る上での監護能力の問題がうかがわれる（同4-6-7-1図参照）。

このように、来日外国人非行少年の保護者の状況については、日本人少年と比べ問題がより深刻であり、また、外国人特有の様々な困難な状況も見られる。

少年院在院中の生活環境の調整においては、出院後の引受人は、在留資格又は国籍によって違いが見られるが、少年であることから、親又は保護者に準ずる人になることが多い（1-4-1-1図参照）。ほとんどの来日外国人非行少年は、出院後も日本において生活することを希望しているが、前記のとおり家庭環境や生活が安定しない状況の中、結局、出院後は、親又は保護者に準ずる人や元のコミュニティに戻るしかなく、社会復帰に適した場所の選択肢が限られている。

保護観察処遇においては、このように、出院後、保護者の都合や経済的事情により元のコミュニティに戻り生活することが多い来日外国人非行少年の処遇に当たり、保護観察官が、地元の状況を確認したり、保護司及び保護者が面会に来た際に地元の情報収集に努めたりしているが、少年自身や保護者がその場所にしか帰る場所がないという固定観念を有していることも珍しくないため、実際に、地元の状況を踏まえて、交友関係、就労、学業等について、保護者等と膝を突き合わせてじっくり問題解決に向けて取り組むことができる機会はそう多くない。この点は、来日外国人非行少年の再非行防止にとって、教育、就労、不良交友の断絶等にも関係する重要な観点であるため、少年や保護者の理解を促し、意識を改革することを始め、また、居住外国人の生活環境の改善等に取り組んでいる地域社会ともよく連携しながら、より一層の問題解決への取組を推進していくことが求められる。

また、少年院在院中は、来日外国人非行少年が法務教官、特に担任の教官を信頼していることが多いと思われ、担任の教官との面接の中で、少年から交友関係の悩みなど本音を表出することも多く、現在は必要に応じて少年院での課題作文を管轄する保護観察所宛てに送付するなどしているが、これらの情報をもとにして、より積極的に生活環境の調整を

行うことが望まれる。特に元のコミュニティに戻ることで問題を多く抱える来日外国人非行少年を対象にして、生活環境の調整の充実が図られていくことを期待したい。

## 7 まとめ

平成2年の入管法の改正以降、定住外国人の増加を受けて、各省庁・地方公共団体が連携した取組が徐々に進められ、ある程度体系的な形を取ってきてはいるものの、我が国の将来像を見据えながら外国人との共生をどのように考えるかという点については、未だ今後の検討に委ねられている状況にある。

平成24年5月には、「外国人との共生社会」実現検討会議が設置され、日本で生活する外国人との共生社会の実現に向けた環境整備に関する諸問題について、関係省庁の密接な連携の下に総合的な検討を進めるとともに、関連施策について政府全体としての取組を推進することとされ、同年8月には中間的整理が取りまとめられた。今後の動きは未知数であるが、特に、外国人少年の教育をどのように行うのかについては、児童の権利条約など各種国際条約等における人権的観点、社会福祉等における社会政策的観点、そして非行や犯罪といった刑事政策的な観点からも優先して取り組む必要性が高いものと思われる。

現在、地方公共団体の取組や国による施策等も徐々に充実してきているが、特に1990年代前半に定住してきた世代の子供たちについては、日本語教育や学校教育の受入れ体制が十分と言い難い中で生活を送り、日本語能力の習得や日本での社会生活に関する学習機会が十分ないままに成人している可能性もある。こうした少年のうち、一定数の者が非行化し、成人した後若年の間に犯罪をなし、その後犯罪を繰り返していくハードな再犯者となってしまうことも懸念されるところ、このような状況を防止するためには、以上述べてきた各種対策の早期の実施及び定住外国人に関する各種施策を十分に活用した処遇が必要となってくるものと思われる。

例えば、保護観察処遇における地域社会との連携については、来日外国人非行少年が、少年院での日本語教育等の矯正教育に引き続いて、地域における社会資源（日本語教室・学習支援教室・外国人のための就労支援やキャリア教育等）を活用しながら学習を継続し、安定した就労を継続できる環境を整えていくことが重要である。また、保護観察官や保護司等の処遇関係者が来日外国人少年等の保護者に介入していくためには、言語上・文化上の壁を乗り越える必要があるほか、相手の文化を理解し尊重しつつも、少年の更生にとって何が必要なかを話し合い、協力を求めていく必要があるが、その際、外国人集住地域等において外国人保護観察対象少年の担当経験のある保護司の処遇経験や、地域住民として外国人との交流を行ってきた保護司等処遇関係者の経験は非常に参考になるものと思われる。

参考資料1

在留資格一覧表

表	在留資格	本邦において行うことができる活動	該当例	在留期間
別表第一の一	外 交	日本国政府が接受する外国政府の外交使節団若しくは領事機関の構成員、条約若しくは国際慣行により外交使節と同様の特権及び免除を受ける者又はこれらの者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動	外国政府の大使、公使、総領事、代表団構成員等及びその家族	外交活動の期間
	公 用	日本国政府の承認した外国政府若しくは国際機関の公務に従事する者又はその者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動（この表の外交の項に掲げる活動を除く。）	外国政府の大使館・領事館の職員、国際機関等から公の用務で派遣される者等及びその家族	5年、3年、1年、3月、30日又は15日
	教 授	本邦の大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校において研究、研究の指導又は教育をする活動	大学教授等	5年、3年、1年又は3月
	芸 術	収入を伴う音楽、美術、文学その他の芸術上の活動（この表の興行の項に掲げる活動を除く。）	作曲家、画家、著述家等	5年、3年、1年又は3月
	宗 教	外国の宗教団体により本邦に派遣された宗教家の行う布教その他の宗教上の活動	外国の宗教団体から派遣される宣教師等	5年、3年、1年又は3月
	報 道	外国の報道機関との契約に基づいて行う取材その他の報道上の活動	外国の報道機関の記者、カメラマン	5年、3年、1年又は3月

表	在留資格	本邦において行うことができる活動	該当例	在留期間
別表第一の二	投資・経営	本邦において貿易その他の事業の経営を開始し若しくは本邦におけるこれらの事業に投資してその経営を行い若しくは当該事業の管理に従事し又は本邦においてこれらの事業の経営を開始した外国人（外国法人を含む。以下この項において同じ。）若しくは本邦におけるこれらの事業に投資している外国人に代わってその経営を行い若しくは当該事業の管理に従事する活動（この表の法律・会計業務の項に掲げる資格を有しなければ法律上行うことができずとされている事業の経営若しくは管理に従事する活動を除く。）	外資系企業等の経営者・管理者	5年、3年、1年又は3月
	法律・会計業務	外国法事務弁護士、外国公認会計士その他法律上資格を有する者が行うこととされている法律又は会計に係る業務に従事する活動	弁護士、公認会計士等	5年、3年、1年又は3月
	医療	医師、歯科医師その他法律上資格を有する者が行うこととされている医療に係る業務に従事する活動	医師、歯科医師、看護師	5年、3年、1年又は3月
	研究	本邦の公私の機関との契約に基づいて研究を行う業務に従事する活動（一の表の教授の項に掲げる活動を除く。）	政府関係機関や私企業等の研究者	5年、3年、1年又は3月
	教育	本邦の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校又は各種学校若しくは設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関において語学教育その他の教育をする活動	中学校、高等学校等の語学教師等	5年、3年、1年又は3月
	技術	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う理学、工学その他の自然科学の分野に属する技術又は知識を要する業務に従事する活動（一の表の教授の項に掲げる活動並びにこの表の投資・経営の項、医療の項から教育の項まで、企業内転勤の項及び興行の項に掲げる活動を除く。）	機械工学等の技術者	5年、3年、1年又は3月
	人文知識・国際業務	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する知識を必要とする業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動（一の表の教授の項、芸術の項及び報道の項に掲げる活動並びにこの表の投資・経営の項から教育の項まで、企業内転勤の項及び興行の項に掲げる活動を除く。）	通訳、デザイナー、私企業の語学教師等	5年、3年、1年又は3月
	企業内転勤	本邦に本店、支店その他の事業所のある公私の機関の外国にある事業所の職員が本邦にある事業所に期間を定めて転勤して当該事業所において行うこの表の技術の項又は人文知識・国際業務の項に掲げる活動	外国の事業所からの転勤者	5年、3年、1年又は3月
	興行	演劇、演芸、演奏、スポーツ等の興行に係る活動又はその他の芸能活動（この表の投資・経営の項に掲げる活動を除く。）	俳優、歌手、ダンサー、プロスポーツ選手等	3年、1年、6月、3月又は15日
	技能	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動	外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機の操縦者、貴金属等の加工職人等	5年、3年、1年又は3月
技能実習	一 次のイ又はロのいずれかに該当する活動 イ 本邦の公私の機関の外国にある事業所の職員又は本邦の公私の機関と法務省令で定める事業上の関係を有する外国の公私の機関の外国にある事業所の職員がこれらの本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関の本邦にある事業所の業務に従事して行う技能、技術若しくは知識（以下「技能等」という。）の修得をする活動（これらの職員がこれらの本邦の公私の機関の本邦にある事業所に受け入れられて行う当該活動に必要な知識の修得をする活動を含む。）	技能実習生	1年、6月又は法務大臣が個々に指定する期間（1年を超えない範囲）	

別表第一の二	<p>ロ 法務省令で定める要件に適合する営利を目的としない団体により受け入れられて行う知識の修得及び当該団体の策定した計画に基づき、当該団体の責任及び監理の下に本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関の業務に従事して行う技能等の修得をする活動</p> <p>二 次のイ又はロのいずれかに該当する活動</p> <p>イ 前号イに掲げる活動に従事して技能等を修得した者が、当該技能等に習熟するため、法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関において当該技能等を要する業務に従事する活動</p> <p>ロ 前号ロに掲げる活動に従事して技能等を修得した者が、当該技能等に習熟するため、法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関において当該技能等を要する業務に従事する活動（法務省令で定める要件に適合する営利を目的としない団体の責任及び監理の下に当該業務に従事するものに限る。）</p>		
--------	---	--	--

表	在留資格	本邦において行うことができる活動	該当例	在留期間
別表第一の三	文化活動	収入を伴わない学術上若しくは芸術上の活動又は我が国特有の文化若しくは技芸について専門的な研究を行い若しくは専門家の指導を受けてこれを修得する活動（四の表の留学の項及び研修の項に掲げる活動を除く。）	日本文化の研究者等	3年、1年、6月又は3月
	短期滞在	本邦に短期間滞在して行う観光、保養、スポーツ、親族の訪問、見学、講習又は会合への参加、業務連絡その他これらに類似する活動	観光客、会議参加者等	90日、30日又は15日以内の日を単位とする期間

表	在留資格	本邦において行うことができる活動	該当例	在留期間
別表第一の四	留 学	本邦の大学、高等専門学校、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）若しくは特別支援学校の高等部、専修学校若しくは各種学校又は設備及び編制に関してこれらに準ずる機関において教育を受ける活動	大学、短期大学、高等専門学校及び高等学校等の学生	4年3月、4年、3年3月、3年、2年3月、2年、1年3月、1年、6月又は3月
	研 修	本邦の公私の機関により受け入れられて行う技能等の修得をする活動（二の表の技能実習の項の第一号及びこの表の留学の項に掲げる活動を除く。）	研修生	1年、6月又は3月
	家族滞在	一の表、二の表又は三の表の在留資格（外交、公用、技能実習及び短期滞在を除く。）をもって在留する者又はこの表の留学の在留資格をもって在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動	在留外国人が扶養する配偶者・子	5年、4年3月、4年、3年3月、3年、2年3月、2年、1年3月、1年、6月又は3月

表	在留資格	本邦において行うことができる活動	該当例	在留期間
別表第一の五	特定活動	<p>法務大臣が個々の外国人について次のイからニまでのいずれかに該当するものとして特に指定する活動</p> <p>イ 本邦の公私の機関（高度な専門的知識を必要とする特定の分野に関する研究の効率的推進又はこれに関連する産業の発展に資するものとして法務省令で定める要件に該当する事業活動を行う機関であって、法務大臣が指定するものに限る。）との契約に基づいて当該機関の施設において当該特定の分野に関する研究、研究の指導若しくは教育をする活動（教育については、大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校においてするものに限る。）又は当該活動と併せて当該特定の分野に関する研究、研究の指導若しくは教育と関連する事業を自ら経営する活動</p> <p>ロ 本邦の公私の機関（情報処理（情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第二条第一項に規定する情報処理をいう。以下同じ。）に関する産業の発展に資するものとして法務省令で定める要件に該当する事業活動を行う機関であって、法務大臣が指定するものに限る。）との契約に基づいて当該機関の事業所（当該機関から労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第二号に規定する派遣労働者として他の機関に派遣される場合にあつては、当該他の機関の事業所）において自然科学又は人文科学の分野に属する技術又は知識を要する情報処理に係る業務に従事する活動</p> <p>ハ イ又はロに掲げる活動を行う外国人の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動</p> <p>ニ イからハマまでに掲げる活動以外の活動</p>	ポイント制による高度人材、高等研究者、外交官等の家事使用人、ワーキング・ホリデー、経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者等	5年、4年、3年、2年、1年、6月、3月又は法務大臣が個々に指定する期間（5年を超えない範囲）

表	在留資格	本邦において有する身分又は地位	該当例	在留期間
別表第二	永住者	法務大臣が永住を認める者	法務大臣から永住の許可を受けた者（入管特例法の「特別永住者」を除く。）	無期限
	日本人の配偶者等	日本人の配偶者若しくは民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七条の二の規定による特別養子又は日本人の子として出生した者	日本人の配偶者・子・特別養子	5年、3年、1年又は6月
	永住者の配偶者等	永住者の在留資格をもって在留する者若しくは特別永住者（以下「永住者等」と総称する。）の配偶者又は永住者等の子として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留している者	永住者・特別永住者の配偶者及び本邦で出生し引き続き在留している子	5年、3年、1年又は6月
	定住者	法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者	第三国定住難民、日系3世、中国残留邦人等	5年、3年、1年、6月又は法務大臣が個々に指定する期間（5年を超えない範囲）

注1 法務省入国管理局の資料による。

2 新しい在留管理制度の導入に伴い、「外交」、「興行」、「技能実習」、「文化活動」、「短期滞在」、「留学」、「研修」及び「永住者」以外の在留資格について、在留期間の上限が5年に引き上げられた。

## 参考資料 2

### 永住許可に関するガイドライン（平成18年 3月31日 法務省入国管理局）

#### 1 法律上の要件

##### (1) 素行が善良であること

法律を遵守し日常生活においても住民として社会的に非難されることのない生活を営んでいること

##### (2) 独立生計を営むに足る資産又は技能を有すること

日常生活において公共の負担にならず、その有する資産又は技能等から見て将来において安定した生活が見込まれること

##### (3) その者の永住が日本国の利益に合すると認められること

ア 原則として引き続き10年以上本邦に在留していること。ただし、この期間のうち、就労資格又は居住資格をもって引き続き5年以上在留していることを要する。

イ 罰金刑や懲役刑などを受けていないこと。納税義務等公的義務を履行していること。

ウ 現に有している在留資格について、出入国管理及び難民認定法施行規則別表第2に規定されている最長の在留期間をもって在留していること。

エ 公衆衛生上の観点から有害となるおそれがないこと

\*ただし、日本人、永住者又は特別永住者の配偶者又は子である場合には、(1)及び(2)に適合することを要しない。また、難民の認定を受けている者の場合には(2)に適合することを要しない。

#### 2 原則10年在留に関する特例

(1) 日本人、永住者及び特別永住者の配偶者の場合、実態を伴った婚姻生活が3年以上継続し、かつ、引き続き1年以上本邦に在留していること。その実子等の場合は1年以上本邦に継続して在留していること

(2) 「定住者」の在留資格で5年以上継続して本邦に在留していること

(3) 難民の認定を受けた者の場合、認定後5年以上継続して本邦に在留していること

(4) 外交、社会、経済、文化等の分野において我が国への貢献があると認められる者で、5年以上本邦に在留していること。

\*「我が国への貢献」に関するガイドラインを参照して下さい。

### 参考資料 3

出入国管理及び難民認定法第 7 条第 1 項第 2 号の規定に基づき同法別表第 2 の定住者の項の下欄に掲げる地位を定める件（平成 2 年 5 月 24 日法務省告示第 132 号 最近改正平成 22 年 1 月 25 日法務省告示第 37 号）

出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号。以下「法」という。）第 7 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、同法別表第 2 の定住者の項の下欄に掲げる地位であらかじめ定めるものは、次のとおりとする。

- 1 タイ国内において一時的に庇護されているミャンマー難民であつて、次のいずれにも該当するもの
  - イ 国際連合難民高等弁務官事務所が国際的な保護の必要な者と認め、我が国に対してその保護を推薦するもの
  - ロ 日本社会への適応能力がある者であつて、生活を営むに足りる職に就くことが見込まれるもの及びその配偶者又は子
- 2 削除
- 3 日本人の子として出生した者の実子（第 1 号又は第 8 号に該当する者を除く。）であつて素行が善良であるものに係るもの
- 4 日本人の子として出生した者であつて日本国民として本邦に本籍を有したことがあるものの実子の実子（第 1 号、第 3 号又は第 8 号に該当する者を除く。）であつて素行が善良であるものに係るもの
- 5 次のいずれかに該当する者（第 1 号から前号まで又は第 8 号に該当する者を除く。）に係るもの
  - イ 日本人の配偶者等の在留資格をもつて在留する者で日本人の子として出生したものの配偶者
  - ロ 1 年以上の在留期間を指定されている定住者の在留資格をもつて在留する者（第 3 号又は前号に掲げる地位を有する者として上陸の許可、在留資格の変更の許可又は在留資格の取得の許可を受けた者及びこの号に該当する者として上陸の許可を受けた者で当該在留期間中に離婚をしたものを除く。）の配偶者
  - ハ 第 3 号又は前号に掲げる地位を有する者として上陸の許可、在留資格の変更の許可又は在留資格の取得の許可を受けた者で 1 年以上の在留期間を指定されている定住者の在留資格をもつて在留するもの（この号に該当する者として上陸の許可を受けた者で当該在留期間中に離婚をしたものを除く。）の配偶者であつて素行が善良であるもの
- 6 次のいずれかに該当する者（第 1 号から第 4 号まで又は第 8 号に該当する者を除く。）

に係るもの

イ 日本人，永住者の在留資格をもって在留する者又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者（以下「特別永住者」という。）の扶養を受けて生活するこれらの者の未成年で未婚の実子

ロ 1年以上の在留期間を指定されている定住者の在留資格をもって在留する者（第3号，第4号又は前号ハに掲げる地位を有する者として上陸の許可，在留資格の変更の許可又は在留資格の取得の許可を受けた者を除く。）の扶養を受けて生活する当該者の未成年で未婚の実子

ハ 第3号，第4号又は前号ハに掲げる地位を有する者として上陸の許可，在留資格の変更の許可又は在留資格の取得の許可を受けた者で1年以上の在留期間を指定されている定住者の在留資格をもって在留するものの扶養を受けて生活するこれらの者の未成年で未婚の実子であって素行が善良であるもの

ニ 日本人，永住者の在留資格をもって在留する者，特別永住者又は1年以上の在留期間を指定されている定住者の在留資格をもって在留する者の配偶者で日本人の配偶者等又は永住者の配偶者等の在留資格をもって在留するものの扶養を受けて生活するこれらの者の未成年で未婚の実子

7 次のいずれかに該当する者の扶養を受けて生活するこれらの者の6歳未満の養子（第1号から第4号まで，前号又は次号に該当する者を除く。）に係るもの

イ 日本人

ロ 永住者の在留資格をもって在留する者

ハ 1年以上の在留期間を指定されている定住者の在留資格をもって在留する者

ニ 特別永住者

8 次のいずれかに該当する者に係るもの

イ 中国の地域における昭和20年8月9日以後の混乱等の状況の下で本邦に引き揚げることなく同年9月2日以前から引き続き中国の地域に居住している者であって同日において日本国民として本邦に本籍を有していたもの

ロ 前記イを両親として昭和20年9月3日以後中国の地域で出生し，引き続き中国の地域に居住している者

ハ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則（平成6年厚生省令第63号）第1条第1号若しくは第2号又は第2条第1号若しくは第2号に該当する者

ニ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第2条第1項に規定する中国残留邦人等であって同条第3項に規定する永住帰国により本邦に在留する者（以下「永住帰国中国残留邦人等」という。）

と本邦で生活を共にするために本邦に入国する当該永住帰国中国残留邦人等の親族であって次のいずれかに該当するもの

(i) 配偶者

(ii) 20歳未満の実子（配偶者のないものに限る。）

(iii) 日常生活又は社会生活に相当程度の障害がある実子（配偶者のないものに限る。）であって当該永住帰国中国残留邦人等又はその配偶者の扶養を受けているもの

(iv) 実子であって当該永住帰国中国残留邦人等（55歳以上であるもの又は日常生活若しくは社会生活に相当程度の障害があるものに限る。）の永住帰国後の早期の自立の促進及び生活の安定のために必要な扶養を行うため本邦で生活を共にすることが最も適当である者として当該永住帰国中国残留邦人等から申出のあったもの

(v) 前記(iv)に規定する者の配偶者

ホ 6歳に達する前から引き続き前記イからハまでのいずれかに該当する者と同居し（通学その他の理由により一時的にこれらの者と別居する場合を含む。以下同じ。）、かつ、これらの者の扶養を受けている、又は6歳に達する前から婚姻若しくは就職するまでの間引き続きこれらの者と同居し、かつ、これらの者の扶養を受けていたこれらの者の養子又は配偶者の婚姻前の子

## 参考資料 4

### 在留資格の変更，在留期間の更新許可のガイドライン (平成20年3月策定 平成21年3月，平成22年3月，平成24年7月改正)

在留資格の変更及び在留期間の更新は，出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）により，法務大臣が適当と認めるに足りる相当の理由があるときに限り許可することとされており，この相当の理由があるか否かの判断は，専ら法務大臣の自由な裁量に委ねられ，申請者の行おうとする活動，在留の状況，在留の必要性等を総合的に勘案して行っているところ，この判断に当たっては，以下のような事項を考慮します。

ただし，以下の事項のうち，1の在留資格該当性については，許可する際に必要な要件となります。また，2の上陸許可基準については，原則として適合していることが求められます。3以下の事項については，適当と認める相当の理由があるか否かの判断に当たっての代表的な考慮要素であり，これらの事項にすべて該当する場合であっても，すべての事情を総合的に考慮した結果，変更又は更新を許可しないこともあります。

なお，社会保険への加入の促進を図るため，平成22（2010）年4月1日から申請時に窓口において保険証の提示を求めています。

（注）保険証を提示できないことで在留資格の変更又は在留期間の更新を不許可とすることはありません。

#### 1 行おうとする活動が申請に係る入管法別表に掲げる在留資格に該当すること

申請人である外国人が行おうとする活動が，入管法別表第一に掲げる在留資格については同表の下欄に掲げる活動，入管法別表第二に掲げる在留資格については同表の下欄に掲げる身分又は地位を有する者としての活動であることが必要となります。

#### 2 入管法別表第1の2の表若しくは4の表に掲げる在留資格の下欄に掲げる活動又は5の表の特定活動の項の下欄（ロに係る部分に限る。）に掲げる活動を行おうとする者については，原則として法務省令で定める上陸許可基準に適合していること

法務省令で定める上陸許可基準は，外国人が日本に入国する際の上陸審査の基準ですが，在留資格変更及び在留期間更新に当たっても，原則として上陸許可基準に適合していることが求められます。

（注）「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき同法別表第1の5の表の下欄（ニに係る部分に限る。）に掲げる活動を定める件」（特定活動告示）及び「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき同法別表第2の定住者の項の下欄に掲げる地位を定める件」（定住者告示）の中では，申請人等の年齢や扶養を受けていること等が要件とされているものがあり，このような要件については，成長その他の事情により扶養を受ける状況が消滅する等，我が国入国

後の事情の変更により、適合しなくなることがありますが、このことにより直ちに在留期間更新が不許可となるものではありません。

### 3 素行が不良でないこと

素行については、善良であることが前提となり、良好でない場合には消極的な要素として評価され、具体的には、退去強制事由に準ずるような刑事処分を受けた行為、不法就労をあっせんするなど出入国管理行政上看過することのできない行為を行った場合は、素行が不良であると判断されることとなります。

### 4 独立の生計を営むに足る資産又は技能を有すること

申請人の生活状況として、日常生活において公共の負担となっておらず、かつ、その有する資産又は技能等から見て将来において安定した生活が見込まれること（世帯単位で認められれば足りる。）が求められますが、仮に公共の負担となっている場合であっても、在留を認めるべき人道上の理由が認められる場合には、その理由を十分勘案して判断することとなります。

### 5 雇用・労働条件が適正であること

我が国で就労している（しようとする）場合には、アルバイトを含めその雇用・労働条件が、労働関係法規に適合していることが必要です。

なお、労働関係法規違反により勧告等が行われたことが判明した場合は、通常、申請人である外国人に責はないため、この点を十分に勘案して判断することとなります。

### 6 納税義務を履行していること

納税の義務がある場合には、当該納税義務を履行していることが求められ、納税義務を履行していない場合には消極的な要素として評価されます。例えば、納税義務の不履行により刑を受けている場合は、納税義務を履行していないと判断されます。

なお、刑を受けていなくても、高額の未納や長期間の未納などが判明した場合も、悪質なものについては同様に取り扱いします。

### 7 入管法に定める届出等の義務を履行していること

入管法上の在留資格をもって我が国に中長期間在留する外国人の方は、入管法第19条の7から第19条の13まで、第19条の15及び第19条の16に規定する在留カードの再交付申請、在留カードの返納、所属機関等に関する届出などの義務を履行していることが必要です。

#### 〈中長期在留者の範囲〉

入管法上の在留資格をもって我が国に中長期間在留する外国人で、次の①～⑤のいずれにも該当しない人

① 「3月」以下の在留期間が決定された人

② 「短期滞在」の在留資格が決定された人

- ③ 「外交」又は「公用」の在留資格が決定された人
- ④ ①～③の外国人に準じるものとして法務省令で定める人
- ⑤ 特別永住者

注 法務省入国管理局の資料による。

## 参考資料 5

### 在留特別許可に係るガイドライン (平成18年10月策定 平成21年7月改訂)

#### 第1 在留特別許可に係る基本的な考え方及び許否判断に係る考慮事項

在留特別許可の許否の判断に当たっては、個々の事案ごとに、在留を希望する理由、家族状況、素行、内外の諸情勢、人道的な配慮の必要性、更には我が国における不法滞在者に与える影響等、諸般の事情を総合的に勘案して行うこととしており、その際、考慮する事項は次のとおりである。

#### 積極要素

積極要素については、入管法第50条第1項第1号から第3号（注参照）に掲げる事由のほか、次のとおりとする。

##### 1 特に考慮する積極要素

- (1) 当該外国人が、日本人の子又は特別永住者の子であること
- (2) 当該外国人が、日本人又は特別永住者との間に出生した実子（嫡出子又は父から認知を受けた非嫡出子）を扶養している場合であって、次のいずれにも該当すること
  - ア 当該実子が未成年かつ未婚であること
  - イ 当該外国人が当該実子の親権を現に有していること
  - ウ 当該外国人が当該実子を現に本邦において相当期間同居の上、監護及び養育していること
- (3) 当該外国人が、日本人又は特別永住者と婚姻が法的に成立している場合（退去強制を免れるために、婚姻を仮装し、又は形式的な婚姻届を提出した場合を除く。）であって、次のいずれにも該当すること
  - ア 夫婦として相当期間共同生活をし、相互に協力して扶助していること
  - イ 夫婦の間に子がいるなど、婚姻が安定かつ成熟していること
- (4) 当該外国人が、本邦の初等・中等教育機関（母国語による教育を行っている教育機関を除く。）に在学し相当期間本邦に在住している実子と同居し、当該実子を監護及び養育していること
- (5) 当該外国人が、難病等により本邦での治療を必要としていること、又はこのような治療を要する親族を看護することが必要と認められる者であること

##### 2 その他の積極要素

- (1) 当該外国人が、不法滞在者であることを申告するため、自ら地方入国管理官署に出頭したこと
- (2) 当該外国人が、別表第二に掲げる在留資格（注参照）で在留している者と婚姻が法的に成立している場合であって、前記1の（3）のア及びイに該当すること

- (3) 当該外国人が、別表第二に掲げる在留資格で在留している実子（嫡出子又は父から認知を受けた非嫡出子）を扶養している場合であって、前記1の（2）のAないしウのいずれにも該当すること
- (4) 当該外国人が、別表第二に掲げる在留資格で在留している者の扶養を受けている未成年・未婚の実子であること
- (5) 当該外国人が、本邦での滞在期間が長期間に及び、本邦への定着性が認められること
- (6) その他人道的配慮を必要とするなど特別な事情があること

### **消極要素**

消極要素については、次のとおりである。

#### 1 特に考慮する消極要素

- (1) 重大犯罪等により刑に処せられたことがあること

<例>

- ・ 凶悪・重大犯罪により実刑に処せられたことがあること
- ・ 違法薬物及びけん銃等、いわゆる社会悪物品の密輸入・売買により刑に処せられたことがあること

- (2) 出入国管理行政の根幹にかかわる違反又は反社会性の高い違反をしていること

<例>

- ・ 不法就労助長罪、集団密航に係る罪、旅券等の不正受交付等の罪などにより刑に処せられたことがあること
- ・ 不法・偽装滞在の助長に関する罪により刑に処せられたことがあること
- ・ 自ら売春を行い、あるいは他人に売春を行わせる等、本邦の社会秩序を著しく乱す行為を行ったことがあること
- ・ 人身取引等、人権を著しく侵害する行為を行ったことがあること

#### 2 その他の消極要素

- (1) 船舶による密航、若しくは偽造旅券等又は在留資格を偽装して不正に入国したこと
- (2) 過去に退去強制手続を受けたことがあること
- (3) その他の刑罰法令違反又はこれに準ずる素行不良が認められること
- (4) その他在留状況に問題があること

<例>

- ・ 犯罪組織の構成員であること

### 第2 在留特別許可の許否判断

在留特別許可の許否判断は、上記の積極要素及び消極要素として掲げている各事項について、それぞれ個別に評価し、考慮すべき程度を勘案した上、積極要素として考慮すべき事情が明らかに消極要素として考慮すべき事情を上回る場合には、在留特別許可の方向で検討することとなる。したがって、単に、積極要素が一つ存在するから

とって在留特別許可の方向で検討されるというのではなく、また、逆に、消極要素が一つ存在するから一切在留特別許可が検討されないというものでもない。

主な例は次のとおり。

＜「在留特別許可方向」で検討する例＞

- ・ 当該外国人が、日本人又は特別永住者の子で、他の法令違反がないなど在留の状況に特段の問題がないと認められること
- ・ 当該外国人が、日本人又は特別永住者と婚姻し、他の法令違反がないなど在留の状況に特段の問題がないと認められること
- ・ 当該外国人が、本邦に長期間在住していて、退去強制事由に該当する旨を地方入国管理官署に自ら申告し、かつ、他の法令違反がないなど在留の状況に特段の問題がないと認められること
- ・ 当該外国人が、本邦で出生し10年以上にわたって本邦に在住している小中学校に在学している実子を同居した上で監護及び養育していて、不法残留である旨を地方入国管理官署に自ら申告し、かつ当該外国人親子が他の法令違反がないなどの在留の状況に特段の問題がないと認められること

＜「退去方向」で検討する例＞

- ・ 当該外国人が、本邦で20年以上在住し定着性が認められるものの、不法就労助長罪、集団密航に係る罪、旅券等の不正受交付等の罪等で刑に処せられるなど、出入国管理行政の根幹にかかわる違反又は反社会性の高い違反をしていること
- ・ 当該外国人が、日本人と婚姻しているものの、他人に売春を行わせる等、本邦の社会秩序を著しく乱す行為を行っていること

(注) 出入国管理及び難民認定法(抄)

(法務大臣の裁決の特例)

第50条 法務大臣は、前条第3項の裁決に当たって、異議の申出が理由がないと認める場合でも、当該容疑者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者の在留を特別に許可することができる。

- 一 永住許可を受けているとき。
- 二 かつて日本国民として本邦に本籍を有したことがあるとき。
- 三 人身取引等により他人の支配下に置かれて本邦に在留するものであるとき。
- 四 その他法務大臣が特別に在留を許可すべき事情があると認めるとき。

2, 3 (略)

別表第二 (略)

注 法務省入国管理局の資料による。

巻末資料 1

少年院における外国人少年に関する調査票① 〈在院時調査票〉

整理番号
※（記入しない）

少年院における外国人少年に関する調査票  
 〈在院時調査票〉

施設名	少年院
-----	-----

担当部署	記入者氏名	
	連絡先	

【調査対象者と調査時期】 以下の少年を調査対象としてください。

調査実施期間（平成22年[2010年]6月1日から11月30日の間）に貴少年院に収容・在院している ① 外国人少年（特別永住資格者を除く） ② 日本国籍を有していても、日本語が不自由であるなどして日本人少年と異なる配慮を必要とする少年
---

※詳細については、別紙「少年院における外国人少年の実態と社会復帰に関する調査」の1頁「調査対象」を御参照ください。

【注意事項】

- 調査票は、在院時調査票と出院時調査票から成り立っています。少年1人につき、調査票1セット（在院時調査票、出院時調査票）を記入してください。
- 上記の調査対象となる外国人少年が、貴少年院に在院している場合、又は入院してきた場合、まず、この在院時調査票に記入してください。少年が他の少年院から移送されてきた場合のほか、実施方法の詳細については、別紙「少年院における外国人少年の実態と社会復帰に関する調査」の2頁「調査の実施方法」を御参照ください。
- 選択肢がある項目では、右端の空欄に当該項目の数字を記入してください。ただし、「その他（）」等の選択肢中に（）が付された項目を選択した場合には、右端の空欄に当該項目の数字を記入した上、（）内に具体的な内容を記入してください。  
 選択肢がない（年月や数値を問う）項目の場合は、右端の空欄に直接、数字等を記入してください。  
 具体的な内容を問う自由記載の項目の場合には、所定の欄に直接記入してください。記入にあたっては、別紙「調査票の記入例」を御参照ください。

施設側整理番号

← 施設の方で本調査票と調査対象少年の対応がわかるようにしてください。記入後、改めて調査票の内容について照会させていただくことがあります。

施設側整理番号		(在院時調査票)			整理番号	
					※(記入しない)	
領域	調査項目	選択肢			番号	回答
少年の基本的属性	調査票記入日 (西暦)	※本調査票に記入し終わった日を西暦で記入してください。 →			(1)	年 月 日
	生年月日 (西暦)	※少年の生年月日を西暦で記入してください。 →			(2)	年 月 日
	性別	1 男                      2 女			(3)	
	国籍	1 ブラジル      2 ペルー      3 コロンビア      4 アルゼンチン 5 中華人民共和国      6 大韓民国      7 フィリピン      8 ベトナム 9 タイ              10 日本      11 その他 (                      ) 99 不詳			(4)	
	最終学歴	1 小学校      2 中学校      3 高等学校      4 高等専門学校      5 短期大学 6 大学      7 不就学      8 その他 (                      )      99 不詳			(5)	
	最終学歴の種類 別添1の表2 解説参照	1 来日する前の母国の学校 2 日本国内のインターナショナル・スクール又は ナショナル・スクール(外国人学校)(例 ブラジル人学校など) 3 2以外の日本国内の一般の公立・私立学校			(6)	
	就学状況	1 在学      2 中退      3 卒業      4 その他 (                      )      99 不詳			(7)	
	非就労状況 別添1の表2 解説参照	1 有職      2 無職      3 学生・生徒      4 その他 (                      )      99 不詳 ※質問番号(8)の回答が「3」以外の場合のみ記入してください。 1 非行時までのおおよそ6か月間、比較的安定して就労していた。 2 それ以外 (                      ) 99 不詳			(8)	(9)
	不良集団関係	0 なし                      1 不良生徒・学校集団                      2 地域の不良集団 3 暴力団等の犯罪組織      4 その他 (                      )      99 不詳 ※少年が属している、少年と最も関わりの深い集団について記入してください。 →			(10)	
		※質問番号(10)の回答が「1～4」の場合のみ記入してください。 1 当該不良集団は日本人中心の集団                      2 当該不良集団は外国人中心の集団 3 当該不良集団は日本人と外国人の混成集団      99 不詳			(11)	
	非同居状況	1 家族と同居      2 友人と同居      3 恋人と同棲      4 その他と同居 (                      ) 5 施設に居住      6 一人暮らし      99 不詳			(12)	
	非居住形態	1 一戸建て      2 アパート・下宿・間借り                      3 宿舍・寮                      4 施設 9 浮浪・不定      12 その他 (                      )                      99 不詳			(13)	
	婚姻歴	1 未婚                      2 配偶者あり(内縁を含む)                      3 離別 4 死別                      99 不詳			(14)	
	子の有無	1 子なし                      2 子あり                      99 不詳			(15)	
	使用言語 (最も流暢な言語)	1 ポルトガル語      2 スペイン語      3 中国語                      4 韓国語 5 タガログ語      6 ベトナム語      7 タイ語                      8 英語 9 日本語                      10 その他 (                      )			(16)	
	日本語能力	1 日常会話可                      2 簡単な会話なら可                      3 片言の会話のみ可 4 会話ほぼ不可                      5 その他 (                      )			(17)	
	知能指数 (IQ相当値) 別添1の表2 解説参照	※未測定又は測定不能の場合は「999」と記入してください。 →			(18)	
	精神診断 別添1の表1 解説参照	0 精神障害なし                      1 知的障害 2 人格障害(精神病質)                      3 神経症性障害・ストレス関連障害 4 統合失調症                      5 うつ病・躁うつ病 6 アルコールによる精神・行動障害                      7 薬物による精神・行動障害 8 その他 (                      )      99 不詳 ※複数の障害があるものは主たる障害による。障害の分類は別添表1参照。			(19)	





領域	調査項目	選択肢	番号	回答	
処分歴	少年院送致歴	0 なし                      1 あり (            ) 回                      99 不詳	(47)		
	保護観察処分歴	0 なし                      1 あり (            ) 回                      99 不詳	(48)		
	児童自立支援施設等福祉施設送致歴	0 なし                      1 あり (            ) 回                      99 不詳	(49)		
	審判不開始・不処分歴	0 なし                      1 あり (            ) 回                      99 不詳	(50)		
	刑事処分歴	0 処分歴なし 1 罰金 (            ) 回 (うち海外 (            ) 回) 2 懲役・禁錮の執行猶予 (            ) 回 (うち海外 (            ) 回) 3 懲役・禁錮の実刑 (            ) 回 (うち海外 (            ) 回) 4 その他 (            ) (            ) 回 (うち海外 (            ) 回) 99 不詳 ※複数回答可。	(51)		
	前回処分	0 前回処分なし                      1 保護観察 2 児童自立支援施設・養護施設送致                      3 少年院送致 4 知事・児童相談所長送致                      5 審判不開始・不処分 6 懲役・禁錮(実刑)                      7 懲役・禁錮(執行猶予) 8 罰金                      9 拘留・科料 99 不詳	(52)		
	前回の処分日(和暦)	※上記質問番号(52)の前回処分が決定した日を和暦で記入してください。	(53)	平成	年
	前回処分による出院日等(和暦)	※前回処分が児童自立支援施設・児童養護施設送致、少年院送致、懲役・禁錮の実刑又は拘留であるときは、施設から出た日(仮退院日、退所日、釈放日)を記入してください。前回処分がそれ以外の場合(保護観察、知事・児童相談所送致、審判不開始・不処分、刑の執行猶予、罰金又は科料)は、何も記入しないで結構です。	(54)	平成	年
	前々回処分	0 前々回処分なし                      1 保護観察 2 児童自立支援施設・養護施設送致                      3 少年院送致 4 知事・児童相談所長送致                      5 審判不開始・不処分 6 懲役・禁錮(実刑)                      7 懲役・禁錮(執行猶予) 8 罰金                      9 拘留・科料 99 不詳	(55)		
	前々回処分の決定日(和暦)	※上記質問番号(55)の前々回処分が決定した日を和暦で記入してください。	(56)	平成	年
前々回処分による出院日等(和暦)	※前々回処分が児童自立支援施設・児童養護施設送致、少年院送致、懲役・禁錮の実刑又は拘留であるときは、施設から出た日(仮退院日、退所日、釈放日)を記入してください。前回処分がそれ以外の場合(保護観察、知事・児童相談所送致、審判不開始・不処分、刑の執行猶予、罰金又は科料)は、何も記入しないで結構です。	(57)	平成	年	
3回前の処分	0 3回前の処分なし                      1 保護観察 2 児童自立支援施設・養護施設送致                      3 少年院送致 4 知事・児童相談所長送致                      5 審判不開始・不処分 6 懲役・禁錮(実刑)                      7 懲役・禁錮(執行猶予) 8 罰金                      9 拘留・科料 99 不詳	(58)			

領域	調査項目	選択肢	番号	回答
保護者の状況	父の状況別添1の表2解説参照	1 実父                      2 義父(継父)                      3 養父 4 父なし                      99 不詳	(59)	
	父の職業	※質問番号(59)で「1～3」の場合のみ記入してください。 0 無職                                      1 専門的・技術的職業                      2 管理的職業 3 事務                                      4 販売                                      5 サービス業 6 保安職業                                      7 農林漁業                                      8 運輸・通信 9 技能工・製造・建設・労務                      10 家事 11 その他(                                      )                      99 不詳	(60)	
	父の国籍	※質問番号(59)で「1～3」の場合のみ記入してください。 1 外国(国名                                      )                      2 日本                                      99 不詳	(61)	
	父の所在	※質問番号(59)で「1～3」の場合のみ記入してください。 1 日本国内に在住                      2 外国に在住                                      99 不詳	(62)	
	父の在留資格別添2の表3一覧参照	※質問番号(59)で「1～3」の場合で、且つ、父が外国人で日本に在留している場合のみ記入してください。 1 定住者                                      2 永住者                                      3 日本人の配偶者等 4 永住者の配偶者等                      5 特定活動                                      6 家族滞在 7 研修                                      8 留学                                      9 就学 10 短期滞在                                      11 文化活動                                      12 興業 13 技能                                      14 企業内転勤                                      15 その他(                                      ) 16 不法入国・不法上陸等                      99 不詳	(63)	
	父の日本語能力	※質問番号(59)で「1～3」の場合で、且つ、父が外国人である場合のみ記入してください。 1 日常会話可                      2 簡単な会話なら可                      3 片言の会話のみ可 4 会話ほぼ不可                      5 その他(                                      )                      99 不詳	(64)	
	母の状況別添1の表2解説参照	1 実母                                      2 義母(継母)                                      3 養母 4 母なし                                      99 不詳	(65)	
	母の職業	※質問番号(65)で「1～3」の場合のみ記入してください。 0 無職                                      1 専門的・技術的職業                      2 管理的職業 3 事務                                      4 販売                                      5 サービス業 6 保安職業                                      7 農林漁業                                      8 運輸・通信 9 技能工・製造・建設・労務                      10 家事・主婦 11 その他(                                      )                      99 不詳	(66)	
	母の国籍	※質問番号(65)で「1～3」の場合のみ記入してください。 1 外国(国名                                      )                      2 日本                                      99 不詳	(67)	
	母の所在	※質問番号(65)で「1～3」の場合のみ記入してください。 1 日本国内に在住                      2 外国に在住                                      99 不詳	(68)	
	母の在留資格別添2の表3一覧参照	※質問番号(65)で「1～3」の場合で、且つ、母が外国人で日本に在留している場合のみ記入してください。 1 定住者                                      2 永住者                                      3 日本人の配偶者等 4 永住者の配偶者等                      5 特定活動                                      6 家族滞在 7 研修                                      8 留学                                      9 就学 10 短期滞在                                      11 文化活動                                      12 興業 13 技能                                      14 企業内転勤                                      15 その他(                                      ) 16 不法入国・不法上陸等                      99 不詳	(69)	
	母の日本語能力	※質問番号(65)で「1～3」の場合で、且つ、母が外国人である場合のみ記入してください。 1 日常会話可                      2 簡単な会話なら可                      3 片言の会話のみ可 4 会話ほぼ不可                      5 その他(                                      )                      99 不詳	(70)	
	家庭生活水準	1 富裕                      2 普通                      3 貧困                      99 不詳	(71)	
	家庭の養育態度別添1の表2解説参照	0 保護者なし                      1 普通・際だった特徴なし                      2 健全・愛情豊か 3 溺愛                      4 厳格                                      5 放任 6 怠惰                      7 虐待・暴力的                                      8 ネグレクト 9 養育拒否                      10 その他(                                      ) 99 不詳 ※複数回答可。	(72)	
引受人	1 父(実父・義父・継父・養父)                      2 母(実母・義母・継母・養母) 3 その他の親族(                                      )                      4 雇主 5 更生保護施設                                      6 引受け不可 7 未調査・調整中                                      8 その他(                                      )	(73)		

領域	調査項目	選択肢	番号	回答	
在留関係	来日年月日 (和暦)	※少年が来日した年月日を和暦で記入してください。	(74)	平成	年
					月
					日
	在留資格 別添1の表2 解説及び別添 2の表3在留 資格一覧参照	1 定住者                      2 永住者                      3 日本人の配偶者等 4 永住者の配偶者等      5 特定活動                  6 家族滞在 7 研修                          8 留学                          9 就学 10 短期滞在                  11 文化活動                  12 興業 13 技能                          14 企業内転勤                15 その他 (                      ) 16 不法入国・不法上陸等    99 不詳	(75)		
	在留期限	※調査時の在留期限を和暦で記入してください。在留期間の更新が既に許可されている場合は、新しい在留期限を記入してください。	(76)	平成	年
					月
在留期間 更新許可 申請の有無	1 更新済み    2 申請中    3 未申請又は申請なし    4 在留期限切れ    99 不詳	(77)		日	
退去強制事由 別添1の表2 解説参照	0 退去強制非該当 1 出院時まで在留期間が経過する予定(出入国管理難民認定法第24条第4号ロ) 2 不法入国(出入国管理難民認定法第24条第1号) 3 その他 (                      )	(78)			
将来の 永住希望	1 永住資格を既に取得 2 永住資格は取得していないが、永住を希望 3 将来はわからないが当面は在留希望 4 母国への帰国希望 5 第三国での在留希望 6 未定・保留 99 不詳	(79)			

巻末資料 1

少年院における外国人少年に関する調査票② 〈出院時調査票〉

整理番号
※（記入しない）

少年院における外国人少年に関する調査票  
〈出院時調査票〉

施設名	少年院
-----	-----

担当部署	記入者氏名	
	連絡先	

【調査対象者と調査時期】 以下の少年を調査対象としてください。

在院時調査の対象となった少年全員
------------------

※詳細については、別紙「少年院における外国人少年の実態と社会復帰に関する調査」の1頁「調査対象」を御参照ください。

【注意事項】

- ・ 上記の調査対象となる外国人少年が、貴少年院から仮退院又は退院した場合、この出院時調査票に記入してください。  
平成23年[2011年]11月30日時点で出院していない調査対象少年については、その時点でこの出院時調査票に少年院に在院中である旨のみ記載してください。  
実施方法の詳細については、別紙「少年院における外国人少年の実態と社会復帰に関する調査」の2頁「調査の実施方法」を御参照ください。
- ・ 選択肢がある項目では、右端の空欄に当該項目の数字を記入してください。ただし、「その他（ ）」等の選択肢中に（ ）が付された項目を選択した場合には、右端の空欄に当該項目の数字を記入した上、（ ）内に具体的な内容を記入してください。  
選択肢がない（年月や数値を問う）項目の場合は、右端の空欄に直接、数字等を記入してください。  
具体的な内容を問う自由記載の項目の場合には、所定の欄に直接記入してください。記入にあたっては、別紙「調査票の記入例」を御参照ください。

施設側整理番号

← 施設の方で本調査票と調査対象少年の対応がわかるようにしてください。  
記入後、改めて調査票の内容について照会させていただくことがあります。

施設側整理番号		( 出院時調査票 )			整理番号	
		※平成23年[2011年]11月30日までに少年が(仮)退院とならない場合には、 <u>(2)の欄に「少年院在院中」と記載し、それ以外の質問事項に回答する 必要はありません。</u>			※(記入しない)	
領域	調査項目	選択肢			番号	回答
出院時の 状況	出 院 日 ( 和 暦 )	※少年が出院した日を和暦で記入してください →			(1)	年 月 日
	出 院 事 由	1 仮退院 2 退院(満年齢) 3 退院(期間満了) 4 その他( )			(2)	
	在 院 期 間	※少年院における在院期間の日数を記入してください。移送があった場合は、最初 に少年院へ入院した日からの在院期間の合計日数を記入してください。 →			(3)	日
	収容継続期間	※少年院における収容継続期間を日数で記入してください →			(4)	日
	収容継続事由	0 収容継続なし 1 少年院法第11条第1項 2 同 第4項 3 同 第5項			(5)	
	出 院 時 の 少 年 院 の 種 別	1 初等 2 中等 3 特別 4 医療			(6)	
	出 院 時 の 処 遇 課 程	SE SG O G1 G2 G3 V1 V2 E1 E2 H1 H2 P1 P2 M1 M2			(7)	
	出 院 時 の 日 本 語 能 力	1 日常会話可 2 簡単な会話なら可 3 片言の会話のみ可 4 会話ほぼ不可 5 その他( )			(8)	
	引 受 人	1 父(実父・義父・継父・養父) 2 母(実母・義母・継母・養母) 3 その他の親族 4 雇主 5 更生保護施設 6 引受け不可 7 未調査・調整中 8 その他( )			(9)	
	親 族 の 面 会 状 況	※入院から退院までの親族の面会回数を記入してください。			(10)	回
	保 護 司 の 面 会 状 況	※入院から退院までの保護司の面会回数を記入してください。			(11)	回
	出 院 後 の 退 去 強 制 の 有 無	0 退去強制非該当(退院) 1 退去強制非該当(保護観察実施) 2 退去強制のため入国管理局へ引渡し 3 その他( )			(12)	
	退 去 強 制 事 由	※質問番号(12)で「2」と回答した場合のみ記入してください。 1 在留期間の経過(出入国管理難民認定法第24条第4号ロ) 2 不法入国(出入国管理難民認定法第24条第1号) 3 その他( )			(13)	
	出 院 後 の 進 路	1 日本国内で就職が決定 2 日本国内での就職希望(在留可) 3 日本国内での復学が決定 4 日本国内での復学・進学希望(在留可) 5 帰国希望(退去強制以外で) 6 退去強制のため入管へ引渡し 7 その他( ) 99 未詳・未定			(14)	
	少 年 の 帰 住 先 を 管 轄 す 保 護 観 察 所	※質問番号(12)で「1」と回答した場合のみ、少年を担当する保護観察所名を記載 してください。(支部、駐在官事務所の場合はその旨記載してください。)			(15)	
出院前の 最後の 成績評価 (共通のみ)	規 範 意 識	1 a 2 b 3 c 4 d 5 e			(16)	
	基 本 的 生 活 態 度	1 a 2 b 3 c 4 d 5 e			(17)	
	学 習 態 度	1 a 2 b 3 c 4 d 5 e			(18)	
	対 人 関 係	1 a 2 b 3 c 4 d 5 e			(19)	
	生 活 設 計	1 a 2 b 3 c 4 d 5 e			(20)	



領域	調査項目	番号	回 答
	処遇上の課題	(30)	※少年の処遇で最も難しかった点を具体的に記載してください。
	処遇の成果	(31)	※少年の処遇で最も成果が上がったと思われる点を具体的に記載してください。

巻末資料 2

単純集計表① <在院時調査票>

少年の基本的属性

質問項目(2) 入院時年齢(生年月日と入所年月日から計算)

区 分	人 員	(構成比)
総 数	103	(100.0)
13 歳	1	(0.1)
14 歳	4	(3.9)
15 歳	13	(12.6)
16 歳	17	(16.5)
17 歳	23	(22.3)
18 歳	21	(20.4)
19 歳	24	(23.3)

質問事項(29)と同じ

質問項目(3) 性別

区 分	人 員	(構成比)
総 数	103	(100.0)
男	94	(91.3)
女	9	(8.7)

質問項目(4) 国籍

区 分	人 員	(構成比)
総 数	103	(100.0)
ブラジル	33	(32.0)
フィリピン	25	(24.3)
中国	12	(11.7)
ペルー	12	(11.7)
タイ	6	(5.8)
日本	4	(3.9)
コロンビア	3	(2.9)
ベトナム	3	(2.9)
その他	5	(4.9)

質問項目(5) 最終学歴

区 分	人 員	(構成比)
総 数	103	(100.0)
小学校	3	(2.9)
中学校	59	(57.3)
高等学校	37	(35.9)
高等専門学校	1	(1.0)
その他	2	(1.9)
不詳	1	(1.0)

質問項目(6) 最終学歴の学校の種類

区 分	人 員	(構成比)
総 数	103	(100.0)
来日する前の母国の学校	15	(14.6)
日本国内の外国人学校等	14	(13.6)
日本国内の一般の公立・私立学校	74	(71.8)

質問項目(7) 就学状況

区 分	人 員	(構成比)
総 数	103	(100.0)
在学	11	(10.7)
中退	43	(41.7)
卒業	46	(44.7)
不詳	3	(2.9)

質問項目(8) 非行時の就労状況

区 分	人 員	(構成比)
総 数	103	(100.0)
有職	26	(25.2)
無職	61	(59.2)
学生・生徒	16	(15.5)

質問項目(9) 非行時の就労状況（就労安定度）

区 分	人 員	(構成比)
総 数	87	(100.0)
非行時までの約6か月間比較的安定就労	10	(11.5)
それ以外	68	(78.2)
不詳	9	(10.5)

質問項目(10) 不良集団関係

区 分	人 員	(構成比)
総 数	103	(100.0)
不良集団関係なし	34	(33.0)
不良生徒・学校集団	10	(9.7)
地域の不良集団	43	(41.7)
暴力団等の犯罪組織	-	
暴走族	9	(8.7)
その他	1	(1.0)
不詳	6	(5.8)

質問項目(11) 不良集団関係（構成員の国籍）

区 分	人 員	(構成比)
総 数	63	(100.0)
日本人中心の不良集団	29	(46.0)
外国人中心の不良集団	25	(39.7)
日本人と外国人の混成不良集団	8	(12.7)
不詳	1	(1.6)

質問項目(12) 非行時の同居状況

区 分	人 員	(構成比)
総 数	103	(100.0)
家族と同居	64	(62.1)
友人と同居	4	(3.9)
恋人と同棲	6	(5.8)
その他同居	5	(4.9)
施設に居住	4	(3.9)
一人暮らし	5	(4.9)
浮浪・不定	8	(7.8)
不詳	7	(6.8)

質問項目(13) 非行時の居住形態

区 分	人 員	(構成比)
総 数	103	(100.0)
一戸建て	17	(16.5)
アパート・下宿・間借り	63	(61.2)
宿舎・寮	2	(1.9)
施設	3	(2.9)
浮浪・不定	8	(7.8)
不詳	10	(9.7)

質問項目(14) 婚姻歴

区 分	人 員	(構成比)
総 数	103	(100.0)
未婚	96	(93.2)
配偶者あり (内縁を含む)	2	(1.9)
離別	2	(1.9)
不詳	3	(2.9)

質問項目(15) 子の有無

区 分	人 員	(構成比)
総 数	103	(100.0)
子なし	91	(88.3)
子あり	10	(9.7)
不詳	2	(1.9)

質問項目(16) 使用言語 (最も流暢な言語)

区 分	人 員	(構成比)
総 数	103	(100.0)
ポルトガル語	17	(16.5)
スペイン語	10	(9.7)
中国語	3	(2.9)
韓国語	1	(1.0)
タガログ語	12	(11.7)
ベトナム語	2	(1.9)
タイ語	1	(1.0)
日本語	55	(53.4)
その他	2	(1.9)

質問項目(17) 日本語能力

区 分	人 員	(構成比)
総 数	103	(100.0)
日常会話可	84	(81.6)
簡単な会話なら可	11	(10.7)
片言の会話のみ可	2	(1.9)
会話ほぼ不可	6	(5.8)

質問項目(18) 知能指数

区 分	人 員	(構成比)
総 数	103	(100.0)
59 以下	4	(3.9)
60～69	10	(9.7)
70～79	25	(24.3)
80～89	23	(22.3)
90～99	25	(24.3)
100～109	12	(11.7)
110～119	3	(2.9)
120 以上	1	(1.0)

質問項目(19) 精神診断

区 分	人 員	(構成比)
総 数	103	(100.0)
精神障害なし	97	(94.2)
知的障害	2	(1.9)
薬物による精神・行動障害	1	(1.0)
その他	3	(2.9)

本件非行の概要

質問項目(20) 主たる非行名

区 分		人 員	(構成比)
総	数	103	(100.0)
刑法犯	窃盗	39	(37.9)
	強盗致死傷	17	(16.5)
	傷害	12	(11.7)
	強盗	8	(7.8)
	強姦	3	(2.9)
	恐喝	3	(2.9)
	殺人	1	(1.0)
	強盗強姦	1	(1.0)
	強制わいせつ	1	(1.0)
	詐欺	1	(1.0)
	横領・背任	1	(1.0)
	住居侵入	1	(1.0)
	自動車運転過失	1	(1.0)
	その他刑法犯	1	(1.0)
特別法犯	覚せい剤取締法	5	(4.9)
	道路交通法	5	(4.9)
	児童福祉法	1	(1.0)
	毒劇物法	1	(1.0)
	ぐ犯	1	(1.0)
	覚せい剤取締法	5	(4.9)

質問項目(21) 主たる非行の動機

区 分	件 数	(全体比)
経済的困窮・生活苦	22	(21.4)
債務返済	3	(2.9)
保険金・遺産目的	-	
対象物の所有・消費目的	12	(11.7)
遊興費・酒代欲しさ	43	(41.7)
その他利欲	5	(4.9)
激情・憤怒	10	(9.7)
怨恨・報復・嫌がらせ	5	(4.9)
痴情・男女関係	1	(1.0)
抗争・リンチ	-	
精神的ストレス	11	(10.7)
自暴自棄・ヤケ	10	(9.7)
将来を悲観・厭世	-	
社会への恨み	-	
死刑・処罰願望	-	
疎外感・孤独感	3	(2.9)
介護疲れ・家族面倒疲れ	-	
病苦	-	
自己顕示	10	(9.7)
愉快犯	2	(1.9)
服従迎合	23	(22.3)
自己防衛	1	(1.0)
妄想・幻覚・幻聴	-	
性的欲求	6	(5.8)
薬物の作用	2	(1.9)
酩酊・飲酒	4	(3.9)
認知症	-	
親への反発	2	(1.9)
自殺志願・念慮	-	
その他	6	(5.8)
動機不詳	1	(1.0)

注 複数回答可。全体比は、調査対象者 103 人に占める割合をいう。

質問項目(22) 主たる非行を行った年齢

区 分	人 員	(構成比)
総 数	103	(100.0)
13 歳	2	(1.9)
14 歳	6	(5.8)
15 歳	15	(14.6)
16 歳	20	(19.4)
17 歳	21	(20.4)
18 歳	27	(26.2)
19 歳	12	(11.7)

質問項目(23) 主たる非行の被害者

区 分	人 員	(全体比)
被害者なし	2	(1.9)
父母(養父母を含む)	2	(1.9)
配偶者(内縁を含む)	-	
子(養子を含む)	-	
兄弟姉妹	1	(1.0)
その他の親族	1	(1.0)
知人・友人	13	(12.6)
施設職員	-	
面識無し	57	(55.3)
店舗・企業・団体	22	(21.4)
その他	3	(2.9)
不詳	2	(1.9)

注 複数回答可。全体比は、調査対象者 103 人に占める割合をいう。

質問項目(24) 主たる非行の共犯

区 分	人 員	(構成比)
総 数	103	(100.0)
単独	32	(31.1)
2 人	29	(28.2)
3 人	18	(17.5)
4 人以上	21	(20.4)
不特定多数	3	(2.9)

質問項目(25) 主たる非行の共犯の種類

区 分	人 員	(構成比)
総 数	103	(100.0)
共犯なし	32	(31.1)
学校仲間	3	(2.9)
遊び仲間	32	(31.1)
職場仲間	2	(1.9)
施設仲間	1	(1.0)
不良集団	30	(29.1)
その他	1	(1.0)
不詳	2	(1.9)

質問項目(26) 主たる非行の共犯の国籍

区 分	人 員	(全体比)
共犯なし	32	(31.1)
本人と同じ国籍の外国人の共犯がいる	33	(32.0)
本人の国籍と異なる国籍の外国人の共犯がいる	4	(3.9)
日本人の共犯がいる	35	(34.0)
共犯の全員につき不詳	6	(5.8)

注 複数回答可。全体比は外国人少年 103 人に占める割合をいう。

処遇の内容

質問項目(28) 処分決定時の年齢

区 分	人 員	(構成比)
総 数	103	(100.0)
13 歳	1	(1.0)
14 歳	4	(3.9)
15 歳	13	(12.6)
16 歳	17	(16.5)
17 歳	23	(22.3)
18 歳	21	(20.4)
19 歳	24	(23.3)

質問項目(29) 入院時の年齢

区 分	人 員	(構成比)
総 数	103	(100.0)
13 歳	1	(1.0)
14 歳	4	(3.9)
15 歳	13	(12.6)
16 歳	17	(16.5)
17 歳	23	(22.3)
18 歳	21	(20.4)
19 歳	24	(23.3)

質問項目(30) 少年院の種類

区 分	人 員	(構成比)
総 数	103	(100.0)
初等	16	(15.5)
中等	85	(82.5)
医療	2	(1.9)

質問項目(31) 処遇区分

区 分	人 員	(構成比)
総 数	103	(100.0)
一般短期	6	(5.8)
特修短期	2	(1.9)
長期	95	(92.2)

質問項目(32) 処遇勧告

区 分	人 員	(構成比)
総 数	103	(100.0)
なし	91	(88.3)
比較的長期	3	(2.9)
相当長期	6	(5.8)
その他	3	(2.9)

質問項目(33) 鑑別判定

区 分	人 員	(構成比)
総 数	103	(100.0)
在宅保護 (保護観察)	1	(1.0)
在宅保護 (その他)	1	(1.0)
収容保護 (初等・長期)	16	(15.5)
収容保護 (中等・長期)	75	(72.8)
収容保護 (中等・一般短期)	3	(2.9)
収容保護 (医療)	1	(1.0)
保護不適 (検察官送致)	5	(4.9)
その他	1	(1.0)

質問項目(34) 処遇課程

区 分	人 員	(構成比)
総 数	103	(100.0)
S G	6	(5.8)
O	1	(1.0)
G <sub>1</sub>	7	(6.8)
G <sub>2</sub>	29	(28.2)
G <sub>3</sub>	2	(1.9)
V <sub>1</sub>	3	(2.9)
V <sub>2</sub>	45	(43.7)
E <sub>1</sub>	5	(4.9)
H <sub>1</sub>	2	(1.9)
H <sub>2</sub>	1	(1.0)
P <sub>1</sub>	2	(1.9)

質問項目(35) 現在の級別

区 分	人 員	(構成比)
総 数	103	(100.0)
2級下	24	(23.3)
2級上	20	(19.4)
1級下	28	(27.2)
1級上	31	(30.1)

質問項目(39) 集団処遇の形態 (日課中)

区 分	人 員	(構成比)
総 数	103	(100.0)
日本人と集団処遇	91	(88.3)
日本人とは別に集団処遇	11	(10.7)
その他	1	(1.0)

質問項目(40) 日本語教育

区 分	人 員	(構成比)
実施していない	74	(71.8)
講師又は職員により実施	16	(15.5)
個別指導を実施	11	(10.7)
参考書を貸与するなどして自主学习	23	(22.3)

注 複数回答可。全体比は、調査対象者 103 人に占める割合をいう。

入院最初の成績評価

質問項目(41) 規範意識

区 分	人 員	(構成比)
総 数	103	(100.0)
c	90	(87.4)
d	11	(10.7)
e	2	(1.9)

質問項目(42) 基本的生活態度

区 分	人 員	(構成比)
総 数	103	(100.0)
b	1	(1.0)
c	65	(63.1)
d	37	(35.9)

質問項目(43) 学習態度

区 分	人 員	(構成比)
総 数	103	(100.0)
b	9	(8.7)
c	82	(79.6)
d	12	(11.7)

質問項目(44) 対人関係

区 分	人 員	(構成比)
総 数	103	(100.0)
c	82	(79.6)
d	21	(20.4)

質問項目(45) 生活設計

区 分	人 員	(構成比)
総 数	103	(100.0)
c	96	(93.2)
d	7	(6.8)

質問項目(46) 総合評定

区 分	人 員	(構成比)
総 数	103	(100.0)
c	87	(84.5)
d	16	(15.5)

処分歴

質問項目(47) 少年院送致歴

区 分	人 員	(構成比)
総 数	103	(100.0)
送致歴なし	85	(82.5)
送致歴あり(1回)	17	(16.5)
送致歴あり(2回)	1	(1.0)

質問項目(48) 保護観察処分歴

区 分	人 員	(構成比)
総 数	103	(100.0)
処分歴なし	64	(62.1)
処分歴あり(1回)	31	(30.1)
処分歴あり(2回)	8	(7.8)

質問項目(49) 児童自立支援施設等福祉施設送致歴

区 分	人 員	(構成比)
総 数	103	(100.0)
送致歴なし	96	(93.2)
送致歴あり(1回)	7	(6.8)

質問項目(50) 審判不開始・不処分歴

区 分	人 員	(構成比)
総 数	103	(100.0)
決定歴なし	68	(66.0)
決定歴あり(1回)	24	(23.3)
決定歴あり(2回)	9	(8.7)
決定歴あり(3回)	2	(1.9)

質問項目(51) 刑事処分歴

区 分	人 員	(全体比)
総 数	103	(100)
処分歴なし	-	
罰金	-	
懲役・禁錮の執行猶予	-	
懲役・禁錮の実刑	-	
不詳	-	

注 複数回答可。

質問項目(52) 前回処分

区 分	人 員	(構成比)
総 数	103	(100.0)
前回処分なし	33	(32.0)
保護観察	30	(29.1)
児童自立支援施設・養護施設送致	3	(2.9)
少年院送致	15	(14.6)
審判不開始・不処分	22	(21.4)

質問項目(53) 前回処分決定時の年齢

区 分	人 員	(構成比)
総 数	70	(100.0)
12 歳	1	(1.4)
13 歳	2	(2.9)
14 歳	10	(14.3)
15 歳	11	(15.7)
16 歳	18	(25.7)
17 歳	16	(22.9)
18 歳	9	(12.9)
19 歳	3	(4.3)

質問項目(55) 前々回処分

区 分	人 員	(構成比)
総 数	103	(100.0)
前々回処分なし	69	(67.0)
保護観察	12	(11.7)
児童自立支援施設・養護施設送致	3	(2.9)
少年院送致	1	(1.0)
審判不開始・不処分	18	(17.5)

質問項目(56) 前々回処分決定時の年齢

区 分	人 員	(構成比)
総 数	34	(100.0)
13 歳	1	(2.9)
14 歳	10	(29.4)
15 歳	7	(20.6)
16 歳	11	(32.4)
17 歳	5	(14.7)

質問項目(58) 3回前の処分

区 分	人 員	(構成比)
総 数	103	(100.0)
前々回処分なし	89	(86.4)
保護観察	5	(4.9)
児童自立支援施設・養護施設送致	1	(1.0)
少年院送致	3	(2.9)
審判不開始・不処分	5	(4.9)

保護者の状況

質問項目(59) 父の状況

区 分	人 員	(構成比)
総 数	103	(100.0)
実父	44	(42.7)
義父(継父)	26	(25.2)
養父	8	(7.8)
父なし	21	(20.4)
不詳	4	(3.9)

質問項目(60) 父の職業

区 分	人 員	(構成比)
総 数	78	(100.0)
無職	10	(12.8)
専門的・技術的職業	3	(3.8)
管理的職業	1	(1.3)
事務	1	(1.3)
販売	5	(6.4)
サービス業	11	(14.1)
保安職業	-	
農林漁業	1	(1.3)
運輸・通信	3	(3.8)
技能工・製造・建設・労務	32	(41.0)
家事	-	
その他	-	
不詳	11	(14.1)

質問項目(61) 父の国籍

区 分	人 員	(構成比)
総 数	78	(100.0)
外国	50	(64.1)
日本	28	(35.9)

質問項目(62) 父の所在

区 分	人 員	(構成比)
総 数	78	(100.0)
日本国内に在住	70	(89.7)
外国に在住	8	(10.3)

質問項目(63) 父の在留資格

区 分	人 員	(構成比)
総 数	44	(100.0)
定住者	7	(15.9)
永住者	14	(31.8)
日本人の配偶者等	1	(2.3)
不詳	22	(50.0)

注 父が外国人で日本に在留している場合に限る。

質問項目(64) 父の日本語能力

区 分	人 員	(構成比)
総 数	51	(100.0)
日常会話可	13	(25.5)
簡単な会話なら可	4	(7.8)
片言の会話のみ可	13	(25.5)
会話ほぼ不可	9	(17.6)
不詳	12	(23.5)

注 父が外国人である場合に限る。

質問項目(65) 母の状況

区 分	人 員	(構成比)
総 数	103	(100.0)
実母	93	(90.3)
義母(継母)	3	(2.9)
養母	1	(1.0)
母なし	6	(5.8)

質問項目(66) 母の職業

区 分	人 員	(構成比)
総 数	97	(100.0)
無職	23	(23.7)
専門的・技術的職業	3	(3.1)
管理的職業	1	(1.0)
事務	1	(1.0)
販売	3	(3.1)
サービス業	22	(22.7)
保安職業	-	
農林漁業	1	(1.0)
運輸・通信	-	
技能工・製造・建設・労務	19	(19.6)
家事・主婦	5	(5.2)
その他	5	(5.2)
不詳	14	(14.4)

質問項目(67) 母の国籍

区 分	人 員	(構成比)
総 数	97	(100.0)
外国	95	(97.9)
日本	2	(2.1)

質問項目(68) 母の所在

区 分	人 員	(構成比)
総 数	97	(100.0)
日本国内に在住	85	(87.6)
外国に在住	12	(12.4)

注 母が外国人で日本に在留している場合に限る。

質問項目(69) 母の在留資格

区 分	人 員	(構成比)
総 数	84	(100.0)
定住者	13	(15.5)
永住者	20	(23.8)
日本人の配偶者等	16	(19.0)
永住者の配偶者等	1	(1.2)
短期滞在	1	(1.2)
その他	1	(1.2)
不詳	32	(38.1)

注 母が外国人で日本に在留している場合に限る。

質問項目(70) 母の日本語能力

区 分	人 員	(構成比)
総 数	95	(100.0)
日常会話可	13	(13.7)
簡単な会話なら可	31	(32.6)
片言の会話のみ可	22	(23.2)
会話ほぼ不可	19	(20.0)
不詳	10	(10.5)

注 母が外国人である場合に限る。

質問項目(71) 家庭の生活水準

区 分	人 員	(構成比)
総 数	103	(100.0)
富裕	2	(1.9)
普通	51	(49.5)
貧困	43	(41.7)
不詳	7	(6.8)

質問項目(72) 家庭の養育態度

区 分	人 員	(全体比)
総 数	101	(100.0)
普通・際だった特徴なし	27	(26.7)
健全・愛情豊か	4	(4.0)
溺愛	9	(8.9)
厳格	11	(10.9)
放任	46	(45.5)
怠惰	1	(1.0)
虐待・ 暴力的	12	(11.9)
ネグレクト	-	
養育拒否	5	(5.0)
その他	1	(1.0)
不詳	2	(2.0)

注 複数回答可。全体比は、調査対象者のうち、「0 保護者なし」と回答した2人(ただし、うち1人は質問項目(65)で「母あり」としている。)を除く101人に占める割合をいう。

質問項目(73) 引受人

区 分	人 員	(構成比)
総 数	103	(100.0)
父(実父・義父・継父・養父)	36	(35.0)
母(実母・義母・継母・養母)	48	(46.6)
その他の親族	5	(4.9)
雇主	-	
更生保護施設	2	(1.9)
引受け不可	1	(1.0)
未調査・調整中	8	(7.8)
その他	3	(2.9)

在留関係

質問項目(74) 来日時年齢

区 分	人 員	(構成比)
総 数	74	(100.0)
0 歳	1	(1.4)
1 歳	1	(1.4)
2 歳	7	(9.5)
3 歳	4	(5.4)
4 歳	6	(8.1)
5 歳	6	(8.1)
6 歳	5	(6.8)
7 歳	4	(5.4)
8 歳	8	(10.8)
9 歳	1	(1.4)
10 歳	3	(4.1)
11 歳	4	(5.4)
12 歳	5	(6.8)
13 歳	5	(6.8)
14 歳	4	(5.4)
15 歳	4	(5.4)
16 歳	3	(4.1)
17 歳	3	(4.1)
18 歳	-	
19 歳	-	

質問項目(75) 少年の在留資格

区 分	人 員	(構成比)
総 数	103	(100.0)
日本国籍取得者	4	(3.9)
定住者	46	(44.7)
永住者	44	(42.7)
日本人の配偶者等	5	(4.9)
特定活動	1	(1.0)
家族滞在	1	(1.0)
その他	2	(1.9)

注 本データは、調査票の結果と入国管理局のデータを照合して作成したものである。

質問項目(76) 入院時からの在留期間

区 分	人 員	(構成比)
総 数	50	(100.0)
3 か月未満	2	(4.0)
6 か月未満	1	(2.0)
1 年未満	8	(16.0)
2 年未満	22	(44.0)
3 年未満	15	(30.0)
3 年以上	2	(4.0)

注 1 本データは、調査票の結果と入国管理局のデータを照合して作成したものである。

2 非永住者 53 人のうち入院時点で既に在留期間が経過していた 3 人を除く。

質問項目(77) 在留期間更新許可申請の有無

区 分	人 員	(構成比)
総 数	103	(100.0)
永住者	36	(35.0)
更新済み	17	(16.5)
申請中	7	(6.8)
未申請又は申請なし	18	(17.5)
在留期限切れ	4	(3.9)
日本国籍所持	4	(3.9)
不詳	17	(16.5)

質問項目(78) 在院調査時の退去強制事由

区 分	人 員	(構成比)
総 数	103	(100.0)
退去強制非該当	82	(79.6)
出院までに経過予定	13	(12.6)
その他	8	(7.8)

質問項目(79) 将来の永住希望

区 分	人 員	(構成比)
総 数	103	(100.0)
日本国籍を既に取得	4	(3.9)
永住資格を既に取得	44	(42.7)
資格ないが永住希望	18	(17.5)
当面在留希望	28	(27.2)
帰国希望	1	(1.0)
未定・保留	1	(1.0)
不詳	7	(6.8)

巻末資料 2

単純集計表② < 出院時調査票 >

出院時の状況

質問項目(1) 出院時年齢 (生年月日と退所日から計算)

区 分	人 員	(構成比)
総 数	90	(100.0)
15 歳	3	(3.3)
16 歳	14	(15.6)
17 歳	15	(16.7)
18 歳	17	(18.9)
19 歳	18	(20.0)
20 歳	21	(23.3)
21 歳	1	(1.1)
22 歳	1	(1.1)

注 13名は在院中のため除外した。

質問項目(2) 出院事由

区 分	人 員	(構成比)
総 数	90	(100.0)
仮退院	89	(98.9)
退院 (満齢)	1	(1.1)

注 13名は在院中のため除外した。

質問項目(3) 在院期間

区 分	人 員	(構成比)
総 数	90	(100.0)
3 か月以内	2	(2.2)
6 か月以内	6	(6.7)
1 年以内	47	(52.2)
1 年 6 か月以内	31	(34.4)
1 年 6 か月を超える	4	(4.4)

注 13名は在院中のため除外した。

質問項目(4) 収容継続期間

区 分	人 員	(構成比)
総 数	90	(100.0)
20 歳を超えない	68	(75.6)
3 か月以内	3	(3.3)
6 か月以内	7	(7.8)
1 年以内	10	(11.1)
1 年を超える	2	(2.2)

注 1 13名は在院中のため除外した。

2 収容継続期間は、少年院において20歳を超えて収容した期間とした。

質問項目(5) 収容継続事由

区 分	人 員	(構成比)
総 数	90	(100.0)
収容継続なし	64	(71.1)
少年院法第11条第1項 同第4項	9	(10.0)
	17	(18.9)

注 13名は在院中のため除外した。

質問項目(6) 出院時の少年院の種別

区 分	人 員	(構成比)
総 数	90	(100.0)
初等	13	(14.4)
中等	75	(83.3)
医療	2	(2.2)

注 13名は在院中のため除外した。

質問項目(7) 出院時の処遇課程

区 分	人 員	(構成比)
総 数	90	(100.0)
S G	5	(5.6)
O	2	(2.2)
G <sub>1</sub>	5	(5.6)
G <sub>2</sub>	24	(26.7)
V <sub>1</sub>	2	(2.2)
V <sub>2</sub>	47	(52.2)
E <sub>1</sub>	1	(1.1)
E <sub>2</sub>	1	(1.1)
H <sub>1</sub>	1	(1.1)
P <sub>1</sub>	2	(2.2)

注 13名は在院中のため除外した。

質問項目(8) 出院時の日本語能力

区 分	人 員	(構成比)
総 数	90	(100.0)
日常会話可	78	(86.7)
簡単な会話のみ	12	(13.3)

注 13名は在院中のため除外した。

質問項目(9) 引受人

区 分	人 員	(構成比)
総 数	90	(100.0)
父	33	(36.7)
母	40	(44.4)
その他の親族	4	(4.4)
更生保護施設	5	(5.6)
入管引渡し	7	(7.8)
母の知人	1	(1.1)

注 13名は在院中のため除外した。

質問項目(10) 親族の面会回数

区 分	人 員	(構成比)
総 数	90	(100.0)
0回	6	(6.7)
1～4回	18	(20.0)
5～8回	23	(25.6)
9～12回	25	(27.8)
13回以上	18	(20.0)

注 13名は在院中のため除外した。

質問項目(11) 保護司の面会回数

区 分	人 員	(構成比)
総 数	90	(100.0)
0回	61	(67.8)
1回	26	(28.9)
2回以上	3	(3.3)

注 13名は在院中のため除外した。

質問項目(12) 出院後の退去強制の有無

区 分	人 員	(構成比)
総 数	90	(100.0)
非該当(退院)	1	(1.1)
非該当(保護観察実施)	82	(91.1)
入管へ身柄引渡し(退去強制決定)	6	(6.7)
入管へ身柄引渡し(退去強制の有無未定)	1	(1.1)

注 1 13名は在院中のため除外した。

2 本データは、調査票の結果と入国管理局のデータを結合して作成した。

質問項目(13) 退去強制事由

区 分	人 員	(構成比)
総 数	6	(100.0)
期間の経過	6	(100.0)

注 退去強制のため入国管理局へ引渡しした6名についてのみ調査を実施した。

質問項目(14) 出院後の進路

区 分	人 員	(構成比)
総 数	90	(100.0)
日本で就職が決定	12	(13.3)
日本で就職希望	52	(57.8)
日本で復学決定	1	(1.1)
日本で復学・進学希望	15	(16.7)
入管へ引渡し	7	(7.8)
不詳・未定	3	(3.3)

注 13名は在院中のため除外した。

質問項目(15) 少年の帰住先を管轄する保護観察所

区 分	人 員	(構成比)
総 数	82	(100.0)
山形保護観察所	2	(2.4)
水戸保護観察所	3	(3.7)
前橋保護観察所	9	(11.0)
さいたま保護観察所	10	(12.2)
千葉保護観察所	3	(3.7)
東京保護観察所	8	(9.8)
東京保護観察所立川支部	3	(3.7)
横浜保護観察所	7	(8.5)
横浜保護観察所小田原駐在官事務所	2	(2.4)
新潟保護観察所	1	(1.2)
甲府保護観察所	2	(2.4)
長野保護観察所	2	(2.4)
静岡保護観察所	1	(1.2)
静岡保護観察所浜松駐在官事務所	2	(2.4)
福井保護観察所	1	(1.2)
岐阜保護観察所	3	(3.7)
名古屋保護観察所	13	(15.9)
津保護観察所四日市駐在官事務所	1	(1.2)
大津保護観察所	1	(1.2)
神戸保護観察所	1	(1.2)
岡山保護観察所津山駐在官事務所	1	(1.2)
広島保護観察所	3	(3.7)
高知保護観察所	1	(1.2)
那覇保護観察所	2	(2.4)

注 入国管理局に身柄引渡しがなく、保護観察を実施した82名に限る。

質問項目(16) 出院前の最後の成績評価（規範意識）

区 分	人 員	(構成比)
総 数	90	(100.0)
a	3	(3.3)
b	28	(31.1)
c	56	(62.2)
d	3	(3.3)

注 13名は在院中のため除外した。

質問項目(17) 出院前の最後の成績評価（基本的生活態度）

区 分	人 員	(構成比)
総 数	90	(100.0)
a	3	(3.3)
b	40	(44.4)
c	41	(45.6)
d	6	(6.7)

注 13名は在院中のため除外した。

質問項目(18) 出院前の最後の成績評価 (学習態度)

区 分	人 員	(構成比)
総 数	90	(100.0)
a	2	(2.2)
b	63	(70.0)
c	24	(26.7)
d	1	(1.1)

注 13名は在院中のため除外した。

質問項目(19) 出院前の最後の成績評価 (対人関係)

区 分	人 員	(構成比)
総 数	90	(100.0)
a	-	
b	29	(32.2)
c	53	(58.9)
d	8	(8.9)

注 13名は在院中のため除外した。

質問項目(20) 出院前の最後の成績評価 (生活設計)

区 分	人 員	(構成比)
総 数	90	(100.0)
a	-	
b	16	(17.8)
c	72	(80.0)
d	2	(2.2)

注 13名は在院中のため除外した。

質問項目(22) 指導内容

区 分	人 員	(全体比)
問題行動指導	66	(73.3)
治療的教育	3	(3.3)
情操教育	6	(6.7)
基本的生活訓練	60	(66.7)
保護関係調整指導	9	(10.0)
進路指導	33	(36.7)
職業指導	28	(31.1)
職業訓練	39	(43.3)
院外委嘱職業補導	-	
義務教育	5	(5.6)
高等学校教育	2	(2.2)
補習教育	2	(2.2)
院外委嘱教科教育	-	
日本語教育	15	(16.7)
保健衛生指導	1	(1.1)
その他	1	(1.1)

注 1 13名は在院中のため除外した。

2 複数回答可。全体比は、調査対象者90名に対する割合をいう。

質問項目(24) 院外委嘱職業補導 (回数)

区 分	人 員	(構成比)
総 数	90	(100.0)
0回	89	(98.9)
4回	1	(1.1)

注 13名は在院中のため除外した。

質問項目(25) 学校修了証明書

区 分	人 員	(構成比)
総 数	90	(100.0)
なし	84	(93.3)
中学校修了証明書授与	6	(6.7)

注 13名は在院中のため除外した。

質問項目(26) 職業補導

区 分	人 員	(全体比)
なし	4	(4.4)
木工	20	(22.2)
窯業	3	(3.3)
建築	-	
園芸	18	(20.0)
溶接	16	(17.8)
板金	1	(1.1)
職業補導	6	(6.7)
自動車整備	-	
情報処理	10	(11.1)
電気工事	1	(1.1)
印刷	-	
技術家庭	-	
事務・ワープロ	19	(21.1)
建設機械運転	4	(4.4)
農業	43	(47.8)
土木建築	16	(17.8)
応接サービス	2	(2.2)
手工芸	6	(6.7)
配管	1	(1.1)
介護サービス	-	
クリーニング	9	(10.0)
理容	-	

注 1 13名は在院中のため除外した。

2 複数回答可。全体比は、調査対象者90名に対する割合をいう。

質問項目(27) 在院中に取得した資格・取得

区 分	人 員	(全体比)
ガス溶接技能講習	12	(13.3)
アーク溶接特別教育	13	(14.4)
手アーク溶接検定	4	(4.4)
半自動溶接検定	1	(1.1)
ステンレス鋼等溶接検定	1	(1.1)
珠算検定(3級以上)	2	(2.2)
珠算検定(4級以下)	6	(6.7)
自動車整備士	-	
基本情報技術者	2	(2.2)
電気工事士	-	
危険物取扱者	19	(21.1)
パソコン検定	2	(2.2)
ワープロ検定	8	(8.9)
大型特殊自動車運転免許	1	(1.1)
車両系建設機械運転技能講習	1	(1.1)
小型車両系建設機械運転	21	(23.3)
販売士	-	
簿記検定	1	(1.1)
消防整備士	-	
訪問介護員(ホームヘルパー)養成研修	-	
クリーニング師	-	
その他	39	(43.3)

注 1 13名は在院中のため除外した。

2 複数回答可。全体比は、調査対象者90名に対する割合をいう。

質問項目(28) 賞票の回数

区 分	人 員	(構成比)
総 数	90	(100.0)
0回	33	(36.7)
1回	15	(16.7)
2回	12	(13.3)
3回	11	(12.2)
4回	7	(7.8)
5回	5	(5.6)
6回	5	(5.6)
8回	1	(1.1)
10回	1	(1.1)

注 13名は在院中のため除外した。

質問項目(29) 懲戒の回数

区 分	人 員	(構成比)
総 数	90	(100.0)
0回	65	(72.2)
1回	12	(13.3)
2回	9	(10.0)
3回	1	(1.1)
4回	2	(2.2)
6回	1	(1.1)

注 13名は在院中のため除外した。